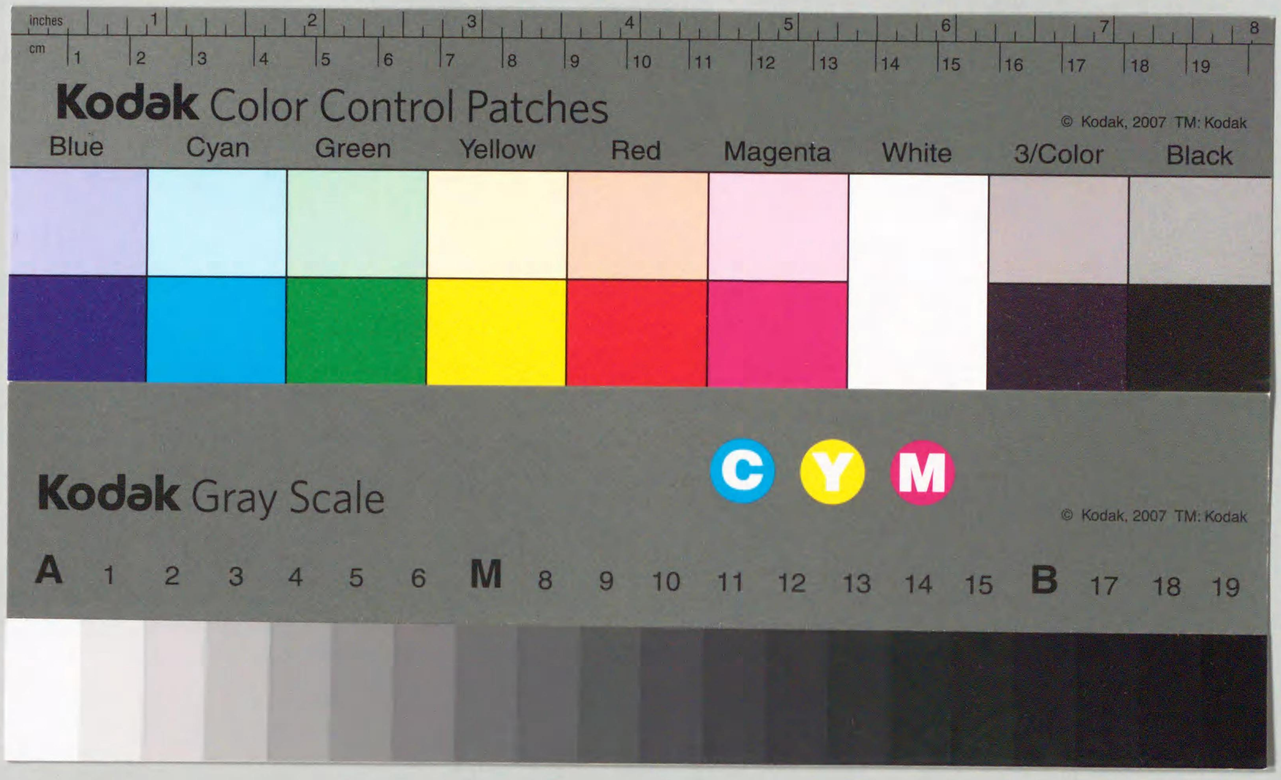
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

A361
53
82435108

北M78

各國關稅改正其他

（自昭和十四年一月至同年六月）

昭和十四年九月

外務省通商局

貴族院 昭和 14.10.27 圖書係

A361
53

目次

○亞細亞洲
中華民國……一
香港……二
佛領印領支那……二
タイ……四
英領馬來……五
英領印度……六
蘭領印度……一二
ビルマ……一四
英領セイロン……一〇
アフガニスタン……一三
イラク……一三
イラン……一三
シリア……一三
パレスタイン……一三
○ヨーロツパ洲
イギリス……一四
フランス……一七
獨逸……一八
白耳義……一九
オランダ……一九
スイス……一九
伊太利……四〇
アルバニア……四四
希臘……四六
ルーマニア……四八
トルコ……四八
蘇聯邦……四八
リスアニア……四八
フインランド……四八
ノルウエー……四八
デンマーク……四八
ポルトガル……四八
○アメリカ洲
アメリカ合衆國……五〇
加奈陀……五二
サルヴアドル……五五
ホンジユラス……五五
コスタ・リカ……五五
玖瑪……五六
ヴエネズエラ……五〇
エクアドル……五四
ペルー……五五
ブラジル……五五
智利……五五
アルゼンテイン……五〇
パラグアイ……五六
ウルグアイ……七七
○アフリカ洲
埃及……八〇
伊領東アフリカ……八四
ケニア……九四
マダガスカル……九五
南アフリカ聯邦……九五
白領コンゴー……九八
佛領西アフリカ……一〇〇
佛領モロツコ……一〇一
北ローデシア……一〇二
○大洋洲
オーストラリア聯邦……一〇四
ニユージランド……一〇九
ニユーカレドニア……一一三

82W35108

各國關稅改正其他

（自昭和十四年一月至同年六月）

○亞細亞洲

中華民國

蠶絲、繭、刺繍用麻布等輸入稅率變更

芝罘海關は、臨時政府の訓令に依る趣を以て、一九三九年五月十六日以降、山東省各港へ輸入される左記品目の稅率は、次の通徵收すべき旨、五月十七日附を以て左の通告示した。

稅番	品目	新稅率	舊稅率
(一)	一〇五 蠶絲及屑蠶絲（殘絲、生絲、製絲を含む）	五%	三〇%
(二)	一〇七 絹絲及同縫絲	五%	三〇%
(三)	六四七 繭	五%	一二・五%、一二・五%
(四)	七八 刺繍用麻布	七・五%	

右特惠稅率中(一〇二)及(三)は山東繭紬の加工の爲に輸入される蠶絲及繭にのみ、又(四)は刺繍用麻布にのみ適用されるものであつて、輸入者は其輸入に際しては、稅關に對し上記用途に使用すべき旨の保證をなすべきものとす。

馬及騾馬輸移出禁止

天津海關は一九三九年五月九日附天津海關布告第一二三一號、同第一二三二號、五月十日附第一二三三號　五月十一日附第一二三四號及同第一二三五號を以つて左の旨發令した。

第一二三一號　爾今馬及騾馬ノ輸出及移出（但芝罘及青島向ヲ除ク）ハ豫メ海關監督公署ヨリ特別認可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ禁止ス

第一二三二號　更ニ告示アル迄滿洲ヨリノ生牛輸入ハ滿洲國當局發給ニ係ル種痘證明書ヲ具備スルニ非サレハ之ヲ禁止ス

第一二三三號　五月八日以降滿洲ヨリノ糧穀輸入ニハ北京實業部發給ノ特別許可證ノ添附ヲ要ス

又之カ詳細ハ海關監督公署ニ付知悉スヘシ

第一二三四號　五月二十日以降海關ニ提出セラルル申告書ニ添附スヘキ「スタチスチカル・コツピー」ハ二通タルヘキコト

第一二三五號　六月一日以降船荷目錄ヲ海關ニ提出スルニ先チ船長及其ノ代理者ハ該船舶ニ積載セル貨物（輸入、輸出及轉口貨物）ノ純噸數ヲ船荷目錄ニ記入スヘシ

麥粉輸移出禁止

臨時政府の訓令に據り、青島海關は一九三九年五月十二日附にて、當分麥粉の輸出竝に臨時政府の管轄地域外沿岸への積出を禁止する旨、竝に臨時政府管轄地域内と雖も五千袋を超ゆる移出に對しては財政部の特許を要する旨の告示を爲した。

香　港

重油輸入稅改正

香港政廳は、從來施行されて居た關係稅法を改正の上統一せる炭化水素油條令を、三月三十一日附官報を以つて公布せり。右に依れば發火點攝氏六十六度以上の重油に對する輸入稅は、輕油と同率の、一英哩に付三十セントにして、以上は卽日實施することゝなつた。

佛領印度支那

柑橘類等輸入稅率改正

佛領印度支那に輸入する柑橘類（シトロン、クレマンチス、蜜柑、オレンヂ、ダイダイ）及鐵製品（鍋類、鑄型、車輛用鐵具）、刷毛、玩具の輸入稅率、一九三八年十二月五日附及同月二日附印度支那總督令を以て夫々改定せられた。

新關稅率適用

佛國新關稅率（一九三八年一月十二日附大統領令を以て公布）を印度支那に適用方に關する印度支那政府常設諮問委員會決議を裁決したる同年九月七日附大統領令は、同年十二月二十七日附印度支那總督令を以て公布せられた（本年一月四日附佛領印度支那官報揭載）。

チヨコレート、ココア菓子、米關稅變更

佛領印度支那に於けるチヨコレート及ココア菓子の關稅を佛本國稅率に變更せんとする一九三八年十月九日附佛領印度支那最高政廳會議決定、竝に米に關し同樣の措置を執るべき旨の同日附決定に關し、一月廿七日附官報は右二決定を認可する旨の一月廿一日附二大統領令を揭載せり。

ゴム輸出特別稅輕減

一九三九年一月廿八日附官報は、ゴム輸出特別稅を四〇%輕減せんとする一九三八年十一月十九日附總督令を認可する旨の一月廿日附大統領令を揭載した。

鑛物及石炭輸出稅新設

佛領印度支那政府は、本邦に關係あるものゝ內鑛物及石炭に對する從價五分の輸出稅を新設したが、其の後右輸出稅從價五分は三分と改正せられ六月一日より實施された。

錫鑛等輸出禁止

三月十一日附の官報を以て印度支那總督は錫及タングステン等の諸鑛石に對し輸出禁止令を發表した、右の要譯は左の通りである。

一九三九年三月七日附總督令要譯

第一條　新令發布迄左記諸鑛ノ輸出ヲ禁止ス

一、錫及「タングステン」鑛
二、「アンチモニー」鑛
三、亞鉛及鉛鑛

第二條　鑛石ノ原產地及輸出先ヲ明記シタル許可申請ヲ鑛山局ヘ提出スル時ハ一九三八年十月二十六日附總督令ニ依ル鑛石輸出委員會ノ議ヲ經テ前條ノ除外例ヲ與フルコトヲ得

本邦品の輸入禁止

マドラス市南方のポンデイシエリー Pondicherry には、コロンボ等を經由し、本邦の綿絲及雜貨も輸入されて居るが、五月十二日のマドラス市發行のヒンドウ紙の報道に依れば、佛領印度總督は、在本邦佛國領事官憲の査證せる證明書を添附しない日本品は、五月十日以後佛本國及植民地に於て之が輸入を禁止する旨の佛國大統領令を佛領印度（ベンガル灣沿岸に散在し、前記 Pondicherry 竝に Chandeinagore 及 Karikal を主要なる地域とす。總面積二百三平方哩、一九三一年二月の調査に於て人口二十八萬一千人）に於いて施行を命じた趣である。

尙生絲、樟腦及絹絲は、右大統領令の適用を受けない趣である。

タ　イ

綿織物等關稅改正

タイ國關稅自主權の回復に伴ひ、豫て廣汎に亘る關稅改正の行はるゝ噂ありたるが、近く實現を見るべき人頭稅廢止に依れる歲入減約七百萬バーツを填補の爲、一昨日改正令公布卽日實施せられたるが、本邦に影響大なるもの左の如し。

綿織物　從來從價五%なりしが、各品種別從量稅に改正されたる爲、從價一五%乃至二五%に引上げられたる割合となる。

人絹織物　六〇サタンを一バーツに引上ぐ。

人絹絲　從來四サタン及五サタンなりしを一律二五サタンに引上ぐ。

生　絲　一〇サタンを七倍の七〇サタンに引上ぐ。

鐵製品　五%を一〇%に引上ぐ。

食料品　二〇%乃至二五%を三〇%乃至八〇%に夫々引上ぐ。

陶磁器　一色物は八サタンに又二〇及四〇サタンの品種は一律一〇サタンに引下ぐ。

絹織物　大體に於て變化なし。

機械類　從來の一%を大工業用品に限り最高二%に、其の他は一五%に引上ぐ。

尙耕作用機械器具、肥料、醫療器具、藥用、化學研究用品は免稅となる。

碎米、白米、白米糖に對する輸出稅は夫々從價四・二%、四・四%、三・二%に何れも改正を見たり。

輸入品に對し原產地標記施行法實施

タイ國に於ては四月十七日附の官報にて同國輸入品に對する原產地標記施行法を公布すると共に卽日之を實施したが、同法は單に文字、意匠、說明其の他一切の表示手段に依つて虛僞の產地を表示したる物品の輸入禁止竝に其の沒收を規定して居るだけであつて原產地名記入を强要するやうな規定はないから、本邦當業者にとつては殆ど痛痒を感ずるやうなことはないと思料される。

尙同法の內容は左の通りである。

佛曆二四八一年虛僞產地表示物件輸入禁止法

第一條　本法ハ佛曆二四八一年虛僞產地表示物件輸入禁止法ト稱ス

第二條　本法ハ官報ニ公布ノ日ヨリ實施ス

第三條　別段ノ規定アル外ハ本法ニ於テ處理ス

產地表示トハ或ル物件カ何レノ國又ハ地點ニ於テ製造セラレタルコトヲ明白ニ表示又ハ紹介スル言詞術策說明又ハ其ノ他一切ノ表示方法ヲ謂フ

包裝トハ物件ヲ包容スル凡テノ物ヲ總稱シ栓、盆、瓶、壺、箱、覆蓋、筒、額緣、包等ヲモ含ム

「レツテル」トハ「テープ」及「カード」ヲモ總稱ス

第四條　前記表示カ編織、刻印、接續、捺印セラル、カ又ハ其ノ他ノ方法ニヨリテ當該物件ニ又ハ其ノ「レツテル」又ハ包裝ニ附着スルトキハ右物件ハ產地表示ヲ有スト見做ス

第五條　虛僞ノ產地表示ヲナセル物件ヲ王領內ニ輸入スルヲ禁ス

但シ本條ノ規定ハ邇羅國ノ產地表示ヲ有スル物件ニシテ王領內ニテ產出又ハ製造スル包裝又ハ「レツテル」ニ使用スル爲ニ輸入セラルヽトキハ之ヲ適用セス

第六條　關稅法及輸入禁止品ニ關スル補充改正法ノ規定及右ニ關スル稅關吏ノ權限ハ本法ノ禁止品ニ對シ準用ス

第七條　稅關局長ハ本法ノ禁止品ニ關スル申告、保證又ハ細則其他ノ手續ニツキ稅關規定ヲ公布スル權限ヲ有ス

物件沒收ノ爲ニ物件ヲ差押ヘ又ハ訴追ヲナスニ先タチ局長ハ豫メ前項ノ規定ニヨル適當ノ處置ヲ命令スルヲ得且ツ右規定ニヨリ當該物件カ輸入禁止品ナルコトヲ豫メ諒承セシムル處理ヲ執ルコトヲ得

初項ノ規定ハ申告者ニ對シ申告物件ノ差押及右差押ニ附隨セル訴追ニヨリ發生セル一切ノ費用及損害ノ金額ヲ稅關ニ納付ヲ命スルコトヲ得

第八條　大藏大臣ハ本法ノ實施ヲ管掌ス

佛曆二四八二年四月十三日裁可

同　四月十七日公布

英　領　馬　來

輸入稅率改正

一九三八年十二月十四日附聯邦州官報第二六號を以て左の通り輸入稅率改正卽時實施の旨の公布があつた。改正の要點は左の通り。

一、稅番品目新規設定

(イ)　純　絹　メ　リ　ヤ　ス　　從價　一五%（特惠一〇%）

右ハ織物（從價二〇%特惠一〇%）ヨリ獨立セシメタルモノナリ

(ロ)　仕上　皮革（Leather, dressed）　從價　五%（特惠無稅）

右ハ皮革類（從價一〇%、特惠無稅）ヨリ獨立セシメタルモノナリ

(ハ)　無電受信機、ラヂオ蓄音機、眞空管其ノ他無線器部分品及附屬品（送信機ヲ除ク）　從價　五%（特惠無稅）

右ハ樂器、無線機器類（從價一〇%、特惠無稅）ヨリ獨立設定セルモノナリ

(ニ)　鮭　罐　詰　　從價　七・五%（特惠無稅）

右ハ罐罎詰又ハ陶製容器入果物、野菜、魚類（從價一五%、特惠無稅）ヨリ分離設定セルモノ

二、稅率引下ゲ

懷中又ハ手提電燈用電池及部分品　　從價　一〇%（特惠無稅）

右ハ從來從價一五%、特惠無稅ヨリ引下ゲラレタルモノ

蘭領印度

新聞用紙輸入稅引下

蘭印に於ける新聞用紙輸入稅率（稅番三〇八）は從來從價一割二分なりしが、法令公報一九三八年第六六〇號を以て左記の通り改正せられ一九三九年一月一日より實施せらるゝことゝ成つた。

稅番　三〇八

新聞用紙普通ノモノ（即チ肯色ノ有無ヲ問ハス繩子樣ノ光澤無ク木質含有量高度ナル捲取又ハ平判ノ印刷用紙ニシテ一平方米ノ重量四〇瓦以上六十五瓦以下ノモノ）　從價　六　分

衣服類輸入制限延長

蘭印衣服類輸入制限延長せらる右要領左の通り。

一、法令番號　一九三八年第六六四號（十二月六日公布）

二、實施期間　一九三八年十二月九日より一九三九年十二月八日に至る一ケ年間

三、輸入許可總量

項目	品名	統計番號	許可總量	和蘭に對する特別割當數量
a	別掲ナキ男子及少年用上着	五八六	一七四、〇〇〇瓩「ブルト」	千米
b	別掲ナキ婦人少女各小兒用上着	五八七	九六、三〇〇瓩「同」	七二〇
c	綿編ミ「ブルース」	五九〇	二〇〇打	—
d	別掲ナキ其ノ他下着	五九一	九〇〇、〇〇〇瓩「ブルト」	千米
e	別掲ナキ其ノ他衣服類（「ショール」、頸卷、「ヴエール」、「面網」、其ノ他本類該當品トミラルヽモノ）	五九六	四〇、〇〇〇瓩「同」	二五〇
f	鳥打帽、學生帽、頭巾、土耳其帽、無緣帽及別掲ナキ其ノ他頭ニ被ルモノ	六〇〇	一、三五〇、〇〇〇個	—
g	布團上張リ布		一〇〇個	—

四、國別割當　ナシ

五、「ライセンス」發給手數料

a	十瓩「ブルト」又ハ其ノ端數ニ付	七仙
b	同　十　打　ニ　付	一〇仙
c	同　十　打　付	一二仙
d	同　十瓩「ブルト」又ハ其ノ端數ニ付	五仙
e	同　百　個　ニ　付	一〇仙
f	同　百　個　付	五仙
g	同　十　個　ニ　付	六仙

晒綿布輸入制限延長

蘭領印度の晒綿布輸入制限令延長要領左の通り。

一、實施期間　一九三九年一月三日より一年間

二、輸入許可數量竝和蘭に對する割當數量

項	統計番號	品種	輸入許可數量	和蘭に對する特別割當數量
A	一五四三乃至一五五一	キヤンブリック	八二、〇〇〇	千米 五〇、〇二〇
B	一五二乃至一五五及一五二五乃至一五二八	キヤンブリック・シヤーチング、エレファント及マダポラムス	千米 九〇〇	千米 七二〇
C	一五五七乃至一五六五	シヤーチング及ロングクロス	二三、〇〇〇	一〇、五八九・四
D	一五六六	ドリル	三、〇〇〇	四二〇
E	一五六六	ジンス及トウイル	一一、〇〇〇	—
F	一五六七乃至一五六九	朱子及フランネル	八、〇〇〇	一、三六〇
G	一五七〇	綾織	一、〇〇〇	一四〇
H	一五七一乃至一五七四	綾織ニシテ漂白シ又ハ染メタルモノ	一、〇〇〇	一四〇
I	一五七五乃至一五七八	綾織ニシテ捺染シタルモノ	一、〇〇〇	一四〇
J	一五七九乃至一五八二	綾織ニシテ絞染シタルモノ	一、〇〇〇	一四〇
K	一五八三乃至一五八六	綾織ニシテ絞染及捺染シタルモノ	一、〇〇〇	一四〇
L	一五八七乃至一五九〇	綾織ニシテ漂白シ又ハ染メタルモノ	一、〇〇〇	一四〇
M	一五九一乃至一五九四	綾織ニシテ捺染シタルモノ	一、〇〇〇	一四〇
N	一五九五乃至一五九八	綾織ニシテ絞染シタルモノ	一、〇〇〇	一四〇
O	一五九九	綾織ニシテ絞染及捺染シタルモノ	一、〇〇〇	一四〇

三、個別割當なし

齒刷子、人肥其の他輸入制限延長

蘭領東印度政府は齒刷子外十品目の輸入制限延長に關する政府令を公布したが要領は左の通り。

一、實施期間は一九三九年一月二十一日より向ふ一箇年間

二、輸入許可數量

項	統計番號	品目	輸入許可數量
i	八〇九	齒刷子	四〇〇千打
j	九一三	ペンナイフ	一一〇千打
k	九一四	家庭用鋏、葡萄鋏、化粧用鋏及花鋏（ペリカンを含む）	一一三千瓩
l	九一五	家庭用ナイフ（安全剃刀及之に附屬する双を含む）	二、五〇〇
m	九一六	家庭用ナイフ	一〇〇千打
n	九一七	其の他別掲なき双物類	四〇千瓩
		上（幅三六吋を越えたるもの）	二、七〇〇
		上（幅三六吋以下のもの）	三〇千瓩
		上（幅四二吋以上にして七粍平方吋に於ける絲數三五本以下のもの）	一、八〇〇
		上（幅四二吋以上にして七粍平方吋に於ける絲數三七本以下のもの）	一、五〇〇
		上（幅三七吋乃至四一吋にして七粍平方吋に於ける絲數三二本以下のもの）	七、〇〇〇
		上（幅四二吋以上にして七粍平方吋に於ける絲數三六本以下のもの）	一一、五〇〇
		上（幅三六吋以下のもの）	二、五〇〇
		上（幅三六吋を越えたるもの）	一七、〇〇〇
		上（幅四二吋以上にして七粍平方吋に於ける絲數三五本以下のもの）	二、七〇〇
		上（幅四二吋乃至三六吋にして七粍平方吋に於ける絲數三七本以下のもの）	一、八〇〇
		上（幅三七吋乃至四一吋にして七粍平方吋に於ける絲數三二本以下のもの）	一一三千瓩
		上（幅四二吋以上にして七粍平方吋に於ける絲數三六本以下のもの）	一〇〇千打
		上（幅三六吋以下のもの）	四〇千瓩
		上（幅三六吋を越えたるもの）	三〇千瓩

項	統計番號	品目	輸入許可數量
o	九三六	鉱力笠付普通吊石油ランプ	一五千打
p	九三七	硝子笠付普通吊石油ランプ	五千打
q	九三八	普通壁掛石油ランプ	一五〇千打
r	九三九	別揭なき普通石油ランプ	一八〇千瓩

三、國別割當なし。

又人造肥料輸入制限延長せらる要領次の通り。

一、實施期間　一九三九年一月十八日より向ふ一箇年間

二、輸入許可數量竝和蘭に對する特別割當數量

（單位千瓩「風袋共」）

項	統計番號	品種	輸入許可量	和蘭に對する特別割當數量
a	三五七	過燐酸鹽及重過燐酸鹽	四、二〇〇	一、六八〇
b	三五九	別揭せざる肥料	一八、〇〇〇	八、二八〇

電球輸入制限延長

電球輸入制限令は一月十八日より向ふ一ケ年間延長されたが、其の要領は次の通り。

一、實施期間　一九三九年一月十八日より一年間

二、輸入許可數量竝和蘭に於ける特別割當數量左の如し。

項	統計番號	品種	輸入許可數量	和蘭に對する特別割當數量
			千箇	千箇
a	四八〇	自轉車及懷中電燈用電球	一〇、〇〇〇	—
b	一四八〇	自動車用電球	二〇〇	一一〇
c	二四八〇	普通電球	三、〇〇〇	一、六五〇

衛生用陶器輸入制限延長

衛生用陶磁器輸入制限延長令を公布したが、其の要領は左の通り。

一、實施期間　昭和十四年三月三十日より向ふ一ケ年間

一、輸入許可量及和蘭に對する特別割當量左の通り。

項	統計番號	品目	輸入許可量	和蘭に對する特別割當量
a	四四八	衛生用陶器（移動可能なるもの）洗面用具、濾過器、室內便器、痰壺、壁掛、手洗器等及別揭なき同部分品	一九、〇〇〇瓩（B）	七、九八〇瓩（B）
b	四四九	衛生用陶器（定置式のもの）、部分品、大便器、小便器、臺所用流臺、洗槽、水道接續の手洗器及洗面臺等の部分品	三〇〇、〇〇〇瓩（B）	一二〇、〇〇〇瓩（B）
c	一四九九	別揭なき部分品	一一〇、〇〇〇瓩（B）	二二、〇〇〇瓩（B）

木製便器腰掛板、鐵製タンク及流水管、護謨製接續用品、定置式洗面臺附屬棚及手拭掛等

綿毛布輸入制限延長

綿毛布輸入制限令は三月十八日より一箇年延長されたが、其の要領左の通り。

輸入許可數量竝和蘭に對する特別割當

項	統計番號	品目	許可數量	和蘭に對する特別割當
a	一六二二	綿モルトン、ブランケット	八五〇、〇〇〇枚	六一二、〇〇〇枚
b	一六二四	綿モルトン、ベット、スプレッド（所謂軍隊用ブランケット）	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇

タオル輸入制限延長

浴用タオル輸入制限令は三月十八日より一箇年延長せられ其の要領は前回同樣次の通り。

項	統計番號	品目	輸入許可數量	和蘭に對する特別割當
a	一六二八	浴用タオル（一打の重量一三二〇瓦（N）以下のもの）	二五二、〇〇〇枚	—
b	一六二八	浴用タオル）一打の重量一三二〇瓦（N）を超ゆるもの）	八四、〇〇〇	—

陶磁器輸入制限延長

蘭領印度に於ける陶磁器輸入制限延長令公布要領左の通り。

一、實施期間　昭和十四年五月九日より向ふ一年間

二、輸入許可數量

統計番號	品名	許可數量
四二三乃至四三五 四三七乃至四四三 及四四五	別揭せざる粗製陶器 別揭せざる精陶器及磁器	三、五〇〇千打
四三六	其他の別揭せざる粗製陶器（ゴム採液コップを含まず）	三〇〇千瓩（風袋共）
四三六	ゴム、コップ	一〇〇千瓩（風袋共）
四四四、四四六及四四七	支那碗及匙、其他の別揭せざる精陶器竝磁器製食器一式竝部分品、アスパラガス入用の皿、パイ入用の皿及鉢、ブロース・カップ、菓子鉢及其他別揭せざる陶磁器製食卓用品竝食器にして贅澤品のもの	三、五〇五千瓩（風袋共）

三、個別割當無し。

金物類輸入制限延長

金物類輸入制限令は一九三九年五月二十七日より向ふ一ケ年間延長せられたが、其の要領は左の通りである。

一、許可量（單位千瓩）

項目	統計番號	品目	許可數量	前回に比し增減
w	六九〇	鐵板類（色塗又は卑金屬を塗布したるもの）	一九、〇〇〇	增減なし
x	六九三	鐵棒（同右）	一六、〇〇〇	同
y	六九四	鐵梁（同右）	一二、〇〇〇	同
z	六九五 六九六	鐵輪（「ワニス」を塗布したるもの、其の他の鐵輪）	二、〇〇〇	減四〇〇
aa	六九七	鐵筋	一五、〇〇〇	增八、五〇〇
bb	七〇二 七〇三	鐵管（鑄物）及其の他の鐵管	八、〇〇〇	增減なし
cc	七〇八 七一〇 七一三	屋根葺用亞鉛引板、亞鉛引鐵槌及壁床、破目用鐵板	一六、〇〇〇	同

項目	統計番號	品目	許可數量	前回に比し増減
dd	自七一一六至七一九及七二一	鐵線、電燈用鐵線、針金類其の他特殊の垣根用針金及鐵鋼	八、〇〇〇	増減なし
ee	自七二二三至七二二五	釘類	一七、二〇〇	増 五、四〇〇
ff	七二六七二七	螺旋及鐵製ボルト	二、〇〇〇	減 五〇〇
gg	七六四	銅及合金製鐵線	九〇〇	増減なし
hh	七五七七六〇七六五七六六七六八	赤銅板、黄銅板及ブロンズ板、電線以外の赤銅線、黄銅線、黄銅線鋼及螺旋	九〇〇	同
ii	七七五七七六	他に掲記せざる銅の粗製及精製品	三五〇	減 二〇〇
jj	八〇八	亜鉛棒又は板	二五〇	増減なし

二、國別割當なし。

縞サロン輸入制限延長

縞サロン輸入制限は六月十四日より向ふ一ケ年間延長されたが、其の要領は前回同樣左記の通りである。

一、實施期間　一九三九年六月十四日より向ふ一ケ年間

二、輸入許可數量

項目	品目	輸入許可數量
a	一吋平方ニ付絲數經緯合計一三〇本以下ノ全部絹製ノ「サロン」又ハ「カインバンジヤン」	五〇、〇〇〇「コルゼ」
b	一吋平方ニ付絲數經緯合計一三〇本ヲ超ユル全部絹製ノ「サロン」又ハ「カインバンジヤン」	一〇九、〇〇〇「コルゼ」
c	全部人絹製ノ「サロン」又ハ「カインバンジヤン」	一〇「コルゼ」
d	綿人絹交織製ノ「サロン」又ハ「カインバンジヤン」	一〇、〇〇〇「コルゼ」
e	全部又ハ一部絹製ノ「サロン」又ハ「カインバンジヤン」	一〇「コルゼ」
f	別掲セサル「サロン」又ハ「カインバンジヤン」	一〇「コルゼ」
g	密織絲染綿製衣服地ニシテ經緯共色ヲ異ニセル綿單絲二本以上ヲ以テ織リタルモノ	二、四〇〇碼
h	密織絲經縞（我方ノ如何ヲ問ハス）ノ衣服地ニシテ緯絲（九〇%以上染メタルモノ）カ織物面ニ一條ニ現ハレタルモノ（「ルーリック」物）	三〇〇、〇〇〇碼

三、和蘭に對する割當。

	b	九九、〇〇〇「コルゼ」
	d	一〇、〇〇〇「コルゼ」

（註）二、三、ノ數字ハ前回ニ比シ異同ナシ

ビルマ

ビルマ國通過飛行機積載品關稅免除

ビルマ政府關稅部は本年二月十六日附を以て英領ビルマ通過飛行機の積載品の關稅免除に關して左記の規則を發布し同二月十八日附官報に掲載した。

▲飛行機積載品の英領ビルマ輸出入に關する規則

一、飛行機積載ノ燃料及「リユーブリケーチング・オイル」及機體ノ部分品又ハ乘組員及乘客ノ消費ニ充ツヘキ貨物ニ對シテハ輸入稅ヲ免除ス但シ稅關長カ該貨物ハ目的地到達又ハ歸還飛行ニ所要ノモノタルヘキコトヲ認メタル場合ニ限ル

二、通過飛行機ニシテビルマ及印度以外ニ飛行スル場合ビルマ內ニテ供給ノ「モーター・スピリツト」、「リユーブリケーチング・オイル」及飛行機體部分品ニ對シテハ輸入稅ノ八分ノ七ノ拂戻シヲナス又「モーター・スピリツト」ノ國內消費稅ハ全額ノ拂戻ヲナスヘシ

三、下記二項ノ保稅倉庫內ノ輸入品ニ對シテハ取扱商社カ「エーアドローム」ニ私有倉庫（免許ヲ受ケタルモノ）ヲ建設シ貯藏スル場合ハ無稅再輸出ヲ許可ス

（一）機械ノ消耗品

燃料及「リユーブリケーチング・オイル」等ノ類

（二）機械ノ部分品

四、ビルマ總督ハビルマ及印度以外ヘ到達ノ目的ヲ以テ着陸セル飛行機ノ保有スル有稅品ニ對シテ輸入稅ヲ免除ス但シ着陸ノ際稅關員ハ品目「リスト」ニヨリ封印ヲ行フ但シ武器類ハ緊急ニ具フルタメ封印ヲ行ハス

西南運輸公司購入石油類免稅

ビルマ政府は三月十一日附の官報に於て同月二日附の土地收入部關稅告示を以て西南運輸公司が購入し陸路支那に輸送せらるゝモーター・スピリツト及ケロシンに對し消費稅其の他一切の國內稅を免除する旨を公布した。

支那向再輸出貨物に戻稅設定

一九三八年二月十六日ビルマ政府財政部は海路蘭貢に輸入せられ輸入稅納付濟の貨物にして陸路バーモ、騰越道路にて雲南に再輸出さるるものは輸入稅の八分の七の拂戻しを受くることを得、但し蘭貢稅關に記錄せられたる輸入日より二ケ年以內に再輸出するを要し、此戻稅の適用を受けざるものは武器彈藥、阿片、鹽、石油、絹織物、煙草、燐寸等（但し武器彈藥は支那政府の所要するものは例外とせり）とす、との規定を公布したが、其の後政府は同年十二月十九日に至り右戻稅を十六分の十五に增加し又本稅適用の通路を雲南、ビルマ間の新自動車道路であるラシオより雲南に至る國境ギンヤン（一名キュッコク）をも含むものである旨發表し、當地商業會議所始め銀行商社等にもサーキュラーにて周知せ

しむる方法を執り、更に本規定に關する細目は追て發布すべしと發表したが、一九三九年三月四日官報にて同年二月二十七日附土地及收稅部關稅佈告を以て新規則が發布された其の概要は左の通りである。

一、ビルマ總督は再輸出の許可を得て支那に輸出せられたる貨物は全額の輸入稅を支拂ふにあらざれば陸路に依る輸入を禁止す
本規則の適用は「シヤン」聯合州「カチン・ヒル」其の他緬甸の邊境をなす總督直轄區域にも及ぼす前記一九三八年二月十六日附の財政部規則は廢止す

二、海路ビルマに輸入せられたる貨物にして直に或は通關後陸路支那に再輸出せらるるものは輸入稅の十六分の十五に相當する額の免除又は拂戻を受くることを得。但し
(一)　武器彈藥(支那政府の要請により輸入せられ再輸出するものを除く)、阿片、酒類、鹽、鹽魚、石油、煙草、銀貨及銀地金、「サツカリン」、絹製品、燐寸、「モーター・スピリツト」、「ケロシン」
(二)　輸入品の價格が戻稅額以下又は五留比以下の價格のものにて稅關長の裁量にて本法適用不必要と認めたるもの
等は本法の適用を受くるを得ず
(註、一八九四年の英支協定には阿片、酒類、鹽及支那政府の要請に依る以外の武器類の支那領への陸路輸出を禁止の規定あり)

三、再輸出目的の貨物にして「ボンド」提示の下に輸入を許可せられたるものに關する規定
支那へ再輸出目的のため輸入せられたる貨物は輸入と同時に
(一)　該貨物が再輸出せらるべきを宣誓し
(二)　所定形式に從ひ四通の送狀を作製添付し右貨物の通過經路が
(イ)「ラシオ」「キユツコク」(ギンヤンと同じ)
(ロ)「バーモ」騰越
(ハ)「バーモ」「パンカム」
の何れかなることを明記するを要す
(三)　輸入稅の十六分の一を支拂ふべし
(四)　所定期間中にビルマより再輸出せざる場合は稅關長の認定により保證金より十六分の十五の稅を支拂ふべきこと
(五)　武器彈藥の場合は輸入及再輸出共支那政府の要請に基くものなることの證據を添付すること

四、本目的の貨物はビルマ稅關所定の形式にて封印し「ラシオ」又は「バーモ」行き運送當局に引渡す迄蘭貢稅關吏の監視に置かるべく鐵道又は汽船會社の受取證受領の上は此旨送狀に記載するを要す封印等は稅關長の裁量により省略するを得

五、「ラシオ」及「キユツコク」の手續
「ラシオ」到着の貨物を更に國境「キユツコク」を經て支那に輸送せんとする場合は「ラシオ」稅關官憲の貨物包裝等の異狀なき證明竝稅關吏監視の下に「トラツク」に積載するを要し「キユツコク」に於ては出國境の檢印を得更に雲南領に於ては支那稅關の入國檢印を得るを要す

六、「バーモ」に於ける手續
蘭貢より「バーモ」「騰越及「バーモ」「パンカム」道路により支那に再輸出せらるるものは「バーモ」着と同時に稅關倉庫に收容し異狀なきに於ては稅關吏は所定形式の「ワラント」を發給す
又荷造り包裝等の變更も必要に應じ許可せらる
(一)　騰越に於ては蘭貢に於ける輸入許可の日より六ケ月以內に支那稅關長は貨物包裝に異狀なきことを確めたる後送狀に支那輸入完了の證明をなす
(二)　「パンカム」の場合は國境に存する支那稅關詰所に於て支那稅關吏は貨物包裝に異狀なきを確めたる後送狀に檢印及輸入完了の證明を與ふ

七、輸入稅全額支拂ひたる貨物の再輸出による戻稅要求に付ては
(一)　該貨物なること容易に認定せらるべきこと
(二)　二ケ年以內に再輸出さるべきこと
(三)　貨物認定に付送狀輸入稅「ビル」其の他必要書類を提示すべきこと
(イ)「ラシオ」「キユツコク」
(ロ)「バーモ」騰越
(ハ)「バーモ」「パンカム」
の三通路の中一を撰ぶこと

八、「ラシオ」「キユツコク」道路により再輸出されたる貨物の戻稅は蘭貢稅關に於て行ひ此場合前項支那稅關の輸入證明を要す
又「バーモ」の場合は蘭貢又は「バーモ」稅關出張所にて拂戻をなす但し前同樣支那稅關の證明を必要とす

右に依れば陸路支那に再輸出せらるゝ輸入品は、輸入稅として所定輸入稅の十六分の一を徵收せらるゝことゝなつてゐるが、本年四月二十二日附官報に所載の四月十八日附土地收稅部稅關布告を以て、右十六分の一の稅は之を從價一パーセントの輸入稅と改め、更にモーター・スピリツト及ガソリンを再輸出禁止品中より削除した。

關稅改正法案實施

ビルマ政府は三月三十一日下院に對し、分離以前印度產業保護關稅に

稅番	品目
二八　(五)	鹽化マグネシウム
四三	ウッド・パルプ
四四　(一)	印刷用紙
四四　(三)	寫字用紙、書簡用箋
四六	生絲及繭
四六　(一)	屑生絲
四七	絹絲(撚絲及屑絲より製したる絲、縫絲を含む)
四七　(一)	絹　縫絲
四七　(六)	絹撚絲及綿絲及綿縫絲
四八	交織物(九割以上の絹を含むもの若くは人絹の飾を施したるものを含む)
四八　(一)	交織物(九割以上の人絹を含むもの)
四八　(三)	絹織物(九割以上の綿を含むもの)
四八　(四)	交織物(一割以上九割以下の絹を含むもの)
四八　(五)	交織物(一割以下の絹を含み一割以上九割以下の人絹を含むもの)
四八　(七)	交織物(一割以上の絹、一割以上の人絹若くは一割以上の羊毛を含まざるものにして五割以上九割以下の綿を含むもの)
四八　(九)	綿織物即ち綿繻子(イタリア製綿繻子ビロード模造ビロードを含む)
四八　(十)	交織物(金絲若くは銀絲を含むもの)
四九	稅番四八、四八(一、三、四、五、七、九、十)中規定せられたるものにして全部若くは大部分を其の中に含む織物
四九　(五)	綿製紐即ち Ghoonsis and Mukiakesis
五一　(二)	綿メリヤス其の他綿交編物即ち綿肌着(編物)綿製靴下
五一　(三)	綿メリヤス織物

英領印度

化學藥等關稅改正

英領印度政府は、一九三八年十二月十七日附告示を以て、一九三八年度一箇年の輸入品に對する關稅改正を決定せる旨發表したが右の中主として本邦よりの輸入品に對する稅率を摘錄すれば左の通り。

稅番品名	標準稅率	課稅價格 舊課稅價格	課稅價格 增價せるもの	課稅價格 減價せるもの
二八 **他に特記せざる化學藥及製藥類**				
鹽化アムモニア(結晶)	三〇% Ad Valorem	一二—四—〇 Cwt.		一一—八—〇 Cwt.
サラモニアツク(昇華せるもの)	同	二四—一二—〇 同	二五—〇—〇 Cwt.	
其の他の鹽化アムモニア(壓縮せるものを含む)	同	一七—〇—〇 同	一九—〇—〇 同	
硼酸	同	一八—一二—〇 同		一八—四—〇 同
炭酸ガス(液體ガスを壓縮せるものを含む)	同	〇—五—〇 lb.		〇—三—六 lb.
苛性加里(電氣分解によらざるもの)	同	二一—〇—〇 Cwt.		二〇—八—〇 Cwt.
鹽素	同	〇—四—三 lb.	〇—四—九 lb.	
結晶メンソール(薄荷)	同	〇—七—六 同	〇—七—九 同	
曹達灰(天然曹達灰及セスキ炭酸曹達を含む)	同	四—二—〇 Cwt.	四—八—〇 Cwt.	
苛性曹達(小片狀のもの)	同	九—八—〇 同	一〇—〇—〇 同	
重クロム酸曹達	同	二四—〇—〇 同	二五—〇—〇 同	
硫化曹達	同	五—八—〇 同	六—二—〇 同	

稅番品名	標準稅率	課稅價格 舊課稅價格	課稅價格 增價せるもの	課稅價格 減價せるもの
チオ硫酸曹達(ハイポ)	三〇 Ad Valorem	九—〇—〇 Cwt.	一〇—四—〇 Cwt.	
酒石酸	同	五六—八—〇 同	六八—〇—〇 同	
蓽澄茄	同	三六—〇—〇 同	三七—八—〇 同	
二八(八) 鹽素酸加里	二五%	一六—〇—〇 同	一九—〇—〇 同	
ナフタリン玉	同	一七—八—〇 同		一五—〇—〇 Cwt.
蓚酸	同	三二—八—〇 同	三三—八—〇 同	
重炭酸曹達	同	四—四—〇 同	四—八—〇 同	
粗阿魏(Hingra)	同	二七—八—〇 同	三三—八—〇 同	
染料				
三〇(一) (乾)アリザリン(四〇%を超えたるもの)	一〇%	三—八—〇 lb.		三—〇—〇 lb.
ナフトル屬のカツプリング染料				
(a)ナフトル建染染料	同	二—一二—〇 同		二—一一—〇 同
(b)カーバゾール青	同	二—五—〇 同	二—六—六 lb.	
(c)其の他				
(i)糊狀のもの	同	三—一二—〇 同	四—一二—〇 同	
(ii)粉狀のもの	同	一七—〇—〇 同		一六—八—〇 同
アニリン・オイル	同	〇—五—六 同	〇—六—六 同	
其の他のもの	同	一—七—〇 同	一—八—〇 同	
三一 別記せざる天然精油				
天然カシア油(極東產)	三〇%	〇—一五—〇 同		〇—一四—〇 同
三一(一) 天然シトロネラ油(極東產)	同	〇—一五—〇 同	一—〇—〇 同	
三一(二) 天然ガジユパテイ油	二五%	一—六—〇 同	一—八—〇 同	
薄荷油	同	三—〇—〇 同	三—六—〇 同	
ゴム製品				
極東產自轉車用タイヤ(空氣入)	三〇%	一一—〇—〇 Dz.		一〇—〇—〇 Dz.

稅番	品名	標準稅率	課稅價格		
			書課稅價格	增價せるもの	減價せるもの
	自轉車用チューブ類	三〇%	三一—一一—〇 Dz.	四—〇—〇 Dz.	三一—一四—〇 Dz.
四四	紙 包裝用紙、機械光澤紙	同	一—八—〇 lb.	一—九—〇 lb.	一—八—〇 同
四四（二）	ボール紙板（裡張なきもの）	二五%	四—一一—〇 Cwt.	五—〇—〇 Cwt.	二—四—〇 lb.
四六	生絲	同			三—〇—〇 同
	支那產屑製品手紡（再紡せるものを除く）	同	一—一〇—〇 lb.		三—一四—〇 同
	其の他のもの	同	二—八—〇 同		
	日本產紡綿	同	三—七—〇 同		
	傘骨（ニッケ鍍金、眞鑄鍍金、彫溝せるもの金屬を取付たるものを除く）		四—一二—〇 同		
	日本製鐻曲丸骨二三、二五、二七吋のもの	三〇%	一—九—六 gross	一—一二—〇 gross	
	同其の他の諸國製品	同	二—二二—六 同	三—四—〇 同	
	日本製鐻曲丸骨一六、一九、二一吋のもの	同	一—五—六 同	一—九—〇 同	
	日本產丸骨二三、二五、二七吋のもの	同	一—六—〇 同	一—一二—〇 同	
	同其の他の諸國產	同	一—一四—〇 同	二—〇—〇 同	
	日本製丸骨一六、一九、二一吋のもの	同	一—〇—〇 同	一—六—〇 同	
	同其の他の諸國製品	同	一—一〇—〇 同	一—一二—〇 同	
六〇	炭酸水用罎 鑄型一〇オンス未滿のもの	二五%	一—一二—〇 同	一六—〇—〇 同	
	一〇オンスのもの	同	一三—一二—〇 同		
	一〇オンスを超えたるもの	同	二〇—〇—〇 同		
	王冠コルク型七オンス以下のもの	同	一三—〇—〇 同		

稅番	品名	標準稅率	課稅價格		
			書課稅價格	增價せるもの	減價せるもの
	七オンスを超え一〇オンス以下のもの	二五%	一三—一二—〇 gross	一三—〇—〇 gross	
	一〇オンスを超えたるもの	同	一五—八—〇 同	一四—八—〇 同	
六〇（三）	硝子製環飾 チヤイナ・ラジヤワラ（凡ての種類を含む）	五〇%	五—一二—〇 (一〇〇 per pairs)	〇—一—六 per dozen	五—四—〇 (一〇〇 per pairs)
	日本製のもの	同	〇—一—八 per dozen	〇—一—七 dozen	
	チューブ型のもの	五〇%	〇—一—六 dozen	〇—一〇—〇 同	
	ゾネリカダ（ゴルバラ）其の他	M	〇—一—八 同		
六三（一六）	鐵及鋼製釘竝ワッシヤー	二〇%	四一—〇—〇 Cwt.	三九—〇—〇 Cwt.	
六四	牛馬蹄用のもの	三〇%	四四—〇—〇 同	三六—〇—〇 同	
	銅及銅製品	同	四七—〇—〇 per Cwt.	三九—〇—〇 同	
	銅板	同	一—一二—〇 per 一〇〇 leaves	一—三—〇 per 一〇〇 leaves	
	銅箔（一〇—一一×四—五吋）	同	一—一二—〇 同	一—三—〇 同	
	無地白地のもの	同	三五—〇—〇 Cwt.	二九—〇—〇 同	
	色物	同	三八—八—〇 同	三〇—〇—〇 同	
	眞鑄板平方呎一封度以上のもの	同	二五—〇—〇 同	二一—八—〇 同	
	眞鑄輪型平方呎一封度以上のもの	同	二一—〇—〇 同	一八—八—〇 同	
	眞鑄地金（砲金を含む）	二五%	四二—〇—〇 同	三三—八—〇 同	
七〇（一）	故眞鑄（砲金を含む）	同	三八—〇—〇 同	三四—〇—〇 同	
	銅 地金	同	一六—〇—〇 同	一三—〇—〇 同	
	ニツケル銅銃丸ケース（故きもの）	同	二—八—〇 lb.	二—六—〇 同	
	鉛 塊	同			
	水銀	同			
八二（二）	セルロイド環飾				
	（一）普通の平型環飾幅¾吋以下¼以上の樣又は彫溝なきもの	五〇%	〇—八—〇 dozen	〇—九—六 per dozen	
	（二）幅¾吋以下¼以上の樣又は彫溝あるもの	同	〇—八—〇 同	〇—七—六 per dozen	
	セルロイド製環飾（意匠を凝らしたもの）				

稅番	品名	標準稅率	課稅價格
	（一）パトラ・バンダル（幅⅛吋以上¼吋以下のジツグザグ・パトラ・バンダルを含む） （二）ラバー・リング（卷紐等を除く）	五〇% 同	增價せるもの　二一九 per dozen 減價せるもの　一一三 同

印度、アフガニスタン國間通商商議

孟買週間經濟雜誌コンマースは一月七日發行の一九三八年度印度經濟年報號に「印度、アフガニスタン國通商商議」と題し大要左の如く發表せり。

（一）　目下デリーに於て進行中の印度當局及アフガニスタン國商務大臣エッチ・イー・サーダー・アブデュル・マジツド間の會談に依り、印ア間に通商協定の締結を見るに至るべしとの期待を爲す者多きが、右期待に付ては兩國政府の代表者が會合したるは今回が初めてにして、今回の會合を見るに至る迄は兩國共相手國の意嚮に付全然知る所なかりしことを念頭に置かざるべからず。

通商協定締結の商議を爲すに當りては兩國共之れが準備として說明的討議を爲すことを必要と爲し居り、從て今回の會談を以て通商協定締結の商議と爲さんとする意嚮は兩國共に之を有せざりしことは明かなり。されど今回の會談が通商協定締結の商議を齎すに至るべきことは略々確實にして、今回の會談は右商議の開始を著しく促進するに至るべし。

（二）　最近發表せられたる印ア貿易の數字は誤解を生ぜしむるものにして、右數字に付ては再檢討が行はれつゝあるが、印度のア國よりの輸入額中には印度通過貿易額も含まれ居り。印度のア國よりの輸入額は四千萬留比に非ずして一千五百萬留比なり。而して印度よりア國への輸出額は五百萬留比を少しく超過し居り、印ア兩國間の貿易總額は年二千萬留比なり。

右貿易額はア國の對外總貿易額の一小部分を占むるに過ず。從て印ア貿易の爲に條約を締結することは之を肯定し得ざる處なるが、ア國は開發の可能性を藏する直接の隣國なるのみならず、印度の周圍に存在する新市場は印度產業家の資產なるを以て、今回の會談は睦交の精神を以て進められ居り、相互に相手國に對する理解を深め、相互の取引を改善することに努めつゝあることは喜ばしきことなり。

（三）　公報に依れば、印度は年額二千三百八十萬留比の皮及毛皮を輸入し居れるが、其の殆んど全部は通過貿易品なり。今日印度がア國より實際に輸入し居る產品は主としてア國南部地方產の果實にして、右地方の輸出貿易は全然印度を相手國とするものにして、印ア貿易上印度側の甚しき輸入超過を齎す原因を爲して居る。

ア國北部及西北部地方の產物はロシヤに輸出せられ居るが、兩國は貿易管理國なるが故に之が調節容易なり。

印度は貿易管理國に非ず且つ貿易尻は甚しくア國側に有利なるを以て、互惠協定の締結は困難である。

ア國は爲替管理制度を有し居り此の制度の下に互惠協定に依る對印貿易を爲さんとし居るも、若し貿易尻が引續きア國側に有利となるものとせば、ア國は剩餘爲替金を取得することゝなるが、之を印度に於て消費することを得ざるべし。蓋しア國が印度方面より求めんとする主要品は機械及軍需品なるが、印度は之を供給すること不可能であるからである。從つてア國に於て爲替管理制度を施行しつゝ互惠協定を締結すれば、ア國の對印輸出額を印度の現在の對ア輸出額程度に迄減少せしむることゝなるべく、必ずア側に不利を齎すであろう。

（四）　ア國當局は、互惠協定はア國に不利を齎すを以て、之を締結し得ざることを承知し居り。從てア國が現在印度側に求めつゝある所は、ア國が現在對印輸出貿易上占むる有利なる立場の維持增進に在るものゝ樣である。

ア國代表は對印輸出ア國產果實に對する印度の制限撤廢方を希望し居れり。然るに印度は未だ嘗てア國產品に對して制限を加へたることなきが、ア國側は印度內に於ける運賃を以て高率なりとし、之を以てア國產品に對する制限なりと爲し、ア國產品に對し運賃の輕減方を要求し居れり。されど印度側に於ては、右運賃の輕減に對し印度產品に付互惠的利益を得んとする目的物見當らず、且ア國產果實に對し鐵道運賃を輕減せば、印度の果實生產者の爲に忽ち國內より非難の聲出づべきを以て、ア國側の要求を考慮することを困難とし居れり。されど右運賃輕減問題に付ては、鐵道當局に對し運輸數量の保證を條件とする運賃輕減考慮方を委せらるゝことは有り得べきも、實現の不可能如何は今後の問題なり。

（五）　ア國が印度產品輸入增加の爲に何等か統制措置を執り得るや否やの問題を離れ、現在の狀況に於ても、印度の對ア輸出額は之を年額七百五十萬留比程度增加せしめ得べし。右增加額は印度を經由して他國よりア國に輸入せらるゝ砂糖、布類及茶の三品目に關するものにして、右品目の外にも印度を經由してア國に輸入せらるゝ品目あれど、其の量は大ならず。

右三品の狀況を述ぶれば左の如し。

（イ）　**砂糖**　ア國が印度產砂糖の輸入を現在よりも百二十萬留比增加せしめ得ることは疑の餘地なし。右增加は、過去に於ては印度經由のジヤバ糖が低廉なりし爲、不可能なりき。將來に於ても之が實現は尙前途遼遠なり。蓋しア國に於ては印度產砂糖の需要あれど、印度に於ては消費稅の賦課、州政府の附加稅賦課計畫に依り生產費高騰の傾向があるからである。

（ロ）　**布類**　ア國が印度を經由して他國より輸入しつゝある布類の額は、印度產品の輸入額の二倍である。ア國に對する印度產布類の輸出額は五百萬留比を增加せしめ得れど、右增加に對する障碍は、印度を經由してア國に輸入せらるゝ日本產布類の陸揚值段が印度產品の值段より甚だ低廉なることなり。印度產布類の輸出は堅實なる增進を示し居れるが、印度產品は更に高級品を購入し得る富裕階級に使用せらるゝものにして、貧民階級に於て需要せられ居る低廉なる日本品に印度產品が代ることは不可能である。

（ハ）　**茶**　對ア國輸出額を增加せしめ得べき最も有望なる品目は茶なり。ア國は印度を經由して百萬留比のジヤバ產茶を輸入し居るも、印

度產の茶は僅に三十五萬留比を輸入し居るに過ぎない、茶は嗜好品にして、ジヤバ茶は低廉なりし爲、ア國人はジヤバ茶の嗜好に慣れた。從て印度茶をしてジヤバ茶に代らしむることは困難なれど、ア國に對し印度茶の宣傳を爲さば、カングラ溪谷及デーラダン等ア國に近隣する地方の茶に對しては、ア國の市場を更に開拓することが出來る。

英印新通商協定要領

三月二十日英印通商協定締結せられ、同二十一日其の主なる協定事項左の通り發表があつた。

一、英國綿布に對する關稅を引下げ、新基本稅率として捺染物從價一割七分五厘、グレイ一割五分又は一ポンドに付二アンナ七パイの何れか高き方、其の他の綿布は從價一割五分の稅率を定む。

英國よりの綿布輸入三億五千萬碼を超えざるときは更に從價二分五厘を差引くべく、之に反し、輸入量が五億碼を超ゆるときは、翌年の稅率は基本稅率以上に引上ぐることを得べく、此の際一年の總輸入量四億二千五百萬碼を超えざる場合生じたるときは基本稅率に復歸すべし。

一、他方英國の印棉買付協定實施の第一年後に四十萬俵以下となり又は其の後に於て四十五萬俵以下となるときは、英國綿布に對する基本稅率を引上ぐることを得。

尙特惠を受くる英國品は從來の百六種より二十種に減少せられたり。

セイロン

半酪油輸入稅改正

セイロンに於ける半酪油の輸入稅は左の通り改正、二月十八日より實施せられたり。

動物性半酪油	英百斤に付	一七留比
半酪油代用品	同上	二〇留比

右に依り固形魚油及植物性半酪油は總て後者に包括さるゝことゝなれり。

茶輸出附加稅改正

セイロン政府は各種茶輸出附加稅中 Control Cess を左記の如く改正、三月三十日より實施する旨發表した。

	舊稅率	改正稅率
Tea Control Cess	百封度に付十一仙	同上　八仙

新貿易制度竝關稅改正

一、セイロン政府に於ては Mediterranean Fruit Fly (Ceratitis Capitata) の本島搬入を防止する目的を以て、右フライ棲息國よりの生果輸入を禁止する爲、植物保護條例を改正一九三八年十月一日より之を實施せるが、其の改正要點左の如し。

(一)　生果ノ「セイロン」輸入ニ對シテハ總テ「セイロン」政府當局ノ許可ヲ要ス

(二)　Mediterranean Fruit Fly　棲息國又ハ「セイロン」ニ於テ未知ナル生果害蟲ノ棲息スル國乃至ハ棲息ノ疑アル國ヨリノ生果輸入ニ對シテハ許可證ヲ給付セス但シ「セイロン」政府農務部長ニ於テ前述ノ如キ國ヨリノ生果輸出前又ハ「セイロン」ヘ輸送ノ途次當該生果ニ對シ完全ナル殺蟲法ヲ施シタリト認メタルトキハ此ノ限リニ非ス

(三)　生果ノ輸入ハ「コロンボ」港ノミニ限定ス

二、一九三八年三月四日公布せられたる燐寸製產販賣統制條例第二條第一項規定事項は一九三九年二月一日より實施せらるゝことゝなりたり。

第二條第一項規定事項左の通り

「セイロン」總督カ官報ニ於テ告示指定セル期日ヨリ左ノ事項ヲ實施ス

(一)　燐寸、軸木、ベニヤ板及箱ノ製產ハ右製產許可證ヲ有スルモノニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

(二)　軸木、ベニア板及箱ノ「セイロン」輸入ハ右輸入ヲ許可セラレタルモノニ限リ之ヲ行フコトヲ得

(三)　燐寸製產許可證ヲ有セサルモノヘノ軸木、ベニア板及箱ノ供給ハ之ヲ禁止ス

三、從來日本、獨逸、瑞西、和蘭、支那、伊國、佛國及米國よりセイロンへ輸入せらるゝ割當織物は總て其の種別に對する輸入許可證の添付を要せられ居たるが、一九三八年十二月一日より右は日本のみに適用せらるゝことゝなつた。

四、稅率の改正を見たるもの左の通り。

品名	舊輸入稅率 特惠一般	新輸入稅率 特惠一般
油用ドラム	從價一〇%	從價一〇%
カポック	無稅	同五
コットン、トウイスト	從價五	同一五
硫酸曹達	同一五	同五
電鍍ワイヤー(鐵鋼製)	同一五	同一〇
硝子製ビーズ及バングル	同一五	同一五
金銀鍍ワイヤー及スレッド	同一五	同一五
骨董品(鐵鋼製)	同一五	同一五
無引ドラム及タングスペイント又はセメント引鐵鋼製チューブ及パイプ	同一〇	從價一五
	同一〇	同一五

(以上一九三八年九月九日實施)

(以上一九三八年十二月廿日實施)

アフガニスタン

▲印度アフガニスタン國間通商商議（印度之部參照）

イラン

▲獨逸イラン國間清算取扱（獨逸之部參照）

イラク

▲米國イラク國間通商航海條約調印（アメリカ合衆國之部參照）

シリア

關稅一部改正

一九三八年十一月四日附高級委員令を以て、シリア關稅一部左の通り改正を見た。

稅番	品目	課稅單位	稅率
一六五	植物性油の油粕及搾糟	從價	最高稅率 二五%　普通稅率 無稅

鐵又は鋼鐵製帶板に對する關稅改正

一月三十一日附高級委員令を以て、シリア關稅一部左の通り改正を見た。

稅番	品目	課稅單位	稅率
七〇六	鐵又は鋼鐵製帶板		
	(イ) 幅七五粍以上一三〇粍以下の延鐵「バンド」	從價	最高稅率 二五%　普通稅率 一一%
	(ロ) 其の他のもの	一〇〇〇瓩に付	シリアピアストル 二、〇〇〇　シリアピアストル 一、〇〇〇

諸商品輸出解禁

佛蘭西高級委員府は四月十七日附を以て左記十九品目の輸出を禁止したが五月九日附を以て右解禁された。

棉花　羊毛　皮革類
藥品　砂糖及同製品　植物油
黍　玉蜀黍　大麥
蕎麥　茶　珈琲
野菜類　馬鈴薯　動物
ミルク及同製品　護謨及同製品　穀物油
穀物粉

パレスタイン

輸出品用砂糖の輸入稅免除

パレスタインに於ける砂糖の輸入稅は、一九三八年五月三十日以降一瓩に付七・五ミリエムに變更せられたるが、其の後輸出を目的とする製菓に使用せらるゝ砂糖の輸入稅は免除せらるゝ旨、同年十二月一日附官報を以て公布せられた。

右に依れば、輸入稅を免除せられたる砂糖は、稅關の封印及監督の下に工場に保管せられ、輸出用製菓にのみ使用せられ、且右に依り製造せられたる菓子も稅關封印の下に特別の倉庫に保管せられ、工場より輸出港にある稅關への輸送も亦稅關に監督せらる。

シリア、レバノンよりの小麥及麥粉の輸出解禁

一九三八年九月の國際危機に際し、高級委員府はパン價騰貴防止及食料品確保の見地よりシリア及レバノンよりの小麥及麥粉の輸出を禁止したが、其の後事態も稍々安定し殊にシリア地方小麥收穫增加に鑑み一月十一日附高級委員令を以て小麥及麥粉の輸出禁止を解除した。

○ヨーロッパ洲

イギリス

絹及人絹布輸入稅引上

一九三八年四月二十五日妥結を見たる英愛兩國間貿易協定に依り、同年五月十九日以後アイルランドに輸入せらるゝ外國製絹及人絹布輸入稅率の引上げ實施せられたるが、右協定實施以來英國に輸入せられたる本邦製人絹布の一部は、イギリスにて加工せられたる上アイルランド向けに再輸出せられ、織物加工の程度がアイルランド輸入價額の二割五分を超ゆる場合には英帝國原産品として無稅輸入の取扱を受け居りたるが、一月二日附商工省令は前記の加工率を七割五分に引上げ即日之を實施することゝせり。

右に關し當地邦商の報ずる處に依れば、加工率の三倍引上げにより此種加工外國人絹布のアイルランド向再輸出は殆ど全滅となるべき趣である。

特殊織物及紐類關稅引上

關稅諸問委員會は、左記商品の輸入稅率增加申請を受理せる趣左の通り發表せり。右に關し在英邦商の觀測に因れば、該商品は何れも特殊なる商品なるに付、差當り當市場に於ける邦品の輸入に何等影響無き趣である。

一、裝飾用「タペストリー」中の或一定品種及同上類似織物及「ベッド」蓋被用木綿地（Curtain Furnishing Tapestries and other similar woven tissues and bed tickings）ニ對スル輸入稅率引上ニ關聯シ cut pile fabrics carpeting and floor matting）ヲ除ケル商品ニシテ其ノ全部又ハ一部ニ綿絲を含ヤス色絲ヲ使用シテ織布スルトキハ單一色ニ非サルモノノ中重量一平方碼ニ付四「オンス」又ハ之以上ノ織物

二、各種ノ幅、形狀及長サノ伸縮力アル紐（elastic cords）眞田紐（braids）及webs 竝ニ其ノ他ノ elastic fabrics ニシテ護謨及織物原料ヲ含有シ居ル當該商品ノ全部若シクハ一部カ「レース」又ハ「レースネット」乃至之ニ類似セルモノヲ包含セルモノ

人絹編物輸入稅引上

アイルランド政府は三月二十一日左記の人絹編物に對する從價稅は現行稅率を其の儘据置き從量稅のみに付いては從來の一平方碼に付四ペンス半より六ペンス¾（特惠稅率は三ペンス半より四ペンス半）に引上げ、三月二十二日より實施せらるゝこととなつた趣の公表をなした。

編織物（Knitted Fabric）中の重量四〇%以下の人絹を含むものにして管狀（Tubular Farm）編にあらざるもの

櫻桃罐詰に對する關稅引下

英國關稅諸問委員會は櫻桃罐詰（但し砂糖漬を除き化學的乃至人工的處理を加へたるものゝみ）の輸入稅率引下に關する申請を受理した趣の發表があつた。

莵麻子油製造用莵麻子種子輸入稅拂戻歩合引下

英國大藏省は關稅諸問委員會の勸奬に基き、一九三四年以來引續き實施せる莵麻子種子に對する現行輸入稅の拂戻し歩合を引下ぐることに決定した。即ち新拂戻歩合は從來の一噸當り二十一志より一噸當り十六志六片に引下げたものであつて、右は三月二十五日より實施する旨發表した。

フエロシアン化ポタシウムに對する附加稅賦課

英國大藏省はフエロシアン化ポタシウム（Potassium Ferrocyanide）の輸入に對し從來の從價稅一割を改め一封度當り二片を賦課することに決定し、四月十四日より右を實施すべき旨の發表をなした。

フエロシアン化ポタシウムの主原料は石炭瓦斯より採取せらるゝ靑素（Cyanogen）より成り、主として印刷用インク、ペイント、更紗染用及金屬硬化用に使用されてゐる。一九三六年フエロシアン化ポタシウムに關する國際カルテル解消直後英國は獨逸及チエツコスロバキアとの間に本品に關する協定を行つたが右協定參加國以外よりの多量の輸入により本協定は消失し、其間歐洲大陸諸國の生產過剩及手持ストツクの激增等は勢ひ英國市場に對する賣込競爭を惹起し、輸入價格は著しく低落し、更に低下の兆がある。其の結果生產費の高い英國製造業者は概み生產を中止するに至り、殘存せる比較的條件有利な瓦斯會社製品も輸入品に對抗し難い現狀にある、統計表に依れば輸入量上伸の傾向はないが國內消費は低下の形勢にある今日尙過多なるを免れないので國產品保護の必要を認むるに至つたのであつて、國內製造業者は增稅後と雖も製品價格を一九三六年の平均價格以下に維持すべき旨の言質を與へた。因に本品の日本よりの輸入量は左の通りである。

一九三六年	二七四噸	一九三七年	八噸
一九三八年	二噸		

英印通商協定要領

英印通商協定は三月二十日倫敦にて調印せられ、直に假實施方發表されたるが、右有效期限は一九四二年三月末日までにして以後六箇月の豫告を以て廢棄せられざる限り自動的に繼續するものとす。印度政府は、四月早々英國綿布に對する關稅率の引下及其の他英國品に對するオツタワ特惠稅率の修正を實施すべし。主なる點は左の通り。

一、新協定初年度ニ於テ、對英國綿布基準關稅率ヲ從價二割ヨリ一割五分ニ引下ケ（捺染物ハ二割五分ヨリ一割七分五厘ニ、生地物ニ對スル稅率モ同樣ノ割合ヲ以テ引下ク）

二、二年度以降ノ稅率ハ綿布ノ對印輸出量及印綿ノ英國輸入量ニヨルコトトス

イ、印棉輸入量カ一定量ニ達スル條件ヲ以テ對印綿布輸出量五億碼迄ハ基準稅率ニ依ルコトトシ

ロ、若シ五億碼ヲ超ユル場合ニハ翌年度ニ於ケル綿布稅率ヲ適宜引上クヘク

ハ、又對印輸出量三億五千碼ヲ下廻ルトキハ翌年度ニ於テ基準稅率ヨリ二分五厘方ノ引下ヲ見ルヘシ

三、印棉ノ英國輸入量ハ一九三九年度五十萬俵、四〇年度五十五萬俵、其ノ後年六十萬俵トス

イ、前記二ノロ、ハ、ニ依ル綿布輸出量ノ調整ニ際シテハ五萬俵ヲ以テ綿布二千五百萬碼ニ相應スルモノト看做スヘシ

ロ、但シ稅率ノ自動的調整ノ行ハルルハ棉花輸入量ノ減少カ前記標準額ヨリ一九三九年度十萬俵、以後每年十五萬俵ヲ超エサル場合ニ限ル、若シ超過セル場合ニハ、翌年度ノ稅率ハ英印政府ノ協議ニ依リ決定セラルヘシ

ハ、若シ七十五萬俵以上ノ輸入アリタルトキハ捺染綿布ノ稅率ヲ他ノ綿布ニ對スル稅率迄引下クヘシ（即チ二分五厘ノ引下）

四、其ノ他一般英國製品ニ對スル特惠稅率ハ大體其ノ儘据置トナリ居ルモ、之カ撤廢ヲ見タル主ナルモノ左ノ如シ

讓譲タイヤ及讓譲製品、金具金屬製器具類、毛絲毛織物、混織物毛莫大小、毛編衣類、紙及文具類、鐵鋼管類

英國製品ニシテ印度ニ於テ特惠稅率ノ適用ヲ受クル品種及稅率左ノ通リトナレリ

品名	輸入割當數量	割當期間	稅番
「セメント」化學製品、藥品及醫藥品、塗料、端切、羊毛製絨毯、鋼鐵製「フウプス」及「スーリツプス」、冷藏庫、「ミシン」、特定ノ電氣器具、無線電信機及器具、自轉車、寫眞用器具等ニ對シ一割、自動車、自動自轉車、乘合自動車七分五厘、「アルコール」「ガロン」ニ付三弗比又ハ四弗比。	二十四萬足	自一九三九年六月一日至一九三九年十一月三十日	一八四ノ二
五、印度物品ニ對スル無稅輸入取扱ニ關シテハ小麥、玄米、飴等ニ對シ英米其ノ他ト條約關係、「ビルマ」分離等ノ原因ニテ特惠ヲ廢シ又ハ底下セル外從來ト變化ナシ。	二萬封度	自一九三九年六月一日至一九四〇年五月三十一日	二九四A、B、C
一、蠟燭類（Candles, Tapers & Night Lights）	二十八萬封度	自一九三九年七月一日至一九四〇年五月三十一日	四五九ノ三
一、石鹼類（Soaps, Soap Powders and Soap Substitute）			四九五B
			四九六
			五五五ノ二C1
			五二五ノ二C2
			五五八
			五九二、五九二ノ二

英米バーター協定內容

英米バーター協定は六月二十三日商務省長官及米國大使の間に調印濟なる旨發表せられたが、其の內容の主なる點は次の通りである。

一、米棉六十萬俵時價約六十萬磅に對し、讓譲は約八萬噸價格は何れも本年一月一日乃至六月二十三日の產地平均相場を標準とする。

二、何れも非常時溜備とし、戰爭無き場合にも少くとも七ヶ年間保留せられ、商業用目的に使用せられざるべし又之が處分の時期方法に關しては市場攪亂防止の爲、兩國政府間に協議を行ふべし。

三、棉花引渡は協定實施の日より六ヶ月間に行はるべく、讓譲の引渡期限は國際讓譲協定の運用を妨害せざる爲、追て決定せらるべし、又市場攪亂價格騰貴防止の爲に必要なる引渡の延長、其の他に付ては兩國政府間に協議行はるべし。

四、運送には成るべく公平に兩國船舶を利用する樣協議行はるべし。

靴下其他の輸入數量割當實施

愛蘭輸入統制法に依り、愛蘭政府は靴下其他左の商品に付輸入數量割當を實施すべき旨、四月十九日左記の通公表した。

茶、砂糖類庫出額制限

英國稅關は三月四日以降五月三日迄八週間に於ける茶、砂糖、糖蜜、葡萄糖、糖菓サツカリンの保稅庫出額を各商社の昨年中庫出高の十三分の二に制限する旨告示せり。右は四月中旬發表の豫算案に依る增稅實施見越輸入の阻止を目的とするものと察せらる。

輸入品に對し原產地標記要請

四月二十五日附新聞報道に依れば、英國產業聯盟は政府に對し現行原產地標記規定（一九二六年商品商標法）が輸入外國品に對し、單にForeignと記載するか、或は原產國名を記載するかは當業者の自由に委せてあつたが、此方法は、近年國際貿易事情の變化にて、諸種の不利益を伴ふに付速かに前記自由選擇條項を廢し、明確なる原產國名表記法の採用方を要望した趣である。尙本件に關聯し、確開する處に依れば、レスター、メリヤス製造業者よりも同樣の趣旨を以て、商標法改訂方の要請があつた趣である。

▲英、智國間通商暫定協定延長（智利之部參照）

フランス

石灰等關稅一部改正

本件に關し一九三八年十二月四日附フランス國官報は

品目	稅番
石灰	一八四ノ二
染料	二九四A、B、C
布製貼札	四五九ノ三
寶石	四九五B
金銀鍍金品	四九六
上昇機	五五五ノ二C1
計量器及同部分品	五二五ノ二C2
鐵鋼製品	五五八
曲木以外ノ家具	五九二、五九二ノ二

の稅率を變更する一九三八年十一月三十日附大統領令竝に

魚以外の獸脂	三〇ノA
豚脂	三〇ノB
豚油	三〇ノC
別揚ナキ獸脂	三〇ノE
ラノリン	三〇ノ二
オレオ・マーガリン、マーガリン	三一
デグラ	三二
魚脂	五一

品名	稅番
鯨腦油又ハ抹香鯨油	五二
油性穀物及果物	八八
固定油	一一〇ノA及B、一一〇ノ二、一一一
植物性脂肪	一一一ノ二A又B
動植物性油及脂肪(硫化シタルモノ)	一一一ノ三
酸性油	一一一ノ四
オレイン酸	二一七及二一八
油解染料	三〇八
香料	三一一
石鹼	三一二
油布	三八五
包裝用油布	四三〇
其ノ他ノモノ	四三一
油ヲ塗リタル布	四三一ノ二

の關稅を引上げたる一九三八年十一月三十日附大統領令を公布せり。

鮮魚、軟體動物及養魚の輸入許可條件

一月十八日附官報は大要左記の如き一月七日附大統領令を公布した。

一、外國產漁獲品(稅番四五、四八、四九、及五〇)及生活力アル蝸牛(稅番一五)ハ總テ保健檢査ヲ受クルヲ要シ(第一條)

裝飾用及蒐集用動物竝ニ食用ニ供セサル牡蠣及其ノ他ノ甲殼類ノ輸入ニ付テハ檢査ヲ行フコトナシ(第二及第三條)

二、檢査ハ「アーブル」、「ジユモン」、「ボルドー」及「マルセーユ」ノ稅關ニ於テ行ハルヘク竝ニ輸入者ノ請求ニ依リ其ノ費用負擔ノ下ニ本令新定ノ各地ニ於テ行ハルヘシ(第六條)

三、本令ノ實施ニ付テハ省令ヲ以テ定ム(第九條)

佛本國竝同國植民地向或種本邦品に原產地證明添附必要

フランス政府は本邦品中、或種のものに付ては、佛本國竝に同國植民地に輸入せらるゝに際し原產地證明を必要とすることに決したる旨、左記の通り佛國政府よりの通告に接した。

一、フランス政府ハ左ノ第一表ニ掲記セラレタル商品カ在東京佛國大使館ノ同意ヲ得テ積出港ノ佛國領事官憲ニ依リ發給セラレタル原產地證明書ヲ添附スルニアラサレハ三月一日ヨリ之カ佛國ヘノ輸入ヲ許可セサルモノトス

二、フランス政府ハ左ノ第二表乃至第四表ニ掲記セラレタル日本品カ在東京佛國大使館ノ同意ヲ得テ積出港ノ佛國領事ニ依リ發給セラレタル原產地證明書ヲ添附スルニアラサレハ三月十五日ヨリ之カ印度支那、佛領西部阿弗利加及「マダガスカル」ヘノ輸入ヲ許可セサルモノトス

第一表　佛本國

稅番	品目
ex 四七	鮭鱒罐詰
ex 四九	蟹罐詰
ex 三〇一	鉛筆
ex 三四七	小像
ex 三六一	白熱燈
四〇四より四二九 四三二より四三六	綿布
四六〇 ef	絹製衣類
四六〇 g	麻布製品
六〇七 a、b、c、d、e	帽子製造用眞田
六〇九	莫蓙
六一〇	籐、蘆
六一一	筐、籠
六二〇 b	護謨製品
六二〇 d	硫化護謨
六二〇 f	護謨引布製品及同衣類
六二〇 g	エボナイト
六三八より六四二	小間物類
六四三	扇、屏風
六四四、六四四 lis	刷毛
六四六 a、b、b	玩具、釣竿
六四六 ter	絃樂器の腸線

第二表　印度支那

稅番	品目
一八〇 I	松柏科樹脂瀝青炭
四六 bis	鹽酸加里
三八〇	シヤン化石灰
三四五	單調色彩色のある陶器
三四六	美麗なる釉藥をかけたる陶器
三四七 A	裝飾を施したる磁器
三四八	六棱鏡(プリズム)
三五〇	硝子製又は「カットグラス」製湯呑
三八〇	生絲、泛生絲、繰生絲
四五九 A	絹布、絹屑絲織物又は人絹物、亞細亞特產絹布、絹紬「コラー」絹、野蠶絹等
四五九 B	絹布の晒したるもの染色したるもの
四五九 B	加工したる絹布
五六八	家政用具
六〇三の四 B	木製金匣
六〇四	蓄音機
六二〇 J	護謨製品、「シヤツプ」、自轉車及び人力車用の車輪ゴム
六二〇 N	護謨製靴

第三表　佛領西アフリカ

茶	
麥酒	
鐵、鋼(棒、板、線等)	
各種香料品	
磁器、硝子、「カットグラス」	
純綿布、無地、綾織、雲齊布、綿製シヤツ類	
毛織物、絹布、絹屑絲織、人絹布	
衣類	
革製靴、其の他革製品	
庖刀、家政用具	
金屬製品	
纖維製品筐類	
護謨製品	
小間物類、玩具	

第四表　「マダガスカル」

陶器及磁器(「ゴドレテラエ」)湯呑類	
其の他の硝子及「カットグラス」	

絹織物、屑絹絲織物等
靴以外の皮革製品
家政用具
「ゴム」製品
靴
「フエルト」帽子及帽體

其の後佛國政府は本制度を左記要旨の通り擴張した。

日本品ノ佛本國及植民地ニ於ケル輸入ハ五月十日以後禁止ス但シ日本ニ於テ下附セラレ且日本駐在佛國領事又ハ商務官ノ査證シタル特別證明書ヲ有スルトキハ之ヲ適用セス

五月十日以前ニ佛本國又ハ植民地ニ向ケ直接發送セラレタル日本品ハ從前ノ條件ニ從ヒ輸入ヲ許可ス

藺及屑絲（稅番二七）及樟腦（稅番一一八）ヲ適用ヨリ除外ス

生絲ニ付キ撚リタルモノ及繰リタルモノ（稅番EX三八〇）ヲ追加ス

或種鏡類等輸入割當制實施

フランス國政府は或る種鏡類に對し輸入割當制を實施する旨の昨年十二月九日附大統領令及右鏡類の一九三八年第四期輸入割當量を決定したる同日附省令夫々一月一日附官報に公布せられたるが、右品名及割當量左の通り。

半メートル平方以下の鏡類（稅番三四八ノ六）四〇〇キンタル

尙一月四日附官報は一月一日以降落花生、棉實、オリーヴ、胡麻、大豆の固定油にして、食用、石鹼製造用、染料及艶出し用以外の目的を以て輸入せらるゝものは割當制の適用を受くべく、尤も工業用油の輸入は自由なる旨の告示を掲載せり。

獨　逸

新關稅法實施

三月二十日附獨逸新關稅法發布せられ、四月一日より實施ひらるゝことゝなつた。其の內容は現行關稅法を基礎とし、且墺地利關稅法を參酌したるものなる趣にて、技術上の點に付多少簡易化（例へば關稅輕減の爲、通關前腐敗貨物を稅關吏立會の下に燒棄し得る規定及申告の際商品名を通俗法若くは商慣習に依る名等に從ふことを得る規定の如し）せられたる點なるも根本的の變更なく、特に稅率には全然觸れ居らず新稅の實施と共に從來獨逸關稅制度の根幹たりし一八六九年の同盟關稅法、一九〇二年の關稅定率法（但し稅率自體は引續き有效）及現行墺地利關稅法竝に同定率法等廢止せらる。尙右期日以降舊獨逸と墺地利及ズデーテン地方間の關稅區域を撤廢し、獨逸關稅率最高稅率輸出稅其の他の施行細則等一切を右兩地方にも適用せらるゝことゝなつた。

輸入品に獨致間協定稅率適用存續

從來獨逸輸入の際、最惠國待遇に依り獨致間協定稅率に均霑し居たる諸外國の產品（本邦關係品としては釦）は、今後も當分の內右協定稅率を其の儘適用する旨、三月二十六日附命令を以て發布せられた。

ボヘミヤ・モラビヤ保護領に於ける關稅制度

舊チエツコ國たりしボヘミヤ・モラビヤ保護領內にては、何れ獨逸關稅法實施せらるるものと見られて居るが、三月二十一日附命令を以て、右領內に於ける從來の關稅制度に關する諸規則は當分の內、其の儘存續せしめ、且差當り右保護領及獨逸間の關稅區域も從來通りとし、追て之が撤廢時期を決定すべき旨發表があつた。

獨逸、スイス間貿易取極第一三次追加協定調印

獨逸、スイス間貿易取極の第一三次追加協定は一九三八年十二月一日スイス國ベルンに於て調印せられ、全文五條より成る協定本文（附屬一及二協定稅率の變更）及最終議定書より成れり。同追加協定の概要左の通り。

第一條　一九三二年十一月五日附相互間商品取引ニ關スル獨逸、「スイス」間取極附屬甲號（獨逸關稅區域ヘノ輸入ノ際ニ於ケル關稅）及乙號（「スイス」關稅區域ヘノ輸入ノ際ニ於ケル關稅）ハ附屬第一號及第二號所揭ノ通リ變更補足セラルヘシ

第二條　墺地利關稅區域及「ズデーテン」關稅區域カ其ノ他ノ獨逸國ノ關稅區域ト合併セラル、期日以降現行獨瑞間商品取引ニ關スル取極ハ合意セラレタル改正及補足ト共ニ之ヲ墺地利及「ズデーテン」地方ニモ適用ス

右期日ト共ニ一九二六年一月六日附墺地利、「スイス」間通商條約及同附屬協定ハ下記第三條及第四條ニ於テ他ニ規定セラレサル限リ之ヲ廢止ス

第三條　「スイス」及「フォールアールベルク」地方間ノ刺繍仕上交通ニ關スル協定（一九二六年一月六日附墺地利、「スイス」間通商條約第六條附屬D表）ハ一九三九年一月一日失效ス

第四條　國境貿易ニ關スル追加規定（一九二六年一月六日附墺地利ヾ「スイス」間通商條約第一二條追加規定）ハ墺地利、「スイス」間通商條約其ノ他ノ規定カ失效後ト雖モ墺地利及「スイス」竝「リヒテンスタイン」侯國間國境ニ關スル限リ新ニ獨逸、「スイス」間ニ國境貿易ニ關スル取極成立シ全獨逸、「スイス」間ノ國境貿易ヲ規律セラルヽニ至ル迄有效トス

第五條　本追加協定ハ批准ヲ要シ伯林ニ於テ批准書交換後十五日目ヨリ效力發生ス但シ兩國政府ハ左記ノ通リ暫定的ニ合意ス

（イ）「トリコール」（最終議定書A章第一）ノ關稅取扱ニ關スル規定ハ即時實施ス

（ロ）第三條ノ規定ハ一九三九年一月一日ヨリ實施ス

（ハ）其ノ他各規定ハ墺地利及「ズデーテン」關稅區域カ其ノ他獨逸ノ關稅區域ニ合併セラル、日ヨリ實施ス

附屬第一　獨逸ニ輸入セラル、「スイス」品ノ關稅率

右ハ獨瑞間協定稅率ノ變更及補足ヲナスモノニシテ稅率自體ノ變更又ハ關稅割當率ノ改正等行ハレ「ベダリン」眞田ノ輸入關稅割當基準數量モ右附屬第一ニ於テ規定シ居レリ其ノ內主ナルモノ左ノ如シ。

獨逸稅番	品目	「トツペルツエントナー」ニ對スル稅率
二九二ノ內	過酸化水素　液狀ノモノ	馬克 三・〇〇
三七二ノ內	「トリコール」、主トシテ蛋白質ヲ含有スル化學製藥釀劑	無稅

（備考）協定稅率ニ依ル通關ハ兩國政府ノ合意ニ依リ定メラレタル最高二ケ所ノ稅關ニ於テノミ認メラルヘシ

獨逸稅番	品目	「ドッペルツエントナー」に對する稅率
四〇五	篩布地、全部又ハ一部絹ヨリ成ルモノ、猿製セルモノ	馬克 六五〇・〇〇
四一六ノ内	（備考）協定稅率ハ獨逸輸入統計ニ依ル一九三二年及一九三三年ニ於ケル「スイス」ヨリ獨逸ヘノ輸入平均數量ノ一〇〇%ニ一九三七年ニ於ケル境地利統計ノ「スイス」ヨリ境地利ヘノ輸入數量ノ三四%ヲ加ヘタル數量ニ限リ適用セラルヘシ右通關ヲ行フ稅關ハ二ケ所トシ「スイス」側ノ發給スル證明書ヲ必要トス	三・五〇
四五〇ノ内	（備考）關稅上ノ殊遇ハ人織ヲ含ム織物ニモ適用ス	
四八三ノ内	麻絲、黃麻又ハ人造纖維混合絲ヲモ含ム但シ其ノ他ノ紡績材料混合セサルモノ、撚リタルモノ、一曆年中最高十六「ドツペルツエントナー」ヲ限リ	七二・〇〇
五〇五Qノ内	（備考）右通關ハ兩國政府ノ合意ニ依リ定メラレタル二ケ所ノ稅關ニ於テノミ認	
五八〇ノ内	特殊「レース」	一、二〇〇・〇〇
六七一ノ内	護謨絲ト結合セル紡絲及同織物但シ絹ヲ含マサルモノ一曆年中最高二十「ドツペルツエントナー」迄	一九〇・〇〇
	製帽用眞田ニ關スル規定ヲ左ノ通リ變更ス	
	（イ）備考（1）第一項「八五%」ヲ「八九%」ニ變更ス	
	（ロ）備考（2）第一項ヲ左ノ通リ變更ス 協定稅率ニ依ル通關ハ兩國政府ノ合意ニ依リ定メラレタル最高三ケ所ノ稅關ノミニ於テ認メラルヘク又ハ獨逸稅關官署ニ依リ發給セラレ若ハ確認セラレタル割當證明書ヲ提示スル時ハ特定ノ稅關ニ制限セラルヘシ	
九二九ノ内	卑金屬製懷中時計、腕時計ノ個	一・二五
九三一	懷主時計ノ機械	一・〇〇

▲附屬第二

獨逸品ノ瑞西ヘノ輸入ノ際ニ於ケル協定稅率ノ變更及補足ヲ規定シ居リ其ノ品種ハ約百稅番以上ニ達シ居レリ（詳細省略ス）

▲最終議定書

最終議定書に於ては「スイス」品の獨逸輸入の際に於ける稅率の變更に關する分中

（一）三七二の内「トリコール」

（二）四四〇%及四四四綿絲竝六七一の内製帽用眞田

（三）五八〇の内護謨絲混入紡絲

に付又獨逸品の「スイス」輸入の際に於ける稅率の變更に關する分中

（一）麥芽、「ホップ」、麥酒

（二）「マグネシート」、「ヘラクリート」

（三）「スイス」、境地利間國境貿易

に付夫々規定し居れる處綿絲及製帽用眞田輸入に關し左記の通り規定せらる。

綿絲及製帽用眞田に對する關稅割當に關する新規合意に依れば割當の監理の爲左記手續規定せられ其の選擇は之を「スイス」政府の自由に委することゝす。

一、協定稅率ニ依ル通關ハ兩國政府ノ合意ニ依リ定メラレタル最高三ケ所ノ稅關ニ於テノミナサルヘキコトヲ期待シ獨逸及「アルバニア」兩國ハ其ノ通商關係ニ於テ相互ニ最惠國待遇ヲ供與ス

二、本取極ハ批准ヲ要シ出來得ル限リ速ニ伯林ニ於テ批准書交換セラルヘク右交換ノ翌日ヨリ實施セラル

但シ兩締約國ハ暫定的ニ一九三九年一月一日ヨリ之ヲ適用ス

三、本取極ハ暫定的ノモノニシテ三ケ月ノ豫告期間ヲ以テ每年一月一日、四月一日、七月一日及十月一日ニ廢棄通告スルコトヲ得

十一日附獨逸國法令公報を以て概要左の通り發表された。

、出來得ル限リ速ニ通商條約ノ締結セラルヘキコトヲ期待シ獨逸及「アルバニア」兩國ハ其ノ通商關係ニ於テ相互ニ最惠國待遇ヲ供與ス

二、本取極ハ批准ヲ要シ出來得ル限リ速ニ伯林ニ於テ批准書交換セラルヘク右交換ノ翌日ヨリ實施セラル

但シ兩締約國ハ暫定的ニ一九三九年一月一日ヨリ之ヲ適用ス

三、本取極ハ暫定的ノモノニシテ三ケ月ノ豫告期間ヲ以テ每年一月一日、四月一日、七月一日及十月一日ニ廢棄通告スルコトヲ得

（ハ）又ハ獨逸稅關官署ニ依ル、此ノ場合稅關當局ノ認證ヲ必要トセス

右新規規定に拘らず前記の場合（通關を特定稅關に限定す）に於ても協定稅率に依る通關及割當の勘定は、「スイス」官署の割當證明書を提示ありたる時に限り認めらるべき旨、兩國政府に合意せられ居るに付舊規定も其の儘存續す。

「スイス」政府は綿絲及製帽用眞田の割當に關し如何なる規定を選擇すべきやに付、獨逸政府に對し通報すべし。

兩國政府は割當證明書を發給する獨逸稅關竝に官署に關し及手續の詳細に關し合意すべし。

獨逸、アルバニア國間最惠國待遇許與に關する取極成立

獨逸、アルバニア國間の通商關係は從來無條約狀態なりし爲、アルバニア國產品は獨逸輸入に際し、關稅上の最惠國待遇をも許與せられず、一般稅率を適用せられ居たる次第なる處、兩國は出來得る限り速に正式通商條約の締結せらるべきを期待し、不取敢一九三八年十二月二十一日チラナに於て交換公文に依り一九三九年一月一日より相互に最惠國待遇を許與すべき旨の取極を締結したる趣を以て、同公文の全文同十二月三

獨逸、ヴェネズエラ間修好通商航海條約追加協定成立

カラカスに於て獨逸、ヴネズエラ兩國代表者間に交換せられたる一九三八年十一月二十九日附及三十日附公文に依り、一九〇九年一月二十六日調印の獨逸　ヴェネズエラ國間修好通商航海條約の追加協定成立したる趣を以て、同公文の全文客臘三十一日附獨逸國法令公報に發表せられたり。

▲獨逸、ヴェネズエラ國間修好通商航海條約の追加協定概要

第一條　獨逸政府及「ヴェネズエラ」國政府ハ相互間輸出入ノ均衡ヲ以テ兩國間通商取引ノ基準トシテ認ム

第二條　獨逸政府ハ本協定ノ期間ニ對シ「ヴェネズエラ」國ヨリ年最低千八百萬砥ノ珈琲及三百五十萬砥ノ「ココア」ヲ輸入スル爲爲替許可書ヲ發給ス

一ケ年ノ期間ニ於テ輸入シ得サリシ數量ハ之ヲ次年度ニ委讓ス

第三條　獨逸政府ハ「ヴェネズエラ」ヨリノ珈琲及「ココア」ノ輸入ノ外獨逸經

に關する獨逸、ノルウエー間の協定は舊塩地利國内に獨逸關稅法が施行された期日（同期日は追て官報を以て發表せらるべし）以降暫定的に適用されることゝなつた趣で同協定の全文は三月三日附獨逸國法令報を以て發表された。尙同協定の概要は左記の通りである。

▲ノルウエー産鍊の關稅取扱に關する協定概要

第一條　下記「ノルウエー」産品ノ獨逸輸入ニ際シ左ニ定メラレタル條件ヲ許容ス

獨逸關稅番號	品目	稅率（單位百瓩ニ付）
二一九ノ内	鍊、脊中ヲ割キ骨拔トシテ鹽付セルモノ及燻製ノモノ（トマト漬トシタルモノヲ含ム	三五馬克

（註一）曆年間ニ於テ右協定稅率ヲ適用セラルベキ一九三七年ニ「ノルウエー」ヨリ塩地利地方ニ輸入セラレタル數量トシテ合意セラレタル額ノ一〇〇%相當額ニ限ル

尙右協定稅率ニ依ル通關手續ハ兩國政府ノ合意ニ依リ定メラレタル最高二ケ所ノ稅關ニ於テノミ之ヲ行ハルヘシ

第二條　本協定ハ三ケ月ノ豫告ヲ以テ廢棄通告ヲナスコトヲ得

本協定ハ批准ヲ要シ成ル可ク速ニ「オスロ」ニ於テ批准交換セラルヘク批准書交換後十五日ニ効力發生ス

兩國政府ハ本協定ヲ交換公文ニ依リ合意セラレタル期日ヨリ暫定的ニ施行スルコトヲ得

第九條　本協定ハ一ケ年間存續シ一九三八年十二月一日ヨリ實施ス

兩締約國ハ本協定ノ延長ニ關スル商議ヲ遲クトモ一九三九年十月一日ニ開始スヘシ

ノルウエー産鍊の關稅取扱に關する獨逸、ノルウエー間協定

一九三八年六月一日伯林に於て調印されたノルウエー産鍊の關稅取扱

獨逸、イラン國間清算取極

一九三九年一月四日イラン國首府テヘランに於て獨逸、イラン國間清算取極成立せる趣にて、右取極の全文二月二十二日附獨逸國法令公報を以て發表せられたるが、右概要次の如し。

第一條　獨逸及「イラン」間ノ支拂ハ兩國間ニ他ノ定メナキ限リ下記規定ノ定ムル方法ニ依リ行ハルヘシ

第二條　商品取引ニ依ル支拂ハ獨逸清算金庫及 Banque Mellié Iran 間ノ清算取引ニ依リ行ハルヘシ

第三條　獨逸ニ於ケル支拂ハ獨逸清算金庫ニ設ケラレタル Banque Mellié ノ清算勘定ニ獨貨ヲ以テ拂込ムコトニ依リ完了ス

「イラン」ニ於ケル支拂ハ Banque Mellié ノ賣手勘定ニ「イラン」貨ヲ以テ拂込ムコトニヨリ完了ス

支拂ノ爲ノ基準ハ當該契約ニ於テ合意セラレタル價格トス

委託販賣取引ニ於テハ第一次販賣ノ際ニ得タル價格ヲ以テ基準トス

第四條　拂出ハ兩國共自國通貨ヲ以テシ且獨貨若ハ「イラン」貨ニ於テ事實上拂込マレタル時期的順位及利用セラルヘキ金額ノ在高ニ應シ行ハルヘシ

獨逸清算金庫ノ Banque Mellié 勘定ニ融通セラルヘキ資金缺乏ノ爲 Banque Mellié カ「イラン」側債務者ヨリ要求セラル、獨貨ノ支拂ニ即時應シ得サル時ハ同銀行ハ在「テヘラン」獨逸公使館竝ニ在伯林獨逸清算金庫ニ對シ獨逸向送金ノ爲一定額ノ「イラン」貨ヲ同銀行ニ提供アリタル旨ヲ通報ス

第五條　「イラン」貨以外ノ他ノ通貨ノ獨貨ノ換算ハ最終伯林公定仲値相場ヲ基準トシテ行ハル、獨貨ヨリ「イラン」貨ヘ及「イラン」貨ヨリ獨貨ヘノ換算ノ基礎トナルヘキ相場ハ獨逸清算金庫及 Banque Mellié 間ノ合意ニ依リ決定セラルヘシ

第六條　本取極ニ謂フ「イラン」商品トハ「イラン」ニ於テ專ラ生產セラレ若ハ同國ニ於テ經濟上妥當且其商品ノ本質ニ主タル變更ヲ來サヽル加工ヲナシタル總テノ商品ヲ謂フ

本取極ニ謂フ獨逸品トハ專ラ獨逸ニ於テ生產セラレ若ハ經濟上妥當且商品ノ本質ニ主タル變更ヲ來サヽル加工ヲナシタル總テノ商品ヲ謂フ

第七條　獨逸政府ハ獨逸完製品及半製品竝ニ石炭ノ支拂ヲ獨逸「イラン」間ノ清算取引ニ依リ行フコトニ付何等ノ制限ヲ設クルコトナク之ヲ認ム

「イラン」政府ハ「イラン」商品ノ總テノ支拂ヲ獨逸「イラン」間清算取引ニ依リ行フコトニ付何等ノ制限ヲ設クルコトナク之ヲ認ム

第八條　獨逸品ノ對「イラン」向輸出及「イラン」品ノ對獨輸出ト關聯シテ發生スル總テノ附帶費用ハ商品自體ノ支拂ト同樣ノ方法ニ依リ支拂ハルヘシ

第九條　獨逸清算金庫及 Banque Mellié ハ手數料及商用旅行費ニ付テハ優先的ニ之ヲ支拂フ

第一〇條　政府、公共團體ノ註文ニ對スル支拂ハ當該契約ニ於テ他ニ合意セラレ居ラサル限リ本取極ノ規定ニ則リ行ハルヘシ

第一一條　前記支拂ノ規定ハ通關手續ヲ經テ事實上「イラン」ニ又ハ獨逸ニ輸入セラレタル獨逸及「イラン」商品ニノミ適用セラル、兩國政府ハ本取極ノ方法ニ依リ支拂ハレタル商品カ第三國ニ再輸出セラレサル樣配慮スヘシ

兩國ノ一方ヲ通シナサル、通過貿易ノ商品就中自由港ノ保稅倉庫ニ存在スル商品ハ從來ト同樣ノ方法ニ依リ支拂ハルヘシ但シ兩國政府ハ特定ノ場合通過貿易商品ノ支拂ニ付第三條ノ規定ヲ準用スルコトヲ留保ス

第一二條　獨逸及「イラン」以外ノ南品ニシテ本取極ノ規定ニ依リ支拂ハル、コトヲ防止スル爲第三條ニ依ル支拂ハ輸入國ノ規定ニ基キ獨逸若ハ「イラン」ノ原產ナルコトヲ證明シ得ル商品ニ對シテノミ認メラルヘシ右目的ノ爲原產地證明書ノ提示ヲ要求スルコトヲ得

第一三條　獨逸又ハ「イラン」商品ニシテ其ノ原產國ヨリ直接「イラン」又ハ獨逸ニ輸入セラレサルモノニ付テハ右カ單ニ第三國ヲ通過シ若、第三國ニ於テ稅關ノ監視下ニアリタルコトヲ前提トシテ右ニ本取極ノ規定ヲ適用ス

第一四條　對獨輸出「イラン」商品ニ對シテハ輸出證明書ヲ附與セス對「イラン」輸出獨逸商品ノ輸入「ライセンス」ハ當該輸出證明書ノ提示ヲ要セス下附セラルヘシ

第一五條　「イラン」ニ於テ他國トノ關係上有効ナル輸出證明書及輸入「ライセンス」ノ一般的制度ハ兩國一方ノ申請ニ基キ十五日ノ期間ヲ以テ更ニ實施セラルヘシ

第一六條　商品取引ト關係ナキ獨逸「イラン」間支拂ハ獨逸清算金庫及 Banque Mellié 間ノ清算取引ニ於テ行ハルヘシ

第一七條　本取極ハ一九三五年十月三十日附獨逸「イラン」間ノ支拂ノ規則ニ關スル取極ニ代ハルヘク批准ヲ要シ伯林ニ於テ批准書交換實施セラルヘシ但シ一

九三八年七月一日ニ遡及シ暫定的ニ之ヲ實施ス一九三八年六月三十日又ハ十二月三十一日ヲ期限トシ夫以前ノ三ケ月ノ豫告期間ヲ以テ廢棄通告ヲナスコトヲ得但シ最初ノ豫告ハ早クトモ一九三九年六月三十日ヲ期限トスルモノタルヘシ本取極廢棄通告ノ場合ニ於テモ取極失効前ニ發送セラレタル商品ハ本取極ノ規定ニ依リ支拂ヒヲ行フコトヲ得但シ獨逸「イラン」兩輸出業者間ニ支拂時期ニ付合意セラレタル場合ハ本取極失効後遲クモ六ケ月ヲ滿期トスル支拂ニ限リ本取極ニ依リ支拂フコトヲ得

清算勘定ニ計上セラレタル額ハ本取極ノ失効後ト雖同取極ニ規定セラレタル方法ニ依リ利用セラルヽコトヲ得

舊致須國及第三國間條約暫定存續其の他

殘務整理中の舊チエツコスロバキア外務省（獨逸政府よりRitte大使派遣され、殘務整理に從事中）は回章を以て、舊チエツコスロバキア第三國との間の通商關係條約、協定、取極等は追て決定ある迄、依然新保護領と第三國間の通商關係を規律する旨通知して來た。

從て決定ある迄、當地に於ては馬克及クラウンの双方に對し强制適用力を認め、兩者の交換比率を一馬克十クラウンと決定した。

尙對外通商事項に付保護領政府が、將來若干の自主權を保有すべきや否やに付ては目下未定である。

獨逸・ルーマニア國間經濟取極成立

三月二十三日ブカレストに於て獨逸・ルーマニア兩國代表者間に廣範圍に亘る經濟取極が成立した趣で其の概要は左の如くである。獨逸・ルーマニア兩國の協力に關し既存通商貿易の規律を樹立せらるべし。右計畫は獨逸の輸入實況と他方ルーマニア國の生産及需要狀態竝に第三國との貿易上必要なる點に付考慮されて居る。

右の計畫は左記の各項に及ぶものである。

一、(イ)　兩國關係官署從來ノ經驗ヲ交換シ飼料、油實、纖維植物等農產物ノ增產ニ着手ス

(ロ)　農產品工業及同加業ノ擴充及新設

二、「ルーマニア」國林業ノ擴充及右ニ必要ナル木材工場及同工業ノ新設

三、「ルーマニア」國鑛山業ノ爲機械及設備ノ供給

銅含有硫黃鑛「クローム」鑛、滿俺鑛ノ開發及利用ノ爲獨逸「ルーマニア」合辨會社ノ設立及「ボーキサイド」の利用竝に「アルミニユーム」工業ノ建設ニ付審査ス

四、石油資源ノ探査及採掘竝ニ加工計畫ヲ含ム獨羅合辨會社ノ設立

五、工業界ニ於ケル協力

六、商工企業ノ設置セラルル自由地帶ノ設立及右地帶內ニ於ケル獨逸船ノ爲倉庫其ノ他荷揚積替等裝置ノ設定

七、「ルーマニア」國陸海空軍及軍需工業ノ爲軍需品ノ供給

八、輸入制度、道路網及水路ノ建設

九、公共企業ノ建設

十、兩國ノ利益就中各個取引融資ノ爲兩國銀行ノ協力（以上第一條）

本取極ノ實施ハ政府委員會ニ委任セラレ右委員會ハ之カ實施ヲ決定ス兩國政府ハ右事業ノ實施及準備ニ當ル商社及團體ニ對シ必要ナル補助ヲ爲ス（第二及第三條）

本取極ニ依ル兩國間支拂ハ獨羅間支拂取極ノ規定ニ依リ行ハル商品供給ヨリ取得セル金額中前記事業投資及融資ノ爲利用セラルル割合ニ付テハ政府委員會之ヲ決定ス（第四條）

本取極ハ批准交換一月後ニ實施セラル但シ署名ノ日ヨリ暫行的ニ實施ス一九四四年三月卅一日迄有效（廢止條項省略）（第五條）

▲智利國獨逸原產品に對する最惠國待遇許與（智利之部參照）

▲智利硝石の無稅輸入に關する獨智間協定（智利之部參照）

▲米致互惠通商條約適用方停止（アメリカ合衆國之部參照）

白耳義

關稅定率表中一部改正

白國政府は一九三八年十月二十七日附勅令を以て關稅定率表中左記の通り一部を改正し同十一月十日より實施する旨十日附官報に公表せり。

一、稅番八一八齒生用器具、炊事用器具及浴盤ヲ含ム*

		法
a　磁器製ノモノ（engrès）		
1、白色ノモノ	正味百キロニ付	五五・二〇**
2、其ノ他ノモノ		六九・〇〇**
b　高級陶器製ノモノ（en faience）		
1、白色ノモノ		五五・二〇**
2、其ノ他ノモノ		六九・〇〇**
c　其ノ他ノ陶器製ノモノ（en autres matieres céramiques）		
1、白色ノモノ		一〇〇・〇〇
2、其ノ他ノモノ		二一五・〇〇

（備考）　*　此等ノモノヽ構成中ニ存スル金屬性用材ハ各別ニ各目個有ノ稅率ニ依リ課稅セラルヽモノトス

**　一九三二年三月二十三日ノ法律所定ノ附加稅一割五分ヲ含ム

二、稅番九二九鐵留針（普通品）

a　鐵製錫引ノモノ	正味百キロニ付	三〇〇法
b　頭部ノ有無ヲ問ハス鐵製ノモノ		七〇〇法

三、稅番一一七三 bis「カゼイン」、「ゼラチン」、「アミドン」、「アドラガン」、讓誤及其ノ他ノ類似物ヲ主成分トセル人造塑像材料

a、b	變更ナシ
c　「ゼラチン」製薄片	二〇法
d　別揭ナク他ニ包含セラレサル諸製作品	變更ナシ

四、稅番一二〇九左記a乃至x揭載ノ工業用ニ供スル各種製品

a乃至f	變更ナシ。
g　刺繡、絲組物、流行諸製品、其ノ他ノ織物製作用ノ左記ノ諸品	變更ナシ。。
(1)乃至(7)	變更ナシ。
(8)　浮彫ノ型ヲツケタルモノ、切拔キタル板及卑金屬製薄片ヨリナル諸小物品	
(9)「シユニール」絲ノ上ニ鐵線ニヨリテ撚リ合セテ固着セシメタル帽子製造用ノ卑金屬製薄片	
h乃至x	變更ナシ

（備考）　。f ノ(7)ノ附註ハソノマヽ

。。g ノ(5)ノ附註ハソノマヽ

又十二月三十一日附官報を以て硅藻土等の關稅を左記の通り改正、之を一月一日より實施する旨公表せり。

稅番一四九　硅藻土（化石末）石英、工を加へざる者くは粉末の燧石

a/　石綿纖維を混入せる硅藻土百瓩に付輸入稅三法五〇仙

b/　變らず

一九三二年三月二十三日法律の定むる附加稅一割五分は免除せらる。

又一月一日附官報を以て左記品目の輸入稅を無稅とする旨、發表せり。

稅番三四七　「ハイドロキノン」及其ノ他ノ寫眞用現像藥ニシテ別號ニ揭ケス又他ニ包含セラレサルモノ。

及三月二十四日附勅令を以て、左記の通り一部改正、三月三十日より

實施する旨三月二十九日附官報を以て發表した。

税番第二〇六號砂糖若クハ香料ヲ加ヘサル麵麭及無酵麵麭

a/ 麵麭或ハ麵麭菓子　毎百瓩　風袋共　二五法

b/ 聖體麵麭

1/「オブラート」ニテ包ミタルモノ　同　一〇法

2/ 其ノ他　同　一二五法

苛性加里等の輸入許可制實施

白耳義國政府は一月七日附官報を以て苛性加里（税番三〇八）苛性アルカリ液（税番三〇九）に對し輸入許可制を實施する旨發表した。

紡績機械の輸入許可制設定

白國政府は一月十八日附勅令を以て、左記紡績機械類の輸入許可制を設定せる旨一月二十五日發行、白國官報を以て發表した。

品目	税番
紡績及撚絲用連續機、完備セルモノ其ノ他ノ紡績機械、卷取機其ノ他、完備セルモノ	一〇四六
織布機	一〇四七
「ジヤツガアド」織機	一〇四八
繰絲業及絹絲業用ノ鐵ソノ重量十瓩及十瓩未滿ノモノ	一〇四九
鐵線製、鋼線製ノ機織用ノ絲統、諸金屬ノ模造絲統及諸金屬製網目框ノ有無ヲ問ハス尚又經絲斷絕ノ場合ノ織機運轉ノ自動停止機用ノ薄板、此等ノモノハス（ヘテ鉛鍍シ、亞鉛鍍シ、銅鍍シ又ハ「ニツケル」鍍シタルモノヲモ之ヲ含ム	一〇七四 ter a
絲統用框	一〇七四 ter b

燐酸及セルロイド製塑造材料其の他輸入許可制設定

白耳義國政府は二月八日附の勅令によつて左記品目の輸入許可制を設定し、二月十八日より實施する旨公表した。

税番　三九二　鎔滓燐酸、沈澱燐酸

税番　一一七三　「セルロイド」製諸塑造材料

a　薄葉狀ノモノ

b_2　特掲ナク、他ニ包含セラレサル諸製作品

「セルロイド」製ノ「ハンドル」ノ取手以外ノモノ

純綿布の輸入許可制設定

白耳義國政府は同國紡績業保護の見地から税番第五四一號所定の純綿布（平織にしてマーセライズしたるもの及び艶付絲若くはマーセライズ絲を全部又は一部に使用したるもの）に對し輸入許可制を設定し、之を三月二十日より實施する旨三月十八日附の官報を以て發表した。

▲智利、白耳義國間關稅協定締結（智利之部參照）

オランダ

關稅一部改正

オランダ國政府は（一）紙（二）硝子、陶磁器類（三）製革及革製品（四）織物及衣類（五）製材及木製品（六）金屬の諸工業（化學工業を含まず）を保護する目的を以て、之に關聯する五十餘の税番の一部又は全部に付、原則として從來從價三%のものは六%に、六%のものは一二%に、八%のものは一二%に、一〇%のものは一五%に、一二%のものは一八%又は二〇%に引上げ（從價税と併記せる最低從量税には殆んど變更なし）、其の他若干の税番の分類を變更する法律案を二月二十四日議會に提出し、關稅權限法に基き同日附勅令を以て之を三月一日より實施する旨、二月二十七日發表した。尚二月二十三日以前に契約せられたる輸入品に對しては差額の拂戻を爲す。

金輸出禁止

一九三八年十一月二十五日附を以て、オランダ政府は何時にても金貨及金地金の輸出禁止を爲し得る旨の法律を公布し、十二月十日效力を發生せるが、右は一九三六年九月金本位離脫に際し臨時の措置として、九月二十六日附勅令（九月三十日附法律を以て確認）を以て金輸出を禁止せるも、一九三七年六月十七日以後は無制限に特別許可を與へ事實上金輸出自由狀態となり、次で同年八月五日に至り勅令を以て禁止を全然解除せるが、大藏當局は將來何時にても必要に依り禁止を爲し得る趣旨の改正を前記一九三六年九月三十日の法律に加ふることを提案し、今次の法律公布を見たものである。

スイス

▲獨逸、スイス間貿易取極第一三次協定調印（獨逸之部參照）

伊太利

關稅一部改正

伊太利國政府は一九三八年八月十一日附官報を以て左記諸品目に對する關稅改正を行へり。此等諸品目は大部分從量稅と共に從價稅を併課せられ居る處、從價稅に付ては何等の變更なし。

稅番	品名	課稅單位	改正一般稅率	舊一般稅率
一四六	蘆（敷物等ニ使用セラルモノ）	キンタル	二〇利	無稅
二三〇	毛靴下 b 2			
	一打五百瓦ヲ超エタルモノ	瓩	三六・七〇	キンタルニ付利 一、六七〇
	一打五百瓦以下ノモノ	同	四四・二〇	同 二、四二〇
二三一	毛手袋 b 2			
	一打三百瓦ヲ超エタルモノ	同	三六・七〇	同 一、六七〇
	同右以下ノモノ	同	四四・二〇	同 二、四二〇
二三二	毛製下着			
	仕上ゲザルモノ	同	四四・七〇	同 九七〇
	仕上ゲタルモノ	同	四九・五〇	同 一、四五〇
三九四	スプーン及フォーク一、鐵又ハ鋼製ノモノ（ステインレス）仕上ゲタルモノ	キンタル	一、八〇〇	—
	仕上ゲザルモノ	同	一、一〇〇	—
	仕上ゲタルモノ	同	一、六〇〇	—
	二、同（ステインレスニ非ザルモノ）仕上ゲザルモノ	同	一、一〇〇	—
	仕上ゲタルモノ	同	一、六〇〇	—
	錫又ハ亞鉛引ノモノ	同	一二八・四五	—
	其ノ他	同	一八三・五〇	—
四八〇	醫療器械			
	體溫計（箱入）同（箱ニ入ラザルモノ）	各個	一・六〇	キンタル 六六〇
	其他	キンタル	一・五〇〇	
			三六七・〇〇〇	
八九八	スライドファスナー（ジッパー）金屬製	瓩	八〇	
	セルロード其ノ他ニテ製セルモノ	同	二〇〇	瓩 八〇
八九八	同部分品			
	金屬製	同	一〇〇	
	セルロイド其ノ他ニテ製セルモノ	同	二五〇	瓩 一〇〇
九二三	ベクチン液	瓩	二	
	固體	同	五〇	—

尙稅番七六四號即チ「ベンゾール」誘導體中人造樹脂製造ニ使用セラル、「クレゾール」ハ「キンタル」ニ付三六・七〇利（七六四號稅率ハ八八〇利）ヲ課セラレ又稅番二八六號中使用ニ耐エザル「ゴム」製品及「エボナイト」製品ハ再製使用セラルル場合輸入稅ヲ免除セラル。

伊太利、ルーマニア間通商協定實施

一九三八年七月十四日ローマに於て調印せられたる伊太利ルーマニア間通商取極及附屬交換公文は、同月九日附勅令第一五八一號（十月十五日附官報により公表）に依り完全實施を見ることゝなつた。本取極は二個のプロトコール及交換公文より成り居る處、右內容概略左の如し。

一、プロトコール（A）に於て兩國政府は一九三七年二月十三日ローマに於て調印せられたる通商竝に支拂に關する協定を更に一九三八年十二月三十一日迄延長し、且一九三八年十月一日以後に於ては何れの政府も二ケ月の豫告を以て協定を廢棄することを得べく、又兩國間經濟協調增進の見地より新協定締結の爲一九三八年十月初商議を再開すべき旨を約す。

二、プロトコール（B）は一九三四年一月五日ローマに於て調印せる兩國間通商航海條約の內容を變更する追加協定にして、右內容左の如し。

（イ）伊國政府はルーマニアに於て與へられ居る同國稅番五〇八乃至五一六番規定の綿絲に對する協定稅率均霑の權利を廢棄す。

（ロ）ルーマニア國政府は伊國稅番九六に依るルーマニア產乾李年輸入量千キンタル迄を限り均霑の權利を放棄す。

（ハ）伊國稅番六四四（a）に依れば、礦油蒸溜殘溜物は直接燃料として使用せらるゝ場合、從價一割五分を課稅せらるゝ處、本取極に依り一定の規格を有する右殘溜物にして、大藏省監督の下に釜若くは爐の燃料に使用せらるゝものはルーマニアより輸入せらるゝ場合之が稅率を一割とす。

（ニ）通商航海條約附屬表A中に規定せらるゝオリーブ油に對するルーマニア側稅率（稅番三三二）を變更し、百瓩に付一千百レイと定め尙新に伊國產石竹（稅番三五八）及バナナ（稅番四四〇）に對し百瓩各六千レイ及千五百レイの協定稅率許容方を右附屬表中に追加す。

三、交換公文に於ては兩國政府は夫々一九三七年二月十三日調印の通り商取極附屬第一表及第二表規定の割當量を標準として一九三八年七月一日以後十二月三十一日迄の六ケ月間に對する輸入許可を與ふべきものとす。但し左記商品に對し伊國側の與ふる六ケ月間割當は左の如し。

伊側稅番	品目	割當額
六〇四（a）	普通木材にして伊本國向	一二、〇〇〇千利
	同殖民地向	八、〇〇〇
六〇四（b）	上等木材	三、〇〇〇
六四三乃至六四四	礦油及礦油蒸溜殘溜物	七〇、〇〇〇

伊太利、ノルウエー間通商協定實施

一九三八年六月二十一日ローマに於て調印せられたる伊太利、ノルウエー間通商協定及附屬交換公文は同年九月九日附勅令第一五七一號（十月十三日附官報により公表）に依り完全に實施せらるゝことゝなつたり。本協定は一九三七年三月三十一日兩國間通商協定を補追せるものにして、內容概略左の如し。

第一條　伊國ハ諸威產品ニ對シ左記年次割當ヲ許容スヘク右支拂ハ一九三七年三月三十一日調印ノ兩國間通商協定ノ定ムル所ニ從ヒ淸算ノ方法ニ依ル

	千利
鱈	三、〇〇〇
ストツクフイシユ	二四、五〇〇
魚油	四、三〇〇
人絹用パルプ	一七、五〇〇
其他	二、七〇〇
計	五二、〇〇〇

右割當額ハ半期若クハ兩國間合意ニ依リ數期ニ分チ之カ輸入ヲ許可スルコトヲ

得ヘク前半期間ニ輸入ヲ完了シ得サリシ割當額ハ之ヲ次期割當額ニ繰込ムヘキモノトス

第二條　締約國一方ノ採レル措置ニ依リ輸出若クハ輸入カ著シク減少シ又ハ其ノ他何等カノ理由ニ依リ勘定尻カ本協定締結ノ時豫測セラレタル所ト異レル場合ニ於テハ締結國ノ一方ハ相手國ニ對シ本協定ノ定ムル割當ニ關シ必要ナル變更ヲ加フル爲直ニ商議開始方ヲ要請スルヲ得ヘク若シ右商議カ一ケ月以内ニ圓滿ナル結果ニ到達シ得サル場合ニハ締約國ノ一方ハ六ケ月ノ期間終了後一ケ月ノ豫告ヲ以テ本協定ヲ廢棄スルコトヲ得

第三條　本協定ハ一九三八年七月一日效力ヲ發生シ一九三九年十二月三十一日迄有效タルヘク若シ期間滿了三ケ月前ニ於テ廢棄セラレサル場合ニハ更ニ一ケ年宛延長セラルヘシ

尙同日附附屬及交換公文に於て一九三七年三月三十一日調印の兩國間支拂協定を一九三九年十二月三十一日、卽ち本協定の有效期限迄延長すべき旨を約して居る。

伊太利、エクアドル間通商協定締結

伊太利は九月廿三日エクアドルとの間に新通商協定の調印を了したが、右に依り兩國は關稅其の他の課稅に關し無條件且無制限最惠國待遇の相互許與を規定する外、伊國側はエクアドル國產品に對し八百萬利（一利は約十八錢）の年次割當を許與したるが、右割當額に對しては年四期に分ち、之が輸入許可與へらるべく、又輸入せらるべき品目は卸材料金額の內五割、珈琲二割二分、カヽオ一割八分、トキラ麥稈帽四分、獸皮及毛皮四分、其の他の商品二分の割合となり居れり。他面エクアドル國側は伊國產品の輸入に對し何等の制限措置を講ぜざるのみならず、進んで特惠稅率（一般稅率よりも三割安）を許與すべく、若しエクアドル國側が伊太利に關係ある產品に對し、輸入割當を設定する場合に於ては同品の過去三ケ年間に於ける平均總輸入額よりも少からざる割當を伊國に提供すべき旨（尤も右に代へ伊國側は右三ケ年の輸入額中自己に都合良き年次の輸入額を選擇することを得）を約した。

尙輸入品は相互に領事官憲の査證ある原產地證明書を添付すべく又輸入代金支拂は相互に自由爲替を以て之を行ふことゝなり居れり。

本協定は一九三八年十月一日以後一ケ年間效力を有し、右期限滿了前三ケ月の豫告を以て廢棄せられざる限り引續き一ケ年間效力を有す。

伊太利、トルコ間支拂協定內容

伊國外國貿易協會發行通商情報に依れば、一九三八年十月十五日アンカラに於て調印せられたる伊太利、トルコ間支拂協定は同十一月一日より實施せられ居る趣なる處、右協定內容概略左の如し。

一、伊國品は土國側の採用せる自動的輸入制度の定むる所に從ひ之が輸入を認められたるが、將來右トルコ側輸入制度に變更あるべき場合を豫想し伊國品に對する割當表を定む。

二、トルコ產品に對する伊國側割當左の如し。

伊國稅番	品名	年割當
		千利
二四	鷄卵	九、〇〇〇
三三	生魚	八、〇〇〇
三六	カビア其の他の魚卵	二五〇
六四	小麥	二五、〇〇〇
六五	ライ麥	二、〇〇〇

伊國稅番	品名	年割當
		千利
六六(b)	大麥	一三、〇〇〇
六九	其の他種子	三、〇〇〇
七四	乾野菜	一〇、〇〇〇
八四(b)	乾葡萄	一、五〇〇
八八	イナゴ豆	五〇〇
一一五(a)	葉煙草	五、〇〇〇
一一七	採油種子	三、五〇〇
一二四(a)二	魚油	二、〇〇〇
一二五(b)	オリーブ油	一〇、〇〇〇
一三九	蜂蠟	一五〇
一八一	棉花	六〇、〇〇〇
一八二	棉屑	一、〇〇〇
二一一(a)(b)	山羊毛及羊毛	一五、〇〇〇
二一二、二一三	屑	一、〇〇〇
二一四	其の他動物毛	五〇〇
二一七	敷藺	一、〇〇〇
二四六		二、〇〇〇
二四八	絹屑	一、〇〇〇
二七四(a)二(b)	クロームクローム鑛	一五、〇〇〇
二七四(b)	マンガン鑛	五〇〇
二七四(c)	鉛鑛	三、五〇〇
二七四(f)	アンチモニー鑛	一、五〇〇
五四九	エメリー	一、〇〇〇
五六四	石炭	六、〇〇〇
五九三	アスベスト	一、〇〇〇
六三九	角及骨	五〇〇
六五四(b)	ゴム	五〇〇
七七七	藥用植物	一〇〇
七七八	阿片	三、〇〇〇
七八三、七八六、七九〇 七九一、七九六、八〇三	鞣及染色材料	一、五〇〇
八〇五	生皮	一〇、〇〇〇
九一八	牧場用笛	五、〇〇〇
九二五	鈸	二、五〇〇
九三八	ガット	五〇〇
九五一	ボロ	一、二五〇
	其の他	四、〇〇〇

但右商品中鷄卵、生魚、大麥、其の他種子、採油種子、牧場用笛、山羊毛及羊毛、オリーブ油に付ては割當額中四分の三を前半期六ケ月間に輸入し四分の一を後半期に輸入す。

三、伊、土兩國間に於て、輸出品には夫々特別の原產地證明書二通を添付すべく、輸入國稅關に於ては、商品輸入の際、右證明書に捺印の上、夫々相手國淸算機關、卽ち關係土國稅關は國立爲替淸算事務局へ、伊國稅關はトルコ中央銀行に之を送付し通報事務の簡易化を計つて居る。

四、支拂協定は商品に關し一般的求償を規定すると共に輸出入に關聯する諸費用卽ち

（イ）輸出入商社が相手國商人に支拂ふ手數料其の他の費用
（ロ）延滯利息
（ハ）爲替差額
（ニ）輸出入商社が銀行に支拂ふ利息、手數料及其の他の費用
（ホ）相手國船舶に支拂へる運賃
（ヘ）割戻

(ト)　廣　告　費

(チ)　保險料に付規定する所あり。

尙トルコ人旅行者及學生の爲、伊國側に於ては別個の勘定を設けた。

尙支拂協定はトルコよりリビア及ドデカネーズ諸島向輸出せらるゝ左記土國産品にも適用あるものとす。

商品	金額
バルサムム油	二五〇千利
上等オリーブ油	六〇〇
葡萄	一、四〇〇
隱元豆、乾野菜	一、〇〇〇
動物	三、〇〇〇

五、協定の運用を監視し且商品輸出入竝に支拂に關する均衡保持の爲必要なる措置を研究せしむるが爲、政府は各々委員會を設け相互に協力せしむるものとす。

通商及支拂協定は一九四〇年六月三十日迄效力を有し、三ケ月の豫告を以て廢棄報告なき限り其後も順次に一ケ年宛效力を延長せらるゝものとす。

伊太利、蘇聯邦間通商協定調印

一月八日當地新聞は、二月七日在伊蘇聯邦大使及通商代表とチアノ伊太利外相との間に、經濟關係の議定書及取極の調印を見、玆に伊、蘇間の懸案は解決され、兩國の通商調整さるゝことゝなれりと報じて居る。

アルバニア

輸入許可制度設置

一九三七年八月アルバニア國法律を以て伊太利、アメリカ合衆國及希臘以外の諸國より輸入せらるゝ商品にして、右法令別表(七、參照)に記載せらるゝものは、經濟省の輸入許可を必要とする旨、規定せられる處、本法令の主眼とする所は同國の貿易が常に約二對一の割合にて輸入超過の狀態にあり、且最近不振の狀況にある同國輸出貿易の促進を計らむが爲、求償制度を採用せむとするにあり。然る處同國は更に一九三八年三月七日附法律(三月十二日より實施)を以て前記求償制度を合理化すると共に、更に詳細の規定を設け、以て現在に及び居れるが、右三月七日附法律内容概略左の如し。

一、特定國ニ對スル「アルバニア」ヨリノ輸出カ同國ヨリノ輸入ノ七割以上ニ達スル場合ニハ貿易差額ハ正常狀態ニアリト認メ同國ヨリノ輸入ハ之ヲ自由トス。貿易差額カ正常ヲ維持スル諸國ハ「ア」國關稅統計ヲ基礎トシ毎半年毎ニ官報ニ告示スヘク右ハ告示ノ日ヨリ効力ヲ發生スルモノトス

二、「アルバニア」國ヨリノ特定國向輸出カ同國ヨリノ輸入ノ七割ニ達セサル場合ニハ同國トノ貿易差額ハ正常狀態アラサルモノト認ム　貿易差額カ正常狀態ニアル國ノ特定產物ヲ法令附屬別表(七、參照)ニ列記シ之等商品ノ貿易差額カ正常ノ狀態ニアラサル國ヨリ輸入セラル、場合ニハ總テ經濟省ノ許可ヲ必要トナス　即チ右ニ依リ貿易差額カ正常狀態ニアル國ヨリノ之等商品ノ輸入ハ然ラサル國ニ比シ著シキ保護ヲ受ケ從テ「ア」國カ輸入超過ノ關係ニアル國ヨリスル之等商品ノ「ア」國向輸出ハ著シキ障礙ヲ受クルコト、ナル次第ナリ尙「ア」國產業ノ發達改良ニ必要ナル原料品及半製品ノ輸入ニ付テハ第六條第二項ニ規定ヲ設ケ之等原料品及半製品カ入超國ニノミ產セラル、場合ニ限リ前記附屬表ヨリ除外セラルヘキ旨ヲ規定ス　即チ右規定ノ半面解決ハ之等原料及半製品ニシテ貿易差額カ正常狀態ニアル國即チ伊太利、アメリカ合衆國及希臘ニ產出セラル、場合ニハ之ヲ右表ニ記載シ右三國以外ノ國即チ入超國ヨリノ之等商品ノ輸入ニ許可ヲ必要トスルコト、シ以テ米、伊、希ヨリノ輸入(之等三國ヨリノ輸入ハ一、ニヨリ自由)ニ特典ヲ與ヘ他面之等原料及半製品カ米伊、希ニ產出ナキ場合ニハ之等三國ニ特典ヲ與フルノ道ナク旁々「ア」國產業發達改良ノ見地ヨリ之カ輸入ハ必要ナルヘキニ付右表中ニ之ヲ記載セサルモノトス

三、貿易差額カ正常ノ狀態ニアラサル國ニ對シテハ右ノ場合ニ經濟省ハ輸入ノ許可ヲ與フルモノトス　(第二條)

(イ)　四ケ月間ノ輸入額カ二百「アルバニア・フラン」ヲ超エサル輸入ニ對シテハ經濟省ハ之カ輸入ヲ許可シ得ルモノトス

(ロ)　本法律効力發生後且輸入許可申請ニ先ツ六ケ月間ニ於テ申請商社カ特定國ニ對シ同國ヨリノ輸入ノ少ク共七割ヲ下ラサル額ヲ輸出シタル場合ニ於テハ經濟省ハ當該商社ニ對シ當該國ヨリノ輸入申請ニ許可ヲ與フルモノトス　(個人求償)

(ハ)　輸入商カ輸入セムトスル商品ノ原產國ニ對シ輸入額ノ七割ヲ下ラサル額ノ「ア」國商品ヲ求償的ニ輸出スヘキ旨ヲ約シタル場合ニハ經濟省ハ右輸入ニ許可ヲ與フヘキモノトス

但右ノ場合ニ於テ輸入商ハ保證金トシテ輸入セムトスル商品ノ三割ニ相當スル額ヲ「アルバニア」國立銀行若クハ國立農業銀行ニ經濟省名義ニテ供託スヘク、右供託金ハ輸入許可發給後六ケ月内ニ前記輸出ヲ履行シタル時拂戻サルヘク、右六ケ月經過後ニ於テハ供託金ハ輸出增進基金トシテ國家ノ收入トナル

即チ右金額ハ Facilitazione all' esportazione ナル項目ニ記入セラレ、經濟省ハ右金額ヲ閣議ニ於テ決定セラルヘキ特定商品ノ輸出增進目的ニノミ使用セラルヘシ　供託金ハ金錢以外ノモノ(例ヘハ證券類)ヲ以テ代フルコトヲ得

(ラ)　輸入許可ノ全部若クハ一部カ定メラレタル期限内ニ行ハレサリシトキハ求償的輸出カ實行セラレタル限リ供託金ノ全部若クハ一部ハ輸入申請者ニ返戻セラルヘシ　供託金ハ金錢以外ノモノ(例ヘハ證券類)ヲ以テ代フルコトヲ得

四、輸入申請ハ商業會議所ヲ通シ經濟省ニ提出セラルヘク商業會議所ハ申請受託ノ日ヨリ八日以内ニ右申請ニ意見ヲ附シ經濟省ニ提出ス　經濟省ハ右申請竝ニ關係書類カ正當ナル時ハ十日以内ニ許可ヲ與フルノ義務アリ　(第三條)

五、輸入許可證ハ三通作成ノ上一通ハ原本トシテ經濟省ニ保管セラレ他ノ二通ハ夫々商品ノ輸入ヲ見ルヘキ稅關竝ニ輸入業者ニ送付セラルヘク稅關ハ輸入業者ヨリ提示アリタル輸入許可證ヲ比較檢查ノ上商品ノ輸入ヲ許可ス　輸入許可證ノ有效期間ハ四ケ月ナリ　稅關ハ輸入品ノ數量竝ニ價格ヲ經濟省ニ通報シ同時使用濟輸入許可證二通ヲ同省ニ返戻ス　(第四條)

六、經濟省ハ閣議決定ニ基キ

(イ)　如何ナル國ヨリ輸入セラル、ヲ問ハス特定商品ノ輸入禁止

(ロ)　如何ナル國ヨリ輸入セラル、ヲ問ハス特定商品ニ對スル輸入割當若クハ輸入制限

(ハ)　如何ナル國ニ輸出セラル、ヲ問ハス特定商品ノ輸出禁止、輸出割當若クハ輸出制限ヲ爲スノ權限ヲ有ス

但右禁止、割當竝ニ制限措置ハ條約若クハ國際協定ノ適用アル場合若クハ其ノ他必要アリト思考セラル、場合ニ限リ之ヲ行フコトヲ得(第八條、第九條)

七、貿易差額カ正常狀態ニアラサル國ヨリ輸入セラル、場合輸入許可ヲ必要トスル商品(二、參照)左ノ如シ

尙左記商品「リスト」ハ其ノ後一九三八年八月及十一月ノ二回ニ亘リ若干變更ヲ加ヘラレタルモノナリ

「アルバニア」國稅番

三四	米	商品名
一七〇	包裝用紙	
一七五	書翰用紙	

「アルバニア」國稅番	品名	
一八一乃至一八三	商品	
一八九	紙及封筒	
二〇五	厚紙	
二〇六	綿絲（撚ヲカケサルモノ）	
二〇七	綿絲（撚レルモノ）	
二〇九	裁縫用綿絲	
二一〇	靴下	
二一一	粗布	
二一二	漂白セル綿布	
二一三	著色若クハ捺染綿布	
二一四	ハンカチ	
二一六	綿製靴下、手袋、下着類	
二一八	製天鵞絨	
二二五	亞麻、ジュート、若クハ麻製絲及繩	
二二六	毛、ジュート、麻製若クハ其ノ他ノ材料ヲ混用セル織物	
二二七	テント若クハ帆用亞麻布及麻布	
二二八	ジュート若クハ麻製拭物若クハ「サツク」	
二三七	毛製品	
二三八	毛綿混織物	
二五四	絹及人絹織物若クハ其ノ混織品	
二六五	帽子及ベレー類	
二七七	タイヤ、チューブ類	
二七九	靴、ゴム靴、ゴム長靴	
二八二	其ノ他ゴム製品	
三一二	硝子製板	
三一三	ランプノホヤ	
三一四	釘	
三三七	戸若クハ窓用錠及閉金	
三五四	活字	
三七五	ダイナモ、傳導機類	
三九〇	農業機械	
三九八	自動自轉車同附屬品	
四〇八	自轉車同部分品附屬品	
四〇九	水道、瓦斯及電氣計量器	
四一八（C）八	電信電話器類	
四二三	ランプ、同部分品、燈臺用電池	
四二八	著色粘土	
四三八	染料	
四四〇	セルロイド	
四九四	甲製品	
四九六	龜可塑性物質（セルロイドノ如キ）ヲ以テ製セル雜貨	
四九七		

▲獨逸、アルバニア國間最惠國待遇許與に關する取極成立（獨逸之部參照）

希臘

▲米國、希臘間暫定通商取極（アメリカ合衆國之部參照）

▲亞國、希臘間通商航海條約調印（アルゼンテイン之部參照）

トルコ

本邦産綿布類及茶の輸入許可手續

本邦産綿布にして現行日土貿易協定附屬表に掲記なきもの及掲記せられ居るも輸入割當量を使用し盡せるもの竝に茶のトルコへの輸入許可に關し、今般在本邦トルコ國大使より譯文左の通りの通報があつた。

以書翰啓上致候

陳者日本、トルコ兩國間ノ通商貿易發展ノ爲メ及日本産品ノトルコ輸入ヲ容易ナラシムル爲、トルコ國經濟省ハ現行日土貿易協定附屬表ニ掲記ナキ綿布類、或ハ輸入割當量ヲ使用シ盡セル綿布類竝ニ關稅稅率表ニ記載アルモ前顯協定ニ明記ナキ茶ノトルコ國ヘノ輸入ヲ自由ナラシムルコトニ決定致候

右ニヨリ經濟省ハ次ノ措置ヲ採用致シ候

（イ）日土貿易協定ノ附屬第二表ニ掲載ナキ日本製綿布ハ經濟省ノ許可ニヨリ自由ニトルコ國ニ輸入スルコトヲ得ヘシ

（ロ）日土貿易協定附屬第二表ニ稅率番號アル日本製綿布ニシテ輸入割當量ヲ使用シ盡シタルモノハ經濟省ノ許可ニヨリトルコ國ニ輸入スルコトヲ得ヘシ

（ハ）日本原産茶ノ輸入ノ爲メ前顯協定附屬第一表ニ稅率番號第二一三號ヲ追加ス

▲伊太利、トルコ間支拂協定內容（伊太利之部參照）

ルーマニア

▲獨逸、ルーマニア國間經濟取極成立（獨逸之部參照）

▲伊太利、ルーマニア國間通商協定實施（伊太利之部參照）

蘇聯邦

蘇聯邦、ポーランド間經濟條約調印

二月十九日蘇聯及ポーランド間經濟關係を調整する左記條約及協定當地に於て貿易人民委員ミコヤン及ポーランド大使及ポーランド商工省貿易局長ルイホフスキー間に調印せられたる處、右に關する新聞發表に依る內容要旨左の通り。

一、通商條約

最惠國待遇を基礎とする兩國間最初の經濟一般的條約にして商品取引及海上輸送に關する幾多の原則的規定を包含す。

二、取引協定

商品取引の擴張を豫見す蘇聯はポーランドに棉花、棉花屑、毛皮、燐灰石、煙草、滿俺鑛、石綿及石墨等を輸出しポーランドより石灰、黑色金屬、亞鉛、織物、機械、鞣皮及ヴイスコース等を輸入す。

三、清算協定

商品取引及其の他の支出の諸支拂は波蘭決濟機關經由、相互決算の方法に依り行ふべき旨規定す。

▲伊太利、蘇聯邦間通商協定調印（伊太利之部參照）

リスアニア

▲亞國、リスアニア間通商航海條約調印（アルゼンテイン之部參照）

フインランド

▲ウルグアイ、フインランド國間通商條約批准（ウルグアイ之部參照）

ノルウエー

▲ノルウエー產蝶の關稅取扱に關する獨逸、ノルウエー間協定（獨逸之部參照）

デンマーク

▲亞國、デンマーク間通商條約調印（アルゼンテイン之部參照）

ポルトガル

植民地貿易保護策實施竝ダンピング稅設定

ポルトガル國政府は一九三八年十二月三十一日附大統領令第二九三五〇號を以て、同國植民地貿易保護の見地よりアンゴラに輸入せらるゝ秩、牧草の稅率の引上、モザンビック煙草の保護、マカオ自由港を經てポルトガル本國及同國植民地に輸入する貨物の取締、ポルトガル國と何等外交竝に領事關係を有せざる國の產物輸入禁止及ダンピング稅を設定したるが、右ダンピング稅なるものは、原產國又は出貨國に於てコストを引下げ又は其の他輸出奬勵の爲にする直接又は間接輸出奬勵金乃至損害補償等の便益を受ける商品に對し、定率關稅の外右補償を受けたりと認定する金額に相當する課稅を附加するものである。

右大統領令は左の通りである。

葡國植民地關稅ハ「ポルトガル」本國生產竸寸保護ニ不充分ナルニ鑑ミ葡國植民地各市場ハ同國產竸寸ヲ一層有利ニ輸入スル狀態ニ置カルヘキハ當然且必要ナルニ鑑ミ

「モザンビック」ニ於テ輸入スル黑葉煙草ヲシテ「モザンビック」ニ既存スル葡國植民地產「クラーロ」葉煙草ト同一條件ニ置ク必要ヲ顧慮シ葡國ト何等外交又ハ領事關係ヲ有セサル諸國原產品トノ關係上葡國產業保護ノ必要アルニ鑑ミ

「アンゴラ」、「モザンビック」及「マカオ」政府ノ提案ヲ考慮シ植民地令第二八條及葡國植民地憲章第一七一條ノ規定ニ基キ葡國植民地憲章第十條第一款第四號ニ依リ賦與セラレタル權限ヲ行使シ且緊急ノ必要ニ依リ同條第二款ノ規定ニ依リ植民大臣ハ左記令ヲ規定シ本大統領之ヲ公布ス

第一條　一九二八年三月二十四日附植民地令第七四六號ニ依リ發布セラレタル「アンゴラ」植民地輸入關稅定率法稅番第二四〇號ノ現行稅率ヲ左ノ通リ改正ス

（秣、牧草）

「ザイレ」協定灣內	從價	三〇%	（舊稅率ハ從價五%）
「ザイレ」協定灣外	葡國產	從價 二四%	（舊稅率ハ一律從價一〇%）
	外國產	從價 六〇%	

第二條　「モザンビック」植民地輸入關稅定率法稅番第一六四號（煙草）B項（內國產）ノd（原煙草クラーロ）、加工用トシテ植民地內ニ在ル工場ニ依リ輸入セラルルモノ※）

原煙草（黑又ハ「クラーロ」加工用トシテ「モザンビック」植民地ニ在ル工場ニ依リ輸入セラルヽモノ）

（註　※　一九二四年四月五日附植民地令第六八一號第四條ニ基キ稅務局ハ各工場ノ一箇年輸入割當ヲ決定ス）

第三條　「マカオ」自由港ヨリノ出貨物ニシテ其ノ他ノ葡國植民地ニ輸入セラルヽ場合ハ外國品ト同等ノ輸入稅ヲ支拂フヘシ

第四條　一九三七年七月二十一日附令第二七八八一號單一條ノ補款ヲ次ノ通リ改正ス

「マカオ」原產ノ商品ニシテ同植民地ニ於テ全部製作セラレ若シクハ商品ノ原價ヨリ五割以上ノ評價ノ一部的加工ヲ施シタルモノニシテ本條ニ規定スル特典ヲ享受スヘキ條件ヲ具備スル旨ノ申告ヲ有スル經濟部監督廳發給原產地證明書ヲ添附スルモノニ對シテハ特ニ特典ヲ許與ス

第五條　「マカオ」植民地政府經濟部監督廳ハ單ニ一部分的加工ヲ施シタル商品及植民地總督ノ提案ニ基キ植民大臣ニ於テ他ノ葡國植民地竝「ポルトガル」本國ニ輸入スルニ際シ特惠關稅ヲ享受シ得ル條件ニ在リト認ムル工業品ニ對シテノミ原產地證明書ヲ發給スヘシ

第六條　前條規定ノ條件ヲ具備セサル商品ニ對シ原產地證明書ヲ發給シタル場合ハ之ニ關與シタル職員ニ對シ現行法規ニ照シ懲罰ヲ課ス

第七條　「マカオ」原產品ニシテ假令一九三七年七月二十一日附令第二七八八一號規定ノ「マーク」其ノ他ノ申告記載ノ原產地證明書ヲ添附スル場合ト雖同證明書中ニ同植民地原產ニアラサル標印即包裝ノ「マーク」其ノ他ノ申告ヲ包含シタルトキハ外國品ニ等シキ關稅ヲ課シ且密輸入計畫トシテ裁判ニ附ス

第八條　前條規定ノ事件ニ付各植民地稅關ニ於テ裁判ヲ開キ其ノ結果決定判決ヲ見タルトキハ本令第六條ノ規定ニ依リ「マカオ」政府經濟部監督廳ノ職員ニ對スル懲罰手續ノ基礎トナス爲該事項ヲ植民省ニ報告スヘシ

第九條　政府ハ輸入稅ヲ支拂フモノト支拂ハサルモノトヲ問ハス總テノ商品ニシテ其ノ原產國又ハ出貨國ニ於テ直接又ハ間接ノ輸出奬勵金ヲ享受シ乃至「ダンピング」ノ爲他ノ如何ナル方法カニ依ル便益ヲ享クルコトヲ確認シタルトキハ關稅ニ於テ定率關稅以外ニ當該商品ノ享益スル奬勵金ニ等シト認ムル金額ヲ課稅セシム

第十條　政府ハ植民省ニ對シ省令公布ニ依リ「ポルトガル」ト何等外交關係又ハ領事關係ノ存在セサル諸國ノ原產品ヲ葡國各植民地ニ輸入スルコトヲ禁止スルノ權限ヲ賦與ス

右公布シ之ヲ實施セシム

一九三八年十二月三十一日

大統領、首相、植民大臣署名

ポルトガル植民地の蘇聯貨物輸入禁止

ポルトガル國政府は一九三八年十二月三十一日附大統領令第二九三五〇號を以てポルトガルと外交又は領事關係を有せざる國の生產物は追つて植民省令の公布に依り葡國植民地への輸入を禁止する旨發令せるが、右に關し本一月十三日附植民省令第九一五一號を以て蘇聯邦生產物の葡國各植民地への輸入を禁止せる旨公布した。

尙目下葡國と外交關係斷絕中の國は蘇聯の外敍須國及赤系スペインなり。

○アメリカ洲

アメリカ合衆國

米國、希臘間暫定通商取極

國務省發表に依れば一九三八年十一月十五日アテネに於て米希間暫定通商取極が調印されたが、右は一九二四年十二月九日兩國間公文交換に代るものであつて、一九三九年一月一日發效關稅及其の他の貿易統制に付最惠國待遇を爲して居る。

米國、イラク間通商航海條約調印

一九三八年十二月三日米國、イラク間最初の通商航海條約が、バグダッドに於て調印されたが、右條約は米の玖瑪及パナマ運河地帶に與ふる特典、イラクの大戰前亞細亞帝國の一部たりし諸國に與ふる特典を除き、相互に關稅率竝輸出制限に付無條件最惠國待遇を約する外、相手國の船舶に對し國民待遇を保障し居り、批准交換後三十日目に發效し、三年据置以後一年の豫告を以て廢棄し得ることゝなつて居る。

米加新通商協定內容

一、一九三五年十一月十五日調印せられ一九三六年一月一日より實施せられたる現行米加通商互惠協定は、一九三八年十二月末日を以て期間滿了することゝなつてゐたが、一九三八年春頃より華府に於て之に代るべき新協定の締結交涉開始せられ、加奈陀政府は通商情報局長 L.P. Wilgress 關稅委員 Hector McKinnon 等の專門家を派遣して折衝せしめた結果、過般圓滿妥結を見たのでキング首相はスケルトン外務次官を帶同、同年十一月十六日當地發華府に向ひ、翌十七日ホワイト・ハウスに於てルーズベルト大統領列席の下にハル國務次官と共に新協定に調印を了した（本件米加協定と併行して華府に於て交涉された英米通商協定も同時に調印された）

右調印に當りハル長官は新米加協定及新英米協定は締約國間に相互通商增進の途を開いたのみならず、之に依り締約國は國際通商の健全なる基礎を維持强化しようとするのである。本協定は國際通商關係に於ける差別待遇撤廢に一步を踏出せるものにして、國民間の諒解共力平和通商の進展に因る世界開發の傾向助長に資する所あるべし云々と挨拶し、

キング首相は米加協定が排他的のものにあらずして、其の利益が廣く他國にも及ぼさるゝことは滿足に堪へず、本協定は通商上の障害を緩和輕減せるのみならず、通商關係の擴張が物質上の利益と共に國家間の諒解及善意をも促進するものなることの事例を示せりとの趣旨の祝辭を述べた。

二、米加新協定は一九三五年締結の現行協定に比し、關稅率輕減の範圍を更に擴張し、且各種の通商障害を緩和すると共に輸出入に付最惠約款を設定した。協定要旨は次の通りである。

（イ）輸出入關稅、附加稅、課稅方法、通關手續、輸出入ノ禁止制限、輸入品ノ販賣使用等ニ付相互ニ最惠國待遇ヲ許與ス

（ロ）輸入品ニ對シ輸入後ニ課セラルヽ內國稅、手數料、課金等ニ付原則トシテ內國品待遇ヲ許與ス

（ハ）輸入關稅率ニ關シ米國ハ加奈陀ニ對シ一二九品目ニ付稅率ノ引下、四一品目ニ付現行稅率ノ据置、三二品目ニ付無稅据置ヲ約セルカ右稅率ノ引下ヲ約セル一二九品目中新規ニ引下クルハ一〇〇品目ニシテ二五品目ハ一九三五年ノ協定率ヲ更ニ引下ケ四品目ハ一九三五年ノ協定ニテ据置ヲ約セル稅率ヲ引下タルモノナリ

現行稅率ノ据置ヲ約セル四一品目中三二品目ハ一九三五年ノ協定率ヲ据置クコト、ナセルモノナリ無稅据置品目三二中二〇品目ハ一九三五年ノ協定ニ於テモ無稅据置トナリ居タルモノナリ而シテ稅率引下ノ行ハレタル主ナル物品ハ魚類、馬鈴薯、草種子、馬　其ノ他ノ家畜、豚肉、「ベーコン」、銀狐皮、乳及同製品、材木、パルプ、紙、金屬、非金屬、鑛、「ウイスキー」等ナリ。

（ニ）稅率ヲ協定セラレタル物品ノ輸入ニ關シ課セラルヽ其ノ他ノ稅金、手數料課金ハ原則トシテ本協定調印ノ日ニ於ケルモノヨリ高カラサルコトヲ要ス

（ホ）米國ハ加奈陀ヨリ輸入セラルヽ木材、電柱、屋根板ニ原產地名標記ヲ要求セサルコトヲ約スルト共ニ之カ輸入割當ヲ增加シ又家畜ニ付テモ輸入割當量ヲ增大セリ

（ヘ）稅率ヲ協定セラレタル物品ノ輸入及販賣ニ對シテハ原則トシテ禁止制限ヲ加フルコトヲ得ス

（ト）本協定ハ批准書交換ノ日ヨリ之ヲ實施ス

但シ協定實施前ト雖モ最惠國條款及協定稅率ハ一九三九年一月一日ヨリ實施ス有效期間ハ三ケ年トシ其ノ後ハ六ケ月ノ豫告ヲ以テ廢棄スルコトヲ得

之に對し加奈陀は米國よりの輸入品二八三品目に付稅率の引下、一四六品目に付現行稅率の据置、一八品目に付稅率の引下及据置を約したが、稅率の引下を約せる主なる品目は果物、食料品、煙草、火酒、パルプ、紙、印刷物、化學藥品、塗料、陶器、硝子器、金屬及同製品、電氣機具、モーター、重機械、科學機械、自動自轉車、綿布、絹織物、毛織物等である。

尙協定品目に付ては輸入關稅課稅價格に對して課せられて居る三分のエクサイズ・タックス（英帝國品には賦課せられ居らず）を廢止する爲、速に必要なる立法手續を執るべきことを約した。

三、米加協定と同時に華府に於て調印せられたる英米新通商協定の締結交涉を容易ならしむる爲、加奈陀は右英米協定存續期間（有效期間は米加協定と同じ）中に限り、從來英國に於て加奈陀品の享受し來れる英帝國特惠の內、小麥一ブッシェル六仙の特惠を拋棄し、生林檎及梨一〇〇ウエート四志六片の特惠を八月十六日より翌年四月十五日迄三志に輕減し、其の他罐詰林檎、蜂蜜、材木、鮭、革等に對する特惠をも輕減することを受諾したが、他面英國亦化學藥品、鐵、鋼、ディーゼル・エンジン、自動自轉車、漁具、飛行機部分品、齒科器具其の他に付又南阿聯邦はインデアン・コーン果實に付夫々加奈陀に於て享受し來れる英帝國特惠の廢止又は輕減を承諾した。

四、加奈陀聯邦勞働大臣、商務大臣其の他政府筋に於ては、新協定に依り米國の輸入關稅の引下を見た結果、加奈陀の魚類、馬鈴薯、家畜、毛皮、材木、乳及同製品等の對米輸出盛となり、此等原始產業者の購買力は增大し、爲に國內工業製品の國內市場に於ける需要の促進及勞働者の就働率の上昇を期待し得べき點を高唱して居るが、新協定に依り加奈陀がエクサイズ・タックスの廢止を約し又英國に於ける小麥の特惠拋棄に同意せる等より見て、新協定は一九三五年の協定に比し加

奈陀にとり不利なりと主張するものも多く、殊に保守黨方面に於て不滿氣分濃厚なるやに見受けられる。

新協定の加奈陀經濟界に及ぼすべき影響に關する當業者の觀測は、區々にして未だ明確なる見透しはつかないが、新協定の結果原始產業生產品の對米輸出は增進すべく、國產綿ブランケツト、綿粗布、人絹絲、人絹衣服類の國內市場に於ける賣行は外國品の競爭に依り減退すべしと見る向あり。

尙英國に於ける特惠廢止に依り加奈陀小麥の對英輸出が如何なる程度の影響を受くるやに付ては議論の分るゝ所なるも、運輸業者方面に於ては、英國に於ける特惠は加奈陀より直接英國に向け積出された小麥に限り附與されて來たので、從來英國向輸出小麥は加奈陀諸港より積出されたが、特惠の廢止に依り今後は英國向小麥と雖も米國を經由するものあるべく、從て運賃收入は減少を免れざるべしと唱ふるものあり。

今次の協定に付各方面に於て最も關心を有するは、加奈陀が稅率を協定せる米國品に對しエクサイズ・タックスの廢止を豫約せる結果生ずる年額約一千八百萬弗の國庫收入の減少を如何にして補塡するやの問題なり。

尙加奈陀地方諸新聞は本協定發表と同時に何れも社說欄に於て論評を試みたるが、モントリオール・デーリー・スター紙が、英米加間の親交增進の見地より新協定の締結を歡迎せる外は、主として加奈陀自身の經濟的立場より之を評し、且次期議會及總選擧に於て新協定を廻りて論議の行はるべきを豫想せるも、之が得失に付ては實施後の實績に徵せざるべからずとて細目の批評を差控へた。

米致互惠通商條約適用方停止

一、一九三九年三月二十三日大統領は獨逸及ハンガリーに依るチエコスロバキア諸地方ボヘミア、モラビア、スロバキア及ルテニヤの占領の續く限り一九三八年三月十五日及四月十五日附布告（米致互惠通商條約に依りチエツコ地方よりの輸入品六十三種目に對し特惠稅率を供與せるもの）を停止し、其の效果を三十日目に發生せしむべき旨の布告を發せり。

二、三月二十四日大藏省は國務省よりメーメル地方が、獨逸の領土に編入せられたりとの通報に接したるを以て、同地方よりの輸入品に對し獨逸商品に對すると同樣の關稅（二割五分の相殺關稅等を含む）を課する旨の命令を發せり。（四月二十二日より效力發生）

尙メーメル委讓に關してはリスアニア公使より國務省に其の正式通告あり、米政府は單に此の事實をアクセプトせる旨報ぜらる。

三、因にチエツコとの貿易額は一九三八年度に於て米國より輸出二千六百四十九萬弗、米への輸入二千七百二十萬弗にして、輸入の主なるものは纖維工業品、農牧畜產品、硝子陶磁器製品、パルプ、家具、金屬製品等輸出の主なるものは棉花、銅、果物、石油、鐵鋼、機械類等なり。

▲英米バーター協定內容（イギリス之部參照）

▲米、智間新通商取極成立（智利之部參照）

▲智利國米國原產品に對し最惠國待遇許與（智利之部參照）

加奈陀

輸入品に對し新同級同種品指定

一九三九年二月十四日附國稅省メモランダムに依れば、加奈陀政府は二月九日附總督令を以て左の物品を新たに原產國表記を要する品目中に追加し、五月一日より實施する趣なり。

尙同品目中には舊總督令に依り既に表記實施中のものあり。右重複の分に對しては新令を以て舊令に代ふることゝせり。

四、各種「グローブ」及「ミツト」

一三、陶磁器（衞生陶器ヲ含マス）

裝飾又ハ裝飾セサルモノ

（1）一般飲食用ニ供セラルルモノ又ハ家庭用ノ裝飾用トシテ意匠サレタルモノ

（2）廚所用品及同雜品

（3）記念品及土產品

一五、卓上用品及裝飾用家庭備品（「セミポースレン」、白御影石樣陶器、土器、「ストーン・ウエーヤ」又ハ「ポツタリー」製ノモノ）

二七、動　物　毘

二八、金屬製「ナイフ」類、卓上用、調理用「フオーク」及「スプーン」類（純銀製又ハ銀鍍金シタルモノヲ含マス）

二九、各種寒暖計

又加奈陀政府は國稅省メモラムダムを以て左記物品の加奈陀輸入に付之を同國に於て製產せらるゝものと同級同種に屬するものとして新に指定し、三週間後より之を實施する旨公表した。

一、All beverage Bottle Washing Machines（十二月五日附メモラムダム）

二、Semi-automatic Bottle Labelling Machines（同　右）

三、スピンドル（一萬四千四百碼）に付六封度以上の黃麻織絲但し線、索綱の製造に供するものにして織物及絕緣線の製造には重過ぎるもの（一月三日附）

四、Sodium Pyrophosphate, neutral, or Tetrasodium Pyrophosphate.（一月十六日附）

五、Strips & sheets of Iron or Steel; Cold rolled or Cold Finished, for use in the manufacture of tinplate.（一月二十日附）

六、24 K. W. Direct Current Generators（三月六日附）

七、Bulldozers, Trail-builders and Snow-ploughs（三月九日附）

八、Crude petroleum（三月三十一日附）

九、Automatic Rifles（四月十一日附）

十、Hand and Breast Drills（四月二十四日附）

或種輸入品に公定價格設定

一九三九年一月十三日附國稅省アツプレーザース、ブレテインを以て加奈陀政府は towels, wash cloths, bath mats, bed spreads 等の輸入品（英國特惠稅率品夫れ以下の低稅率を許されたる國の產品を除く）に

對し關稅法第四十三條の規定に依り左記公定價格を新に設定した旨公表せり。

品名	公定價格
Plain terry（白地物又は着色縁の白地物）	仙
幅二十吋を超えたるタオル	三四
幅二十吋以下のタオル	三九
wash cloth	五四
Bath mats	六四
Plain terry, n. o. p.	
幅二十吋を超えたるタオル	三六
幅二十吋以下のタオル	四一
wash cloth	五六
Bath mats	六六
Dobby woven terry（着色したると否とを問はず）	
幅二十吋を超えたるタオル	四〇
幅二十吋以下のタオル	五〇
wash cloth	六〇
Bath mats	七〇
Jacquard woven terry（着色したると否とを問はず）	
幅二十吋を超えたるタオル	五〇
幅二十吋以下のタオル	六〇
wash cloth	七〇
Bath mats	八〇
Terry woven fabric, in the web.	
Plain　白地物	三〇
同　色物	四〇
Dobby woven　白地物	三六
同　色物	四六
Jacquard woven　白地物	四五
同　色物	五五
人絹製「ベット」「スプレッド」類（一封度に付）	三一

加奈陀對ハイチ、グアテマラ國間新通商協定實施

加奈陀政府は一月十二日附國稅省メモランダムを以て、一九三七年四月ハイチ共和國との間に締結したる新通商協定を一九三九年一月十日より實施の結果、ハイチ國製產品は同日以降加奈陀輸入に際し一般中間稅率の適用竝に最惠國待遇を許與せらるゝ事となれる旨公表せり。

尙加奈陀政府は同日附國稅省メモランダムを以て、一九三七年九月二十八日グアテマラ國との間に締結したる新通商協定を一九三九年一月十四日より實施の結果、同日以降加奈陀に輸入せらるゝグアテマラ國生產品は一般中間稅率の適用竝に最惠國待遇を許與せらるゝことゝなれる旨公表せり。

◀米加新通商協定內容（アメリカ合衆國之部參照）

サルヴァドル

關稅一部改正

エル・サルヴァドル國政府は一九三八年十一月十一日附國會令を以て輸入稅率の一部を改正し、十二月二日附官報に之を公布したが、右改正の要旨は左の通りなり。

一、『稅番四六五一一一〇一一〇〇一生地綿布「マンタ」總重百瓩に付米貨二十六弗六十仙』の次に左の註を挿入す

『註四六五一一一〇一（a）「エル・サルヴァドル」國に於ては「マンタ」とは無地の生綿粗布（tela de algodón cruda y ordinaria）にして主として地方農民の使用に供せらるゝ綿布を謂ふ從て稅番四六五一一一〇一一〇〇一は平無地生綿布にして一平方吋の絲數百二十本以內（但し五本迄の超過を許可す）のものに適用す

生地綿布「マンタ」と看做すことを能はざる生地綿布にして關稅定率表に特に掲げられざるものに對しては晒綿布に對する稅率を適用す』

二、稅番四一五一五一〇三一一〇〇一「四一五一五一〇三一一〇〇二（以上「エナメル」し及四一七一一一〇一一一〇〇二（皮革木材等用膠油、「クリーム」類）の三稅番を削除す

三、稅番四一五一三一〇二一一〇〇一「アルミニューム」塗料總重百瓩に付米貨三十六弗を同五弗に引下ぐ

四、稅番三四一一一一〇二一一〇〇二「アルミニューム」殘滓、屑總重百瓩に付米貨二十弗」とあるを「アルミニューム殘滓、屑及粉末總重百瓩に付米貨五弗」に改む

ホンジュラス

三段關稅撤廢

ホンヂュラス國三段關稅撤廢法案一月十四日議會を通過し同十九日官報に公布せられ、二十日後に實施せらるることとなつたが、右譯文左の通り。

國會令第二九號

第一條　一九三七年十二月十五日國會令第九號竝に一九三八年二月四日同令第五七號を廢止す

第二條　輸入稅は一九三四年四月十日國會令第一七四號第一條竝に之が改正稅率に依り徵收す

第三條　本令は效力發生當時稅關在庫中の商品を除き公布の日より二十日後に實施す

コスタ・リカ

附加稅法施行細則

コスタ・リカ國十割附加稅法は三月九日議會を通過し大統領令第八號を以て施行細則大要左の如く公布せられた。

第一條　統計局ハ大藏省ニ對シ毎年一月十五日迄ニ前年度貿易尻カ「コスタ・リカ」國ニ對シ五割以上ノ逆調ヲ示シタル國名表ヲ提出スヘシ

大藏省ハ右報告ニ準據シ特別省令ヲ以テ當該年度間ニ於ケル關係國生產品又ハ製造品ニ對スル十割附加稅被適用國ヲ決定スヘシ

第二條　行政部ハ下記ノ生活必需品ニ對シ各其ノ消費需要量ヲ考慮ノ上特別省令ヲ以テ適當期間內前記附加稅ノ適用ヲ免除スルコトヲ得、右必需品目ハ左ノ通リテアル

綿粗布、綿絲、綿「コテイン」、並等「ドリル」、勞働者用棕櫚製帽子、綿製毛布、並等羊毛布、玉蜀黍、豆類、米、小麥粉、煉乳、「ドライ・ミルク」、豚脂

第三條　前條ニ規定スル附加稅免除ノ適用ハ「サン・ホセ」市場ニ於テ前揭必需品ノ孰レカカ拂底ヲ來シ右品目ニ對スル附加稅免除カ適當ト認メラレ且之カ市場供給ヲ緊急ト認ムル場合ニ限ルモノトス

大藏省ハ購買課長ノ報告書ニ基キ前記ノ場合ヲ決定スヘク購買課長ハ右目的ノ爲必要ナル調查ヲ行フモノトス

第四條　前揭十割附加稅適用國ノ製造品乃至生產品價格ニシテ當該國ニ對シ輸出セラレタル「コスタ・リカ」國商品代金取立ノ爲當該國宛振出サレタル爲替手形ヲ以テ支拂ヒ又ハ支拂ハレタル場合ハ稅關ニ於テ附加稅ノ適用ヲ受クルコトナシ

但シ之カ爲メ關係業者ハ其ノ決濟セントスル「インボイス」面記載金額ト同額ノ輸入商品仕出國宛振出シタル爲替手形ヲ所在銀行ニ賣却シタルコトヲ立證スヘキ爲替管理局ノ發給スル證明書ヲ稅關ニ提出スルコトヲ要ス（金地金、鑄造金、加工金ハ本規定外トス）

決濟セントスル「インボイス」面記載額カ其ノ決濟ニ充當セントスル爲替手形面額ヲ超過スル場合ハ其ノ超過分ニ對シテハ本法ニ定ムル附加稅ヲ適用スルモノトス、爲替管理局ハ前揭證明書發給ノタメ後揭條文ニ定ムル方法又ハ他ノ適當ナル方法ニヨリ輸出商品價額竝ニ輸入「インボイス」面記載價額ノ適正如何ヲ調查ス

第五條　附加稅被適用國ニ對スル「コスタ・リカ」國商品輸出業者ハ「コスタ・リカ」國船積港稅關長又ハ其ノ代理者ニ對シ輸出商品ノ檢查ヲ求メ其ノ場ニ於テ輸出商品ヲ送狀ト照合立證シ且右商品ノ檢查ヲ以テ當該日附ニ於ケル市價ヲ標準トシテ商品價格ヲ評價シ其ノ評價々格ヲ當該船積申請書ニ記入ス

右寫一通ヲ爲替管理局ニ送付ス同管理局ハ右書類ヲ輸出業者カ同管理局ニ輸出「インボイス」ヲ提出スルニ際シテ行フ申告事項ト對照シ之カ立證ヲ爲シ且ツ船積商品價額ニ於ケル超過額ノ發見ニ努ムルモノトス

第六條　逆調貿易尻ヲ有スルニ依リ前揭附加稅ノ適用ヲ受クル國ニ對シ「コスタ・リカ」國商品ヲ輸出スル者ハ爲替管理局ニ對シ輸出商品カ仕向國ニ適法ニ移入セラレタルコトヲ立證スルニ足ル「コスタ・リカ」國領事ノ證明書ヲ提出スヘシ

第七條　本施行細則ノ制定ヲ見タル關稅法ニ基キ附加稅ノ適用ヲ受クル國ヨリノ輸入商社又ハ適用國ヘノ輸出商社ノ「コスタ・リカ」國ニ於ケル代表者又ハ代理人ハ輸入「インボイス」カ直接其ノ顧客ノ名宛ニ差向ケラレタル場合ト雖モ右顧客カ管理局ニ對シ適宜其ノ註文品ヲ申告シタル場合ハ同法第二條ニ規定スル輸入業者ト見做サルルモノトス

第八條　十割附加稅被適用國ヨリノ「インボイス」ニハ其ノ末尾ニ記載セラレタル商品價格カ當該市場建値ナル旨ノ荷出人又ハ船積人ノ申告ヲ記入スルコトヲ要ス

管理局ハ右價額確認ノ爲當該地方駐在「コスタ・リカ」國領事又ハ其ノ他ノ證明ニ依リ之等價額ヲ立證セシムヘシ

第九條　法令第三十三號ニ規定スル利益ヲ不正ニ享受センカ爲メ爲替管理局ニ提出シタル輸入商品ノ檢查ニ依リ虛僞ナルコト判明セル場合ハ右書類ヲ提出シタル自然人又ハ法人ハ同法令ノ許與スル權利ヲ喪失シ且直接又ハ第三者ノ計算ニ於テ行ヒタル輸入品ニ付十割附加稅ヲ支拂フ可キモノトス

第十條　本施行細則ノ制定ヲ見タル法令第四條規定事項ノ完全ナル履行ヲ期スル爲メ爲替管理局ハ遲滯ナク本年二月一日以前ニ登錄セラレタル註文書ヲ取調ヘ輸入業者ノ申告カ現實ニ即應シ居ルヤ否ヤヲ確認スヘシ

同令適用國ニ發註シタル註文品價額中ニ申告セラレタル超過分ハ其ノ總計ヨリ之ヲ控除ス

第十一條　共和國トノ現行通商條約締約國生產品又ハ製造品ハ同條約中ニ無條件最惠國條款ノ規定アル場合ニ限リ附加稅ヲ適用セラルルコトナシ

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

一九三九年五月二日

於サンホセ大統領廳

レオン・コルテス

大藏大臣　エフェ・デ・ペー・ギティエレス

其の後大統領令第二十一號及同第二十二號を以て左記の通り附加稅適用國名が指定された。

（一）　大統領令第二一號（一九三九年三月十日附同十一日附官報に公布）に依る十割附加稅適用國

白耳義、玖瑪、丁抹、エクアドル、西班牙、フィンランド、日本、墨西哥、波蘭及ウルグアイの諸國

（二）　大統領令第二二號（一九三九　三月十三日附、同十五日附官報に公布）に依る追加國

伯剌西爾、支那、埃及、エストニア、ハイチ、洪牙利、リスアニア葡萄牙、蘇聯邦、シアム、瑞西及ユーゴスラヴキアの諸國

玖瑪

帽子用擬革輸入禁止

當國政府は、當國に輸入せらるゝ帽子用油布製緣革が "Dermatitis Venenata" と稱する病氣の原因となり居るに鑑み、衞生的見地より之が輸入を禁止することに決定し、其の旨一月四日附官報を以て公布した。

紙製帽子輸入禁止

玖瑪國政府は、最近外國產紙製帽子が、ダンビングに依り國內製帽業(主として麥稈帽子)に脅威を與へ、重大なる失業問題を惹起せしめて居るのを理由とし、產業保護の見地より紙製帽子の輸入を禁止することに決定、其の旨六月六日附官報を以て公布した。

當國へ輸入せらるゝ紙製帽子は、其の大部分が邦品なるを以て、最も實質的打擊を蒙つたのは本邦であるが、曩に右禁遏に關し閣議決定の報道が傳はると玖瑪商業會議所は

(イ)　麥稈帽の賣行不振は消費者に倦かれた爲めであつて、競爭の結果ではない。而して、紙製帽子の二五%は婦人用なること

(ロ)　右輸入禁止は之が加工勞働者の失業問題を惹起すること等を强調して、政府の愼重考慮を要請する所があつたが、結局政府は右の如き措置を執るに至つた次第である。

因に麥稈帽子の原料は、全部邦品に仰いでおり、斯業就働者は五千人、一ケ年の生產高六萬打乃至七萬打であつて、勞働者の一ケ年收入は十八萬弗乃至二十一萬弗に及ぶと言ふ。

古金屬屑類輸出禁止

玖瑪國政府は大統領令を以て同國製の古金屬品竝に鐵道車輛用車輪の輸出を例外として認むる外總ての古金屬及其の屑の輸出を禁止する旨を規定し右六月三日附官報にて公布卽日之を實施せり。

生活必需品に對する最低稅率適用期間更新

玖瑪國政府は生活必需品たるガソリン、乾鱈、ガルバンソ豆、色付及白隱元豆、及米(但し暹羅米を除外し同國產米の輸入關稅は百瓲に付四弗七〇仙と特定せらる)の五品目に對する最低稅率適用期間を四月二日より向ふ六箇月間更に延長することに決定し、其の旨四月四日附官報を以て公布した。

化學肥料製造原料品に對し最低稅率適用

當國政府は砂糖包裝用袋、黃麻布、麥酒釀造用ホップ、石鹼製造用椰子油等を必須工業原料品と指定し、其の原產地又は積出地の如何を問はず之に對し最低稅率を適用したが、政府は更に大統領令第六二七號を以て前顯特定原料品目に左記三品目を追加し、三月三十日より最低稅率適用方實施した。

化學肥料製造原料品たる燐酸アムモニア (Fosfato diamónico)
純精度九五%を超へざる硝酸アムモニューム (Nitrato de Amoniaco)
硫酸マグネシューム (Sulfato de Magnesia Calciado)

最高、中間、最低稅率適用國決定

(一九三九年度)

玖瑪國政府は大統領令第六八四號を以て一九三九年度に於ける最高、中間、最低の各稅率適用國を決定し、四月四日附官報を以て公表した。右は一九三八年度當國外國貿易統計を基礎として定められたものであつて、本邦は依然最高稅率適用國中に加はつて居るが、各稅率の適用國を揭示すれば次の通りである。

一、最低稅率適用國
米國、亞爾然丁、ボリビア、コロンビア、コスタ・リカ、智利、エクアドル、エル・サルヴァドル、グアテマラ、ハイチ、ニカラグア、巴奈馬、祕露、プエルト・リコ、ドミニカ共和國、ウルグアイ、巴奈馬運河地帶、獨逸、白耳義・ルクサンブルグ經濟同盟、ダンチヒ及波蘭關稅同盟、丁抹、西班牙及カナリア諸島、芬蘭、佛蘭西、希臘、和蘭、アイスランド、リスアニア、諾威、英國、羅馬尼、瑞西、埃及、南阿聯邦、濠洲、布哇諸島、サモア、米領バージン諸島、英領西印度諸島、ベルムダス、グラン・カイマン、英領グラナダ、英領ホンデュラス、ジブラルタル、ゼーシイ諸島、セイロン、海峽植民地、香港、其の他の英領植民地及屬領。

グアーデループ、マルチニツク、サン・ペー・デ・ミケロン、印度支那、シリア、アルジエリア、マダガスカル、佛領モロッコ、チュニス、其の他の佛領阿弗利加、タヒチ及其の他の佛領植民地、屬領及委任統治地域、アンゴラ、其の他蘭領植民地及屬領、西領モロッコ及其の他西領植民地及屬領

二、中間稅率適用國
ブラジル、加奈陀、ホンヂュラス、比律賓諸島

三、最高稅率適用國
墨西哥、パラグアイ、テラノバ、ベネズエラ、ブルガリア、チエッコスロヴアキア、エストニア、ハンガリア、愛蘭自由國、伊太利、葡萄牙及アソレス諸島、露西亞、土耳其、ユーゴースラビア、瑞典、アラビア、ビルマ、支那、英領印度、**日本**、滿洲國、バレスチナ、イラン國、暹羅、アビシニア、白領コンゴ、英埃スーダン、ニュージーランド、蘭領西印度、クラサオ、爪哇、蘭領ニュー・ギニア、其の他蘭領屬領、スマトラ及其の他蘭領植民地及屬領

輸出皮革原産地證明必要

當國政府は最近に於てドミニカ國産皮革類が、當國に輸入せられたる後、當國産品として旺んに再輸出せられ、當國産皮革の輸出を強く壓迫し居るに鑑み、此の種の再輸出を防止する爲、大統領令を以て皮革の輸出には當國商務省發給の原産地證明を必要とすべき旨發令したり。

右は獨逸が當國との貿易バランス調整の一策として皮革に對する當國の輸入關稅免除を利用し、之を實施し居りたる趣にして、當國が漸次關稅適用の基礎たる貿易統計作成上內國品と外國品との區別を嚴格と爲しつゝあるは注意に値すべし。

ヴェネズエラ

關稅一部改正

ヴェネズエラ國政府は一九三八年十一月十五日附大藏省令を以て、內國綿織業の直接脅威となるドリル帆布等六種の綿製品に對し輸入割當制を適用することゝしたが、同省は此等の商品が輸入せらるゝに當り他の類似の商品と混淆するを避くる爲、同日附省令を以て關稅定率法の一部を左記の通り改正し卽日施行した、

「ヴェネズエラ」國大統領は關稅定率法第十八條に依り附與せられたる權能を行使し左の通り定む。

一、關稅定率表稅番七五、七七、八二及八三の品目の次に通常商取引に於てドリルの名稱を以て知らるゝ織物にあらざるものなる字句を加ふ

卽右稅番品目の字句は次の通りとなる

第七五番　加工したる白色織物（通常商取引に於てドリルの名稱を以て知らるゝ織物にあらざるもの）

第七七番　百三十グラムを超えたる平織染色布（同右）

第八二番　百三十グラムを超えざるものにして染色したる絲又は白色絲及染色絲にて織りたるもの（同右）

第八三番　百三十グラムを超えたるものにして染色したる絲又は白色絲及染色絲にて織りたるもの（同前）

二、稅番第八六番帆布のA及Bを左の通り定む。

第八六番A　三百五十グラムを超えたるもの（防水せざるもの）第五種（一瓩に付一ボリバル）稅率を課す

B、三百五十グラム以下のもの（防水せざるもの）第六種稅率（一瓩に付二ボリバル）に其の八十パーセントを加へたるものを課す

三、稅番第六六番に左の通りDを加ふ

D、綿撚絲（絲數十本以下のもの）

第五種稅率に九十パーセントを加へたるものを課す

當國政府は國內産アルコールが新酒稅法に依り增稅せられたる爲め、國內産薰香性アルコールの價格騰貴し、輸入品に對し競爭上不利となりたるに鑑み、一九三八年十二月五日附大藏省令を以て薰香性アルコール類の輸入稅を引上ぐることゝし、關稅定率法の一部を左記の通り改正せり。

稅番三六三ヲ左ノ通リ改ム

三六三	薰香性アルコール	第七種（一瓩ニ付五ボリバル）（但稅率ハ第七種稅率ヨリ十五%ヲ減シ一瓩四ボリバル二十五仙ナリシモノ）

又政府はアスファルトの輸入稅を引下ぐることゝし、一九三八年十二月二十八日附大藏省令を以て、左記の通り關稅定率法中一部を改正し、卽日施行することゝせり。

稅番三七二ヲ左ノ通リ改ム

三七二	アスファルト、コールタール、チヤン	第一種稅率ヨリ九〇%減ス（一瓩ニ付〇・〇五ボリバル）（但稅率ハ第二種稅率ニ六〇%ヲ加ヘタルモノ卽一瓩ニ付〇・一六〇ボリバル）

又政府は衞生器物使用普及の爲め、本年一月十日附大藏省令を以て左記の通り關稅定率法中一部改正を行へり。

一、稅番二四九ヲ左ノ通リ改ム

二四九	衞生器物（紙又ハ板紙製タオル、ナプキン、テーブルクロス食器）	第二種稅率（一瓩ニ付〇・一〇〇ボリバル）

二、稅番四六一ヲ左ノ通リ改ム

紙又ハ板紙製コップ、脚付コップ、アイスクリーム容器

三、稅番四六一ヲ改メタルニ付四五九ニ左ノ通1ヲ加フ

四五九	教育材料	
	1 科學、藝術及技藝ニ關スル書籍	免稅

當國政府は煙草業を保護し、產品の品質改良を奬勵する爲、煙草乾燥器の輸入稅を免除することゝし、一九三八年十二月二十一日附大藏省令を以て左記の通り關稅定率法中の一部改正を行へり

煙草乾燥器ヲ稅番第四五一ノ農業用器具中ニ加ヘ（同稅番ニ包含セラル、品目中家畜烙印原料（ブランデイト）ノ次ニ煙草乾燥器ヲ追加ス

又一月三十日附大藏省令を以て釘類の輸入稅を引下げ、左記の通り關稅定率法中一部の改正を行へり。

稅番三〇五B ヲ左ノ通リ改正ス

三〇五—裝飾用ナラサル半加工鐵又ハ鋼（磨カサルモノ、肉挽ヲ爲サヽルモノ又ハ整形セサルモノ及加工ヲ爲サヽルモノ但シ保護用塗料又ハ同鉛引ヲ施シタルモノヲ除ク）

B 釘—第四種稅率ニ二〇%ヲ加フ（六十仙）（舊稅率ハ九十仙ナリシモノ）

又衞生狀態改善の見地より水漉器の輸入稅を免除することゝし、一月三十一日附大藏省令を以て關稅定率法の一部を左記の通り改正せり。

一、「稅番三三九—水漉器及同部分品、第二種稅率」トアルヲ廢止シ

二、稅番四四四ニ左ノ通リHヲ加フ

四四四—機械器具類

（H）水漉器及同部分品

三、本稅率改正ハ一九三九年三月十六日ヨリ實施ス

又邊陬村落住民の生活向上を計る爲、生肉又は玉蜀黍粉碎機の輸入稅を免除することゝし、二月一日附大藏省令を以て左記の通り關稅定率法中の一部を改正し、本年三月十六日より實施することゝせり。

一、稅番三三八—機械

（B）十瓲ヲ超エサル生肉又ハ玉蜀黍粉碎器—第四種稅率ヨリ二十%ヲ減ス

とあるを廢止し

二、稅番四四四ニ左ノ通リIヲ加フ

四四四—機械器具

（I）生肉又ハ玉蜀黍粉碎器（無稅）

又民衆生活改善の見地より、ランニング・ウヰーター用手洗器の輸入稅を免除することゝし、二月二日附大藏省令を以て關稅定率法中の一部を左記の通り改正し、本年三月十六日より實施することゝせり。

稅番四四一—衞生器具內ニ「ランニング・ウオーター」用手洗器ヲ加フ

又民衆生活改善の見地より鐵製浴槽の輸入稅を引下ぐることゝし、二月七日附大藏省令を以て　記の通り關稅定率法中の一部を改正し、本年四月一日より實施することゝせり。

稅番三〇六ノヲ左ノ通リ改ム

三〇六—裝飾用ナラサル鐵又ハ鋼製品（研磨、銅鍍、青銅鍍シタルヲ問ハス）

浴槽　第三種稅率（〇・二〇ポリバル）

（舊稅率ハ〇・四〇ポリバル）

更に二月十三日附大藏省令を以て左記の通り關稅定率法の一部を改正し、蚊除け用綿及紙製織物を稅番四四〇に規定する免稅品中に加へ之が輸入稅を免除することゝした。

稅番四四〇ヲ左ノ通リ改ム

昆虫、寄生虫、齧齒類動物撲滅用器具。物品及原料（本項ニ含マル、モノハ次ノ諸品目ノミトス）

昆虫、寄生虫、齧齒類動物撲滅用器具、蠅取器具、卑金屬製食物覆、鼠取器、蟻驅除用綿又ハ紙製紐、蠅取用紙、昆虫、寄生虫、齧齒類動物撲滅物、蚊除用卑金屬製織物、網目圓形ナルトキハ直徑三粍迄ノモノ、多角形ナルトキハ邊ノ長サ三粍迄ノモノ、蚊除ケ用紙製織物、網目圓形ナルトキハ直徑一粍乃至三粍ノモノ、多角形ナルトキハ邊ノ長サ一粍乃至三粍ノモノ、綿「メリヤス」製蚊帳、蚊蒲用綿「メリヤス」及布帛、網目圓形ナルトキハ直徑一粍乃至三粍ノモノ、多角形ナルトキハ邊ノ長サ一粍乃至三粍ノモノ

綿絲布輸入割當制期間延長

ヴエネズエラ國政府は曩に一九三八年十一月十五日以降六ケ月間の綿絲布輸入割當制を實施し一九三九年五月十四日を以つて右期間は切れたが、政府は更に五月十五日附大藏省令を以て、引續き綿絲布輸入割當制を實施することゝし、五月十六日以後六箇月間の割當數量を左の通り定めた。

一、稅番　六六D　絲數十本以下の綿撚絲　一、五〇〇瓩

同　八五C　ドリル二〇〇瓦以上のもの　二〇〇、〇〇〇瓩

同　八六A　防水せざる三五〇瓦以上の帆布　一五〇、〇〇〇瓩

同　一〇〇A　bedquilt　二五、〇〇〇瓩

同　一〇〇B　綿ブランケツト　一二、〇〇〇瓩

同　一〇二　タオル　五、〇〇〇瓩

二、右は原產地又は仕立地の如何を問はず。

三、輸入許可請願書には一九三七年度に輸入した數量を申告すること。

四、五月十五日以後の日附の領事送狀を以て輸入されるものは本割當數量に包含す

五、割當數量の九割は輸入許可請願書が一九三七年度輸入した數量に相當する割合を以て之を許可す。

六、殘餘の一割は一九三八年一月以後に開業した輸入業者の爲に留保す。

今次割當はドリル及帆布を除いては何れも昨年に比し減額してゐるが、外務大臣は、右は前回割當期間中に割當全額の輸入がなかつたのに依るものであると說明した。

コロンビア、ヴエネズエラ國間密輸入防止協定締結

コロンビア・ヴエネズエラ兩國は接壤地方に特に多き密輸入を防止すべき目的を以て、一九三八年十一月二十九日ボゴタ市に於てコロンビア國外務大臣とヴエネズエラ國公使との間に密輸入防止協定締結された旨、翌三十日の新聞に公表された。

コロンビア、ヴエネズエラ國間密輸入防止協定（要譯）

第一條　「コロンビア」、「ヴエネズエラ」兩協定國ハ密輸入或ハ稅關法違反行爲ニ關スル情報ヲ相互ニ通報スヘキコトヲ約ス

第二條　協定國ノ一方ハ稅關ニ對スル詐欺行爲ノ發見又ハ立證並ニ詐欺ヲ目的トスル商品ノ動キヲ知ル目的ヲ以テ相手國稅關當局ニ對シ該商品ノ關係書類或ハ登錄等ニ關スル情報ヲ要請スルコトヲ得ヘシ

第三條　兩協定國ノ稅關吏ハ本協定ノ目的遂行ノ爲相互ニ其ノ研究事項ノ通報並ニ連絡ノ維持ヲナスヘシ

第四條　領事職員ノ駐在セサル地ニ於テハ兩協定國ノ國境稅關當局ハ水陸路出荷貨物證書ニ査證ヲナシ得ヘシ

第五條　兩協定國ハ相互ニ商品ノ輸出輸入通過規定ニ違背シタル者並ニ其ノ共犯者ヲ逮捕スルノ義務ヲ負フ

第六條　兩協定國ハ相互ニ密輸入品ニ對スル保險ヲ認メス又密輸入ヲ爲スカ或ハ之ヲ幇助スヘキ疑アル者ヲ監視スルト共ニ彼等ノ行動ニ付相互ニ通報スヘシ

第七條　有罪者ノ支拂フヘキ金額及密輸入品競賣金ハ第一事件費、第二密告者或ハ犯人逮捕者奬勵金、第三密輸入品稅金ニ充當セラルヘシ

第八條　兩協定國ハ密輸入防止ノ爲國境附近ニ商品ノ貯藏ヲ爲ササルヘシ但シ稅關及鐵道倉庫ニ在ル商品及牧場或ハ運輸ノ爲國境附近ニ滯留スル牧畜ヲ除ク

第九條　兩協定國ハ各領土內ニ於テ輸入團體ノ組織或ハ行動ヲ防止シ又右團體員ニ對シテハ所屬國國法ニ依リ處罰スヘシ

第十條　商品ノ通過或ハ再輸出ノ爲兩協定國ノ一方ニ對シ爲サルヘキ保證ハ當該商品ニ對スル相手國稅關ノ證據書類ヲ提示スルニ非サレハ之ヲ解消スルコトヲ得サルヘシ

第十一條　本協定ノ解釋又ハ實施ニ關スル兩協定國ノ相異點ニ付テハ國際法ニ認メラレタル平和的方法ニ依リ之ヲ解決スヘシ

第十二條　本協定ハ「カラカス」ニ於テ批准書交換ノ日ヨリ十日ニシテ實施セラルル可ク其ノ有效期間ハ批准書交換ノ日ヨリ二年トシ兩協定國ノ一方ヨリ六月ノ豫告ヲ以テ廢棄通告ヲ爲サヽルトキハ更ニ引續キ二年延長セラルヘシ

一九三八年十一月二十九日

於　ボゴタ市

コロンビア國外務大臣　署名

ヴエネズエラ國公使　署名

▲獨逸、ヴエネズエラ間修好通商航海條約追加協定成立（獨逸之部參照）

▲伊太利エクアドル間通商協定締結（伊太利之部參照）

エクアドル

輸入統制法改正

エクアドルは輸入統制法細則（昭和十四年三月發行本誌參照）一月七日より實施せり。右に依れば國別輸入割當を廢し輸入業者別に割當を設け、何れの國より輸入するも自由とせるが、要點左の通り。

一、中央銀行理事會は六箇月毎に輸入總量を決定し、輸入統制局長之を全國の輸入業者に配分す、業者は三十日以內に從來の輸入實績を申告すべし。

二、右配分決定せば、業者は毎月分の取扱商品の輸入許可を申請し得、統制局は右申請を許可する義務を有し又毎月の割當殘額は翌月へ繰越し使用し得るも、年度經過後は有效ならず。

三、輸入許可手數料及許可後積出期限其の他は舊例と同樣なり。

ペルー

▲アルゼンテイン隣接國に對する輸出爲替手形自由處分ペルーにも適用（アルゼンティン之部參照）

ブラジル

絹絲等の輸入稅率改正

ブラジル國政府は一月四日附法令を以て絹絲、陶磁器、銅、セルローズ等の四十品目に亘り輸入稅率を變更し、同月六日公布實施せるが、右の內本邦側に最も利害關係ある絹絲類（稅番第一八一號より一八三號に至る）は從來に比し三厘五毛乃至八厘、陶磁器類（稅番第六二九號）は二割八分二厘乃至六割二分三厘方引上げられた。

▲伯、亞國爲替議定書調印（アルゼンティン之部參照）

智利

無水アンモニア關稅引下

智利國政府は無水アンモニアの輸入に際しては、之を工業上の必要品と認め、其の輸入稅率を引下ぐる旨、一九三九年七月二十七日附大統領令を以て發令、八月十日附官報を以て公表したるが、其の要旨左の如し。

一、無水「アンモニア」ハ當國內ニ於テ生產セラレス且ツ右カ或種工業殊ニ硝石工業上重要ナル生產物ナルニ鑑ミ之ヲ必需品ニ制定ス

二、稅番第七五四號ニ依リ課稅セラルヽ鐵製圓筒入無水「アンモニア」ノ輸入稅總量一瓲ニ付二·五〇「ペソ」（低減稅率一八〇「ペソ」）ヲ一·二五「ペソ」ニ引下クヘシ

三、本令ハ官報公布後三十日ヨリ施行セラレ且ツ一九三四年十一月二十九日附大統領令（註—前記低減稅率ヲ規定セルモノ）ノ實施期間中ハ有效タルヘシ

關稅一部改正

當國に於ては關稅賦課に原則として從量稅主義を採用し居り、其の關稅定率表も、單なる品名の列擧に依り分類されて居る結果、輸入商品中には往々にして、右分類に適合せざるものを生じ、斯る際には稅關會議の決議に基き類似せる稅番を適用するか、或は新に稅番を追加して課稅

し居る現狀であるが、今般大統領令を以て新に左記類似品稅率を規定し、一九三九年九月一日附官報に依り之を公表せり。

稅關會議の決議に依り稅率表中に次の類似品を追加す。

稅番	品目	單位	稅率	低減稅率
一一	製鋼用「シリシューム」及「アルミニユーム」	K B	ペソ 〇・〇五	ペソ 〇・〇四
一二	電氣「ニツケル」(斷片トナリタルモノ)	K B	〇・一〇	〇・〇七五
九五	骨粉	K B	〇・五〇	〇・三五
一七〇A	魚粉	K B	一・〇〇	〇・七五
一七〇	特揭ナキ工業用肉粉	K B	—	〇・〇五
一一三八D	「サルフオン」化セザル織物工業用石綿(粉狀、糊狀、液狀及其ノ他ノモノ)	K B	一・四〇	
一一四四	鑛石浮選劑ニシテ「サンタート混劑及「ペンタサルフア」燐ト「ナトリウム」又ハ「ポタシウム」ノ「サルフオン」有機鹽類混成物	Q M B	一・〇〇	〇・七五
一一八五	「サルフオン」化セル織物工業用石綿(粉狀、糊狀、液狀及其ノ他ノモノ)	K B	一・〇〇	〇・七五
一二四九B	窓硝子雨滴掃除用纖製「クリーナー」(切斷及穿孔加工ノ有無ヲ問ハズ)	K B	〇・二〇	〇・一五
一四一〇B	稅番一四一三ニ含マレザル屋內電線用遮斷器電流遮斷用機械及特記ナキ同部分品	K B	四・〇〇	三・〇〇
一四一〇C	特揭ナキ其ノ他ノ遮斷器	K B	〇・六〇	〇・四五
一四一三	電燈機械器具ノ部分品ニシテ特揭ナキモノ	K B	一・〇〇	—
一四八三	乘用車用ランプ部分品ニシテ特揭ナキモノ	K L	二〇・〇〇	一・五〇
一四八九	自轉車部分品、組立タルモノト解體シタルモノトヲ問ハズ)	K B	二・〇〇	一・五〇
一五一五B	硝子綿及硝子毛製造用平板狀、棒狀其ノ地形狀ノ硝子(他ノ物質混入ノ有無ヲ問ハズ)	K B	〇・五〇	〇・三五
一五八四	乘用車「ランプ」用ノ特製硝子	K B	二・五〇	一・九〇
一六四〇	布地ニ貼着ケタル薄キ「コルク」板	K L	三・〇〇	二・二〇
一六七三A	天然皮革ノ殘滓ニテ造レル人造皮革及靴底革(染色ノ有無ヲ問ハズ)	K B	四・〇〇	三・〇〇
一七〇六A	擬革、塗油セル植物纖維製「ピロツキシリナー」及「ワニス」ヲ塗布セル厚紙	K B	六・〇〇	四・五〇
一八〇八	「エツキス」光線、紫外線發生機及流電氣、感應電流電熱應用機械等ノ部分品ニシテ特揭ナキモノ	K B	一・〇〇	〇・七五
一八二七	携帶用科學器具部分品	K L	五・〇〇	三・八〇
一九五二A	造幣局輸入貨幣鑄造用金屬圓盤	G N	無稅	—

自轉車部分品及附屬品關稅引上

智利國に於ける自轉車の輸入稅率は、其の組立しあると解體しあるとを問はず稅番第一四八九號のAを適用せられ、又同部分品乃至附屬品等は低率なる他稅番の適用を受けて來たが、一九三八年八月五日附官報を以て左記要旨の大統領令公布せられ、右に依り爾後部分品附屬品共一律に自轉車としての稅率を賦課せらるゝに至り、結果に於て稅率の引上を見ることゝなつた。

尙右の結果從來自轉車の輸入關稅を益する爲め、荷造りの際之を解體の上部分品として輸入されて居るものも向後何等其の必要無きに至りたるのみならず、却て組立工賃の出費を齎らすべきを以て、本邦より輸出せらるべき自轉車は組立たる儘、若くは或程度迄組立を了して荷造輸出するを得策と思料す。大統領令要旨左の通り。

自轉車部分品及同附屬品ハ一九三九年三月九日附大統領令ノ規定ニ依リ總量ニ付一「ペソ」ノ稅率ヲ適用セラレ居タルガ爾後之等ヲ組立若クハ解體シタル自轉車ノ類似品ト看做シ關稅定率表稅番第一四八九號Aヲ適用シ稅率ヲ總量一瓩ニ付一・五〇「ペソ」ニ引上グベシ

智利、白耳義國間關稅協定締結

智利國、白耳義ルクセンブルグ經濟同盟間に關稅協定の締結を見たが右に關する大統領令は一九三八年八月五日附官報を以て左の通り公表した。

智利共和國稅關ハ白耳義「ルクセンブルグ」經濟同盟製造ニ係ル次項商品ニ對シ關稅協定ヲ適用ス

第一項　燐酸二基石灰(Fosfato Bibá sicode Cal)ハ年量六十噸迄無稅ニテ輸入スルヲ得ベシ

第二項　左記商品ハ各々次ノ輸入稅ヲ賦課セラルベシ

稅番	品目	單位	對白協定稅率	一般稅率	低減稅率	對佛特惠稅率
九四	獸毛	K B	ペソ 〇・三七五	ペソ 一・〇〇	ペソ 〇・七五	ペソ —
三九九	綿製又ハ麻製天鵞絨織毛立織及縮織布(米平方三五〇瓦以內ノモノ)	K N	六・〇〇	—	—	六・〇〇
三九九A	同上(米平方五〇〇瓦以內ノモノ)	K N	六・〇〇	一二・〇〇	九・〇〇	—
一〇五七	特揭ナキ農業用人造肥料(但シ本令第一項規定ノ割當數量ヲ超ユルモノニ對シ)	Q M B	一・五〇	三・〇〇	二・二〇	—
一二〇九	特揭ナキ亞鉛(板狀及棒狀ノモノ)	K B	〇・七五	〇・二〇	〇・一五	—
一二八六	蒸氣又ハ熱湯、熱氣ノ循環ニヨル內暖房裝置用ラヂエーター(組立アルトハ解體シアルトヲ問ハズ)及特記ナキ同部分品	K B	〇・一七一	〇・二五	〇・一八	—
一五八七	厚サ四粍ヲ超ヘザル無色透明ノ板硝子(但シ輸入許可量四〇、〇〇〇K Bニ對シ)	K B	〇・二〇	〇・二〇	〇・一五	—
一五八八	厚サ四粍ヲ超ヘタル無色透明板硝子	K B	〇・四五	〇・六〇	〇・四五	—
一五九〇	特揭ナキ板硝子(大イサノ如何ヲ問ハズ)ニシテ切込穿孔其ノ他特殊ノ細工ヲ施サザルモノ	K B	〇・二五	〇・六〇	〇・三〇	—
一五九三	特揭ナキ硝子製品(密度二・九以上ノモノニシテ酸或ハ他ノ方法ニテ依リ影刻セル上金屬性ノ着色又ハ他ノ裝飾ヲ施シ二色以上ヲ使用スルカ若クハ同一色ノ各種濃淡ヲ有スルモノ)	K B	二・二五	五・〇〇	—	二・二五
一八二三	電話用受話器及送話器	K L	三・七五	五・〇〇	—	—

本令ハ本年七月一日ヨリ同年末ニ至ル迄效力ヲ有ス

（註）前表稅率單位中QMBトアルハ Metric Quintal Brutto 即チ總量百瓩
同　KB　同　Kilogramme Brutto
同　KN　同　Kilogramme Netto
同　KL　同　Kilogramme Legal ノ意ナリ

智利硝石の無稅輸入に關する獨、智間協定

伯林に於て一九三八年十二月十九日附交換公文に依り獨智兩國代表者間に協定成立せる趣にて、一九三九年一月十三日附獨逸國法令公報を以て發表された。同公文概要左の通り。

獨逸政府ハ一九三四年十二月二十六日附通商條約、附屬支拂取極及同日附署名ノ協定竝ニ其ノ變更カ一九三八年十二月七日附交換公文ニ依リ一九三九年六月三十日迄延長セラレタル事實ニ鑑ミ更ニ四萬噸ノ智利硝石ノ無稅獨逸輸入ヲ承認ス但シ右輸入ハ一九三九年六月三十日迄ニ行ハルヘシ

右輸入ニ必要ナル輸入許可書ハ一九三四年十二月二十六日附獨智間通商條約第三條ニ關スル最終議定書ノ規定ニ依リ發給セラル

本協定ハ批准ヲ要シ「サンチヤゴ」ニ於テ批准書交換後十四日目ヨリ實施セラルル兩國政府ハ本協定ヲ一九三八年十二月一日以降暫定的ニ之ヲ適用スルコトニ合意ス

其の後更に伯林に於て一月二十一日附交換公文に依り獨智兩國代表者間に協定成立せる趣にて、右二月十四日附獨逸國法令公報を以て發表せられたり。

▲智利硝石ノ輸入ニ關スル獨智間交換公文概要

獨逸政府ハ一九三八年十二月七日附及同年十二月十九日附獨智間交換公文ニ基キ一九三八年十二月一日ヨリ一九三九年六月三十日ノ期間ニ對シ承認セラレタル智利硝石ノ無稅輸入額四萬噸ヲ超エ更ニ二萬噸ノ無稅輸入ヲ承認ス但シ右輸入ハ一九三九年六月三十日迄ニ行ハルヘシ

右輸入ニ必要ナル輸入許可書ハ一九三四年十二月二十六日附獨智間通商條約第三條ニ關スル最終議定書ノ規定ニ依リ發給セラルヘシ

本協定ハ批准ヲ要シ「サンチヤゴ」ニ於テ批准書交換後十四日目ヨリ實施セラルヘシ

兩國政府ハ本協定ヲ一九三九年一月一日ヨリ暫定的ニ適用スルコトニ合意ス

英、智國間通商暫定協定延長

一九三七年十一月廿六日イギリス、智利兩國間に調印せられ一九三八年十一月末を以て期限滿了となつた通商暫定協定は、智利國外務省及駐智英國大使間の交換公文に依り一九三八年十二月廿二日以降に一九三九年六月末日迄其の期間が延長せられることゝなつたが、右に關聯して智利國政府は一九三九年一月廿五日附官報公表の同月十七日附大統領令を以て前揭期間內英帝國原產品に對する無條件且無制限最惠國待遇の許與方を全國稅關に對して發令した。

米、智間新通商取極成立

一九三八年一月六日當地に於て米國、智利兩國間通商暫定協定調印せられたが、其後兩國政府は右に代るべき通商取極を締結し事實上舊協定の效力を一九三九年二月一日より更に向ふ一ケ年間延長することに決し兩國代表者は同年二月二十四日當國外務省に於て之が調印を了した。

右取極は其の趣旨に於て舊協定と全然同一にして、纔に之とちがう所は新取極の決定的效力發生の爲めには舊協定に於て不要とした智利國議會の批准を要することゝし、右手續未濟の間は暫定的效力を有すべき旨及暫定協定實施の日より一ケ年を經過するも決定的效力發生に至らない場合は兩國政府は新に本取極に調印を行ひ、右に依り其の暫定的效力を延長し得べき旨の二規定を設けた點に在る。

必需農產品及木材等輸出制限其の他

一九三九年二月二日當地各紙の報道に依れば、農產物輸出統制委員會（外務省傍系機關）は二月一日オラヴアリーア農相司會の下に會議を開催し、必需農產品、木材等の國內需要量確保、特に震災地に於ける此等物資の缺乏豫防の見地よりフレホレス豆種の內バヨ豆、ブロ豆、アラウカノ豆、フルテイリア豆、アマリリオス・パロ豆等各品種の輸出を禁止し、其の他の品種及扁豆（レンテツハ）竝飼料の輸出に就ては之を許可制とすることに決定した。

右の外玉蜀黍を輸出禁止とし、大麥、燕麥、ガルバンソ豆及アルウエツハ豆の輸出に當りては同委員會に對し事前通告を爲さしむることゝせり。又木材に就ては第三級、第四級品を輸出禁止とし、第一級、第二級品は松材、橡欅材及ポプラ材以外のものに付之を許可制とするに決定したが、木材の輸出に關しては、同委員會が目下農務省に供給方請求中なる國產量に關する正確なる數字の入手を俟て最後的決定を爲すことに意見の一致を見たり。

尙本委員會は智利葡萄（コキンボ縣エルキ地方產）の對米輸出增進方に付協議する所あり、更に農相は政府に於ては果實消費の普及の爲、其の價格引下を爲す方針なることを述べ、同委員會の協力を要請せり。

チュート纖維の輸入稅免除期間延長

智利國に於てはガンニー・バッグ國產保護の見地より、豫て同品原料たる關稅定率表稅番第一七五號揭記の植物纖維、同根等の輸入稅（總量一瓲に付〇・一五金ペソ）を免除して來たが、右免稅期間は一九三八年末を以て滿了したるに付、今般政府は大統領令に依り之が期間を更に向ふ一箇年延長、一九三九年十二月末日迄とし、且免稅の範圍を前記稅番中のヂュート纖維のみに限ることゝし、右の趣一九三九年一月十日附官報を以て公表せり。

獨逸原產品に對する最惠國待遇許與

一九三四年十二月二十六日、サンチヤゴに於て調印を見たる獨智間通

商條約、支拂協定及其の他附帶協定等は一九三八年十一月末日を以て滿期となつたが、此等は何れも當國外務省、智利駐劄獨逸大使間の交換公文に依り一九三九年七月一日迄其の期限延長せられたるに付、政府は今般左記大統領令を以て右期間內獨逸原產品に對し最惠國待遇を許與すべき旨發令せり。

大　統　領　令

共和國各稅關は一九三八年十二月一日ヨリ起算シ一九三九年七月一日迄ノ期間、獨逸原產商品ニ對シ無條件且無制限ノ最惠國待遇ヲ許與スヘシ

米國原產品に對し最惠國待遇許與

米國、智利國間暫定通商取極更新に關聯して、智利國政府は一九三九年二月廿八日附大統領令に依り國內各地稅關は同年二月一日以降向ふ一ケ年間米國原產品に對し無條件且無制限の最惠國待遇を許與すべき旨を左記の通り發令し同三月十三日附の官報を以て公表した。

智利共和國各稅關ハアメリカ合衆國原產商品ニ對シ無條件且無制限ノ最惠國待遇ヲ適用スヘシ

但シ兩締約國カ小額ナル國境貿易ヲ容易ナラシムル爲メ各其ノ接壤國ニ對シ現ニ供與シ又ハ將來供與スルコトアルヘキ特惠竝ニ亞米利加合衆國、同屬領、比律賓及巴奈馬運河地帶カ相互ニ若クハ之等カ玖瑪國ニ對シ現ニ供與シ又ハ將來供與スルコトアルヘキ便益ハ之ヲ前項ノ規定ヨリ除外ス

本令ハ一九三九年二月一日ヨリ起算シテ一ケ年間有效トス

豫てアルゼンテイン國及リスアニア兩國政府間に商議中なりし通商條約は、一九三八年十一月二十五日亞國外務省に於て亞國外務大臣及亞國駐劄リスアニア公使間に調印せられたり。

右條約は全文十二條より成り、何等協定稅率を設け居らず。同條約要項を摘記すれば左の如し。

アルゼンティン

亞國、リスアニア間通商航海條約調印

一、締約國政府ハ相手國產品ニ對シ輸出入稅、其ノ他稅關諸課金竝通關手續ニ關シ相互ニ無條件、無制限、最惠國待遇ヲ供與ス

但シ國境貿易促進ノ爲隣接國ニ與フル便益竝ニ「リスアニア」ガ「ラトヴイア」及「エストニア」ヘ及亞國ガ南米諸國ヘ與フル便益ヲ除外ス

二、航海ニ關シ無條件、無制限最惠國待遇ヲ供與ス

三、輸出入禁止制限其ノ他相手國トノ貿易ヲ阻害スルガ如キ領事手續、衞生措置等ニ關シ最惠國待遇ヲ供與ス

但シ(イ)公安ニ關スル事項(ロ)武器彈藥其ノ他軍需品ノ取引(ハ)公衆衞生及動植物衞生ニ關スル措置(ニ)美術、歷史又ハ考古上ノ國有財產保護(ホ)金銀地金及貨幣ノ積出シ(ヘ)同種國產品ニ對シ現ニ實施セラレ居ル措置ヲ輸入品ニ及ボス場合等ヲ除外ス

四、締約國々民ハ相手國領土內ニ於テ其ノ司法上ノ地位、旅行、滯在、居住及商工業ノ營業竝右ニ關スル權利及利益ニ關シ最惠國待遇ヲ享受ス

五、締約國ノ一方ニ於テ輸入許可制度ヲ採用スル場合ハ相手國產品ニ對シ兩國間ノ通常貿易額及個々ノ產品ニ對シ定メラルヘキ輸入割當量總額ヲ考慮シ公平ニシテ出來得ル限リ有利ナル待遇ヲ與フヘシ

六、締約國政府ハ相手國產品ニ對シ輸出入稅、其ノ他稅關諸課金竝通關手續ニ關シ相互ニ無條件無制限最惠國待遇ヲ與フヘシ

但シ國境貿易促進ノ爲隣接國ニ與フル便益及關稅同盟ニ基ク便益ヲ除外ス

二、航海ニ關シ無條件、無制限最惠國待遇ヲ供與ス

三、輸出入禁止制限、其ノ他相手國トノ貿易ヲ阻害スルカ如キ領事手續、衞生措置等ニ關シ最惠國待遇ノ供與ヲ約ス

但シ

(イ)公安ニ關スル事項

(ロ)武器彈藥其ノ他軍需品ノ取引

(ハ)公衆及動植物衞生ニ關スル措置

(ニ)國家ノ專賣

(ホ)金銀地金及貨幣ノ積出シ

(ヘ)同種國產品ニ對シ現ニ實施セラレ居ル措置ヲ輸入品ニ及ホス場合等ヲ除外ス

四、本條約附屬A表ニ揭記スル亞國產品ハ希臘國輸入ニ際シA表記載ノ稅額ヨリ高キ輸入稅ヲ課セラレサルヘク又本條約調印當時希臘ニ於テ法律ニ依リ實施セラレ居ルモノヨリ高キ輸入關係諸稅及諸課金ヲ課セラレサルヘシ

五、本條約附屬B表ニ記載ノ稅額ヨリ高キ輸入稅ヲ課セラレサルヘク又本條約調印當時亞國ニ於テ法律ニ依リ實施セラレ居ルモノヨリ高キ輸入關係諸稅、諸課金ヲ課セラレサルヘシ

六、締約國々民ハ相手國領土內ニ於テ其ノ司法上ノ地位、旅行、滯在、居住、各種營業行爲竝右ニ關スル權利及利益ニ關シ最惠國待遇ヲ享受ス

締約國ノ法律又ハ規則ニ依リ適法ニ設立セラレタル民事、商事、產業、金融及航海其ノ他ノ經濟團體ハ最惠國待遇ヲ享受ス

七、締約國ノ一方ニ於テ輸入許可制度ヲ採用スル場合ハ相手國產品ニ對シ兩國間ノ通常貿易額及個々ノ產品ニ對シ定メラルヘキ輸入割當量總額ヲ考慮シ公平ニシテ出來得ル限リ有利ナル待遇ヲ與フヘシ

ノ通常貿易額及個々ノ產品ニ對シ定メラルヘキ輸入割當量總額ヲ考慮シ公平ニシテ出來得ル限リ有利ナル待遇ヲ與フヘシ

六、締約國政府ハ相手國產品ニ對シ輸出入稅、其ノ他稅關諸課金竝通關手續ニ關シ相互ニ無條件無制限最惠國待遇ヲ與フヘシ

七、締約國產品ガ相手國ヲ通過シ第三國ニ輸送セラル、場合ハ其ノ儘通過スルト或ハ積換又ハ接續積換タルトヲ問ハズ何等ノ通過稅ヲ課セラレザル可ク又第三國品ヨリ不利ナル待遇ヲ受ケザル可シ

前記免稅ハ倉庫料、起重機料、輸送費、統計稅等ニ又ハザルモ右ニ關シ第三國品ニ對スルヨリ高キ料金ヲ課セラレザル可シ

八、締約國官憲ハ相手國產品ニ對シ輸入國ノ指定セル機關ノ發給又ハ查證セル原產地證明書ヲ要求スベシ

九、本條約ノ批准交換ハ出來得ル限リ速ニ「ブエノス・アイレス」ニ於テ行ハルベク本條約ハ批准交換後一ケ年間有效ナルモ滿期前三ケ月ノ豫告ヲ以テ其ノ廢棄ヲ通告セザル限リ一ケ年宛效力ヲ延長ス

亞國、希臘間通商航海條約調印

アルゼンテイン及希臘間の通商航海條約は、一九三八年十一月二十三日亞國外務省に於て、亞國外務大臣及亞國駐劄希臘公使間に調印せられたり。

右條約は全文十二條の本文とA、B二個の附屬表より成り、關稅、輸出入禁止制限、航海に關し最惠國待遇の供與を約し、相互に相手國產品に對し數品目の協定稅率を設けたる外、相手國國民に對し、居住、旅行、營業其の他に關する最惠國待遇を供與し又消費稅其の他國內稅に關する最惠國待遇の供與及相手國經由第三國に輸送せらるゝ貨物に對し、通過稅を徵收せざるべきことを約するものにして、本條約は批准交換後一ケ年間有效のものなるが、之が要項を摘記すれば左の通り。

一、締約國政府ハ相手國產品ニ對シ輸出入稅、其ノ他稅關諸課金竝通關手續ニ關シ相互ニ無條件無制限最惠國待遇ヲ與フヘシ

但シ國境貿易促進ノ爲隣接國ニ與フル便益及關稅同盟ニ基ク便益ヲ除外ス

二、航海ニ關シ無條件、無制限最惠國待遇ヲ供與ス

三、輸出入禁止制限、其ノ他相手國トノ貿易ヲ阻害スルカ如キ領事手續、衞生措置等ニ關シ最惠國待遇ノ供與ヲ約ス

但シ

(イ)公安ニ關スル事項

(ロ)武器彈藥其ノ他軍需品ノ取引

(ハ)公衆及動植物衞生ニ關スル措置

(ニ)國家ノ專賣

(ホ)金銀地金及貨幣ノ積出シ

(ヘ)同種國產品ニ對シ現ニ實施セラレ居ル措置ヲ輸入品ニ及ホス場合等ヲ除外ス

四、本條約附屬A表ニ揭記スル亞國產品ハ希臘國輸入ニ際シA表記載ノ稅額ヨリ高キ輸入稅ヲ課セラレサルヘク又本條約調印當時希臘ニ於テ法律ニ依リ實施セラレ居ルモノヨリ高キ輸入關係諸稅及諸課金ヲ課セラレサルヘシ

五、本條約附屬B表ニ記載ノ稅額ヨリ高キ輸入稅ヲ課セラレサルヘク又本條約調印當時亞國ニ於テ法律ニ依リ實施セラレ居ルモノヨリ高キ輸入關係諸稅、諸課金ヲ課セラレサルヘシ

六、締約國々民ハ相手國領土內ニ於テ其ノ司法上ノ地位、旅行、滯在、居住、各種營業行爲竝右ニ關スル權利及利益ニ關シ最惠國待遇ヲ享受ス

締約國ノ法律又ハ規則ニ依リ適法ニ設立セラレタル民事、商事、產業、金融及航海其ノ他ノ經濟團體ハ最惠國待遇ヲ享受ス

七、締約國ノ一方ニ於テ輸入許可制度ヲ採用スル場合ハ相手國產品ニ對シ兩國間ノ通常貿易額及個々ノ產品ニ對シ定メラルヘキ輸入割當量總額ヲ考慮シ公平ニシテ出來得ル限リ有利ナル待遇ヲ與フヘシ

八、締約國政府ハ相手國產品ニ對シ販賣、流通又ハ消費ニ關スル內國稅ニ付最惠國待遇ヲ供與ス

九、締約國ノ產品カ相手國ヲ通過シ第三國ニ輸送セラルヽ場合ハ其ノ儘通過スルト或ハ積換又ハ接續積換タルトヲ問ハス何等ノ通過稅ヲ課セラレサルヘク又第三國品ヨリ不利ナル待遇ヲ受ケサルヘシ

前記免稅ハ倉庫料、起重機料、輸送費、統計稅等ニ及ハサルモ右ニ關シ第三國品ニ對スルヨリ高キ料金ヲ課セラレサルヘシ

十、締約國官憲ハ相手國產品ニ對シ輸入國ノ指定セル機關ノ發給又ハ查證セル原產地證明書ヲ要求シ得ヘシ

十一、本條約有效期間中締約國ノ一方ノ採レル措置又ハ事情ノ根本的變化ニ因リ締約國ノ一方ニ於テ新事態ニ依リ本條約ノ規定履行不可能ナリト認ムル場合ニハ締約國ノ一方ハ右關係利害ノ解決及條約上ノ均衡(Equilibrio Convencional)ノ再建ノ爲商議ノ開始ヲ要求シ得ヘシ

右要求接受後三ケ月內ニ兩締約國ノ意見一致ヲ見サル場合ニハ右要求國ハ相手國ニ對シ本條約ノ廢棄ヲ通告シ得ヘク而シテ後記ノ有效期間ニ拘ラス本條約ハ右通告接受後一ケ月ヲ經テ失效スヘシ

十二、本條約ノ批准交換ハ出來得ル限リ速ニ「アテナ」ニ於テ行ハルヘク本條約ハ批准交換後一ケ年有效ナルモ滿期前三ケ月ノ豫告ヲ以テ其ノ廢棄ヲ通告セサル限リ更ニ一ケ年宛效力ヲ延長ス

▲附屬別表A

品名	單位	稅率
ハム及舌	ドラクマ百瓩	四〇
乾酪(Kephalatiri)	同	一五
乾酪(Parmesano y guesos similares de Lodigiano y de Reggiano)	同	四〇
牛酪(固形、容器共ノ重量四瓩ヲ超過ノモノ)	同	八〇
カゼイン	同	二〇
トマト・ペースト	百瓩(容器共)	五〇
乾毛皮(大、小、鹽藏タルト否トヲ問ハス)	同	六
生毛皮(大、小、鹽藏タルト否トヲ問ハス)	同	四
固形ケブラチョ越幾斯	同	二〇
液狀ケブラチョ越幾斯	同	二二
マテ茶	同	二二
未洗羊毛	同	二
洗上羊毛	同	三

附屬別表B

品名	單位	稅率
煙草(Oriental type 葉及刻)	瓩	〇・三六二八五
橄欖實	同	〇・〇八六五
コリント種乾葡萄	同(容器共)	〇・一三四五
スルターナ種乾葡萄	同(同)	〇・一七九四
化粧用海綿	同	一六・八〇
「シモカ」、「ラゴライト」又ハ「オレハ・デ・エレファテ」ト稱スル海綿	同	五・三八
「ウール」、「カボディコ」、「グラノ・グルエソ」又ハ「ヴエネシア」ト稱スル海綿	同	二・六八八
「イエロー」、「グラス」ト稱スルモノ及別揭ナキ海綿	同	一・三四四

尙亞國及希臘間の貿易は左記の通りにて、亞國側常に出超を續け居る處、亞國よりの對希臘主要輸出品は小麥にして、右は同國向輸出總額の大部分を占め、玉蜀黍、皮類、家畜之に次ぎ、亞國の希臘よりの輸入品は煙草、橄欖實及海綿なり。

亞國、デンマーク間通商條約調印

一九三九年四月十八日アルゼンテイン國外務省に於て外務大臣及亞國駐劄デンマーク公使間に、兩國通商條約竝に附屬議定書の調印を見た。

條約は全文十二條より成り、關稅、輸出入禁止、制限、航海に關し最惠國待遇の供與竝に爲替上の優遇を約した外、相手國々民に對し居住、旅行、營業、其他に關する最惠國待遇及消費稅其他の國內稅に關する最惠國待遇の供與及相手國經由第三國仕向貨物に對し通過稅を徵收しないことを約したものであつて、附屬議定書は三ケ條より成り、前記亞國、デンマーク通商條約が暫行的にアイスランド、亞國間にも適用されることを定めたものである。

▲本條約は批准交換後一年間有效にして、其の要項は左の通りである。

第一條　(a)　締約國ハ相手國產品ニ對シ輸出入稅、其他ノ稅關諸課金竝ニ通關手續ニ關シ相互ニ無條件無制限最惠國待遇ヲ供與ス

(b)　締約國ハ相手國產品ニ對シ第三國ノ同一產品ニ對シテ課セラレタルカ又ハ將來課セラルヘキモノト異ルカ或ハ夫ヨリ高キ輸入稅、諸課金竝ニ通關手續ヲ課ササルヘシ

(c)　締約國ハ自國產品ノ相手國輸出ニ當リ第三國向同一產品ニ對シ課シタルカ又ハ將來課セラルヘキモノト異ルカ或ハ夫ヨリ高キ輸出稅、諸課金竝ニ通關手續ヲ課ササルヘシ

(d)　締約國ハ第三國產品ニ對シ供與セラレタル又ハ將來供與スヘキ恩典、免除ハ直チニ無償ニテ相手國同一產品ニモ適用スヘシ

第二條　航海ニ關シ無條件無制限最惠國待遇ヲ供與ス

第三條　締約國ハ相手國產品ニ對シ輸出入禁止制限ヲ受ケタタ第三國產品ト同一條件ニアルモノヲ除テハ輸出入禁止制限其他相手國トノ貿易ヲ阻害スルカ如キ領事手續、衞生措置等ヲ課ケサルコトヲ約ス

但シ右ハ左記ノ場合ニ適用セス

(a)　公安ニ關スル事項

(b)　武器、彈藥其他ノ軍需品ノ取引

(c)　公衆及動植物衞生ニ關スル措置

(d)　美術、歷史、考古學ニ關スル國家財產保護ニ關スル事項

(e)　金銀、地金及貨幣ノ積出

(f)　國產品ニ對スル措置ヲ同種輸入品ニ適用スル場合

第四條　亞國政府ハ爲替管理制度實施中對「デンマーク」亞國正規輸出品ノF・O・B・價格ヨリ亞國外債支拂ニ當ラルヘキ一定年額ヲ控除シタル殘額ヲ第三國ニ對スルヨリ不利ナラサル爲替率ヲ以テ何等ノ制限遲滯ナク對「デンマーク」支拂ニ當ツヘキ必要ナル措置ヲ講シ又「デンマーク」政府ハ最惠國待遇ニ依リ、無條件且自動的ニ對亞支拂ヲナス

第五條　締約國國民ハ相手國領土內ニ於テ司法上ノ地位、旅行、滯在、居住、各種職業竝ニ右附帶權利及利益ニ關シ最惠國待遇ヲ享受ス

締約國ノ適法ニ設立セラレタル商事、工業、金融、保險、航海、會社、共同組合及其他ノ經濟團體ハ最惠國待遇ヲ享受ス

第六條　締約國ノ一方カ輸入許可制度ヲ實施スル場合ニハ相手國產品ニ對シ兩國間貿易額竝ニ個々ノ產品ニ對シ定メラルヘキ輸入割當量總額ヲ考慮シ公平且出來得ル限リ有利ナル待遇ヲ與フヘシ

第七條　締約國ハ相手國產品ニ對シ第三國ト同一產品ニ對スルヨリ高率ノ販賣流通或ハ消費ニ關スル內國稅ヲ課スルコトナシ

第八條　締約國產品カ相手國經由第三國ニ輸送セラルル場合ハ直接通過タルト積換又ハ接續積換タルトヲ問ハス何等ノ通過稅ヲ課セラレサルヘク又第三國品ニ對スルヨリ不利ナル待遇ヲ受ケサルヘシ

第九條　締約國官憲ハ相手國產品ニ對シ輸入國ノ指定セル機關ノ發給又ハ查證セル原產地證明書ヲ要求シ得ヘシ

第三條　締約國ハ相手國產品ニ對シ輸出入禁止制限ヲ受ケタタ第三國產品ト同一條件ニアルモノヲ除テハ輸出入禁止制限其他相手國トノ貿易ヲ阻害スルカ如キ一、國境取引促進ノ爲隣接國ニ與フル便益

二、關稅同盟ニ基ク便益

亞國ハ「デンマーク」「アイスランド」間ニ同盟存續中「デンマーク」カ「アイスランド」ニ供與セル又ハ供與スヘキ特殊便益ヲ要求セス

第十一條　本條約ノ規定ハ「グリーンランド」ニ及ハサルモ第一條ノ最惠國待遇ノ亞國產品ノ「グリーンランド」輸入及「グリーンランド」產品ノ亞國輸入ニ適用ス

第十二條　本條約批准ハ出來得ル限リ速カニ締約國ノ憲法ニ準據シ批准交換ハ「ブエノスアイレス」ニ於テ行ハルヘシ

本條約ハ批准交換後一ケ年有効ナルモ滿期前三ケ月ノ豫告ヲ以テ其ノ慶棄ヲ通告セサル限リ更ニ一年宛効力ヲ延長ス

附屬議定書要項

一、「デンマーク」「アイスランド」間人的同盟聯合存續中亞國、「デンマーク」間通商條約ヲ亞國、「アイスランド」間ニ右兩國ニ特殊協定締結スル迄適用ス

二、亞國ハ「デンマーク」「アイスランド」「アイスランド」人的同盟聯合ニ依リ「デンマーク」カ「アイスランド」ニ供與セル或ハ將來供與スヘキ特殊便益ヲ要求セス

三、本議定書ノ發効及失効ハ(一)ニ規定セル場合ヲ除キ亞國、「デンマーク」通商條約ト同時タルヘシ

伯、亞國間爲替議定書調印

一九三九年四月十三日亞國外務省に於て外務大臣及亞國駐劄ブラジル大使間に兩國通商に關する爲替議定書の調印を見たが、右は去る一月モンテビデオに於て行はれたアルゼンテイン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ四ケ國藏相會議の具體化したものと認められる。

右議定書は、兩國相互に相手國產品輸入に對し爲替上の優遇と兩國間通商の阻害を除く各種措置を講ずることを約し又亞國政府は對伯輸出爲替手形を公定市場にて買上げる旨を定めた五ケ條の全文から成り、右は現在兩國間に交涉中の通商條約締結まで暫行的に効力を有し、右通商條約締結後は其の一部を成すに至るべきものである。

尙議定書全文は左の通りである。

第一條　亞國政府ハ國內產業竝ニ亞國及第三國間貿易ノ正常ナル發展ヲ阻害セサル範圍ニ於テ伯國產品輸入ニ對シ公定爲替ヲ供與スル爲サルヘシ

第二條　亞國產品ノ對伯輸出ニ依リ生スル爲替手形ノ取引ハ亞國公定市場ニ於テ

第三條　伯國政府ハ對亞輸入支拂ヲ伯國爲替制度上ノ最良ノ條件ニ依リ決濟ス

第四條　協定國政府ハ兩國間貿易ノ正常ナル發展カ輸出補助又ハ販賣補償ノ如キ人爲的價格維持ヲ意味スル方法ニ依リ阻害セラルヽカ又ハ一般ニ兩國ノ利益ヲ無視シテ需要供給ノ圓滑ヲ阻止スルコトナキ樣諮詢ノ措置ヲ講スルコトヲ約ス

第五條　本議定書ハ現在交涉中ノ伯、亞通商條約ノ一部ヲ成スヘキモ條約締結迄ハ單獨ニ其効力ヲ有ス

隣接國に對する輸出爲替手形自由處分
ペルーにも適用

一九三二年一月二十五日附大統領令第六條及第七條第一項は、隣接國に對する亞國の輸出は亞貨を以て行ひ得ること、竝に爲替管理委員會は右輸出に依り生じたる爲替手形の自由處分を認許し得る旨を定め、現にブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、智利等に對する亞國輸出手形は英貨一磅に付十五ペソの公定爲替相場に依る政府の强制買上を免がれ居るが、同制度は一九三八年十二月三十日附大統領を以て、同令日附以降對ペルー輸出にも適用せらるゝことゝなつた。

輸入爲替事前許可品目

アルゼンテイン國大藏省は一九三九年三月二十九日附省令を以て、爲替管理局の、輸入爲替時前許可を供與すべき品目を發表したるが、右品目は國別に依り公定爲替を許與すべきもの竝に自由爲替を許與すべきものに分れ、本邦品に對する許可品目の主なるもの左の通りにして、主要輸出品たる綿布、織物類、陶磁器、電球等は除外されて居る。

(A)　公定爲替を許可すべき品目

自動車用生護謨、化學工業品中椰子油、香料、皮下注射液、苦鹽酸、タルタヌ酸、無水アンモニア、アニリン、硫黃、炭酸曹達、曹達灰及ソルバイ、カルシユーム、カーバイト、膠、パラフイン、松脂、硅酸曹達、苛性曹達、硫酸、アルミニユーム、不純硫酸銅、吸水ガーゼ、細管、繃帶、注射器

電氣機械中モーター及ダイナモ竝に同部分品

鐵器及塗料中鐵製道具(機械部分品を除く)、白鉛、酸化鉛、酸化バリユーム、不純硫酸バリユーム、酸化亞鉛、リソフオーン、コード、インデイアナカ

シルチユー、條索用及織物用ジユート、ピータ及亞麻、農業機械及材料中袋用アンペラ、アンペラ袋、除蟲粉紙類、文房具中書籍雜誌、新聞、定期刊行物、カレンダー、宣傳ビラ

其の他として樹木、播種用球根種子等、粗ピータ、粗ジユート、粗亞麻、原料用合成品セルロイド、ペークライト、エボナイト、ガラリー防腐纖維

(B)　自由爲替を許與すべき品目

自動車及タイヤ、石炭、石油、油漬(鰯)、食用油、ポートランド・セメント、護謨、醫療機械、醫藥、銅線、眞鍮線、鐵線、釘類、ワニス、生木綿絲、毛絲及絹絲、人絹絲(何れも織物用ブライウード)帽子材料、モーター、ミシン及部分品、ベルト、一般機械部分品、裁縫及刺繡用普通綿絲、毛絲竝に毛絹混絲化學竝に精密機械、ボール紙、新聞紙、包裝用紙、印刷材料、文房具、卷煙草用紙、葉又は刻み煙草

米國自動車輸入制限緩和其他

アルゼンテイン國の米國自動車輸入業者は一九三九年の初めに當り亞國爲替事前許可制に依り受けた輸入制限(一九三八年度輸入額の三割五分卽ち三千八百萬ペソ)に對し制限緩和方を豫てより中央銀行を通じ政府と交涉中であつたが、大藏省は一九三九年五月十七日左の通りの決定を見た旨の發表をなした。

一、輸入業者は輸入追加割當三割五分卽ち三千八百萬ペソに相當する米貨亞國大藏證券(三年・二歩五厘)を引受け、右證券を以て輸出業者に支拂を爲す。

二、輸出業者は已むを得ざる場合を除き右證券の割引を爲さざること、割引の場合は在米大使館と協議の上特定の銀行に於て爲すこと但し割引歩合は三歩を超ゆるを得ず。

尙本許可は自動車輸入業者の窮狀救濟を行るのみでなく國內勞働者の失業救濟をも考慮した結果であるが、本許可を以て米亞通商の行詰り解決と見ることは出來ない。其の根本的解決は一に米國側の亞國品多量買付に在るのであると附言して居る。

パラグアイ

ヅック靴用綿布關稅率改正

パラグアイ國稅率表稅番九二七、ヅック靴用綿布の輸入稅は從來內裝込め一瓩當り〇・四五金ペソであつたが、この稅率を五割輕減することに決定せられたる旨發布せられた。

棉子及棉子油輸出禁止

パラグアイ國經濟省は一九三九年三月十日附を以て棉子及棉子油の輸出を禁止したが、其の要旨は左の通りである。

一、一九三九年度收穫棉子は豫め經濟省の許可を得ざれば輸出を禁ず（第一條）

二、製油用棉子はアスンション市所在モリノス・アリネロス・デル・パラグアイ株式會社倉庫及ヴイレタ所在アルゴドーネス株式會社倉庫渡千瓩に付二千九百ペソと定む（第二條）

三、右二社以外に棉子油製造業者の存するときは後日經濟省の定むる配給割當を得る爲に速かに其の希望を經濟省に通知すべし（第三條）

四、經濟省はコロネル・ボガド、カルメン、エンカルナシオン地帶生產の棉子を二千五百噸迄輸出を許可することを得（第四條）

五、棉子油一等品正味一瓩の最高賣價を三八ペソ五十センターボと定む（第五條）

六、棉子油製造者は時々及商工局の要求ある場合同局に買入棉子量製油量及賣却油量を通知すべし（第六條）

七、棉子油は豫め經濟省の許可を得ざれば輸出を禁ず（第七條）

新輸出入管理令

パラグアイ國は一九三九年六月二日附を以て、三十三箇條の長文からなる大要左の如き輸出入管理令を公布した。

一、輸入管理委員會をパラグアイ共和國銀行管理下に設く

二、一切の輸入は豫め輸入管理委員會の許可を要す

三、共和國銀行は隨時各國割當價格を定む

四、各國割當價格は當該國に對する輸出の七割五分を下らざるものとす

五、貨物通關に際し輸入者は原產國及輸出國を申告すべし

六、仕向國が隣接國の場合は三十日其の他の場合は九十日以內に輸出者は最終仕向國及FOB價格を申告するものとす

七、本令は小包郵便にも適用す

八、本令日附より三十日以內に積出のものは之を除外す

九、書類に依り公布前の契約が立證されたときは、特別除外を委員會に申請することを得又小包郵便にて五十金ペソ以下のものは事前許可を免す

十、貿易尻がパラグアイ國にとつて有利にして且同國產物の輸入に對し何等の防遏措置を採つてゐない國の產物は優先的に之を許可す、之が爲每月統計を作る

十一、輸入許可申請者たるには豫め登錄を要し許可額に應じて共和國銀行に保證預金を爲し又四分を手數料として納入すべし

十二、許可申請には商品種類、數量、CIF支拂方法及び輸出入者名を記せる五通の願書を提出す內一通は領事查證呈示用

十三、許可は記名式にて讓渡を許さず積出は許可日附より二百四十日以內に爲すを要す

十四、許可すべき品種は割當額と共に共和國銀行が定む

ウルグアイ

ウルグアイ、フィンランド國間通商條約批准

本通商條約は一九三六年十月ウルグアイ國首都に於て調印せられ、一九三八年七月ウルグアイ國下院、同十月十八日上院の協贊を得たるものにして、一般的の通商取極なり。

ウルグアイ、ファンランド兩國間通商航海協定假譯左の通り。

ウルグアイ共和國大統領竝にフィンランド共和國大統領は共にウルグアイ國、フィンランド國を結ぶ親善關係の促進、竝に兩國間の通商航海關係の確定、及び進展を希望せるを以て、兩國間に通商及び航海協定を締結すべく決意し、ウルグアイ共和國大統領は、同國外務大臣法學博士ホセ・エスパルテールをフィンランド共和國大統領は同國モンテヴデオ駐劄特命全權公使エイノ・ワリカンガスを夫々全權に任命せり。

依て兩國全權は、適法の形式に於ける各自の完全なる權能を相互に通報したる後、左記の如き條項を協定せり。

第一條　兩締約國ハ相互ニ無條件ニシテ且ツ無制限ナル最惠國待遇ヲ關稅同附屬稅、關稅徵收方法ニ關スル全般事項ニ對シ又關稅表ノ分類解釋竝ニ稅關手續上ノ形式稅金ニ對シ認ムルヘシ

第二條　依テ締約國ノ一方ノ天產物又ハ製造品カ他ノ一方ノ締約國領土內ニ輸入

セラル、時ハ前記規定ニヨリ同種又ハ類似ノ產品ニ適用シ又ハ適用スルコトアルヘキ所ト異レルカ又ハ之ヨリ重キ關稅、稅金、課金竝ニ規定又ハ形式ノ適用ヲ何レノ形式ヲ問ハス受クルコトナカルヘシ

第三條　同樣ニ締約國ノ一方ヨリ他ノ一方ノ締約國領土ニ向ケテ輸出セラル、天產品又ハ製造品ハ前記規定ニヨリ何レカ別國ニ向ケテ輸出セラル、同種又ハ類似ノ產品ニ適用シ若シクハ適用スルコトアルヘキ所ト異レルカ若シクハ之ヨリ重キ關稅、稅金又ハ課金竝ニ規定又ハ形式ノ適用ヲ何レノ形式ヲ問ハス受クルコトナカルヘシ

第四條　締約國ノ一方カ第一條揭載事項ニ於テ何レカ別國ノ天產品若シクハ製造品又ハ其ノ領土ニ向ケルラ、天產品若シクハ製造品ニ對シ許與シ又ハ將來許與スルコトアルヘキ凡ユル便益、便宜、特權若シクハ義務免除ハ直ニ且無償ニテ締約國ノ一方ノ天產品若シクハ製造品又ハ同領土ニ向ケラル、同種又ハ類似ノ天產品又ハ製造品ニ適用セラルヘシ

第五條　但シ國境交易ヲ簡便ニスル爲接壤國ニ對シ現在許與セラレ若シクハ爾今許與セラル、コトアルヘキ特惠竝ニ關稅同盟ニ依リテ存在スル特惠ハ前諸條ニ規定セラル、約定ヨリ除外スルモノトス

第六條　同樣ニ「ウルグアイ」國ニヨリ亞爾然丁、「ボリヴィア」、伯剌西爾、「パラグアイ」ノ諸國中一國ノ天產物又ハ製造品ニ對シ許與セラレ若シクハ許與セラル、コトアルヘキ特惠ハ其ノ特惠カ別國ニ許與セラレタルコト無キ限リ除外スルモノトス又「フインランド」ニヨリ「エストニア」、「ラトヴイア」、「リスアニア」ニ對シ許與セラレ若シクハ許與セラル、コトアルヘキ特惠ハ其ノ特惠カ別國ニ許與セラレタルコト無キ限リ本協定ノ條項ヨリ除外スルモノトス

第七條　締約國ノ一方ハ他ノ一方ノ航海ニ對シ凡ユル場合最惠國ノ航海ニ對シ現ニ許與セラレ若シクハ爾今許與セラル、コトアルヘキ所ト同等ナル待遇ヲ許與スヘシ

但シ沿岸貿易ニ從事スル權利ハ本協定ヨリ除外スルモノトス

第八條　本協定ハ批准セラルヘシ而テ批准書ハ「モンテヴイデオ」ニ於テ出來得ル限リ迅速ニ交換セラルヘシ

本協定ハ批准交換後十五日ヲ經テ效力ヲ發ス

第九條　本協定ハ效力發生ノ日ヨリ起算シテ一ケ年間有效トス但シ本期間滿了三ケ月前ニ廢棄セサレハ期間ヲ定メスシテ延長セラル、モノト看做ス

此ノ場合豫メ三ケ月前ニ行フ通告ヲ以テ何時タリトモ廢棄シ得ルモノトス

右證據トシテ兩全權ハ本協定ニ署名調印セリ

一九三六年十一月十九日

於モンテヴイデオ作製

ホセ・エスバルテール

エイノ・ワリカンガス

無價格商品見本の輸入にインボイス證明必要

有價格商品見本のウルグアイ國輸入には、インボイス證明竝無爲替輸入手續を必要とするも、無價格見本に對しては從來より何等書類等を要することなく輸入し得たが、輸入管理局は一九三九年六月一日より右見本の輸入には、原產國商業會議所のインボイス證明を必要とする旨一般輸入業者に通告した。

右は最近無價格見本名義にて輸入を計るものが激增したによる由である。

輸入個人割當制採用

ウルグアイ國現行輸入管理法第一條第二項には、輸入管理委員會は商品別に各輸入業者に對し、輸入額の割當を示し得る旨規定せられ居るも未だ實施には到らなかつたが、一九三九年四月一日右委員會は、管理當局をして各輸入業者に輸入假割當額を通告せしめ、輸入業者は之により國別爲替の割當の範圍内に於て出荷事前許可廢止令を利用し得る樣措置せる旨發表した。

右個人割當制は、過去五ケ年間の輸入實績に徵し一ケ年の輸入額を大體豫定し、之を既存輸入業者の實績によつて配分しようとするのであるが、英國、獨逸以外の諸國は國別割當が尠いので、此の間の調節に就いては近く當局は具體的決定を行ふ由である。本制度採用に當つては從來對外輸出促進に奏效ある個人求償制度或は新興輸入業者に對する關係もあるので最後的確定を見る迄には尙相當の時日を要するものと思考される。

原產地國出荷事前許可廢止

對ウルグアイ國輸出には輸入許可取付後に原產地國を出荷することが必要であつたが、ウルグアイ國政府は一九三九年三月二十八日附大統領令を以て

一、一九三九年四月一日以降商品出荷事前許可を廢止す、稅關より商品の引取は輸入管理法第三條の許可に從ふ。

二、輸出入局は關係商が必要とする時は出荷事前許可をなすことを得と規定し、其廢止の理由としては

1、採用せんとする個人割當制度に基き各輸入業者の年額輸入を決められ（註、政府は一般輸入業者に對し過去五ケ年間の業績、及本年度の輸入希望高を申告せしめたることあり）

2、凍結外債の整理も完了し

3、現行制度の簡易化の必要を認むとなし居るも、一般に傳へらるゝ所によれば出荷事前許可制は商機を失し不便尠らずとする輸入業者側の運動の奏效なりとされてゐる。

本令の發令により、輸入許可の取付なく出荷しても從前の如く罰金を課せらるゝことはなくなつたが、獨逸、英國の如く輸入爲替割當十分なる國を除き本邦の如き割當僅少、且將來の買付增加の見透しのつかない國にとつては注文のあるまゝ商品の出荷を行ふことは稅關滯貨問題を再び繰返すことゝなるを以て、本邦輸出業者は輸入許可取付確認の上出荷を行ふ方が得策であると思考す。

○アフリカ洲

埃　及

關稅一部改正

埃及國は一九三八年十二月十三日附勅令（同日附官報公布即日實施）を以て左記の通り關稅定率表の輕微なる改正をなしたる處、本邦には實質的影響なし、

尙同日附を以て燐寸に對する消費稅を左の通り改正したり。

稅番四九　馬鈴薯ノ備考欄記事ヲ削除シ播種用ノモノニ對スル半減稅ヲ廢止ス

稅番一一六「キヤビア」、「カラスミ」其他ノ食用魚卵ノ分類ヲ左ノ通リ變更シ、從來黑「キヤビア」及「カラスミ」ハ包裝込一瓩ニ付一律一〇〇「ミリエム」ナリシヲ容器ノ大小ニヨリ稅率ヲ區別シ又課稅ノ基準タル「包裝込一瓩」ヲ「正味一瓩」ニ改ム

「キヤビア」、「カラスミ」及其他ノ食用魚卵

A　黑「キヤビヤ」及干「カラスミ」

(a)　五百瓦以下ノ容器入リノモノ　正味一瓩　二〇〇「ミリエム」

(b)　五百瓦ヲ超ユル容器入リノモノ　同　同　一〇〇　同

B　其　ノ　他　同　同　二五　同

稅番一九五　大理石粗材（彫像用其ノ他）ノ(C)粒狀又ハ粉狀ノモノノ稅率ヲ從來ノ包裝込百瓩ニ付二〇「ミリエム」ヨリ七〇「ミリエム」ニ引上グ

稅番一九五 bis ヲ新設シ寫眞用感光紙ノ分類ヲ左ノ通リ變更シ、從來ノ稅率ヲ左ノ通リ變更ス

A　長サ五「センチメートル」以下ノ「マッチ」二十本以內ヲ帳面狀トセルモノ

(a)　五百瓦以下ノ容器入リノモノ　正味一瓩　二〇〇「ミリエム」

(b)　五百瓦ヲ超ユル容器入リノモノ　同　同　一〇〇　同

B　其　ノ　他　同　同　二五　同

稅番一九五 bis ヲ新設シ寫眞用感光布ノ稅率ヲ正味一瓩ニ付一〇〇「ミリエム」トス

稅番二八九　植物、花及果實ノ芳香蒸溜水及酒精溶液ノ稅率ヲ從來ノ從價二割ヨリ一割五分ニ引下グ

稅番三一八「マッチ」ノ分類及稅率ヲ左記ノ通リ變更シ、備考欄ニ左記以外ノ包裝ニヨルモノ、輸入ヲ禁ズル旨ヲ記載セリ

A　長サ五「センチメートル」以下ノ「マッチ」二十本以內ヲ帳面狀トセルモノ「グロス」（一四四個ニ付）八「ミリエム」

B　箱入又ハ其他ノ包裝ノ「マッチ」

(a)　長サ四「センチメートル」以下ノ「マッチ」三十本入ノモノ　一一〇「ミリエム」

(b)　同　四十本入ノモノ　同　同　一六〇　同

(c)　同　六十本入ノモノ　同　同　二四〇　同

(d)　同　百本入ノモノ　同　同　四〇〇　同

(e)　同　三百本入ノモノ　同　同　一、二〇〇　同

(f)　同　四百本入ノモノ　同　同　一、六〇〇　同

稅番四一六　別項ニ揭ゲラレザル又ハ含マレザル木製品ノ分類ヲ左記ノ通リ變更シ、右ノ中(b)ニ最低稅率ヲ新設ス

(a)　櫛　「グロス」（一四四本）ニ付　八〇「ミリエム」

(b)「ベニア」板製ノ容箱又ハ組立テザル箱從價一割五分但最低稅率ヲ「ベニア」板ソノモノノ稅率ト同額トス

(c)　其　ノ　他　從價ノ一割五分

稅番四三八　新聞及雜誌用紙ノ稅率ヲ從來ノ包裝込百瓩ニ付四〇「ミリエム」ヨリ三〇「ミリエム」ニ引下グ

稅番四七五　人絹絲ノ分類及稅率ヲ左記ノ通リ變更ス

(a)　染色セザルモノ又ハ糊付セザルモノ　正味一瓩ニ付　一二〇「ミリエム」

(b)　染色又ハ糊付セルモノ

(i)　クレープ絲　同　同　一二〇　同

(ii)　其　ノ　他　同　同　一五〇　同

(c)　Beaded 及 Looped（染色セルモノ又ハ染色セザルモノ）　一八〇　同

稅番四八五　Bis ヲ新設シ左ノ通リトス

稅番四八三、四八四、四八五ニ揭ゲタル品目ガ

(A)　絹又ハ眞綿若シクハ人絹ヲ混入シ

(a)　混入ノ場合ガ一割ヲ超ユルトキハ混入材料ガソノ絲ノ狀態ニ於テ課セラルベキ稅率ノ最大テルモノニヨル

(b)　混入ノ割合ガ一割以下ノトキハ混入物ノ種類ノ如何ニヨリ羊毛絲又ハ「ファイシ・（ヤー）絲ノ何レカノ稅率ニヨル

(B)　其ノ他ノ織物原料ヲ混入シ、羊毛又ハ「（ヤー）」ガ大部分ヲ占ムルトキモ亦前項(b)ニ同ジ

稅番四九〇　新ニ左記ノ通リ分類ス

純又ハ混入物ヲ交ヘタル馬毛織物（眞田及リボンヲ含ム）　從價　一割五分

A　內張リ裏地　從價　一割五分

B　其ノ他重量ニ於テ馬毛ガ最大量ヲ占ムルモノ　從價　一割五分

稅番七六七ニ油及石鹼製作用機械ヲ追加ス

尙「マッチ」ノ消費稅ハ左記ノ通リ改正セラル

箱又ハ其ノ他ノ包裝ノ「マッチ」

A　長サ五「センチメートル」以下ノ「マッチ」二十本以內ヲ帳面狀トセルモノ「グロス」（一四四個）ニ付　八〇「ミリエム」

B　箱又ハ其ノ他ノ包裝ノ「マッチ」

(a)　長サ四「センチメートル」以下ノ「マッチ」三十本入ノモノ「グロス」（一四四個）ニ付　一一〇「ミリエム」

(b)　同　四十本入ノモノ　同　同　一六〇　同

(c)　同　六十本入ノモノ　同　同　二四〇　同

(d)　同　百本入ノモノ　同　同　四〇〇　同

(e)　同　三百本入ノモノ　同　同　一、二〇〇　同

(f)　同　四百本入ノモノ　同　同　一、六〇〇　同

又一九三九年二月二十七日附埃及國官報は同國關稅を左の如く一部改正する旨揭載した。

稅番	品　目	單　位	稅　率
六九	眞珠母、ガラス、陶磁器石、粘土製ノモノ	一瓩ニ付	ピアストル　六〇
	骨、角、皮其ノ他動物質材料ノモノ及セルロイド、ベークライト、ガラリス硬化カゼイン、其ノ他人造成形材料ノモノ	同	二五
	アイボリーナツツ、ドムナツツ製ノモノ	同	二〇
	小麥、スペルト麥及メスリン麥		ミリエム
	倫敦取引所ニ於テ濠洲小麥ノc・i・f埃及諸港相場ガ建ツトキハ		
	噸當リ八磅又ハ其レ以上ノ場合	百瓩	四八〇
	七磅十五志以上八磅未滿ノ場合	同	五〇〇
	七磅十志以上七磅十五志未滿	同	五二〇
	七磅五志以上七磅十志未滿	同	五四五
	七磅志以上七磅五志未滿	同	五六五

稅番	品目	單位	稅率
	六磅十五志以上七磅未滿	百瓩	五九〇
	六磅十志以上六磅十五志未滿	同	六一〇
	六磅五志以上六磅十志未滿	同	六三〇
	五磅十五志以上六磅未滿	同	六五五
	五磅十志以上五磅十五志未滿	同	六七五
	五磅五志以上五磅十志未滿	同	七〇〇
	五磅以上五磅五志未滿	同	七二〇
	四磅十五志以上五磅未滿	同	七四〇
	四磅十志以上四磅十五志未滿	同	七六五
	四磅五志以上四磅十志未滿	同	七八五
	四磅以上四磅五志未滿	同	八一〇
	三磅十五志以上四磅未滿	同	八三〇
	三磅十志以上三磅十五志未滿	同	八五〇
	三磅五志以上三磅十志未滿	同	八七五
	三磅以上三磅五志未滿	同	九〇〇
	三磅未滿ノ場合	同	九二〇
七六	穀粉（註一）		九四五
	（a）小麥、スペルト麥及メスリン麥	同	九〇〇
	（b）同　十三度以上	同	一、五〇〇
七七	粗搗、挽割及精白又ハ磨キタル粉粒（註二）		
	（a）小麥、スペルト麥及メスリン麥	同	小麥粉ノ稅率ニ減ス
	（b）穀ヲ剝キタル米以外ノ其ノ他ノ穀物	同	稅番第六九ニ從ヒ百瓩ニ付四五〇「ミリエーム」增
七九三	鐵道車輛		
	A、自動車輛		
	（1）蒸氣裝置ノモノ（索引車輛ヲ向ム）	同	一、〇〇〇
	（2）內燃機關裝置ノモノ	同	一、五〇〇
	B、其ノ他		
	（1）貨車（用水タンク車ヲ含ム）、有蓋車輛及郵便車	同	四〇〇
	（2）起重機臺車	同	五〇〇
	（3）客		
	（a）寢臺車、サルーン・カー食堂車、一、二等客車	瓩	一、八〇〇
	（b）其ノ他	同	九〇〇
八八七	衣類、履物用釦類、別揭セラレサルモノ		
	（a）象牙、鼈甲、琥珀、アンバーロイド、黑玉、海泡石又ハ珊瑚製ノモノ	百瓩	三〇〇
	（b）眞珠	同	六〇〇
	（c）骨、角、革又ハ其ノ他ノ動物質材料製ノモノ	同	二五〇
	（d）棕櫚製ノモノ	同	二〇〇
	（e）木材、壓縮厚紙又ハ其ノ他ノ植物質材料製ノモノ	同	六〇
	（f）硝子、陶磁器、石又ハ其ノ他ノ粘土質材料製ノモノ	同	六〇〇
一二六	食用搗粉（ヴアーミセリ、マカロニ、イタリヤン・ペート）	同	一、五〇〇
一五八	葡萄酒、主トシテ生又ハ乾シタル葡萄ノ醱酵ニ依リ釀造シタルモノ		
	（a）十三度迄ノ酒精ヲ含有スルモノ（註三）		
	（1）壜詰（註四）		
	（2）二「リットル」又ハ其レ其下ノ瓶詰		
	（3）其ノ他（註四）		
	（b）同　十三度以上		
三九三	ベニヤ板（單ニ挽キタルモノ、割リタルモノ又ハ卷カサルモノ）合セ及糊附ケタル薄板、他ノ木材ニ張リ付ケタルベニヤ板		
	（a）ベニヤ板	百瓩	三〇〇
四九九	純綿製品		
	（c）各種「レース」、「バンド」狀ニシタル「ボビネツト・ツル」、「ギピユール」、「プロンド」、レース絲、網地、組紐、トリミング、「チング」、千鳥縫ヒ及ファンシイ組紗、飾紐、アントル・ドウー（模樣入ノモノヲ含ム）竝家具用ホビネツト・ツル及一般ニ「ツル」織ト稱スルモノ以外ノ凡テノ「ファンシー」物	從價	一五%但シ最低稅率一瓩ニ付百「ミリエーム」
	（g）セルロイド、ベークライト、ガラリット、硬化カゼイン、又ハ其ノ他ノ類造材料製ノモノ	同	二五〇
	（h）卑金屬（押ヘ「ボタン」又ハ止釦ヲ含ム）	同	六〇
	（i）布帛、編物又ハ其ノ他ノ絲細工物ヲ被セタルモノ（前揭（b）（c）（d）（f）及（g）ニ揭ケタル以外ノモノ）	同	八〇

（備考）

（註一）一割以上ノ荒挽粉ヲ含ムモノモ本項ニ準ス

（註二）粹米以外ノ穀粉モ本項ニ準ス

（註三）十分ノ四度以下ハ除外シ十分ノ五度以上ハ一度ト見做ス

（註四）五リットル以上ノ壜詰ノ葡萄酒及燒酎ハ樽詰ノモノト見做ス

伊領東アフリカ

關稅一部改正

一九三八年九月十三日緊急勅令を以てエチオピア、エリトリア、ソマリアを含む伊領東アフリカに關する全般的關稅改正が行はれ、右勅令全文が一九三九年一月三十日附官報で公布せられ、公布の日より實施を見ることゝなつた。其の内主要なる點は左の通りである。

一、伊太利品に對する免稅

稅率表はA、Bの二表に分れ、B表は北緯五度以南の伊領ソマリアに輸入せられる伊太利、リビア及外國の產品に、A表は右以外の伊領東阿に輸入せられる外國產品にのみ適用される。(第一條)

從て伊太利及リビア產品は北緯五度以南の伊領ソマリアに輸入せられる場合にのみ課稅せられ、右以外の伊領東阿に輸入せられる場合には輸入稅を賦課されない。(第二條)此點は改正の最も重要なる點である。伊太利及リビア產品は原則として原產地證明書の添付を必要とする。(第七條)

二、稅率表

A、B兩表共單一稅であつて、從價稅若くは從量稅の適用を受ける品目相半し、稅率は織物類、機械製品を除き一般に低率である。

尙從價從量兩稅の併課を受ける品目若干あり、鹽、石炭、燃料用木材、コールタール、新聞雜誌、金屬類は無稅取扱を受ける、品目の區分は差して詳細でなく、何れの項目にも該當せざる商品にはA、B兩表共「其他の商品」として夫々從價一八%及一五%を適用する。(第六條)

三、課稅基準

從量稅は稅率表中別段の規定ある場合を除き(例へば茶の如きは純量に對し課稅せらる)風袋をも加へたる總量に對し課稅せられ又從價稅は運賃保險料其の他諸掛を加へたるものに對し課稅せらる(第八條)

商品の性質若くは課稅價格の決定に對し紛議を生じた場合には之を委員會の審議に附することゝなつてゐる。(第一〇條)

四、關稅の引上及引下、輸出入禁止に關する總督の權限

阿弗利加省大臣は財政經濟上其の他緊急の必要により伊太利若はリビア產品に對する課稅、外國品に對する課稅引上をなす外或種の商品に對し輸出入禁止を行ふことが出來る。(第一三條)

五、統計稅

輸入品には關稅を賦課されない商品と雖も從價二分の統計稅が賦課せられる。但し旅行者携帶品、五十リラ以下の小包郵便物、專賣品、建築用木材、セメント、農業用鑛油、石炭、新聞、雜誌等は統計稅を免除されてゐる。(第一五條)

六、手數料

輸出入手續關係書類には一定の印紙稅を貼付することが必要である。(第一六條)

七、酒類の取引製造竝に輸入

サンゼルマン條約の規定に基き、或種の酒類は之が輸入、製造販賣を禁止せられ、又一般に酒精の製造には總督の許可を要する外、ヘクトリツトルに付二千二百リラの製造稅を賦課せられる、輸入酒精には伊太利若くはリビアより來る場合と雖も右と同額の輸入稅が賦課されることゝなつてゐる。(第二〇條及第二一條)

八、舊關稅法の廢止

本關稅法の實施と共に一九〇九年十二月三十日のエリトリア關稅法竝に一九三四年十月四日の伊領ソマリア關稅法及右關稅法改正法は一、二の例外を除いて廢止された。(第二二條)

A表

北緯五度以南の伊領ソマリアを除く伊太利領東アフリカに適用する輸入關稅定率表

稅番	品目	單位	稅率 從價稅(伊貨リラ)	稅率 從量稅
一	動物		一〇%	—
二	獸肉			
(a)	生鮮ナルモノ、冷凍ニセルモノ	キンタル	—	五〇
(b)	鹽漬、燻製又ハ其ノ他調理セルモノ	同	—	一二五
三	肉越幾斯、凝締肉汁、スープ用調味物	キンタル	二〇%	—
四	殺菌牛乳及煉乳、本項中ニハ粉狀、塊狀ノモノ(砂糖ヲ加ヘタルモノ又ハ加ヘサルモノ)ヲ含ム	キンタル	二〇%	二〇
五	バター	同	一〇%	一〇
六	チーズ	同	一〇%	一五
七	魚類及甲殻類、調理セルモノ	同	二〇%	五〇
八	珈琲			
a、	粒ノモノ	キンタル	—	三〇〇
b、	殻附ノモノ	同	—	六〇
c、	碎キタルモノ	同	—	一〇〇
	アラビヤ沿岸地方ノ原產ニシテ且之ヨリ來ル珈琲ハ「エリトリア」ヘノ輸入ニ當リ所定ノ稅額ヨリ九〇%減			
九	砂糖	キンタル	—	九〇
一〇	チヨコレート、糖菓及ビスケツト	同	一〇%	一〇〇
一一	藥味及香料	同	一〇%	—
一二	茶、茶ハ純量ニ對シ課稅ス	同	—	四〇〇
一三	トマト罐詰	同	五%	—
一四	小麥	同	—	二〇
一五	蜀黍及 dohon	同	—	一五
一六	玉蜀黍	同	—	三
一七	米	同	—	四
一八	別揭セサル穀類	同	—	一二
一九	穀粉			
(a)	小麥粉	同	—	八
(b)	其ノ他	同	—	三〇
二〇	小麥揑粉	同	—	一二
二一	乾燥野菜	同	—	四〇
二二	馬鈴薯	同	—	七
二三	蜜柑及レモン	同	—	八
二四	野菜及莖類	同	—	一五
(a)	生鮮ナルモノ	同	—	五
(b)	スープ及調味用ニ加工セル乾燥セルモノ、搗碎セルモノ、粉碎セルモノ	同	—	六〇

稅番	品目	單位	稅率 從價率（從價稅）（伊貨リラ）	從量稅（伊貨リラ）
	(c) 酢、鹽水及油漬ノモノ、又ハ其ノ他ノ保存方法ニヨルモノ	キンタル	一〇%	
二五	生鮮ナル果物	同	—	—
二六	栗	同	—	—
二七	棗	同	—	—
二八	乾シタル果物	同	—	—
二九	罐詰果物			
	a、汁漬ノモノ、砂糖ヲ加ヘタルモノヲ含ム	同	—	—
	b、酢、鹽水又ハ油漬ノモノ	同	—	—
	c、酒精漬ノモノ	同	—	—
三〇	鑛水、天然ノモノ又ハ人造ノモノ炭酸水	同	—	—
三一	香氣附ケ又ハ一割五分ヲ超ヘサル限度ニ於テ砂糖ヲ混入シタル果汁ヲ入レタル炭酸水及鑛水	同	—	—
三二	麥酒			
	(a) 罐詰ノモノ			
	(1) 半「リットル」及其レ以下ノモノ	百本	—	三〇
	(2) 半「リットル」ヲ超ヘ而モ一「リットル」ヲ超ヘサルモノ	同	—	四〇〇
	(b) 樽詰ノモノ	百リットル	—	一〇〇
三三	葡萄酒			
	(a) 樽詰、大瓶又ハ普通瓶詰ノモノ	百本	—	三〇
	(b) 罐詰ノモノ			
	(1) 沸騰性白葡萄酒	同	—	四〇〇
	(2) 其ノ他ノモノ	同	—	一〇〇
三四	マルサラ及ヴエルモツト			
	(a) 樽詰又ハ大瓶詰ノモノ	百リットル	—	四〇
	(b) 罐詰ノモノ	百本	—	一〇〇
三五	酒精			
	(a) 純粹ノモノ	百リットル	—	二〇〇
	(b) 甘味又ハ香氣ヲ附シタルモノ	同	—	三〇〇
三六	飲料シロツプ	キンタル	—	一〇〇
三七	鹽	無稅	無稅	
三八	煙草			
	a、加工セサルモノ			
	(1) アラビヤ產及「スラト」產ノモノ	瓩	一五	
	(2) 其ノ他ノモノ	同	二五	
	b、加工セルモノ			
	(1) 葉巻及紙巻煙草	同	一〇〇	
	(2) 其ノ他ノ加工セルモノ	同	八〇	
	煙草ハ純量ニ對シ課稅ス植民地總督府ノ勸定ニテ輸入スル煙草ハ無稅トス			
三九	落花生及胡麻ノ種	キンタル	—	一〇
四〇	植物性油			
	(a) オリーブ油	無稅	無稅	
	(b) 胡麻油		一〇%	
			一五%	

稅番	品目	單位	稅率 從價稅（從價率）（伊貨リラ）	從量稅（伊貨リラ）
	(c) 其ノ他	瓩	一〇%	
四一	綱、紐、細紐			
	(a) 大麻製、マニラ麻、亞麻、苧麻製ヲ含ム	瓩	一五%	
	(b) 其ノ他ノ植物性繊維製ノモノ	同	一〇%	
四二	絹織絲、絹ヲ除ク其ノ他ノ織物材料ト混紡セルモノヲ含ム	瓩	二〇%	
四三	大麻又ハ亞麻絲	瓩	一五%	
四四	絹絲、其ノ他ノ織物材料ト混紡セルモノヲ含ム	瓩	二〇%	
四五	絹織物、絹ヲ除ク其ノ他ノ織物材料ト混紡セルモノヲ含ム	瓩	四五	
四六	麻織物	瓩	三〇%	
四七	毛織物	瓩	三〇%	
四八	絹織物又ハ絹混合織物	瓩	三〇%	
四九	人造繊維製品	瓩	三〇%	
	(a) 絲	瓩	二〇%	
	(b) 織物	瓩	三〇%	
五〇	綿、亞麻、大麻又ハ絹製ノ「レース」及刺繍	瓩	二〇%	
五一	既製テーブル掛、ナプキン下敷類等及其ノ他ノ縫物製品	瓩	三〇%	
五二	メリヤス製品	瓩	二〇%	
五三	綿、ガーゼ、吸水布、繃帶其ノ他類似品	瓩	一%	
五四	麻、サイザル及類似繊維ノ袋袋	瓩	五%	
五五	鑄鐵、鐵、鋼鐵及其ノ製品	キンタル	八%	
五六	家庭用器具及土器	瓩	一〇	
	(a) アルミニユーム製ノモノ	瓩	一五%	
	(b) 琺瑯鐵器製ノモノ	瓩	一五%	
	(c) 其ノ他ノモノ	瓩	一〇%	
五七	工藝、工匠用器具及鐵、鋼鐵製農具	瓩	一五%	
五八	其ノ他卑金屬			
	(a) 棒、竿、板、薄板、線及筒狀ノモノ	瓩	一〇%	
	(b) 其ノ他加工セルモノ	瓩	一五%	
五九	機械、裝具及其ノ部分品			
	(a) ミシン	瓩	二〇%	
	(b) タイプライター	瓩	二五%	
	(c) 金錢登錄器	瓩	二五%	
	(d) 電氣應用器械	瓩	二五%	
	(e) 內燃自動機械	瓩	三〇%	
	(f) 發電機	瓩	三〇%	
	(g) 蓄電器	瓩	三〇%	
	(h) 各種自動車、自轉車、工業用モーター用ノ點火器、照明器、信號器、制動機（飛行機、汽船及「トラック」用ノモノヲ含ム）			

稅番	品目	單位	稅率
			從價稅（伊貨リラ）
(i)	耕作機械		
(1)	鋤、播種機、肥料撒布機、撹拌斷截機、打穀機、篩器		二〇%
(2)	草刈機		一八%
(3)	其ノ他		一〇%
(1)	別揭セサル機械		一五%
六〇	無線電信機、無線電話機、及其ノ部分品		
(a)	完成器	瓩	—
(b)	機械ノ部分品		
(1)	ヴアルヴ	個	二五%
(2)	其ノ他	瓩	一五%
六一	科學用器具及其ノ部分品		一五%
六二	時計		
(a)	懷中時計、置時計		—
(1)	卑金屬製	個	一五%
(2)	貴金屬製		二〇%
(b)	其ノ他		三〇%
六三	武器及其ノ部分品並彈藥（總督又ハ代理者ノ許可アルニアラサレハ其ノ輸入ヲ禁止ス）		一〇%
六四	荷馬車（自動車ヲ除ク）		—
六五	乘用車（自動車ヲ除ク）		
(a)	二輪車	個	—
(b)	二輪ヲ超ユル車	同	—
六六	自動車		
(a)	搭乘用ノモノ	キンタル	一、二五〇
(b)	トラック	同	二一〇
(c)	其ノ他	同	八〇〇
六七	「ボデー」ノ附カザル車臺ハ（a）ニ準ズ		
六八	別揭セサル自動車ノ部分品	キンタル	一、〇〇〇
	自動車、自轉車（「サイドカー」ヲ含ム）及發動機付ノ自轉車		
六九	自轉車	同	三〇%
七〇	自轉車臺	個	三〇〇
七一	別揭セサル自動自轉車及自動車（發動機及「サイドカー」ヲ含ム）ノ部分品及附屬品	同	一二五
			一一〇
七二	發動機附地均シ「ローラー」及其ノ部分品	キンタル	三〇%
七三	各種機關車、機關車附屬ノ炭水車及鐵道車輛		三〇〇
七四	鐵道トロッコ及ケーブルカー		一〇%
七五	飛行機及水上機		—
七六	汽船竝商船及漁船用浮游船		二〇%
七七	遊覽船及遊覽浮游船		一五%
七八	別揭セサル石、土壤及非金屬性鑛物（瀝青、アスファルト及硫黃ヲ含ム）		五%
七九	石炭及其ノ他燃料化石		一〇%
八〇	自然石、セメントニテ固メタル塊石		—
八一	煉瓦及耐火煉瓦	キンタル	無稅
八二	石灰、セメント及白墨	同	無稅
八三	セメント又ハ白墨製品	キンタル	二%
		同	—
			五
			三
			—

稅番	品目	單位	稅率
			從價稅（伊貨リラ）　從量稅
八四	テラコツタ（「ニス」ヲ塗附シ又ハ釉藥ヲ施シタルモノヲ含ム）		
八五	砂石製品	キンタル	—
八六	マジョリカ燒及陶磁器		五%
八七	各種タイル		一五%
八八	板硝子及板クリスタル	キンタル	—
八九	鏡	同	—
九〇	硝子纖及瓶	同	—
九一	硝子玉、クリスタル玉、又ハシヤンデリア用ニ穿孔シタルモノ		一〇%
九二	硝子及クリスタル製品	キンタル	—
九三	薪及木炭		無稅
九四	木材及挽板		一〇%
九五	木、籐及關製家具及其ノ部分品		一〇%
九六	被セ木製鎧扉		無稅
九七	移動シ得ル厩舍		
九八	別揭セサル木製用具及製品		
(a)	粗ナルモノ		五%
(b)	磨キタルモノ		一〇%
九九	鑛油		
(a)	原油及鑛油ノ蒸溜殘滓	キンタル	—
(b)	潤滑油及油脂		一〇%
(c)	石油	キンタル	—
(d)	ベンジン	同	—
一〇〇	石炭タール及植物性ターペル		無稅
一〇一	芳香性木樹、樹皮及樹脂		無稅
(a)	香		—
(b)	其ノ他		一五%
一〇二	揮發油、エツセンス、エーテル及シロップ、リキユール、香水用ノ抽出物、合成香料、エツセンス構成物		二〇%
一〇三	香水		—
一〇四	石鹼		一〇%
(a)	普通品		二五%
(b)	其ノ他		—
一〇五	ステアリン、パラフイン又ハ白蠟製蠟燭		一〇%
一〇六	燐寸	キンタル	二〇%
(a)	木軸ノモノ	キンタル	七五
(b)	ステアリン、蠟及類似品ノ軸ヲ有スルモノ	キンタル	一〇〇
	殖民地總督府ノ勘定ニテ輸入スル燐寸ハ無稅トス		五%
一〇七	化學製品	同	一五〇
(a)	沃度	瓩	一〇〇
(b)	其ノ他		五%
一〇八	醫用品及藥劑		二〇%
一〇九	有色天然土壤	キンタル	二〇
一一〇	染料及ワニス		二〇%
一一一	毛ノ附着セサル鞣皮		二〇%
一一二	鞣皮製品		二五%
一一三	皮袋		五%

稅番	品目	單位	稅率 從價稅	稅率 從量稅(伊貨リラ)
一一四	タイヤ及チューブ(布帛合成品ヲ含ム)		二〇%	
一一五	彈力性護謨、エボナイト及グッタペルカ製品		二〇%	
(a)	手術用手袋		三〇%	
(b)	其ノ他		二〇%	
一一六	紙			
(a)	包裝紙(古新聞ヲ含ム)	キンタル	—	一〇
(b)	書翰紙	同	—	二〇〇
(c)	其ノ他		二〇%	
一一七	厚紙及板紙		一五%	
一一八	新聞、雜誌、書籍、印刷物		無稅	
一一九	寶石、眞珠、寶石及金、銀、白金細工品(貴石又ハ眞珠ヲ鏤メタルモノヲ含ム)		無稅	
一二〇	靴		一〇%	
一二一	電球		三〇%	
(a)	懷中電燈	個	—	一〇
(b)	其ノ他	同	—	二〇
一二二	金、銀、白金、ニヅケル及銅ノ貨幣、竿狀ノモノ又ハ粉狀ノモノ		無稅	
一二三	寫眞及活動寫眞用品			
(a)	フイルム		三〇%	
(b)	印畫紙		三〇%	
(c)	種板		三〇%	
(d)	寫眞仕上品		三〇%	
一二四	傘		二〇%	
一二五	小間物(彈力性護謨、木、卑金屬、皮、硝子製等ノモノ)		二〇%	
一二六	別揭セサル物品		一八%	

B表　北緯五度以南の伊領ソマリアに適用すべき關稅定率表

稅番	品目	單位	稅率 從價稅	稅率 從量稅(伊貨リラ)
一	動物			
二	獸肉(鹽漬、燻製又ハ其ノ他調理セルモノ)		一%	
三	殺菌牛乳及煉乳		二%	
四	バター		二%	
五	チーズ		二%	
六	魚類及甲殼類、調理セルモノ		三%	
七	珈琲			
(a)	粒ノモノ	キンタル	三〇〇	
(b)	殼附ノモノ	同	六〇	
(c)	碎キタルモノ	同	一〇〇	
八	珈琲ノ殼	同	五〇	
九	砂糖	同	六〇	
一〇	チヨコレート、糖菓及ビスケット		一〇%	
一一	藥味及香料		一五%	
一二	茶	キンタル		四〇〇
	茶ハ純量ニ付課稅ス			
一三	トマト罐詰	キンタル	二%	
一四	小麥			一〇

稅番	品目	單位	稅率 從價稅	稅率 從量稅(伊貨リラ)
一五	蜀黍	キンタル	—	一
一六	玉蜀黍	同	—	一
一七	米	同	—	一
一八	其ノ他ノ穀類	同	—	一
一九	穀粉			
(a)	小麥粉	同	—	一
(b)	其ノ他	同	—	一
二〇	小麥揑粉	同	—	一
二一	乾燥野菜	同	—	一
二二	果物、野菜及莖類ノ罐詰		三%	
二三	嚢	キンタル	—	一
二四	天然又ハ人工鑛水及炭酸水	同	—	一
二五	麥酒			
(a)	壜詰ノモノ	個	—	一
(b)	樽詰ノモノ	リツトル	—	一
二六	葡萄酒			
(a)	樽詰、大瓶及普通瓶詰ノモノ	百リツトル	—	一
(b)	壜詰ノモノ			
(1)	沸騰性葡萄酒	百本	—	一
(2)	其ノ他	百本	—	一
二七	マルラーラ酒及ヴエルモツト			
(a)	樽詰又ハ大瓶詰ノモノ	百リツトル	—	一
(b)	壜詰ノモノ	百本	—	一
二八	酒精(純粹ノモノ、甘味又ハ香氣ヲ附シタルモノ)	百リツトル又ハ一罐	二〇〇	
二九	飲料シロツプ		一	
三〇	鹽		無稅	
三一	煙草			
(a)	加工セサルモノ			
(1)	アラビヤ産ノモノ	瓩	—	一五
(2)	其ノ他	同	—	一〇
(b)	加工セルモノ			
(1)	葉卷及紙卷煙草	同	—	一〇〇
(2)	其ノ他	同	—	七〇
	煙草ハ純量ニ對シ課稅ス植民地總督府ノ勘定ニテ輸入スル煙草ハ無稅トス			
三二	胡麻ノ種子	キンタル	—	五
三三	植物性油			
(a)	オリーヴ油			一%
(b)	胡麻油			一五%
三四	植物性ノ綱及紐類			一〇%
三五	袋			一〇%
三六	綿織絲、亞麻絲又ハ大麻絲			一〇%
三七	綿織物、亞麻又ハ大麻織物			二〇%
三八	人造纖維製織物			二〇%
三九	絹絲及絹織物(絹ト綿ノ交織ヲ含ム)			二〇%
四〇	綿、亞麻、大麻又ハ絹製レース及刺繡			二〇%
四一	既製テーブル掛、ナプキン、下着類等及其ノ他縫物製品			二〇%

稅番	品目	單位	稅率 從價稅	稅率 從量稅（伊貨リラ）
四二	メリヤス製品		二〇%	
四三	鑄鐵、鐵、鋼鐵及其ノ製品		一〇%	
四四	鐵、鋼鐵及其ノ他金屬トノ合金製ノモノニシテ工藝、工匠及農業用ノ器具、器械		一〇%	
四五	機械及其ノ部分品		一〇%	
四六	武器及其ノ部分品竝彈藥		一五%	
	右品ハ總督又ハ總督代理ノ許可アルニアラサレハ輸入ヲ禁止ス			
四七	自動車			
(a)	搭乘用	キンタル		一、一二五
(b)	トラック	同		一、二〇〇
(c)	其ノ他	同		八〇〇
	「ボデイー」ノ附カサル車臺ハ(a)項ニ準ス			
四八	自動車部分品	キンタル		一、〇〇〇
四九	各種鐵道車輛		五%	
五〇	非金屬性ノ石、土壤及鑛物（瀝青、アスファルト、硫黄及「ダール」ヲ含ム）		無稅	
五一	石炭		無稅	
五二	石灰、セメント及白墨	キンタル	〇・五	
五三	マジョリカ燒、土器、テラコッタ及磁器		一五%	
五四	各種タイル及煉瓦		一〇%	
五五	建築用木材		八%	
五六	木製品		一〇%	
五七	鑵			
(a)	原油及鑵油ノ蒸溜殘滓		五%	
(b)	潤滑油及油脂		一五%	
(c)	石油	キンタル		二五
(d)	ベンジン	同		六〇
五八	芳香性木樹、樹皮及樹脂		五%	
五九	揮發油、エッセンス、エーテル及抽出物		三〇%	
六〇	各種香水		三〇%	
六一	石鹼			
(a)	普通品		五%	
(b)	其ノ他		一〇%	
六二	ボタッス鹽		五%	
六三	化學製品		五%	
六四	燐寸		一〇%	
	總督府ノ勘定ニテ輸入スル燐寸ハ無稅トス			
六五	殺菌綿、脫脂綿、ガーゼ、繃帶、殺菌モスリン		一%	
六六	藥劑		二%	
六七	新聞、雜誌、書籍、印刷物		無稅	
六八	皮製品		一〇%	
六九	竿狀ノ金銀、白金、ニツケル及鋼及其ノ他ノ硬化		無稅	
七〇	別揭セサル物品		一五%	

輸入關稅定率法竝公定價格制定

當地總督は伊領東阿輸入關稅定率法竝に公定價格表を制定し、右は一九三九年一月三十日附總督府官報を以て公布せられ卽日實施せられた

り。輸入稅表はA、B二表より成り

（イ）A表の品目は北緯五度（北緯五度はコンゴー盆地條約適用地域の境界なり）以南の伊領ソマリアを除く伊領東阿全領域に輸入せらるゝ外國品に適用し（本領域に於ては伊國品及リビア品は無稅）

（ロ）B表は北緯五度以南の伊領ソマリア領域に輸入せらるゝ外國品に夫々適用せらるものなり。

右は自國民の產業の保護を目的とするものにして、エチオピア併合後の伊領東阿關稅統一を計りたるものなり。從つて外國品の課稅は全面的に高率となり居るが、本邦關係品目中主なるもの左記（一）の通にして（二）は公定價格表にして、（二）は每年總督令を以て決定せらるゝものなり。

一、輸入稅

▲A表

稅番	品名	單位	從價稅	從量稅
七	魚介類	キンタル		
一二	茶			四〇〇
四五	綿織物（絹外ノ交織物を含む）			
	a、生			
	一反三碼以上のもの		三〇%	
	一反三碼以下のもの		三〇%	
	其の他		三〇%	
	b、晒			
	メルメル		三〇%	
	マハムデイ		三〇%	
	其の他		三〇%	
	c、色物又は捺染			
一〇四	石鹼			
	a普通品		一〇	
	b其の他		二〇	

（從價、從量稅を併課す）二〇%　五〇（リラ）

▲B表

稅番	品名	單位	從價稅	從量稅
六	魚介類	キンタル		
一二	茶		三%	四〇〇（リラ）
三七	絹、亞麻又は大麻織物			
六一	石鹼			
	a普通品		五	
	b其の他		一〇	

二、公定價格（品名上の數字は統計番號）

稅番	品名	單位	評價額
三八の內	鮪、鰯、鮭罐詰其の他	キンタル	一、二〇〇（リラ）
六二	茶		
	a、箱	キンタル	九〇〇
	b、罐	キンタル	一、五〇〇
一九八	天鵞絨を除く綿織物（スフ混織物を含む）		
	a、生地		
	一反三碼以上のもの	碼	二五
	一反三碼以下のもの	碼	三五
	其の他		三〇
	b、晒		
	メルメル	碼	七〇
	マハムデイ	碼	四〇
	其の他		四〇
	c、色染		

稅番	品名	單位	從量稅
	メルメル	瓲	リラ
	カーキ	瓲	八〇
	フテ	瓲	五〇
	其の他	瓲	五〇
	d、捺染		
	メルメル	瓲	八〇
	フテ	瓲	五〇
	其の他	瓲	五〇
七三二	石鹸		六
	a、普通品	瓲	九
	b、其の他	瓲	

ケニア

除蟲菊新法令議會通過

ケニア除蟲菊の栽培、販賣、輸出等は從來除蟲菊販賣法令（The Sale of Pyrethrum Ordinance 1935）の下に統制せられ、相應の實績を擧げ來りたるが、更に斯業の發達と繁榮を促進し、海外市場の販路擴張をなすには統制を一層强化する要ありとの見解の下に、先般來立法議會に關係法案提出せられ、爾來鋭意審議中なりしが、此程漸く通過を見るに至りたるを以て、一九三九年一月十七日より實施の旨、一九三八年十二月三十一日附官報を以て布告せられたり。

新法令は大體一九三五年法令第二三號（前顯除蟲菊販賣法令）に修正を加へ一層統制の完璧を期したるものにて、本法に據り除蟲菊評議委員會（The Pyrethrum Board）を設置し（第三條）、之に統制上其の他の權限を賦與し、栽培に關しては免許（第八條）制度を採用し、栽培業者は評議委員會任命のエージェンシー（Agency）以外に其の生產品を賣却することを得しめず、又販賣權（輸出を含む）をエージェンシーに獨占せしむる仕組みとす、之と同時に除蟲菊資金を設定（第十七條）し、之を評議委員會に管理せしめ、之を以て

（イ）除蟲菊產業關係の實驗、調査、研究
（ロ）市場の維持、獲得、開拓、宣傳、廣告
（ハ）除蟲菊の經濟的生產、製造其の他本業全般の福祉增進

の爲めの有效なる使途に當てしむ、而して右資金は免許料（年五十志）竝に第十六條規定の除蟲菊稅（Levy）其の他を以て構成す。

マダガスカル

樽製造用木材に對する特別稅率廢止

一九三八年十二月二十七日附官報はマダガスカルに輸入せらるゝ樽板（鋸引板にてベニヤ板を除く）に關する特別稅率を廢止し佛本國稅率を之に課し、且假輸入を認めざること、爲さんとするマダガスカル財政經濟委員會の決定を告示せる處、一九三九年一月十二日附官報は右決定を認可せる同年一月六日附大統領令を揭載せり。

南アフリカ聯邦

國內製造用輸入原料に對する戾稅

一九三八年十一月四日附官報を以て或種製造業に用ふる原料に對し一般輸入稅の拂戾をなし、卽日實施する旨公布したり。

此拂戾を受くる者は、特に許可を受けたる製造業者にして、一定條件を充す者に限定さる。

戾稅の範圍も左記の如く品種により全額、從價五%以上及從價二〇%以內拂戾の三種に分たる。

一、左記各品に對しては全額拂戾
（イ）斜裁紐（Bias binding）製造業
靴及被服製造業者に供給する斜裁紐製造に用ふる材料
（ロ）菓子製造業
（一）ボンボン、サプライズ・パケット及癇癪玉に用ふる金屬製以外の玩具
（二）菓子箱用繪付又は飾用表紙
（ハ）家具製造業
脚輪（Half Castor）
（ニ）鞄、トランク、脚絆、帶、帶革、馬具、鞍の製造を含む皮革細工業

亞麻製以外の絲及ペンキ、エナメル、或は防水加工の麻布

(ホ) ペンキ製造業

Oiticica Oil（南米産の一種の植物油）

(ヘ) ゴム工業

(一) タイヤ、チューブの製造に用ふる金屬製以外のバルブ部分品

(二) 鑛夫護身具製造に用ふるビジョウ

(ト) 罐製造業

鉄力罐用捻込蓋、挿口、脚

(チ) 鐵製機械製造業

機械油用喞筒の組立に用ふる棒ピストン・ポンプ筒（Plunger pump）及計量器

(リ) 小兒營養食製造業

ラクトーゼ

(ヌ) 電線製造業

防水布（プリントをなし又は之なきもの）、カレンダを施せる布、銅線織込の幅三吋以内の綿製テープ

(ル) 電氣鍍金業

鍍金せざる押型（Pressings and Stampings）及粗型（Made up rougls）

(ヲ) 銅熔解業

マーク

二、左記に對しては從價五%を超過する額の拂戻

(イ) モーター・トラック、牽引車又はトラクターと共に用ふる連結車用のチピング・ギアー（Tipping gear）

(ロ) 果實製品製造業

蟻酸及枸櫞酸

其の後又左記各品に對し一般輸入稅の全額拂戻を行ふ旨、同年十二月九日附官報を以て公示、卽日實施せり。

本戻稅は、一定資格を有する製造業者に對し、特定條件を充すものに限り行ふものにて、資格、條件、其の他の詳細左の通り。

一、「バター」及「チーズ」製造業用

「クリーム」酸度指示劑（Standardizer）及中和劑（Neutralizer）（但シ製酪監督官ノ承認ヲ經タル場合ニ限ラル

二、安全硝子（Safety Glass）製造業用

一平方呎二十二「オンス」以下ノ平板硝子、板又ハ「ロール」ノ「プラスチック」（塑ニ切リタルモノヲ除ク）、及「ダイメチールフタレート」

三、運動具製造業用

「ゴルフクラブ」及「テニス・ラケット」製造ニ用フル大豆、但シ數量及時期ハ大藏大臣其ノ都度之ヲ許可ス

四、大豆加工業用

大豆油以外ノ大豆食料品製造ニ用フル大豆、但シ數量及時期ハ大藏大臣其ノ都度之ヲ許可ス

更に一九三九年一月二十日附官報を以て、靴製造用材料として輸入する左記商品に對し、普通輸入稅の全額拂戻しを爲し、卽日實施する旨公布せり。

一、踵を覆ふ爲に用ふる革以外の材料

二、足の型を造り又は踵を覆ふ爲に用ふる「セルロイド」板

三、rubber and cork composition

四、cork clog soles

更に左記物品に對し、普通輸入稅の金額を拂戻すべき旨、同年三月十日附官報を以て公布し、卽日實施せり。

一、「フェルト」帽製造用氷醋酸（Glacial acetic acid）

二、葡萄「ゼリー」製造用粉末膠素（Pectin）

三、柑橘果汁の輸出容器に用ひる容量四十「ガロン」以下の古樽

四、荷馬車製造用鋼鐵車輛及車軸

五、板紙製容器製造用山高鉄（Cap nozzle stud）

精油原料用落花生、大豆及胡麻但し一定量の南阿産落花生を買付けることを條件とすペンキ又は繪具製造用植物油、魚類、膠及護謨

電線製造用クレープ護謨石油合成品、絹竝に人絹絲、コールタール製品等

齒磨其の他化粧品包裝用の金屬製チューブ及キヤップ

一、米國品に就ては一封度に付二片、加奈陀品に就ては六片の割にて上記差額より控除するものとし、

二、稅率は課稅上の査定價格の二分の一を限度とす

尙本布告前積出に係る商品に對しては賦課せざるものとす。

米國及加奈陀製タイヤ及チユーブに補償稅賦課

南阿聯邦政府は國內ゴム工業保護の爲、米國及加奈陀より輸入する空氣入タイヤ及チューブに對し普通補償稅を賦課する旨、一九三八年十二月九日附官報を以て左の如く公布、卽日實施せり。

課稅は他の商品に對する普通補償稅と同じく、輸出價格と國內價格に船積迄に要する諸掛を加へたる額との差額なるが

バクテリア媒植劑の無稅輸入許可

南阿聯邦政府は一九三八年十二月九日附官報を以て、米國イリノイス州アルバナ市ハンセン・イノキュレーター會社製ハンセンス・イノキュレーター（Hansen's Inoculator）を大豆、豌豆、アルファルファ等に對するバクテリア媒植劑として無稅輸入を許す旨、公布せり。

乾草等新輸入手續實施及ソーセヂ等搬入禁止

南阿聯邦政府は、家畜疾病豫防の目的を以て商品包裝に使用せる藁及乾草は

(一) 船積日より起算して、四箇月間南阿諸港の保稅倉庫に保管したる場合又は

(二) 使用前四箇月間罹病家畜の觸れざる箇所に保存せること、或は蒸氣（攝氏一八五度にて十分間）又は藥品（六五度の密閉せる室にて千立方呎の空間に對しフオルムアルデハイド一〇オンスの液を撒布）消毒を施せることを證明せる輸出國官憲發給に係る證明書を添付する場

合

の外は之が輸入を禁じ、四月一日より實施する旨、三月三日附官報を以て布告せり。

尙本邦船に關しては、輸送日數の關係上、實施期日を一箇月延長する樣農林當局と目下交涉中なり。

又同政府は、同樣目的の爲、亞細亞諸國よりソーセーヂ用獸腸、ベーコン、ハム及ロードの搬入を禁ずる旨、三月十七日附官報を以て布告し、卽日實施せり。

輸入肥料及家畜飼料に關する規定改訂

一九三八年十二月三十日及一九三九年一月十三日附官報を以て前記布告の輸入規定を改訂し、新に

（一）骨粉、肉粉、血粉、其の他動物屍體より造れる一切の物品を含有する家畜飼料及

（二）動物屍體より造れる物品（但し肥料製造又は家畜飼料製造用、獸骨は爰に所謂物品中より除外され居るも、他に同樣の取締規定あり。尙物品中には獸毛及豚毛を含む）及之等を含有する製品

に對し前記報告記載同樣の證明書を提出するに非れば其の輸入を許さず。且つ動物屍體より造れる物品を含有する肥料竝に前記（一）記載の飼料の國內販賣移轉に關しても

（イ）輸入品の場合は前記通りの證明書

（ロ）國內製品の場合は製造家の消毒證明書

を要する旨布告せり。

白領コンゴー

或種商品輸入關稅引上

白國政府は、一九三八年十二月二十六日附緊急總督令を以て左の通り白領コンゴーの輸入關稅の引上を同月三十日より實施することに決定した旨一九三九年一月十五日植民省發行の白領コンゴー公報を以て發表せられたり。

稅番	品名	從價
四	「コ　コ　ア」	
	b／加工セル「ココア」、「チヨコレート」及「チヨコレート」ヲ包含スル一切ノ加工物ヲ含ム	二〇%　無稅
五	一切ノ種類ノ珈琲	
	b／焙リタルモノ	二五%　二四%
六	穀類	
	a／米　粒	二五%　一〇%
	b／米　粉	二五%　一二%
七	香味料	
	a／奢侈香料「サフラン」、「壜詰ソース」、松露、「ワニラ」	三〇%　無稅
	b／ソノ他ノ香料	一五%
九	果實	
	a／一切ノ生鮮果實	一〇%　無稅

稅番	品名	從價
十	一切ノ食料品	五%　無稅
十五	魚類、甲殼類及軟體動物類	
	II a／甲殼類及軟體動物類	三〇%　無稅
	III「カヴイアール」	三〇%　無稅
十八	支那茶及「セイロン」茶	二〇%　無稅
二十一	酒精及麥酒及葡萄酒ヲ除ク酒精ヲ含ム飲料水	
	I 酒精、瓲氏十五度ニ於テ「ゲーリユサツク」氏酒精比重計ニヨリ一度及一立毎ニ	八〇仙　六〇仙
	III 瓲氏十五度ニ於テ酒精比重度ヲ示ス酒精飲料水	
	a／二十五度及ソレ以上ノモノ一立及一度毎ニ	八〇仙　六〇仙
	b／同以下ヲ示スモノ	
	2°ソノ他ノモノ一立及一度毎ニ	五〇仙　三〇仙
二十二	特ニ稅率ヲ定メサル一切ノ麥酒	百立　二五〇法　二二五法
二十四	一切ノ葡萄酒	
	B「ゲーリユサツク」氏酒精比重計十五度若クハソレ以下ノモノ	
	b／ソノ他ノ樣式ニヨリテ詰メタルモノ	
	1°沸騰性ノモノ	百立　二、〇〇〇法　一、五〇〇法
	2°ソノ他	同　七〇〇法　五〇〇法
	附註1乃至3ハ變更ナシ	
二十九	石　炭	
	a／一切ノ生ノ石炭	百瓲　〇・一〇法　無稅
	b／「コークス」	同　〇・二〇法　無稅
六十二	一切ノ織物絲	
	b／ソノ他ノモノ	一八%　一〇%
六十四	一切ノ既製衣服（三）	
	附註（三）ハ變更ナシ	
	c／其他一切ノ既製衣服	二〇%　一五%
六十八	機械類竝ニソノ部分品（1）	
	a／工業用若クハ農業用ノモノ（2）（1）（2）附註ハ變更ナシ	五%　三%
七十	金物類（3）（3）附註ハ變更ナシ	
	a／樂ヲ途リタル家庭用器具	一五%　一〇%
	b／特揚ナキモノ	二〇%　一八%
七十八	一切ノ紙類	
	b／特揚ナキ紙及厚紙	一五%　一〇%
八十	皮　革	
	c／皮底布製覆物	一五%　一二%
八十八	一切ノ石鹼	
	a／普通石鹼	一〇%
	b／ソノ他ノモノ	二〇%　一〇%
八十九	一切ノ精製煙草（2）	二〇%　一〇%
	附註（2）ハ變更ナシ	
九十二	一切ノ車輛	
	b／自動車、自働自轉車、サイドカー及ソノ他ノ搭乘用發動機付車輛等	一〇%　五%
	f／特ニ稅率ヲ定メサル一切ノ車輛竝ソノ部分品	一〇%　五%
九十三	一切ノ硝子	
	b／ソノ他ノモノ	一五%　一〇%

又一九三九年四月二十七日附コンゴー總督令は關稅定率表稅番九〇のB（含有量の如何を問はず絹若くは人絹を含む織物、但し絹を含む覆ひを除く）の輸入稅率を二〇%に引上げ、同年五月一日より是を實施した。

佛領西アフリカ

大豆油輸入稅改正

佛領西阿に於ける大豆油の輸入稅を左の如く改正する旨の一九三八年四月十三日附總督令同年十月二十九日の官報に公表せられたり。

稅番	品目	單位	新稅率	舊稅率
一五七	純粹の大豆油			
同(一)	石鹼製造用	正味百瓩に付	四〇〇	四〇〇
同(二)	染料及ニス用	同	四〇〇	四〇〇
同(三)	食料油脂製造用	同	四〇〇	四〇〇
同(四)	其の他	同	四〇〇	四〇〇

次で佛領西阿に於ける純金及合金(粉、鑛、棒、塊、モール、土人裝身具但し金線を除く)の輸出稅を本年十一月一日より一瓦に付二法(舊稅率一瓦に付七十五仙)に改正する旨の十月二十七日附總督令を十一月五日附佛領西阿官報を以て公布せられたり。

キニーネ鹽 Quinimax の輸入稅免除

佛領西阿に於ては、一九三九年三月三十一日附總督令を以て、キニーネ鹽 Quinimax を佛領西阿に於ける無稅輸入キニーネ鹽表に追加し、輸入稅及附加稅を免除することゝした。

因に現在無稅輸入を認められて居るキニーネ鹽は左の通りである。

Bromhydrate neutre de quinine
Chlorhydrate basique de quinine
Chlorhydrate neutre de quinine
Hydrate de quinine
Sulfate basique de quinine
Formiate basique de quinine
Sulfate neutre de quinine
Ethylcarbonate de quinine
Le quinoforme nouqeau
L'eumi quinine

コバルトの外國向輸出禁止

佛領西阿に於ては、一九三九年三月三十一日附總督令を以て、コバルト(鑛、熔解物、精煉せる塊、鍛又は延金せるもの及銅との合金)を一九三八年九月二十四日總督令所定の外國向輸出禁止品表に追加し、其の輸出を禁止した。

佛領モロッコ

大麥輸出解禁

モロッコ政府は一九三七年三月二十七日附勅令を以て、旱魃に基く饑饉に依る罹災民に對する食糧補給の必要上、軍糧以外の大麥の輸出を禁止して居たが、本年四月二十一日附勅令を以て、大麥の輸出を解禁すると同時に輸出大麥キンタルに付二法の輸出稅を課することゝした。

秣及藁の輸出解禁

佛領モロッコよりの秣及藁の輸出は一九三八年七月二十二日勅令に依り暫定的に禁止されて居たが、本年三月八日附勅令を以て右輸出禁止の勅令を廢止する旨四月二十八日附官報に公表せられた。

一時滯在者の所有物輸入稅免除

モロッコに一時滯在者の所有物に對する免稅輸入に關する要旨は左の如く、一九三九年三月十八日附勅令及同日附閣令が何れも四月二十八日附官報に公表せられた。

主たる住所又は營業地をモロッコ外に有し、觀光又は用務の爲モロッ

コに一時滯在する者(但し外國に住居を有し年六ケ月以上規則的慣習的にモロッコに住む者は、モロッコに其の所有家屋を有し之に住むと又は獨立家屋或はアパートを借入れ住むの如何に不拘、モロッコ内に其の主たる住所を有するものと看做せらる)が自己の使用の爲に輸入する馬、駄獸、馬車、自動車、自轉車、ヨット、飛行機、船、スキー具、橇及普通一切の使用品又は動物にして、輸入禁制品以外の課稅せらるべきものに對しては、一ケ年以内に再輸出すること竝に之に對する輸入稅の保證又は供託することを條件として免稅輸入を認む。

加里鑛産物輸出許可制實施

一九三八年十二月二十八日より左の加里鑛産物の佛領モロッコよりの輸出及再輸出には統監府經濟局長の許可を要することゝし、右期日に於て來船積の商品に之を適用する旨の一九三八年十二月二十七日附勅令本年一月六日附の官報を以て公布せられたり。

一、加里原鹽、加里鑛より採取せる「ポタシューム」含有鑛物
二、精製加里鹽、鹽化加里、硫酸加里、加里及「マグネシューム」の硫酸鹽
三、混合鹽、原鹽及上記精製鹽の混合物

クラン・ヴエゼタールの輸出數量限定

クラン・ヴエゼタール(一種の植物纖維にして當國重要輸出品の一である)の製造及輸出統制に關する一九三五年三月十五日附勅令が同十七日附の官報に公表されたが、右に依り佛領モロッコに於けるクラン・ヴエゼタールの製造及輸出は右勅令に依つて設置される統制委員會の定むる割當量限度に限り許可されることゝなつた。

モロッコ産アルファの外國向輸出割當

アルファはアルゼリヤ、チユニス、モロッコ等北阿に於ける特産物にして、アルゼリアは年産十五、六萬噸に達し、チユニスは平常生産約四萬噸より現在約十三萬噸に生産激增し、最近アルファ市場に出現せるモロッコは年五、六萬噸、價額三千乃至三千五萬法を生産し居れり。(モロッコのアルファ輸出は一九三七年四千二百萬瓩、六百三十萬法、一九三六年二千二百萬瓩、二百三十萬法なり)

而して唯一の消費國英國に於ける年消費力は三十萬噸乃至三十五萬噸なる處、チユニスの增産、市場に投賣せられたる爲、相場は六磅より三磅十志に下落を見るに至れり。玆に於て北阿三生産國間に協定し、相場の暴落を防止し少くとも其のストツクの消化機關中割當を行ひ、チユニスに於ける生産過剩に依る市場混亂を終止せしむる要を認め、アルゼリア總督府は本年七月初旬官民協議會を催し本問題を研究し、三ケ年間三領に對し各々の生産能力に相當する割當を行ひ生産の平常化を計ることを決議せるが、右協議會の決議に基きアルファ問題の最終的解決を計り土人の勞働に對し十分なる報酬を保障し、之を北阿三領全般に及ぼし不公平なきを期する爲、巴里に於て開催せられたる地中海高等研究委員會の十月二十五日附決議に依りモロッコ政府は三ケ年間モロッコ産アルファの外國向輸出割當を實施することゝなり、右趣旨左の如く十一月十五日附閣令同月十八日附官報を以て公布せられたり。

本令公布の日より三ケ年間モロッコ産アルファの外國向輸出を割當つるものとす。第一年に對する割當を六萬五千噸とし、次の二年に對しては地中海高等研究委員會の意見を求めたる上閣令を以て之を定む。

相場の過度の昂騰を防止する爲、地中海高等研究委員會に諮問の上右割當を增加することを得。又實際價格が土人勞働に對し生活費に相應する報酬を保障せざるときは同樣の手續に依り割當を減少することを得るものとす(第一條)

水産林業局長令を以て過年度ストツク及現年度收穫に對し割當量の配分を行ふものとす(第二條)

アルファ業者に毎年七月一日又本年にありては本令公布の月に於て、管轄農林區長に對しストツク申告及收穫を許可せられたる噸に依る生産可能量又は保有割當量申告量を提出すべきものとす。水産農林局長は右申告に基き割當決定量の範圍内に於て各業者に對しストツク及現年度收穫中より其の外國向輸出を許可すべきアルファの數量を決定するものとす。右數量は各業者に付其の生産能力及ストツク重要性に比例して決定せらるゝものとす(第三條)

輸出許可書の統制に當る稅關は毎月末積出人の氏名及資格、アルファ原産地、ストツク及收穫中の積出量及産品の仕向地を揭ぐる其の月に於ける積出表を水産林業局長に提出するものとす(第四條)

北ローデシア

南阿再輸出品に對する稅率變更

北ローデシアに輸入する南阿聯邦再輸出品に對する追加輸入稅に關し左記の如き改訂をなし、卽日實施する旨二月十日附官報にて公布された。

一、マフラー、寢臺掛、スカーフ、Kalungas 腰卷又は同種の布帛にて二七吋×三〇吋以上のもの
イ、絹、人絹又は其の交織製品從價一〇%又は一碼に付三片の計算にて從價一五%を超過する額の中何れか大なる方
ロ、其の他の材料製品從價五%又は一碼に付一片半の計算にて從價一五%を超過する額の中何れか大なる方

二、上記各品にて二七吋×三〇吋以下のもの、綿又は毛の毛布、カーテン、ハンケチ、靴紐、枕掛、シーツ、タオル等從價一〇%

三、或種機械器具及銅線に對しては一〇%より五%に引下げ自動車部分品に對する三%乃至五%の輸入稅金を全免し乘合自動車に對する輸入稅二〇%を一五%に引下ぐ。

○太洋洲

オーストラリア聯邦

バター、チーズ等關稅改正

濠洲聯邦政府は一九三八年十一月十七日の議會に濠洲、瑞西間通商協定に基く濠洲關稅一部改正に關する左のカスタムス・タリッフ・ブロポーザルスを上程し、一九三八年十二月三十日より實施せられた。

（括弧内は舊稅率）

稅番	稅目	單位	英特惠稅率	中間稅率	一般稅率
四一（A）（1）	バター	一封度	六片（六片）	七片（七片）	
（2）	チーズ				
（a）	瑞西又はエメンタールと特に類似の製造法によるチーズにして容器共の重量一〇オンスを超えざるもの	一封度	六片（六片）	六片（六片）	七片（七片）
（b）	其の他	一封度	六片（六片）	六片（七片）	七片（七片）

一〇五（E）（2）

	衣服用レース、婦人帽用ネット、衣服用ネット、ヴエール地、刺繍反物、リンネル又は綿の縫襞	從價	一五%（一五%）	三一%（三五%）	四〇%（四〇%）

一〇五（K）

（1）（a）	濠洲に於て製造せられこれと類似の製造物にしてネクタイ製造用に供せらるゝもの（本項目の以外にては高率の稅を課せらるゝもの）	從價	無稅	一〇%	二〇%
（b）	全部絹製のもの	從價	無稅	一〇%	二〇%
	大部分絹製のもの、純毛又は大部分毛製のもの並に毛絹混交製のもの	從價	五%（五%）	一五%（一五%）	二〇%（二〇%）
追加（c）	オーガンヂイ反物、全絹又は綿を主とする混交製のもの（但し別號（A）、（D）、（I）及（F）に掲げたる反物を除く）	從價	一五%（一五%）	二五%（二五%）	三〇%（三〇%）

（I）

一方碼五%以上越ゆるもの	一方碼に付重量一オンス三分の二を越えざるもの	從價	一方碼 一片½	一方碼 一片¾	一方碼 二片
	一方碼に付重量一オンス三分の二を越えて平均番手二十八番手以上四十番手以下の絲より製せるもの	從價	一方碼 一片¾	一方碼 二片	一方碼 二片¼
	一方碼に付重量一オンス三分の二を越えて平均番手四十番手以上の絲より製せるもの	從價	一方碼 二片	一方碼 二片¼	一方碼 二片½
	一方碼に付重量一オンス三分の二を越えて平均番手四十番手以上の絲より製せるもの（毎一方碼七片四分の三を超ゆるもの）	從價	一方碼 二片¼	一方碼 二片¾	一方碼 三片
（a）	未晒（染又は染色せざるもの）何れか低き方	從價	一方碼 一片¾	一方碼 二片¾	一方碼 三片
（b）	晒（染又は染色せざるもの）何れか低き方	從價	一方碼 一片½	一方碼 二片¾	一方碼 三片

（括弧内は舊稅率）

稅番	稅目	單位	英特惠稅率	中間稅率	一般稅率
（c）	染又は染色せるもの何れか低き方	一方碼從價	一片¼	二片	二片½
	其の他	一方碼從價	一片¼	二片½	三片
（2）					
（a）	未晒（染又は染色せざるもの）何れか低き方	一方碼從價	一片¼	一片¾	二片¾
（b）	晒（染又は染色せざるもの）何れか低き方	一方碼從價	一片½	二片	二片½
（c）	染又は染色せるもの何れか低き方	一方碼從價	一片½	二片	三片

一〇六（B）

	別揚せざるトリミング及飾品、帽子、靴其の他衣用品、織物製にて刺繍せるもの又はそれにレースを付したるもの又は全部或は大部分レースにして作りたるもの（下記のものを除く）即ち飾付カラー、蝶形襟飾カラー及カフス、カフス、上着用チョッキ、チョッキ（カラー付又は付かざるもの）	從價	無稅	二〇%（二〇%）	三五%（三五%）

一一〇（G）追加

	婦人衣類用品、織物製にて刺繍せるもの又はそれにレースを付したるもの又は全部或は大部分レースにして作りたるもの（下記のものを除く）即ち飾付カラー、蝶形襟飾カラー及カフス、カフス、上着用チョッキ、チョッキ（カラー付又は付かざるもの）	從價	三〇%	五〇%	六五%
（G）項に付輸出當時英貨百磅に付濠洲磅百二十五磅より低き場合一磅に付附加稅		從價	〇・六%	〇・六%	〇・六%

一二〇（B）（I）

	綿製又は綿製手巾（全部又は一部が機械製レースなるも機械製刺繍にして縁邊狀美麗なる縁に仕上げたるもの但し手製レースを含まず且つ如何なる刺繍にて部分も手にせざるもの）	從價	三〇%	五〇%	六五%
（a）	綿製又は絹製又はリンネル製又はリンネル製手巾（全部又は一部が機械製レースなるも機械製刺繍にして縁邊狀美麗なる縁に仕上げたるもの但し手製レースを含まず且つ如何なる刺繍にて部分も手にせざるもの）	從價	〇・六%	〇・六%	〇・六%
（I）一打に付一志四片を超えざるもの	輸出當時英貨百磅に付濠洲磅百二十五磅より低き場合一磅に付附加稅	從價每打	三%½ 一志	一志 一志	
		從價每打	〇・三% 〇・〇八片		

(括弧内は書税率)

税番	目	単位	英特惠税率	中間税率	一般税率
	(2)一打に付一志を超ゆる四片毎の何れか高き方	従價			
	(3)に關し輸出當時英貨百瓩に付濠洲瓩が百二十五瓩より低き場合一瓩に付附加税	併課			
	(b)其の他の何れか高き方	従價	〇・三%(〇・三%)	〇・三%(〇・三%)	〇・三%(〇・三%)
		毎打	〇・〇八片	〇・〇八片	〇・〇八片
	(b)項に關し輸出當時英貨百瓩に付濠洲瓩が百二十五瓩より低き場合一瓩に付附加税	併課			
		従價	三%½	四%¼	五%
		毎打	一志	一志	一志
一〇六(E)(3)		従價	〇・三%	〇・三%	〇・三%
		毎打	〇・〇八片	〇・〇八片	〇・〇八片
一〇六(F)(3)		併課			

帽子、靴其他關稅一部改正

一九三八年十二月七日關稅改正案聯邦議會に上程。同月八日左の通り關稅改正實施せらた。

本邦關係主要品目左記の通り。

(甲) 關稅引上品目中本邦關係主要品目　括弧内書稅率(爲替調節稅適用品目ハ右減額シタルモノナリ)

税番	品目	英特惠	中間	一般
一〇六(E)(3)	非金屬性「バックル」類(硝子又ハ眞珠製ヲ除ク)但シ金屬製附屬具ノ有無ヲ問ハス	二五%(一五)	五五%(五〇)	六〇%(五〇)
一〇六(F)(3)	非金屬製鈕釦類(硝子、眞珠、模造眞珠製等ヲ除ク)	二五%(一五)	五五%(五〇)	六〇%(五〇)
一一〇(H)	「シヤツ」類(「スポーツ」、「シヤツ」ヲ含ム)但シ男子用(小兒用ヲ含ム)尙「パンツ」トノ組合ヲモ含ム	三〇%(三三¾)	三三%(三三¾)	三三八(A)(4)(b)(1)別揭せざる讓中時計又クロノメーター　従價　一〇%(一〇%)　三〇%(三〇%)　五〇%(五〇%)
一一〇(I)	男子用「カラー」(小兒用ヲ含ム)	三〇%(三三¾)	三三%(三三¾)	(2)別揭せざるタイムレヂスター及ディテクター　従價　一〇%(一〇%)　三〇%(三〇%)　五〇%(五〇%)
一一〇(J)	「パジヤマ」	三〇%(三三¾)	三三%(三三¾)	無稅　無稅　無稅
一一〇(K)	「きもの」	三〇%(三三¾)	三三%(三三¾)	
一一〇(L)	打紐類	二五%(一六¼)	三〇%(二五)	
一一〇(M)	下衣(別揭ナキモノ)	三〇%(三三¾)	三三%(三三¾)	
一八一(B)(1)(a)	「パジヤマ」用組紐及帶	三〇%(組紐ナシ、帶三三¾)	三三%(組紐二〇、帶ナシ)	
二二五(B)	銅線(圓狀角狀其ノ他)撚合線ヲ含ム	二〇%(無稅)	二〇%(無稅)	
二五〇(B)(2)	「クレイヨン」及「パステル」(心付鉛筆ヲ含ム)別揭ナキモノ	二〇%(一八¾)	二〇%(一八¾)	
二七一(A)	「カツト」硝子(但シ二五〇(B)(1)ニ揭記ナキモノ)	一五%(一五)	一七½(一七½)	
三〇五(G)	鹽化「アムモニウム」	一二½(一一¼)	一五%(一三½)	
三三一(B)(2)(b)(2)	理髮及眼鏡商用椅子	二五%(二五)	三〇%(二五)	
三三一(B)(2)(b)(3)	管狀ニ編ミタル護謨紐(但シ「コルセツト」製造用)	無稅(無稅)	無稅(無稅)	
三三一(B)(2)(b)(3)	其ノ他ノ護謨紐	同　右	同　右	
三三四(G)(1)(C)(1)	透明紙(但シ印刷又ハ浮出模樣ノアルモノ)	毎封度三片(ナシ)従價稅ナシ(無稅)	毎封度六片(ナシ)及従價一五%(一五)	
三三四(G)(1)(C)(2)	其ノ他　廣告用紙製品(定價表「カタログ」サーキユラー「レーベル」等)挿付ト否トヲ問ハス	無　稅　毎封度九片(一志)又ハ三〇%(三三¾)	一五%(一五)　毎封度一志三片(ナシ)又ハ六五%(ナシ)	
三三八(A)(1)			一五%(一五)　毎封度一志四片½又ハ七〇%(六五)	

(乙)　關稅引下品目中本邦關係主要品目

稅番	品目	英特惠	中間	一般
一〇五(AA)(2)(a)	人絹「メリヤス」地(管狀ノモノ又ハ然ラサルモノ但シ全部羊毛ヨリ成ル場合ヲ除ク)	毎封度一志六片(二志)又ハ從價二五%(二二½%)ノ內何レカ高キ方	三志六片(四志)又ハ從價四二½%(五五%)ノ內何レカ高キ方	四志(四志)又ハ從價五五%(五五%)ノ內何レカ高キ方
一〇五(AA)(2)(b)	全部人絹ナラサルモノ	同右	同右	同右
二五〇(B)(1)	「カット」硝子類(バターナイフ、ジャムスプーン等)	五%(一五)	三五%(五〇)	四五%(六〇)
三三四(F)(1)	筆記用紙及「タイプライター」用紙(但シ複寫紙ヲ含マス巻キタルモノハ幅一四吋以下、擴ケタルモノハ長サ一六吋以下又ハ幅一三吋以下ノモノ但シ其ノ他ノモノハ三三四(G)(1)(C)(1)ニ依リ	三〇%(三三¼又ハ三〇%)	五〇%(六〇%)	五五%(六五又ハ六〇)
三九七(B)(1)	花火	一〇%(一〇) 二〇%(一八¾)	三〇%(ナシ) 三七½(ナシ)	三〇%(三〇) 三七½(四二½)

(丙)　其の他(英特惠のみの引下、中間稅率の設定又は一般稅の据置等)

稅番	品目	英特惠	中間	一般
一一四(C)	羊毛製「フエルト」帽	毎打三〇志(三六〇)又ハ從價三½、三¾	毎打五四志(五四)又ハ五二½%(六五)	毎打六〇志(六〇)又ハ六五%(六五)
二二五(A)	石鹼及其ノ他滑石調製品(但シ別揭ナキモノ)	一〇%(一五)	二〇%(ナシ)	三〇%(三〇)
三三四(V)	骨牌	毎打組七志(七)	毎打一〇志(ナシ)	同一〇志(一〇)
三四〇(B)	幌薄、小切手帳、習字本、習書、「スケッチブック」其ノ他類似品	三〇%(三三¾)	六五%(ナシ)	六五%(六五)
三四六(A)(1)(a)	鉛筆(心カ木ニ包マレタルモノニシテ金屬製又ハ其ノ他緊止付ノモノヲ含ム)但シ關稅評價々格毎百二志以下ナルモノ	無稅(無稅)	無稅(無稅)	二五%(ナシ)
三四六(A)(1)(b)	其ノ他	一五%(ナシ)	一五%(ナシ)	一五%(一五)
三九〇(A)(1)(C)(1)	衣服又ハ衣服「トリムミング」用繩紡製品(但シ綿製)又ハ重量ノ大部綿製ナルモノ	毎封度三片及三¾%(三三¾)	毎封度五片及六五%(六五)	毎封度五片及六五%(六五)
三九〇(A)(1)(C)(2)	綿製ナラサルモノ	三三¾%	六五%	六五%

ニュージランド

輸入制限、輸出許可及兌換停止

ニュージランド政府が輸入制限、輸出許可及兌換停止の三總督令を一九三八年十二月五日附官報を以つて公布し、同七日より實施すべき旨發表したが、右總督令要旨次の通り。

(一)　輸入制限規則

一、適用範圍

關稅大臣ヨリ輸入許可ヲ受ケタル物品又ハ本規則第十五條ノ規定ニ基キ除外セラレタル物品ニ非サレハ「ニュージランド」ニ輸入スルコトヲ得ス(第四條)

本規則ハ他ノ法律ニ基キ輸入許可又ハ承諾ヲ受ケ又ハ受ケルコトアルヘキ物品ニ對シテモ適用ス(第五條)

二、輸入許可申請

輸入許可ヲ受ケントスルモノハ本規則所定ノ樣式ニ從ヒ申請人又ハ其ノ代人ノ署名セル文書ヲ以テ申請スヘシ(第六條)

關稅大臣ハ輸入許可ノ申請アリタル物品ノ全部又ハ一部ノ輸入ヲ其ノ裁量ニ依リ許可スルコトアルヘク或ハ全ク許可セサルコトアルヘシ(第十條)

關稅大臣ハ其ノ適當ト認ムル條件ヲ附シテ許可ヲ與フルコトアルヘク特ニ輸入スヘキ特定ノ期間ヲ指示スルコトアルヘシ(第十一條)

三、本規則ノ適用ヲ除外セラルヘキ場合

關稅大臣ハ其ノ裁量ニ依リ如何ナル種類ノ物品ニ對シテモ本規則ニ基ク許可ナクシテ輸入スルヲ許スコトヲ得又ハ右ノ如キ除外ヲ取消スコトヲ得(第十五條)

右第十五條ノ規定ニ基キ七日附關稅省告示ヲ以テ左記ノ除外ヲ認メタリ

1　十二月五日現在ニュージランド向ケ輸出ノ爲ニ船舶ヲ以テ積送中ノ物品

2　十二月五日以前ニ註文セラレタル物品ニシテ十二月三十一日迄ニ「ニュージランド」ニ到着スヘキモノ

3　善意ノ贈答品、私用品ニシテ郵便ニ依リ輸入サルヘキ價格十磅ヲ超ヘサル物品

4　「ニュージランド」百年祭記念博覽會ニ出品ノ爲輸入サルヘキ物品

5　「ニュージランド」政府公用品

6　輸出サレタルトキト同一ノ狀態ニテ返送サルヘキ「ニュージランド」產品

7　修繕ノ爲輸出サレタル物品ニシテ返送サレタルモノ

8　總督用品

9　價格百磅ヲ超ヘサル相續財產

10　博物及人種學標本ニシテ關稅大臣ノ認メタルモノ

11　外國領事又ハ代表者ノ公用品、制服、旗其ノ他關稅大臣ノ認メタルモノ

12　船客携帶品

13　博覽會用船舶模型、發見品見本ニシテ關稅大臣ノ認メタルモノ

尙稅關ヨリ當業者ニ與ヘタル通告ニ依ル特別取扱方左ノ如シ

十二月五日以前ニ註文ノ確證アリテ旣ニ積出契約濟ミノ船舶ニ依リ十二月三十一日迄ニ積出サレタル物品ハ其ノ數量不當ニ大ナラサル限リ申告ニ依リ輸入ヲ許ス

四、輸入許可申請ニ添付スヘキ報告

1　十二月五日以前ノ註文品ニ關スル申告

輸入申請者ハ十二月五日以前ニ註文セル總テノ物品ニ關シ其ノ詳細ヲ十二月十五日迄ニ稅關ニ申告スルヲ要シ右輸入數量ハ輸入制限ノ第一期間(一九三九年一月一日　六月三十日)中ニ於テ該輸入者ノ輸入スヘキ數量中ニ包含セラルヽモノトス

2　一九三八年旣輸入額ニ關スル申告

輸入許可申請者ハ一九三八年一月一日—六月三十日及同年七月一日—十二月三十一日ノ各期間ニ於ケル同種物品ノ輸入ノ詳細ヲ輸入申請ニ當リ申告スル

ヲ要ス

五、異議申立及罰則

稅關ノ與ヘタル許可、拒絕、取消又ハ許可ニ附シタル條件等ニ對スル異議申立ハ料書ヲ以テ關稅大臣ニナスコトヲ得ヘク右ニ對シ審議ノ結果關稅大臣ノ與ヲヘキ決定ハ最終的トス(第十四條)

輸入許可申請ニ當リ虛僞ノ申告ヲナシタルモノ其ノ他本規則ニ違反セルモノハ關稅法ニ違反セルモノト見做シ同法ノ規定ニ從ヒ處罰セラルヘシ(第十六條)

(註)

本規則及次項の輸出許可規則に於て其の條文を引用し又は七日附關稅省告示と特記せるもゝ外は稅關の通告又は新聞の報道に據る。

(二)　輸出許可規則

一、適用範圍

本規則ニ依ル許可ヲ受クルニ非サレハ本規則第十五條ニ規定セラレタル場合ヲ除キ「ニユージランド」ヨリ物品ヲ輸出スルコトヲ得ス(第三條第一項)

本規則以外ノ法令ニ基キ輸出ノ許可又ハ權限ヲ與ヘラレタル物品ニ對シテモ本規則ヲ適用ス(第三條第二項)

本規則ニ云フ物品トハ「ニユージランド」生產ニ係ル總テノ物品(原料又ハ製造品ニ關ル物及關稅大臣ノ定ムルコトアルヘキ總テノ物品ヲ含ムヘシ(第二條)

右條項ニ基キ十二月七日附關稅省告示ヲ以テ退加セラレタルモノ左ノ如シ

屑鐵及郵便ニ依リ輸出スヘキ金

二、與ヘラレヘキ許可ノ種類

(1)　個別的許可

一定ノ船舶ニ依リ輸出サルヘキ一定ノ物品ニ對シ與ヘラル(第四條第二項)

(2)　一般的許可

一定ノ期日ニ一定ノ港ヨリ輸出サルヘキ物品ニ對シ與ヘラルヽモノニシテ右許可ハ申請ノ全部又ハ其ノ一部ニ對シ與ヘラルヽコトアルヘシ(第四條第三項)

(3)　買付人輸出許可

外國「クレヂツト」又ハ通貨ヲ「ニユージランド」ニ於テ換價シテ輸出ニ供スル爲「ニユージランド」ニ於テ物品ヲ買付タルモノカ右物品ヲ輸出スルニ對シ與ヘラル(第四條第四項)

右種類ニ關シ關稅大臣ノ說明トシテ報道セラルヽ所ニ依レハ(1)ハ臨時的輸出(2)ハ繼續的輸出業務ヲ營ム者ニ適用サルヽ趣ナリ

三、輸出代金決濟方法

(1)　個別的及一般的許可ノ場合

イ　輸出許可ヲ受ケタル者(以下輸出者ト略稱ス)ハ輸出品ニ對スル船積書類ヲ其ノ申請書ニ記載セル其ノ地所在ノ銀行(以下取引銀行ト略稱ス)ニ引渡スヘシ(第九條(a)及第十條(a))

ロ、輸出者ハ輸出代金ヲ受取リタルトキハ之ヲ取引銀行ノ倫敦支店又ハ代理店(以下代理店ヲ略ス)或ハ物品賣渡地ニ在ル取引銀行ノ支店又ハ代理店(以下代理店ヲ略ス)ニ拂込ミ且右支店ニ對シ物品賣渡及代金ノ明細書ヲ交付スヘシ(第九條(b)及第十條(c))

ハ、取引銀行ハ其ノ支店カ右拂込ヲ受ケタルトキハ其ノ支店ヲシテ右外貨ヲ「ニユージランド」準備銀行ノ海外支店又ハ代理店ニ拂込マシメ且「ウエリントン」準備銀行ニ可及的速カニ右ノ通告ヲナスヘシ(第十一條第二項)

ニ、「ニユージランド」準備銀行ハ右拂込ヲ受ケタル外貨ヲ時價相場ニ劣ラサル相場ヲ以テ「ニユージランド」貨ニ換算シ之ヲ取引銀行ニ交付シ右取引銀行ハ之ヲ輸出者口座ニ拂込ムカ又ハ其ノ指示ニ從フヘシ(第十一條第四項及第五項)

(2)　一般的許可ノ場合ノミニ對シ適用アル項目

物品ヲ輸出スヘキ船舶カ出港免狀ヲ受ケテヨリ六日以內ニ輸出者ハ右物品ノ種類、數量、價格等ノ明細書ヲ稅關ニ提出スヘシ(第十條(b))

(3)　買付人輸出許可ノ場合

「ニユージランド」ニ於ケル銀行又ハ個人ハ物品買付ニ要スヘキ「ニユージランド」貨ニ相當スル外貨ヲ「ニユージランド」準備銀行又ハ其ノ代理店ニ拂込ミ同行ハ右外貨ヲ時價相場ニ劣ラサル相場ヲ以テ換算セル「ニユージランド」貨ヲ右銀行又ハ個人ニ拂渡スヘシ(第十二條)

四、輸出許可申請者ノ提出スヘキ保證書

申請者ハ申告ヲナスニ當リ當局ヨリ要求サレタルトキハ保證書ヲ提出スヘシ(第十三條)

五、本規定ノ適用ヲ除外セラルヘキ場合

關稅大臣ノ特ニ認メサルモノヲ除キタル郵便ヲ以テ輸出スヘキ物品、船舶自用品竝ニ其ノ他關稅大臣ニ依リ除外ヲ認メラレタルモノ(第十五條第一項)

右條項ニ基キ七日附關稅省告示ヲ以テ當分ノ間ヲ限リ除外ヲ認メラレタルモノ左ノ如シ

イ、善意ノ贈答品及船客携帶品

ロ、修繕ノ爲輸出サレ返送セラルヘキモノ

ハ、南太平洋英領諸島ニ輸出サルヘキ物品ニシテ稅關ニ於テ其ノ數量不當ニ大ナラスト認メルモノ

六、異議申立及罰則

稅關ノ決定ニ對シ關稅大臣ニ異議ヲ申立テルコトヲ得ヘシ右ニ對シ關稅大臣ノ與フヘキ決定ハ最終的トス(第十六條)

本規則ニ違反シタルモノハ千磅ノ罰金ヲ課セラルヘク右違反ノ止マサルトキハ違反ノ一日毎ニ五百磅ノ罰金ヲ課セラルヘシ(第十四條)

(三)　ニユージランド準備銀行の兌換停止に關する大藏省告示

一九三六年ニユージランド準備銀行法修正法第十六條を以て賦與されたる權限に基き大藏大臣は一九三三年ニユージランド準備銀行法第十六條第一項の規定の適用を停止せる旨一九三八年十二月六日附大藏省告示を以て發表せり。右關係文左の如し。

一、一九三三年「ニユージランド」準備銀行法第十六條

(一)「ニユージランド」準備銀行「ウエリントン」本店ハ五千磅ヨリ少ナカラサル額ノ同行銀行券ノ提示ヲ受ケ「スターリング」ニ兌換ヲ請求サレタルトキハ何時ニテモ右兌換ニ應シ直ニ倫敦ニ於テ引渡スヘシ

(二)　同行ハ倫敦ニ於テ五千磅ヲ下ラサル額ノ金又ハ「スターリング」ノ提示ヲ受ケ同行銀行券ニ兌換ヲ請求サレタルトキハ右ニ應スヘシ

(三)　同行カ右(一)及(二)ノ兌換ニ應スルニ當リテハ同行ノ定ムヘキ相場ニ依リ換算ス

右(一)及(二)ノ五千磅ナル金額ハ其ノ後一九三四年財政法ニ基キ一千磅ト訂正サレタリ

二、一九三六年「ニユージランド」準備銀行法修正法第十六條第一項大藏大臣ハ何時タリトモ本法(一九三三年準備銀行法)第十六條第一項ノ規定ニ依ル義務ノ全部ヲ又ハ其ノ適當ト認ムル條件ヲ附シテ停止スルコトヲ得

輸入制限發表

一、一九三九年四月二十二日附にて本年下半期の輸入制限表が公表された。

右輸入制限表に依れば、主な制限品はリノリユーム、カーペツト、婦人帽子、ラヂオ、ピジヤマ、シヤツ、スパゲツチ、蓄音機、燐寸、煙草類、菓子類、ビール、チユーインガム、石炭等であつて何れも英國品、自治領品とも百パーセントの制限を受けることゝなつてゐる。

尙自動車の完成品は英國製なると外國製なるとの區別なく百パーセントの制限、當地に於て組立をなすものは四十パーセントの制限を何れも受けることゝなつた。因に右は上半期に於ては制限のなかつたものである。

尙外國品に對する制限であつて今回百パーセントに强化されたもの

の中で本邦關係品の主なものはゴム底靴、絹及人絹靴下、食器類以外の陶磁器、硝子器具である。

二、右制限表を概觀すると今回は英國品及自治領品に對して極度の制限を加へて居るが、それは外國品に對しては最早や餘り制限を加へる餘地のなくなつた爲と認められる。

三、今次の制限に對して英國品の輸入業者は大いに抗議して居るが、政府は之に對して當領輸出品が何れもコスト高と値下とに依つて倫敦基金を少しも增加せしめない關係上、本措置は當分已むを得ないものであると說明してゐる。又主として農產業者間には輸出增進の爲、爲替を引下ぐべきであるとの要望が擡頭しつゝある。

ニューカレドニア

邦品輸入禁止

一九三九年四月二十七日附を以て、特別證明書及び駐日佛國領事又は商務官の査證の添附なき限り、稅番二七EX一一八、EX三八〇を除く一切の邦品に對し、本年五月十日以降佛本國及同屬領向輸入を禁止する旨佛本國に於て公布せられたる法令は、ニューカレドニアに於て、ニューカレードニア及同屬領に同樣適用せらるべき旨五月八日附告示を以つて發表せられた。

昭和十六年二月

各國關稅改正其他

（自昭和十四年七月至同年十二月）

外務省通商局

關稅改正目次

○亞細亞洲

蘇聯邦……一二四
ラトヴィア……一二四
エストニア……一二四
リスアニア……一二四
ルーマニア……一二四
ユーゴースラヴイア……一二四
ギリシア……一二四
土耳其……一二四
フインランド……一二四
瑞典……一二四
ノルウエー……一二四
デンマーク……一二四
ポルトガル……一二四
亞米利加合衆國……一二四
加奈陀……一二四
玖瑪……一二四
グアテマラ……一二四
ホンヂユラス……一二四
コスタ・リカ……一二四
パナマ……一二四
コロンビア……一二四
ヴエネズエラ……一二四
ブラジル……一二四
智利……一二四
秘露……一二四
ウルグアイ……一二四
亞爾然丁……一二四
パラグアイ……一二四
埃及……一二四
英領東阿……一二四
伊領東阿……一二四
南阿聯邦……一二四
南ローデシア……一二四
佛領西阿……一二四
佛領モロツコ……一二四
白領コンゴー……一二四
オーストラリア聯邦……一二四
新西蘭……一二四
英國……一二四
佛蘭西……一二四
獨逸……一二四
伊太利……一二四
瑞西……一二四
和蘭……一二四
白耳義……一二四

○歐羅巴洲

英國……一二四
佛蘭西……一二四
獨逸……一二四
伊太利……一二四
瑞西……一二四
和蘭……一二四
白耳義……一二四

○亞米利加洲

亞米利加合衆國……一二四
加奈陀……一二四
玖瑪……一二四
グアテマラ……一二四
ホンヂユラス……一二四
コスタ・リカ……一二四
パナマ……一二四

○南亞米利加洲

コロンビア……一二四
ヴエネズエラ……一二四
ブラジル……一二四
智利……一二四
秘露……一二四
ウルグアイ……一二四
亞爾然丁……一二四
パラグアイ……一二四

○阿弗利加洲

埃及……一二四
英領東阿……一二四
伊領東阿……一二四
南阿聯邦……一二四
南ローデシア……一二四
佛領西阿……一二四
佛領モロツコ……一二四
白領コンゴー……一二四

○大洋洲

オーストラリア聯邦……一二四
新西蘭……一二四

各國關稅改正其他

（自昭和十四年七月至同年十二月）

○亞細亞洲

中華民國

古棉其他の輸出に輸出許可書必要

天津海關は、昭和十四年五月二十九日附海關布告第一二七號を以て爾今古棉、屑棉及落屑の輸出及青島以南への移出には北京實業部發給の輸出許可書を必要とする旨を通告した。

蒙彊自治政府邦貨爲替基準變更に順應

蒙彊自治政府は從來日本金圓にリンクしてゐた結果、對外爲替の基準は必然磅リンク制をとつてゐたが、日本が過日弗リンクに變更したので十月二十八日蒙彊自治政府に於ては今後とも日本金圓リンクを堅持すべく、確固不動の方針を維持し、此の際日本の措置に順應するため、對外爲替相場は對米二十三弗十六分ノ七を基準とすることに確定し、日本と同樣の措置を執ることに決定した旨を發表した。

香港

洋酒及重輕油類の輸入稅引上

香港政廳は戰時財政樹立の必要に迫られて着々增稅計畫を進めて居るが、一九三一年酒稅條例中洋酒輸入稅率を改正し、英帝國製は約二割、外國製は約十割に達する引上を斷行し、一九三九年十月十二日附官報を以て公布し、又從來の輕油の外に重油をも加へ同三月三十一日以降一律に、一哦に付香港貨三〇仙の輸入稅を課徵して居たが、右輸入稅に對しても十割の引上を行ひ、同樣十月十二日附官報を以て公布し、何れも即日實施した。

尙香港に於ける現行酒類釀造又は輸入稅竝に重輕油類輸入稅表を示せば左の通りである。

香港に於ける酒類及飲料水の釀造又は輸入稅（一九三九年一〇月一二日現在）

一、洋酒及サイダー

品名	香港產	英帝國產（英帝國より積出され且英帝國にて生產せられたるもの）	外國產
シヤムペン其の他起泡性酒	香港弗	香港弗 一六・二五	香港弗 二六・〇〇
ブランデー	—	六・二五	二〇・〇〇
ヂン、ウヰスキー及其の他の蒸餾酒	—	一二・五〇	二〇・〇〇
ポートワイン、ジエリイ及マデイラ	—	七・五〇	一二・〇〇
其他不起泡性葡萄酒	—	六・二五	一〇・〇〇
サイダー及ペリー	—	〇・八〇	〇・八〇
ビール（醱酵前の麥芽汁の比重一〇五度を超えざるもの）	—	〇・七〇	〇・八〇
同（醱酵前の麥芽汁の比重一〇五度を超ゆるものは一度を增す毎に前項稅額を加ふ）	—	〇・〇二	〇・〇二
其他のビール（濃縮せるもの又はエール程度のもの又はホップと麥芽とを濃縮せるもの等）	〇・八〇	〇・八〇	〇・八〇
同（比重一〇四五度を超ゆるものは一度を增す毎に前項稅金に下記稅額を加ふ）	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二
各種醸造酒中濃度二〇度を超ゆるものは當該稅金の外に一度を增す毎に下記稅額を加ふ	—	〇・一五	〇・一五

二、支　那　酒

アルコール含有量二五%を超えざるもの	一・五〇	一・七五	一・七五
同二五%を超ゆるものは一%を超ゆる毎に前項稅金に下記稅額を加ふ	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六

三、日　本　酒

アルコール含有量二五%を超えざるもの	一・五〇	一・五〇	一・五〇
同二五%を超ゆるものは一%を超ゆる毎に前項稅額に下記稅額を加ふ	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六

四、其他の酒類

蒸餾酒（葡萄酒精及アラク精を含む）中アルコール含有量二五%を超えざるもの	一・五〇	一・五〇	一・五〇
同二五%を超ゆるものは一%を超ゆる毎に前項稅金に下記稅額を加ふ	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六

輸出入局長は前記第一乃至第三類に揭げざる釀造酒を輸入したものに對しては本稅則に準じ最も適當と認むる輸入稅を課し得べく、竝に一回の輸入量二哦を超えない蒸溜酒に對しても一哦に付二〇弗の輸入稅を課徵することを得るのである。

炭化水素油輸入稅（一九三九年一〇月一二日現在）

一九三九年炭化水素油に關する規則第七條に依り同規則第六條に揭げる稅率を一哦に付香港貨六十仙と改む。

爲替統制規則公布

香港政廳は、投機者の拔扈や資本逃避防止の爲、

（一）磅系統通貨の爲替賣買は自由だが（圓を含む）

（二）米、佛、比律賓、和蘭、伊、亞爾然丁、加奈陀、瑞西、瑞典、諸威等日系以外の外國爲替購入は商業其の他正當の理由ある場合に限り指定銀行のみに於て取扱ひ（橫濱正金銀行及臺灣銀行は八日指定濟）

（三）許可を得なければ當領より有價證券、金塊及前項規定の外國通貨の輸出竝に金塊賣買を行ふことを禁じ、香港弗及法幣は當分差支無き旨の爲替統制規則

を九月七日公布し、翌八日から實施した。

戰時海上保險率引上

チエツコ問題を廻る歐洲危機增大に際して、急騰した香港海上保險率は時局の緩和と共に略舊率に復したが、最近波蘭問題を契機として、再び歐洲時局が緊迫するや、香港保險組合は倫敦保險協會の指令に基き、八月二十四日以降左の通り香港對諸外國相互間戰時海上保險率の引上を實施した。尙對獨、對伊の保險率は未だ決定するに至らない。

地名	香港より	香港へ
英本國及歐洲大陸（地中海經由）	二・二五%	二・〇〇%
北米（スエズ及大西洋經由）	一・三七五	一・三七五
同（希望峰及パナマ經由）	〇・三七五	〇・三七五
同（太平洋經由）	〇・三七五	〇・三七五
南米兩海岸（希望峰經由）	〇・八七五	〇・八七五
濠洲	〇・八七五	〇・八七五
海峽殖民地、印度、東及南アフリカ	〇・八七五	〇・八七五
地中海（西班牙及同殖民地を除く）	一・六二五	一・六二五
支那、日本、佛印、暹羅、比律賓	〇・二五〇	〇・二五〇

佛領印度支那

鐵鑛、滿俺鑛の輸出特許稅新設

佛印當局は一九三九年十月十九日附官報を以て鐵鑛並滿俺鑛の輸出に對して從價二分（從來の輸出稅と併せ計五分となる）の特許稅を新設する旨の十月十七日附總督令（一九三九年八月十五日附大統領令）を公布した。

ステアリン脂輸入に本國關稅率適用

一九三九年六月三十日附官報は、佛印に於けるステアリン脂輸入に對し、本國關稅率の適用方を求める旨の三月十五日附佛印最高政體決定を認可する旨の六月二十三日附大統領令を掲載した。

Calophyllum inophyllum 輸出禁止

七月二十日附官報は、Calophyllum inophyllum の佛領印度支那よりの輸出を禁止する旨の七月十三日附大統領令を掲載した。

玉蜀黍、米等臨時輸出禁止

九月三日事實上の對獨宣戰と同時に、總督は別掲の如き物品の一時輸出禁止令を突如發表し、卽時施行したが、右禁輸令は歐洲事情に基づく一時的措置であつて、將來長期間繼續するや、否やは不明であるが、業者は輸出の都度除外例許可を取付けることが絕對必要で、積出しが自由となつた譯ではない。只煩雜な稅關手續を要される故に、實際上の問題としては、事前に除外例許可申請を爲すことが必要な次第である。

稅關當局は今日迄の處では、右許可の下附を誰つたり、又故意に遲延させる等の態度には出て居ない樣に認められる。

尙主要禁輸品は玉蜀黍、米、搾油用種子及果實、金屬等及戰略鑛石（鐵鑛は既に禁輸品であるに付包含しない）等であるが、詳細は別表の通りである。

P.I.

Le Gouverneur General de l'Indochine

Grand Officier de la Légion d'Honneur

Vu les décrets du 20 Octobre 1911 portant fixation des pouvoirs du Gouverneur Général de l'Indochine et organisation financière et administrative de l'Indochine ;

Vu le décret du 20 Août 1939 ;

Vu le décret du 19 Février 1902 relatif à la promulgation des actes officiels en Indochine et notamment l'article 3 de ce texte.

Vu la circulaire ministérielle N° 33 du 30 Août 1939.

ARRETE :

ARTICLE 1er.—Est provisoitement interdite, pour compter de la date de la signature du présent arrêté, l'exportation hors du territoire de l'Union indochinoise à l'exception de Kouangtchéou-Wan ainsi que la réexpédition en suite d'entrepôt, de dépôt de transit ou de transpordement des produits et marchandises désignés à la liste annexée au présent arrêté.

ARTICLE 2.—Des dérogations aux interdictions édictées à l'article 1er ci-dessus pourront être accordées par le Gouverneur Général.

ARTICLE 3.—Le Secrétaire Général du Gouvernement Général, le Directeur des Douanes et Régies de l'Indochine, sont chargés, chacun en ce qui le concerne, de l'exécution du présent arrêté, qui sera publié d'urgence dans les conditions prévues à l'article 3 du décret du 19 Février 1902.

Hanoi, le 3 Septembre 1939
signé : CATROUX

Pour ampliation
Le Chef du Bureau des Archives
signé MONOD

LISTE ANNEXE

1–1 bis	Chevaux
2	Mulet et mulets
3	Anes, anesses et baudets
4 à 13	Bestiaux
Ex 15	Animaux vivants non dénommés, pouvant être utilisés au transport et particulièrement les éléphants
21	Peaux brutes
23	Laines
27	Soie
29	Poils de Messine (crins dits de Florence)
30 A et 30 E	Graisses animales autres que de poissons
30 bis	Lanoline
32	Dégras de peaux
34 bis	Oeufs de vers à soie
51	Graisses de poissons
68	Froment épautre et méteil
69	Avoine
70	Orge
71	Seigle
72	Maïs
73	Sarrazin
79	Riz
80	Légumes secs
88	Graines et fruits oléagineux
90–91	Sucres
91 bis	Cannes à sucre
92	Mélasses
Ex 110 a	Huiles d'abrasin, de coprah, de kapok
118	Camphre
119	Balata, gutta-percha, caoutchouc, latex et débris de vieux ouvrages en caoutchouc et déchets
123	Opium
128 à 140	Bois
141 à 147	Filaments et tiges
Ex 152	Ecorces de palétuvier
154	Ecorces à tan
Ex 157	Produits non dénommés propres au tannage
164	Fourrages
164 ter et puater	Paille
167	Drilles
174/4	Autres alcools ou esprits
Ex 179 ter B et 620 ter	Mica
189	Souffe
191	Graphite
192	Goudron minéral

196 bis à 199 quater	Huiles minerales et graisses industriels
Ex 200 à 232 Ex 233	Tous les métaux
229/1	Minérai de cadmium, minérai de chrome, de molybdène, de vanadium, de béryllium (glucinium)
Chapitre 18	Produits chimiques
312	Savons autres que de parfumerie
315	Eaux distillées
315 bis	Sérums, vaccins, virus, toxines et produits similaires
315 ter	Sparadraps médicamenteux
315 quater	Cordes en boyaus, etc.....
316	Médicaments composés non dénommés
355 à 356	Verres de lunetterie
357	Verres d'optique
Ex 361 bis	Lampes et valves de TSF
Chapitre 24	Fils de tous textiles y compris les soies grèges
461 quater B	Films et pellicules sencibilisés sur les 2 faces pour la radiographie et autres usages
476 A à 477 bis	Peaux préparées
524 bis J	Appareils d'électricité médicale y compris les empoules et accessoires
614 ter A	Voitures automobiles
635 ter	Appareils et instruments employés en médecine, chirurgie et dans l'art vétérinaire
635 quater	Verreries et ustensiles pour appareils et instruments scientifiques et pour laboratoires

即ち、右主要臨時輸出禁止品は玉蜀黍、米、護謨等であるが、右禁輸は宣戰布告に伴ふ一般的措置であつて、除外例許可に依り輸出は可能である。因に石炭、漆、樹脂（松脂類）は含まれて居らない。

尙前述の如く繁雜となつた稅關手續の爲、多少の遲延は已むを得ないが、總督當局の今日までの態度は許可を濫る樣な事は認められない。

尙西貢商業會議所の十一月六日附日報は大要左の如き當領總督府通達を掲載した。

米の輸出禁止を稅關當局に依り指定されるべき仕向國に對し、十一月六日以降解除する。但し何時でも之を再禁止することがあるかも知れない。

英領馬來

輸入制限令及輸入禁止令公布

一、十一月十七日附號外で海峽殖民地政府輸入統制官は爲替管理强化の爲

（一）輸入制限令（許可を要するもの）　七十六品目

（二）輸入禁止令　二百三十六品目

を公布した。

右は何れもスターリング・ベーシスの英帝國及埃及、イラーク、英領スダン以外の國、又は地域からの輸入品に適用せられる。

（イ）輸入制限品目中日本關係の主要なものは左の通り。

茶、鰮罐詰、馬鈴薯、玉葱、酒、麥酒、落花生、鋼材、亞鉛板、ブリキ板、眞鍮、眞鍮器、電氣用品、特掲なき機械器具及部分品、蟻酸、化學藥品、印刷用紙、自轉車部分品、書籍及印刷物、線香、蓄音器及レコード、香料、護謨、包裝用箱材等

（ロ）輸入禁止品目中日本品關係の主要なものは左の通り。

サイダー及鑛泉水、食鹽、糖菓、木材、亞麻仁油、獸脂、肥料、陶管、衛生陶

器、鑄鐵製品、鐵鋼管及其他鐵鋼製品、銅板、銅線及銅製品、鉛及鉛製品、錫器、電球、電氣扇、電線、ラヂオ、蓄音器、眞空管以外の無電用品、蒸氣機關、內燃機關、護謨製造用機械、裁縫用ミシン、杼、帽子以外の裝身服飾用品、綿及人絹以外の莫大小及外衣、毛絹以外の肌着、絹人絹以外の衣服、塗料及エナメル、石鹼、ワニス、紙製文房具、自轉車及其他車輛、ゴルフ及テニス用ボール、ゴム靴、自轉車チューブ Curios 及 Fancy goods、醫療器具、漆器、樂器、玩具等

二、既約定品は註文月日を證明する書面を提出すれば大體許可せられる趣である。

三、禁止品目でも統制官に願ひ出て、除外例として許可した場合は輸入を許可せられる。

四、今後は制限禁止品以外の物も總て一應屆出を必要とするものの如くである。

無爲替輸出取締に關する告知要綱

曩に公布實施せられた爲替管理法及輸出入許可制に關聯して、海峽殖民地政府爲替管理者は無爲替輸出取締の告知を發したが、其の要綱は左の通りである。

一、十一月六日以降英帝國以外の地に仕向けられる輸出品(價格五百弗未滿のものを除き)は全額外貨を以て爲替取組濟の銀行證明書を添付して申告しなければ輸出を許可しない(加奈陀、ニューファンドランド、香港、スーダンは英帝國以外の地と看做す)。

二、但し管理官は左の場合、善意の取引で結局代金が支拂はれることは確實であると認めたときには前記證明書の添付を免除する。

(イ)　一部爲替取組のもの

(ロ)　銀行の存在しない地へ輸出せられるもの

(ハ)　委託販賣で輸出せられるもの

三、右の場合、輸出者は代金決濟立證の責を負ふべく、特に前項(ハ)の場合には輸出後六ケ月以內に代金受領の證據書類の提出を要する。

四、外貨とは英貨及馬來貨以外の外國貨幣を指すものであるが、米國向護謨及錫の取引は倫敦宛英貨拂の商習慣を認め之を許可する。

尙馬來聯邦側でも亦十一月十三日より全然同一の取締を實施すべき旨を發表した。

即ち、十三日當領政府は爲替管理法を公布し、即日實施したが、其の要旨は左の通りである。

一、外貨及金ノ賣買貸借ハ指定銀行以外ハ凡テ總督ノ許可ヲ要シ、一般銀行ハ指定銀行ヘ之ヲ讓渡スベシ。

二、通貨、銀行券、郵便爲替、金、證券及外貨ノ領外ヘノ移轉ハ凡テ許可ヲ要ス。

三、領外ニ於テ支拂ヲ受ケ、又ハ財產ヲ取得スル爲ニ行フ爲替手形、約束手形ノ振出及讓渡、證券ノ移轉、債務ノ承認ハ凡テ許可ヲ要ス。但シ

(イ)　領外ニ於ケル商取引上正當ナル必要ニ基クトキ

(ロ)　九月十三日以前ノ既契約履行ノ爲、必要ナルトキ

(ハ)　妥當ナル旅費、又ハ個人的費用ノ支拂ニ必要ナルトキ

ハ此ノ限リニアラズ。

四、當領出國者ハ凡テ携帶通貨ヲ申告スベク、五百弗相當額迄ハ紙幣、銀行券及外貨携帶差支ナシ。

五、金及外貨ノ公認取扱業者トシテ指定セラレタルモノハ左ノ四銀行ナリ。

香港上海銀行、チヤータード銀行、マーカンタイル銀行、イースターン銀行

本法ノ適用ヲ受ケル外貨ハ最初左ノ如ク發表サレタガ、九月十三日午後ニ至リ日本、支那及香港貨モ附加サレタ爲、疑義百出シ目下本邦側銀行ト財政長官トガ折衝中デアル。

米弗、加奈陀弗、ベルガス、瑞西法、佛貨法、蘭貨ギルダー、亞爾然丁ペソ瑞典クローネ、諾威クローネ、泰貨バーツ、爪哇ギルダー、比律賓ペソ、西貢弗

十三日公布、即日實施となつた爲替管理法實施に伴ひ之と對應せしむる爲スターリング・ベーシスでない國から輸入する食料品を除く大部分の商品(三十四品種)に付ては輸入許可を要することとなつた。

十三日迄の既約及引合中の商品は十五日午後四時迄に屆出を要し、今後の引合は總て事前に申告して許可を受けることが必要となつた。

蘭領印度

特定商品輸移出禁止

蘭印政府は時局に鑑み、九月三日より特定商品の輸移出を禁止することとなつたが、ノーマルな輸出に關する限り經濟長官は特に輸出を許可し得ることとなり、之が爲に輸出事務局の新設を見た(局長は非常時輸入事務局長兼任)輸出業者は申請書を右事務局に提出することを要することゝなつた。

A、輸出禁止品

(一)　蘭印に輸入せられた外國の生產物及之を使用して製造せられた物品(印刻物及繪畫を除く)

(二)　左に揭げる國內生產物

一、魚　(乾燥又は其の他の方法に依り耐久性を與へられたるもの及 Belachan)

二、馬　鈴　薯

三、米、麥、米粉及米糠

四、玉　蜀　黍

五、苞麻子及苞麻子油

六、マーガリン及其の他人造乾酪、サラダ油及 duleine, palmine,

rorola, delfia 等植物性油脂より成る料理用油脂

七、石炭（石炭より製造せる燃料をも含む）

八、セメント

九、銀貨及銀塊

一〇、鐵（塊狀、其の他）、古屑鐵及鐵製品

一一、銅（塊狀、粉狀等）、古屑銅及銅製品

一二、鉛（塊狀、其の他）、古屑鉛及鉛製品

一三、亞鉛製品

一四、鉱力屑

一五、硫黄

一六、皮革製品

一七、石鹼

一八、織物（バチック品を除く）

一九、綿絲

二〇、機動式船舶

二一、自動車及自動自轉車

二二、自轉車

二三、自動車、自動自轉車及自轉車用護謨タイヤ

二四、防毒面及防毒衣

二五、繃帶用品

二六、塗、染料及インキ

二七、紙

二八、ヨヂウム及ヨヂウムを含む製劑

二九、硫酸

三〇、炭酸

三一、酸素

三二、棉

三三、索繩及同製品

三四、燐酸肥料

B、爪哇、マドラよりの輸出禁止品

一、椰子油

二、コプラ

織物輸入制限令延長

蘭印政府は織物類輸入制限を九月二十二日より更に一年間延長することとなつた。而して右の許可數量はF、J、M、Q及Yの千二百碼であつたものが千米と變更せられた外前回と同樣で和蘭に對する割當には何等の變更がない。

項	統計番號	品目	期限	期間	輸入許可量	和蘭に對する特別割當量
a	一五七〇	丸染綿製キヤンブリツクス	自一九三九年九月廿二日至一九四〇年九月廿一日	一箇年	三、〇〇〇、〇〇〇碼	九〇〇、〇〇〇碼
b	一五七一	綿製の丸染、ドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二六吋以下のもの	同	同	二〇〇、〇〇〇碼	—
c	一五七二	綿製の全部黑染せるドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二七乃至二八吋、七粍平方に付絲數三二本以下のもの	同	同	三五、二〇〇、〇〇〇碼	—
d	二五七二	綿製の全部黑染したる以外のドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二七乃至二八吋、七粍平方に付絲數三二本以下のもの	同	同	二〇、三五〇、〇〇〇碼	—
e	三五七二	綿製の丸染ドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二七吋以上、七粍平方に付絲數三三本以上のもの	同	同	七、二六〇、〇〇〇碼	一、四五二、〇〇〇碼
f	四五七二	綿製の丸染ドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二九吋以上、七粍平方に付絲數三二本以下のもの	同	同	一、〇〇〇米	—
g	一五七三及二五九六	綿製の丸染繻子、イタリアンス、ラスチングス及ベネチアンスにしてステイツチせるもの又はせざるもの	同	同	一五、〇〇〇、〇〇〇碼	七五〇、〇〇〇碼
h	一五七四	綿製の丸染フランネル	同	同	一、九〇〇、〇〇〇碼	—
i	一五七五及二五九六	別揭せざる丸染綿布にして幅二四吋以下、七粍平方に付絲數三二本以下のもの（但し綿製丸染の繻子、イタリアンス、ラスチングス及ベネチアンスにしてステイツチせるものを除く）	同	同	二五、〇三三、〇〇〇碼	—
j	二五七五及二五九六	別揭せざる丸染綿布にして幅二四吋以下、七粍平方に付絲數三三本以上のもの、ステイツチせるもの又はせざるもの（但し綿製の丸染繻子、イタリアンス、ラスチングス及ベネチアンスにしてステイツチせるものを除く）	同	同	一、〇〇〇米	—
k	一五七六	別揭せざる丸染綿布にして幅二五吋以上、ステイツチせるもの又はせざるもの（但し綿製の丸染繻子、イタリアンス、ラスチングス及ベネチアンスにしてステイツチせるものを除く）	同	同	三九、七四〇、〇〇〇碼	一九、八七〇、〇〇〇碼

項	統計番號	品目	期限	期間	輸入許可量	和蘭に對する特別割當量
l	一五七七	綿製の捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）ドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二八吋以下、七粍平方に付絲數三三本以下のもの、經の方向に一直線の縞模樣あるもの	自一九三九年九月廿二日至一九四〇年九月廿一日	一箇年	二四、二六六、〇〇〇碼	—
m	二五七七	其の他綿製の捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）ドリリングス、ジーンス及トウイルス	同	同	一、〇〇〇米	—
n	一五七八	綿製の捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）繻子	同	同	一二〇、〇〇〇碼	—
o	一五七九	綿製の捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）フランネル	同	同	三〇〇、〇〇〇碼	—
p	一五八二(1)	別揭せざる捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）綿布にして幅二四吋以下、七粍平方に付絲數三三本以下のもの（片面捺染のものに）	同	同	九一、七三一、〇〇〇碼	—
q	同（2）	同　右（兩面捺染のもの）	同	同	一、〇〇〇米	—
r	二五八二	別揭せざる捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）綿布にして幅二四吋以下、七粍平方に付絲數三三本以上のもの	同	同	一、二〇〇碼	—
s	一五八三	別揭せざる捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）綿布にして幅二四吋以下、七粍平方に付絲數三三本以下のもの（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	同	同	一九、二三四、〇〇〇碼	五、三八五、五二〇
t	一五八四	綿製の絲染ドリリングス、ジーンス及トウイルス（白地のもの）にして幅二四吋、七粍平方に付絲數三三本以下のもの（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	同	同	六八、四三八、〇〇〇碼	—
u	二五八四	其の他綿製の絲染ドリリングス、ジーンス及トウイルス（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	同	同	一、〇八〇、〇〇〇碼	四三二、〇〇〇
v	一五八九	綿製の絲染フランネル	同	同	二四、九六〇碼	—
w	一五九〇	綿製絲染蒲團被ひ	同	同	五、五二〇、〇〇〇碼	二、二〇八、〇〇〇

項	統計番號	品目	期限	期間	輸入許可量	和蘭に對する特別割當量
x	一五九一	別揭せざる絲染綿布にして幅二四吋以下、七粍平方に付絲數二六本以上のもの（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	自一九三九年九月廿二日至一九四〇年九月廿一日	一箇年	九、九三二、〇〇〇碼	—
y	二五九一	別揭せざる絲染綿布にして幅二四吋以下、七粍平方に付絲數二七本以上のもの（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	同	同	一、〇〇〇米	—
z	一五九二	別揭せざる絲染綿布にして幅二五吋以上のもの（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	同	同	二、七九〇、〇〇〇碼	一、一一六、〇〇〇
aa	二五九四	綿製蚊帳地及トウール織	同	同	一六〇、〇〇〇碼（瓩ブルート）	—
bb	二六〇六	綿製蚊帳地及トウール織を以て製したる蚊帳（稚兒用のもの）	同	同	八、〇〇〇、〇〇〇碼	八〇〇、〇〇〇
cc	二六〇六	同　右（其の他のもの）	同	同	一二〇瓩（ブルート）	—
dd	一五九六	綿製ボイル及半ボイル	同	同	二、〇〇〇、〇〇〇碼	五〇〇、〇〇〇
ee	二五九六	別揭せざる其の他の綿製衣服地にしてアジュール織のもの、金銀の捺染あるもの、マーセライス絲、人絹絲、若くは其の他の絲と結合せるもの又は捺染若くは染抜以外の方法に依り裝飾せるもの（但し丸染綿布にしてステイッチせるものを除く）	同	同	五〇〇、〇〇〇碼	—
ff	一五九七	綿製模造パチヅク織大人用サロン（枚物又は續きもの）	同	同	一、〇〇〇（コルゼ）	—
gg	一五九八	綿製模造パチヅク織子供用サロン（枚物又は續きもの）	同	同	一、〇〇〇（コルゼ）	—
hh	一五九九	綿製パチヅク織のカインバンジヤン、スレンダン及ヘッド・クロース（枚物又は續きもの）	同	同	二、〇〇〇（コルゼ）	—
ii	一六〇〇	別揭せざる綿製大人用サロンにして捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）したるもの（枚物又は續きもの）	同	同	二五〇（コルゼ）	—

項	統計番號	品目	期限	期間輸入許可量	和蘭に對する特別割當量
jj	一六〇一	別揭せざる綿製子供用サロンにして捺染（同時に染め若くは染拔したるもの又は絣きもの）	自一九三九年九月廿二日至一九四〇年九月廿一日	一箇年	コルゼ一一二
kk	一六〇二	別揭せざる綿製カインバンジヤン、スレンダン及ヘツドクロスにして捺染（同時に染め若くは染拔したるもの又はせざるもの）したるもの（枚物又は續きもの）	同	同	—
ll	一六〇七	綿製絲染のスレンダン及ヘツドクロス	同	同	コルゼ二五〇
mm	一六一〇及一六一三	別揭せざる毛織物及半毛織物	同	同	コルゼ三〇〇
nn	一六一六	別揭せざる絹織物（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	同	同	瓩（ブルト）四四四、九〇〇
oo	一六一七	別揭せざる半絹織物（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	同	同	瓩（ブルト）一、〇〇〇、〇〇〇
pp	一六一八	別揭せざる人絹及半人絹織物にしてステープル・ファイバー絲を用ひざるもの（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	同	同	瓩（ブルト）三、二五、〇〇〇
qq	一六一八	別揭せざる人絹及半人絹織物にして全部又は一部ステープル・ファイバー絲を用ひたるもの（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの）	同	同	瓩、ネツト）三、二五〇、〇〇〇
rr	一九一九及一六二〇	リンネル及半リンネル織物	同	同	瓩（ネツト）一、二〇〇
ss	一六二一	其の他の織物（特に綿及黃麻交織物）	同	同	瓩（ブルト）二五〇、〇〇〇
tt	一六二三及一六二五	毛織又は半毛織製ブランケット及別揭せざるブランケット及スプレツド（枚物又は續きもの）	同	同	瓩（ブルト）一、三〇〇、〇〇〇
uu	一六二六及一六二七	綿、リンネル及半リンネル製テーブル・クロース、ナプキン、指拭布、食器拭、茶布、布拭及類似品（枚物又は續きもの）綿、リンネル又は半リンネル製ヘツド、シート、枕掛け並綿製繃帶、雜巾拭磨用襤褸及浴用布	同	同	瓩（ブルト）七三、五六〇
vv	一六三〇	綿、リンネル又は半リンネル製白手巾にして大さ四百平方吋以下のもの	同	同	瓩（ブルト）二七、三三〇
ww	一六三〇	其の他の綿リンネル又は半リンネル製白手巾	同	同	瓩（ブルト）五七、二九四
xx	一六三一	綿、リンネル又は半リンネル製絲染手巾にして大さ四百平方吋以下のもの	同	同	瓩、ネツト）一八六、五五〇
yy	一六三一	其の他の綿、リンネル又は半リンネル製絲染手巾	同	同	瓩（ブルト）五〇、〇〇〇
zz	一六三一	其の他の人絹又は半人絹製以外の手巾	同	同	瓩（ブルト）二六、〇〇〇
aaa	一六三一	其の他の人絹又は半人絹製手巾	同	同	瓩（ブルト）五一、四九二
bbb	一六三二	綿製天鵞絨及綿プラッシュ衣服地	同	同	—
ccc	一六三三	別揭せざる天鵞絨及プラッシュ衣服地	同	同	—
ddd	二六三七	別揭せざるカーテン用、家具用及アップホルステリー用布	同	同	—
eee	五八八及五八九	別揭せざる絹製品及莫大小製品	同	同	—

綿縫絲輸入制限令延長

蘭印政府發表に依ると、綿縫絲輸入制限令は一九三九年七月一日より向ふ一年間延長されたが、其の要領は前回同樣左記の通りである。

一、輸入許可數量

品名	統計番號	許可數量
a、綿縫絲　ボビン卷白及色	一五一一及一五一二	四、七一五、五六〇、八〇〇米（五、一五七、〇〇〇、〇〇〇碼）
b、同　毬　卷白及色	一五一三及一五一四	三一三、八〇〇瓩（ブルト）
c、同　其の他	一五一七の內	九、五〇〇瓩（ブルト）

二、和蘭に對する割當（和蘭製品の最少限度輸入數量）

a、綿縫絲ボビン卷白及色　八二五、一二三、一四〇メートル（五〇二、四七五、〇〇〇碼）

b、綿縫絲　毯卷白及色　五六、五二五瓲（ブルト）
c、同　其の他　な　し

鐵鍋輸入制限令延長

蘭領印度に於ける鐵鍋輸入制限令は一九三九年八月一日より一年間延長されたが、右内容は左の通りである。

一、期　間　一九三九年八月一日より一年間
二、許可數量　一二〇千瓲（ネット）
三、國別割當　なし

セメント輸入制限令延長

蘭印セメント輸入制限令延長に關し、蘭印政府は今般セメント輸入制限延長に關する政府令を公表したが、之が要領は前回同樣で左の通りである。

一、實施期間　一九三九年十月一日より向ふ一ヶ年間
二、輸入許可數量　五九、五〇〇千瓲（ネット）
三、國別割當　なし

タイヤ竝チユーブ輸入制限令延長

蘭印政府は自動車用タイヤの輸入制限を十月二日から一年間延長することとしたが、其の許可數量はタイヤ二百十三萬八千八百十二キロ、チユーブ二十三萬一千九百キロ（ブルト）であつて、國別割當はない。

註　昨年度の許可數量は左の通りである。

タイヤ	一、七〇二、五二〇キロ
チユーブ	一九四、一七〇

ビール輸入制限令延長

一九三九年十月十三日よりビール輸入制限令は、更に一年間延長されたが、其の數量は前回同樣に三百六十八萬リツトルである。

包裝紙輸入制限令延長

蘭印當局では包裝紙（統計番號六二〇）の輸入制限令を一ヶ年延長する事となつたが、其の輸入許可數量竝に割當等は從前通りである。

一、實施期間　一九三九年十一月十三日より一九四〇年十一月十二日迄の一ヶ年間
二、輸入許可數量　八、五〇〇、〇〇〇瓲（ブルト）
三、和蘭に對する割當（和蘭製品の最小限度輸入數量）　二、五五〇、〇〇〇瓲（ブルト）

四、ライセンス發給手數量　百瓲（ブルト）又は其の端數に付　七仙五厘

硝子類、琺瑯鐵器類及自轉車輸入制限令延長

蘭領印度に於ける硝子類、琺瑯鐵器類、自轉車等の輸入制限令は一九三九年一月二十二日より更に一ヶ年延長されたが、數量は前回通りで、其の詳細は次の通りである。

一、實施期間　自昭和十四年十一月二十二日至昭和十五年十一月二十一日一ヶ年間
二、輸入許可數量

項	統計番號	品目	輸入許可量
a	四六六及一四六六	無色透明の普通窓硝子	千平方米 七二〇
b	四七四及四七五	水晶硝子製以外の無色水呑グラス	千打 五八〇
c	四七八及四七九	普通封度瓶	千打 一一〇
d	四八二及四八三	雲母製以外のランプ火屋	千打 一、一〇〇
e	七四二乃至七四五	琺瑯鐵製スープ鍋、擰當運び、洗面器及湯沸し	千打 三七〇
f	七四六	琺瑯鐵製皿、フインガーボール、杯、匙及別揚せざる料理用竝食卓用器具類	瓲 二、五六〇
g	八三三	自轉車（自動自轉車を除く）	臺 三二、三〇〇
h	八三四	別揚せざる自轉車の部分品竝附屬品	瓲 七、四〇〇

三、國別割當　なし。

硫酸アンモニア輸入制限令延長

蘭印に於ける硫酸アンモニア輸入制限令は一九三九年十一月二十七日から向ふ一ヶ年延長せられた。許可數量は前回と同樣五千五百萬瓲（ブルト）であつて、和蘭への割當は二千五百三十萬瓲（ブルト）である。

既製衣服類輸入制限令延長

一九三九年十二月九日より蘭領印度に於ける既製衣服類輸入制限令は向ふ一年間延長されたが、其の許可數量は左の通りである。

▲輸入許可數量

項目	品名	統計番號	許可總量
a	別揭なき男子及少年用上着	五八六	一七四、〇〇〇瓲（ブルト）
b	別揭なき婦人少女及小兒用上着	五八七	九六、三〇〇瓲（ブルト）
c	綿編みブルース	五九〇	二〇〇打
d	別揭なき其他下着	五九一	九〇〇、〇〇〇瓲（ブルト）
e	別揭なき其他衣服類、ショール、頸卷、ヴエール、面網、其他本類該當品と看らるるもの	五九六	四〇、〇〇〇瓲（ブルト）
f	鳥打帽、學生帽、頭巾、土耳其帽、無緣帽及別揭なき其他頭に被るもの	六〇〇	一、三五〇、〇〇〇個
g	布團上張り布		一〇〇個

英領ボルネオ

鑛油其他輸出制限

サラワク國に於ては官報告示第一、〇四七號を以て鑛油、金、護謨及サゴ澱粉は、英帝國以外の諸外國向なる場合に於ては、民政長官の許可證を得なければ、輸出を禁止する旨を發表した。

官報告示第一、〇四七號

No. 1047.—Export of Commodities.

I hereby declare that with effect from the 3rd September, 1939, the export to countries other than those of the British Empire of the commodities mentioned in the Schedule hereto is prohibited except under licence authorised by the Chief Secretary :—

SCHEDULE

Mineral Oils
Gold
Rubber
Sago.

Kuching, 3rd September, 1939.

Anthony Brooke,
Rajah Muda.

通貨管理

サラワク國に於ては、一九三九年九月四日附通貨管理法（一九三九年法令C一六號）を制定し、同日同法に基き任命された通貨及對外クレジツト委員會は一九三九年九月四日以降、何人と雖も許可のない限り、一時に（又は引續き七日の期間内に）銀五百弗の資本を國外に搬出してはならぬこと等其他を規定した。

緬甸

軍需品等輸入稅引下

一、緬甸政府は八月廿一日附を以て約九十一項目に亘り輸入稅の引下を發表したが項目内譯は一般貨物四十九、政府用品十、公共團體用品等十八、再輸入品十、印度よりの輸入品四で多くは武器彈藥と軍需品であるが本邦にとり多少影響があるものは稅番四七六 Cotton Thread の一律從價英國五分、外國六分二厘五毛、稅番四四四の二 Printing Paper の每百斤一留比八安、一留比一二安及二留比の三項となつたことである。

二、又緬甸政府は八月廿八日附を以て武器彈藥及軍需品等十六品目竝に外國製食料罐詰醫療品の印度及緬甸諸港以外への海路輸出を禁止する旨を公表した。

關稅引下竝輸出禁止品目

緬甸政府は一九三八年八月二十一日附官報を以て海路輸入品竝輸出品の一部に付關稅の引下げを公表し、更に八月二十八日附官報を以て海路輸出禁止品目を公表したが、右は何れも其の品目等から見て緊迫した時

局に對處する處置と認められるが其の詳細は左の通りである。

一、關稅引下

(一) 輸入稅

一、一般貨物　四十九項目

二、緬甸政府所要品　十項目

三、特別貨物(公共團體外國領事商務官等の輸入するもの等)十八項目

四、再輸入品　十項目

五、印度よりの輸入品　四項目

に亘り一定程度以上の稅率の免除又は全部の免除を規定して居り、關稅改正品目は概して軍需品多く、本邦品で多少影響があると見られるものは僅にコットン・スレート、ノイル・ヤーン及印刷用紙等である。

一、コットン・スレート〔稅番四七、(六)〕を一律英國品五%、外國品六%四分の一としノイル・ヤーン(稅番四七)從價二五%とし

二、印刷用紙〔稅番四四、(二)〕を三種に分け、毎百斤に付一留比八安、一留比十二安、二留比

となした。

(二) 輸出稅

一、ジュート袋等の輸出稅免除並一部免除

二、印度向け棉花、漆等の免除

二、輸出禁止品目

稅關長の許可なくしては、左記品目は海路緬甸或は印度以外へ輸出する事が出來ない。

(一) 武器彈藥及爆發物、光學、醫療器具、現像せざるフイルム、フラックス、植腦、硫黃、晒粉、水銀及化合物、曹達灰、苛性曹達、炭酸加里、苛性加里、テトラ、エチール、レット等十六品目

(二) 印度及緬甸產以外の左記品目

罐及瓶詰食料品、藥品、醫療品、アンモニア及其他化合物

主要產品輸出許可制實施

緬甸政府は九月二十一日附官報を以て、左記第一項及第二項の品目に就いて、印度以外に輸出する場合は許可を要する旨を公布した。但し、第二項の分は印度よりの輸入品にのみ適用するのであつて、此の點緬甸產品に對しては影響がない。

第一項(主要品のみ摘出)

飛行機、アルミニユーム、電線、化學藥品、鉛管、鉛板、自動車、ニツケル、鐵線、錫、無線機、亞鉛

第二項　アンチモニー、コツバマツト、ニツケル、タングステン鑛、亞鉛コンセントレート

其の後右は一九三九年十月九日附官報號外を以て廢止され、同時に之に代る左の如き新法令が發布された。右內容は輸出品で輸出許可を受けることを要する品目を更に追加し、且次の條件を有するものでなければ輸出を許可せずとした。即ち

(a) 英帝國內及委任統治地域に仕向けらるるものにして附屬E記載の物品

(b) Controller of Supplies, Burma の輸出許可書を有する附屬Cの物品

(c) 稅關主任官吏又は陸境稅關長の許可書を有するものにして附屬Dの物品

(d) 船舶の使用品及船客、船員の私用品

(e) 緬甸內の港にて積換へ外國に仕向けられる物品

(f) 緬甸及印度產品にして附屬B記載の物品

(g) Controller of Supplies, Burma の特別命令に依り輸出する物品

とし附屬A乃至Eに夫々品目の記載と前記條件の何れに屬するものなるかを明記して居る。

尙右附屬E記載の物名は緬甸の主要輸出品を網羅し、本邦へ輸出される鉛、ウオルフラム鑛、豆類其他米、チーク材等を包含するものである。

又本法令の實際の適用振りを政府當局に付確めた處、**日本**を含む東洋諸國に對しては各輸出高の申請により Shipiping bill 提出と共に、直に許可書を發給して居り、現在の處では特に取引を困難ならしめる事態が生じて居る譯ではない。

SCHEDULE

Part A.

(No export except under clauses (d), (e) and (g.).)

(1) Arms, ammunition and explosives.

(2) Chemicals and chemical preparations, the following:—

i) Acid, sulphuric.

ii) Bleaching powder and chlorine.

iii) Sodium bicarbonate.

iv) Sodium carbonate (including soda ash).

v) Caustic soda.

vi) Potassium carbonate.

vii) Caustic potash.

viii) Sulphur.

ix) Tetra-ethyl lead.

(3) Camphor.

(4) Instruments, apparatus and appliances, the following:—

i) Optical.

ii) Surgical and veterinary (including electro-medical).

iii) Photographic plates, films and papers, unexposed (excluding cinema films).

(5) Quicksilver (mercury and its compounds.)

(6) Flax, raw.

Part B.

(No export except under clauses (d), (e), (f) and (g).)

(1) Anmmonia and ammonium compounds.

(2) Drugs, medicines and sera.
(3) Provisions, canned and bottled.

Part C.

(No export except under clauses (b), (d), (e) and (g).)

(1) Chemicals and chemical preparations, the following :—
  i) Aluminium oxide.
  ii) Calcium acetate (acetate of lime).
  iii) Glycerine.
  iv) Photographic chemicals, all sorts.
  v) Toluol, toluene).
(2) Dyes and dyeing substances including turmeric.
(3) Graphite crucibles.
(4) Instruments, apparatus and appliances, the following :—
  i) Electric wires and cables.
  ii) Electrical insulating material, all sorts.
  iii) Wireless transmission and receiving sets and parts thereof.
(5) Machinery, pumping.
(6) Metals and ores, the following :—
  i) Alumina ; aluminium and aluminium alloys.
  ii) Copper and copper ore (excluding copper matte) ; copper pyrites; copper, old and unwrought ; copper wire drawn.
  iii) Iridium, osmiridium, irridosmine and concentrates containing iridium.
  iv) Iron pyrites.
  v) Iron or steel :—
    a) Sheets and plates, galvanised (corrugated and plain).
    b) Sheets and plates, tinned.
    c) Plates, boiler, of acid quality steel.
    d) Tubes, pipes and fittings, cast or wrought.
    e) Wire rope (black and galvanised).
    f) Wire, plain, barbed and stranded.
  vi) Lead sheets ; lead pipes and tubes.
  vii) Magnesium and magnesium alloys.
  viii) Molybdenum ; ferro-molybdenum ; molybdenum ores and compounds.
  ix) Nickel ; nickel ore and matte (excluding nickel speisis) ; nickel alloys in their various forms (including nickel exide).
  x) Platinum, crude and refined ; platinum alloys and compounds.
  xi) Radium ; radium ores and concentrates ; radium compounds.
  vii) Tin, unwrought and wrought (excluding tin ore and block tin).
  xiii) Vanadium ; ferro vanadium ; vanadium ; ores.
  xiv) Zinc or spelter, unwrought and wrought.
(7) Textiles, the following :—
  i) Cotton mosquito netting.
  ii) Flax manufactures.
  iii) Hemp, raw.
  iv) Hemp, manufactures.
(8) Vehicles, the following :—
  i) Aircraft and parts of aircraft.
  ii) Motor cars ; motor cycles, motor omnibuses, vans and lorries.
(9) Wood and timber, walnut.
(10) Miscellaneous :—
  i) Abrasives manufactured, including grinding wheels.
  ii) Bakelite and other synthetic moulding powders.
  iii) Packing hydraulic.

Part D.

(No export except under clauses (c), (e) and (g).)

Wool, raw.

Part E.

(No export except under clauses (a), (c), (d), (e), and (g).)

(1) Beans.
(2) Candles of all kinds.
(3) Myrobalans ; other tanning substances.
(4) Hides and skins, raw, all sorts.
(5) Hides and skins, tanned or dressed, all sorts.
(6) Metals, the following :—
  i) Aluminium manufactures.
  ii) Antimony and antimony ore.
  iii) Chrome ore.
  iv) Coppee matte.
  v) Ferro-aloys.
  vi) Iron ore : pig iron.
  vii) Iron or steel.
    a) Angles, bars, beams, chan nels, pillars, girders and bridge work.
    b) Hoops and strips.
    c) Old, or re-manufacture.
    d) Sheets and plates, not specified in Part C.
    e) Steel ingots, blooms, billets and slabs.
  viii) Lead.
  ix) Manganese ore : manganese.

x) Nickel speiss.
xi) Tin ore and block tin.
xii) Wolfram ore (Tungsten, Ferro-Tungsten and Tungsten ores).
xiii) Zinc concentrates.
(7) Mica.
(8) Oils, vegetable, all sorts.
(9) Oils, mineral, all sorts (including crude oil, kerosene, fuel oils, lubricating oils, petrol, benzine and benzol).
(10) Oilcakes, all sorts.
(11) Paraffin wax.
(12) Rice.
(13) Rubber, raw.
(14) Seeds; oilseeds, non-essential, all sorts.

戰時禁制品布告

緬甸政府は九月十四日附官報號外を以て戰時禁制品の品目指定を公布した。卽

一、絕對禁制品には
武器、彈藥、爆發物、戰時用化學藥品、各種燃料輸送用品動物一切の通信器具、貨幣、地金金屬類等があり。

二、條件的禁制品中には
一切の食料品、被服類が規定されて居る。

英領印度

對英輸出品中新規無稅通關品目

一九三九年八月十六日附當國各新聞は、倫敦ルーター發特電として、英國政府は英印通商協定有効期間中、印度各地よりの左の品目に對し、英本國無稅通關を認むる大藏省令を制定、該省令は八月十五日から實施される可き旨を報道して居る。

シエラック類、生ジュート訶梨勒、碎米、雲母類、加工を施さるる Clotalaria 及 Juncia 種麻類

印度、緬甸以外向輸出許可制

印度政府は一九三九年八月廿六日附の官報告示を以て、重要軍需品貯藏の第一歩として左記諸品目は稅關の許可なくして、印度又は緬甸以外の仕向地に輸出することを禁止する旨公告した。

(一) 武器彈藥、爆發物、光學外科及獸醫用機械、各種機械器具、寫眞感光板、フイルム、硫黃、漂白粉及鹽素、水銀、硫酸、炭酸、ナトリユーム(曹達灰を含む)、重炭酸ナトリユーム、苛性曹達、炭酸加里、苛性加里等

(二) 輸出禁止は印度產にあらざる他の品目例へば罐詰類、藥品、アンモニア等にも適用せらる

印度政府は一九三九年九月十一日附官報を以て、稅關長の許可なくして海路に依り左記の物品をビルマ以外の仕向地に輸出を禁ずる旨を發表したが、右は日印間には比較的關係は少いが、各殖民地にも及ぶべきものである。

研磨劑、過酸化石灰、飛行機及同部分品、アルミニユーム及同製品、アルミニユーム合金及同製品、アルミニユームオキサイド、アンチモニー、ベークライト粉末、酸性鋼鐵ボイラー板、電線竝鋼索、寫眞用化學品、銅竝銅鑛、銅線、坩堝用石墨、染料及染色材料、電氣絕緣體材料、亞麻の撚絲及織絲、其の他總ての亞麻製品(カンバス、亞麻布、縫絲を含む)、電氣鍍金鐵板(波形鐵板を含む)、グリセリン、大麻及同製品、イリデユーム、オスミリデユーム、イリドスミン竝イリデユームを含む凝結品、鉛板、鉛管竝チユーブ、マグネシユーム及マグネシユーム合金、モリブデン、フエロモリブデン、モリブデン鑛及同合成品、自動車及同部分品、蚊帳、ニヅケル、ニツケル鑛、ニツケルマツト、其他諸種のニツケル合金(ニツケル酸化物を含む)、水壓機、包裝機、水揚機、鐵及鋼のパイプ及チユーブ竝同附屬品、黃鐵鑛及銅鐵鑛、原產又は精製せるプラチナ、プラチナ合金及同合成品、ラヂユーム、ラヂユーム鑛及同凝結物竝合成品、錫、錫板及錫メツキ板、トルオール、トルニーネ、タングステン、含鐵タングステン、タングステン鑛、ヴアネヂイーム、フエロヴアネヂイーム、ヴアネヂイーム鑛、胡桃材、鐵及鋼線(普通線、棘線、撚線)、ワイヤーロープ、無線電信用トランスミツション、同受信器及同部分品、亞鉛、亞鉛製品

一九四〇年一月より通用の印度關稅表中改正公定價格

一九三九年十二月十八日附官報を以て、一九四〇年一月一日より適用せられる印度關稅表中改正公定價格が發表せられた。本邦と關係あるものは大體左の通りに引上げを見た。

1、化學製品
稅番二八　苛性曹達外二十六種　平均三割三分高引上
稅番二八ノ四　曹達灰　一割七分引上
稅番二八ノ八　苛性加里外十四種　平均三割二分高引上
2、染料
稅番三ノ一　硫化黑外十八種　平均七割四分引上
3、樟腦
稅番三一ノ四　一封度に付　バウダー　一アンナ引上
タブレツト　二アンナ引上
4、自轉車タイヤ
稅番三九ノ一　一ダースに付　四アンナ引上
5、生絲
稅番四六　一封度に付　六アンナ引上
6、洋傘の骨
稅番五六　平均二割七分引上
7、硝子製品
稅番六〇　壜　平均一割方引上

発地大〇ヘ三　腕鐶　手甲一個二付方引上
8′鐶　釣
発第大三ヘ一六　手甲一個二付方引上
9′セルロイド腕鐶
発第八二ヘ一一　手甲一個七分引上

輸出禁制品中許可を要する品目發表

印度政府は九月二十五日附官報告示を以て、左記の三項目に從ひ海路又は陸路に依る次の品目を緬甸以外の一切の仕向地に輸出を禁止する旨を發表すると共に八月二十六日附官報告示を廢棄した。

記

一、輸出絶對禁止品（ノート1）
二、軍需省の許可を得て輸出し得る品目（ノート2）
三、稅關の許可を得て輸出し得る品目（ノート3）

Part 1. Arms ammunition explosives sulphuric acid bleaching powder chlorine sodium licarbonate sodium carbonate including soda ash caustic soda pottassium carbonate caustic potash sulphur *tetràethyl* lead camphor optical goods surgical and veterinary goods including electromedical photographic plates films and papers unexposed excluding cinema films quicksilver and its compounds raw flax ammonia ammonium compounds drugs medicines and sera canned and bottle provisions,

Part. 2. Aluminium oxide calcium acetate glycerine photographic chemicals toluol toluene dyes and dyeing substances including turmeric graphit crucibles electric wires and cables electrical insulating material wireless transmission receiving sets and parts thereof pumping machinery alumina aluminium and alminium alloys and manufactures thereof antimony copper ore copper pyrites old and unwrought copper copper wire iridium osmiridium irridosmine and concentrates containing iridium irridosmine and concentrates containing iridim iron pyrites iron steel-sheets and plates galvanised corrugated and plain sheets and plated boiler of acid quality steel tubes pipes and fitting cast or wrought wire rope black and galvanised wire plain barbed and stranded lead sheet lead pipes and tubes magnestium and alloys molybdenum ferromolybdenum molybdenum ores and compounds nickel nickel ore and matte nickel alloys in their various forms including nickel oxide platinum crude and refined platinum alloys and compounds radium radium ores and concentrates radium compounds tin wrought and wrought tungsten ferrotungsten tungsten ores vanadium ferrovanadium vanadium ores zinc or spelter unwrought and wrought zinc concentrates cotton mosquito netting flax manufactures raw hemp hemp manufactures aircraft and parts of aircraft motorcars motor cycles motor omnibuses vans and lorries wood and timber of walnut abrasives manufactured including grinding wheels bakelite and other synthetic moulding power hydraulic racking.

Part. 3. Raw wool onadles of all kinds myrobalan other tanning substances raw hided and skins hides and skins tanned or dressed chrome ore ferroalloys iron ore pig iron iron or steel-angles bars beam channels pillars girders and bridges work hoopsannd strips old for remanufacture sheets and plates not specified in part two-steel in gots blooms billets and alabs manganese ore manganese mica castor oil coconut oil mineral oil including crude oil kerosene fuel oils lubricating oil petrol benzine benzol oilcakes paraffin wax raw rubber nonessential oilsees tallow sterrinec cotton raw and waste cotton manufactures all sorts not specified in part two raw jute jute manufactures wool manufactures.

輸出禁制品中許可を要する品目改正

印度政府は十月十六日附官報告示を以て次の通り改正した。

九月二十五日附官報告示中の軍需省の許可を得て輸出し得る品目中 Raw hemp 及 Hemp manufactures を削除し、

又稅關の許可を得て輸出し得る品目中 Raw wool の次に Manila rope を挿入、更に Cotton manufactures の次に Raw hemp 及 hemp manufactures other than manila rope を加へた。

更に十月二十一日附官報告示を以てこれを左の通り改正した。

九月二十五日附官報告示第二項中 Copper wire の次に and copper scrap を加へ、其の次に Gun-metal scrap and gun-metal borings の一目を設け、Lead pipes and tubes の次に and laed scrap を、Vanadium ores の次に White metal scraps borings and white metal ashes and dross を、zinc concentrates の次に and zinc scrap を加ふ。

又十二月二十五日附官報で輸出禁止品目の改正をしたが其の要點は左の通りである。

一、絕對輸出禁止品目の減少
二、軍需省許可品目の一部を稅關の許可を得れば足ることに改む
三、數個に亘る部分改正を整理すると共に更に數品目の改廢

◀印度英國間通商協定正式實施（英國之部參照）

錫蘭

白色亞鉛染料輸入取扱改正

錫蘭政府は、同島に輸入される白色亞鉛染料で、五%以上の不純物を含有するものは、適當に右の旨を明に標記すべく、且一九三九年九月卅日以後同島に着荷するものであつて、之に違反したものは、總て沒收處分に附すべき旨を次の通り告示した。

NOTICE

Importers of white Zinc paints consisting of more than 5% impurities requested to note that the containers in which such paints are imported should bear an adequate qualifying description such as "adulterated" or "reduced," conspicuously marked on them.

2. When the percentage of impurities is 50 or over, the actual percentage of adulteration should be marked, in addition to the qualifying description; the actual percentage of adulteration being obtained by subtracting from 100 the percentage of Zinc Oxide present in the paint plus the percentage of Zinc Sulphide in the lithophone constituent.

Thus:—

(when the percentage of impurities exceeds 5 but is less than 50)
WHITE ZINC PAINT
ADULTERATED
(or reduced)

(when the percentage of impurities is 50 or over)
WHITE ZINC PAINT
ADULTERATED
(or reduced)
60%

are examples of the manner in which containers should be marked in the instances referred to above.

3. Any consignments of white Zinc paint due to arrive in the Island after September 30, 1939, which fail to comply with the above requirements are liable to forfeiture under the provisions of the Merchandise Marks Ordinance (Cap. 122) and the Customs Ordinance (Cap. 185).

No. CA 630
H. M. Customs,
Colombo, July 27, 1939.

Sgd. ...
for Principal Collector.

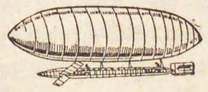

輸出管理令（假譯）

（一九三九年十月三十一日附錫蘭政府官報號外一九三九年十月三十一日附第八五四一號よりの拔萃）

一九三九年緊急（國防）令

修正一九三九年緊急（國防）令第一章に依り總督に附與されたる權限に基き錫蘭總督府の行政官は緊急（植民地防衛）規則に依り參事會に於て保護條例を錫蘭に適用する樣修正擴張した。

コロンボ一九三九年十月三十日

條例

略稱　一、此等の條例は保護（輸出管理）令として引用されるであらう

輸出統制官及輸出統制官補助者の任命　二、（1）總督は之等の條例を行ふに當り輸出統制官及同補助者と成るか或は其等の者として行動する樣に名譽職或は官吏として如何なる人をも任命することが出來る

（2）統制官及同補助者は本條例の下に於て其の義務の遂行各種權限の行使及職務の執行に際し勞働、工業、商業大臣の一般的指示及統制に從はねばならぬ

特定の商品（附屬表に列擧しあり）の輸出制限　三、之等の條例に於ける附表中に列擧されて居る商品は錫蘭より如何なる外國にも輸出することを禁ず

但し統制官に依つて下附されたるライセンスの權威の下に於ては此の限りに非らず

ライセンスの請求　四、ライセンスの請求者は全て此の目的の爲に統制官に依りて用意された形式に於て統制官が要求して居るが如き事項を統制官に提供すべし

總督閣下の命令に於て

總督秘書官

E・R・サードバリー

委託貨物の最終目的地に關する宣言を要求する權限　五、一定商品の委託貨物の輸出に對するライセンス發行以前に於ては

（1）統制官はライセンス請求者に對してその請求者が委託貨物が終局的に送付される人或は國家たる可きことを宣言することを要求し得る

（2）若しも統制官が當該宣言が實質的事項に於て不實であることを疑ふ相當の理由あるときは、統制官は其委託貨物に關するライセンスを拒絕することが出來る。若しもかかる委託貨物が船積の爲に稅關構內に搬ち込まれて居たならば統制官は

（a）統制官の滿足する程度にまで其の宣言の眞實性が證明されるまで稅關長に依り該委託貨物が抑留さるる可きことを決定することが出來る

（b）若しも其の宣言の眞實性が統制官の滿足する程度にまで證明されない場合は該委託貨物は沒收さる可く宣言し、或は該委託貨物は既に統制官に依り沒收する可く宣言せられたるものであり又以上の事を證する證明書の授受の下に稅關長は該委託貨物を關稅規則に依りて沒收さる可く統制官に依りて宣言されたると同樣の方法に於て處分するであらうといふ證明書を稅關長に與へることが出來る

（cap. 185 ライセンス）　六、（1）統制官に依り發行せられたるライセンスは全て

（a）統制官に於て決定することが出來る樣な形式であり且條件に從はねばならない。そして

（b）之等の條例を適用する目的に對して、ライセンスが附與され或はライセンスに於て指定されて居る樣な代理人に對して充分權威あるものであらう。ライセンスの中に列擧されて居る一定商品にして該ライセンス中に明記されて居るが如き價額及び量を輸出することに付き充分權威あるものたる可し、其の他の者に對して何等の權威なし

（2）統制官は何時たりともライセンスを修正し又は取消すことが出來る

七、（1）一定商品の委託貨物の輸出の後に於ては

（a）統制官は委託貨物が第五條に基き或は船荷證券に於て委託貨物に關して爲されたる宣言の中に明記してある最終目的地に委託貨物が到着したと云ふ滿足す可き證明の提出方を輸出業者に要求することが出來る

（b）若しもかかる證明が提出されざるか、或は統制官の意見に於て滿足す可き程度に達しない場合は、輸出業者は、統制官の選擇に從ひ該委託貨物の價格の三倍或は一千留比の金額を罰金に處せられる

但し輸出業者が委託貨物の最終に到達地は委託貨物に關する宣言中に明記されてある人又は國である可きであると云ふことを證明する相當の手段を執つたことを立證したる場合は之の限りに非らず

（2）統制官は、彼の裁量に於て一定商品の委託貨物に關するライセンスを一定商品の以前の委託貨物に關して本條例の前項に基づいて徵收されたる罰金を支拂ふことを怠つた輸出業者に與へることを拒絕することが出來る

輸出業者に依り宣言される最終目的地に委託貨物が到達する證明

但し本項に依つては一定の商品の委託貨物に關するライセンスを拒絕する統制官の他の權限に影響を與へず又は侵害せず或は斯る恐れ有りと思はれない場合は此の限りに非らず

統制官の決定或は命令に對する上訴

八、(1) 次の如き場合には、統制官は直ちにライセンス請求者或は關係免許輸出業者に對して文書を以て通告するであらう

(a) ライセンスの請求が全部或は一部分拒絕する決定が爲された場合

(b) ライセンスが修正され又は取消される決定が爲された場合

(c) 規則第五條に基づいて爲されたる委託貨物の抑留或は沒收が決定されたる場合

(d) 規則第七條に基づいて爲されたる命令が發せられたる場合

(2) 第一項に依り統制官より通告されたる決定或は命令に不服あるライセンス請求者或は輸出業者は、決定或は命令ありたる日より十日以内に大臣に決定或は命令に付いて上訴することが出來る

(3) 本條例第二項に基いて提起された上訴に付いては判決する以前に大臣は財務祕書官に諮問するであろう

(4) 此等の條例に基きて發せられたる統制官の決定或は命令又は上訴がかかる決定或は命令に對して提起されたる場合に於て、かかる上訴に對する大臣の命令は全ての目的に對して最後的であり決定的であり、下級審に再び繫屬する樣なことは無いであろう

情報を要求し記錄を檢閱する權能

九、統制官は他の何れかの國防規則に含まれたる何れの特殊規定をも侵害せざる限り之等の規則の目的の爲に何人に對しても指令を發し、之に特定せる時間以内に、又之に特定せる態樣により、又之に特定せる人に對し、斯く特定せらるべき情報を供給し、適當なる書籍、記述又は其他の記錄を檢閱の爲提出することを要請することを得

虛僞の情報を提供せることに對する刑

一〇、規則第四條による何等かの細目を又は規則第九條に依る何等かの情報を提出するとき、惡意に虛僞の申告を爲す者は有罪にして治安判事による即決處分の決定により、一、五〇〇ルーピーを超へざる科料又は六月を超へざる期間の禁錮又は兩者を併せて課せらるべし

解釋

一一、(1) 之等の規則の規定は稅關令及國防(雜種)規則と一體を爲せるものとして讀解せらるべし稅關令適用に付て、之に規定されてゐる貨物は稅關令により輸出を制限せらるる貨物と看做さるべし

(2) 之等の規則の規定は之に規定されたる貨物及斯かる貨物の輸出の規制又は制限に關する他の何れの成文法律の規定を追加することあるも之を制限するものに非らず

但之等の規則の何れかが他の斯かる成文法律と衝突又は矛盾するときは、斯かる規則の規定之に優先するものとす

表を補正する權能

一二、之等の規則の附表は官報に發表せらるる總督の命令により時々補正又は追加せらるべし

解釋

一三、之等の附表に於ては、文章の前後關係が他の意味を要求せざる限り

「統制官」とは規則第二に依り輸出統制官として行動すべく任命せられたる人を指し、又該規則により輸出統制官補佐役として行動すべく任命せられたる人を含む

「輸出」とは、文法的に種々變化し同語根の種々の表現を有するものなるが、海路空路の孰れを問はず錫蘭より運送し又は搬出すること又は錫蘭より運送せしめ又は搬出せしめることを意味す

「外國」とは大英帝國の一部分を構成する總ての國を指す

「許可」とは之等の規則により統制官により又は之に代りて發給せられたる許可證を指す

「稅關長」とは稅關長により其代理を爲すべく認可されたる總ての稅關吏員を含む

「規定せられたる貨物」とは當分の間之等の規則の附表に列擧せられたる總ての貨物を指す

一四、一九三九年保護(輸出統制)規則は茲に廢止せらる

表

一、茶
二、コ　ブ　ラ
三、椰　子　油
四、椰　子　搾　粕
五、乾　燥　椰　子
六、ゴ　ム
七、椰子皮の纖維製品
八、無　結　晶　鱗
九、鱗　酸

[Extract from the "Ceylon Government Gazette Extraordinary" No. 8,541 of October 31, 1939.]

THE EMERGENCY POWERS (DEFENCE) ACT, 1939.

DEFENCE regulations made by the Officer Administering the Government of Ceylon, by virtue of the powers vested in the

Governor by section 1 of the Emergency Powers (Defence) Act, 1939, of the Imperial Parliament as adapted, modified and extended to Ceylon by the Emergency Powers (Colonial Defence) Order in Council, 1939.

By His Excellency's command,
E. R. SUDBURY,
Secretary to the Governor.

Colombo, October 30, 1939.

REGULATIONS.

Short title.

1. These regulations may be cited as the Defence (Control of Exports) Regulation.

Appointment of Controller and Assistant Controllers of Exports.

2. (1) The Governor may appoint any person by name or office to be or to act as the Controller of Exports or as an Assistant Controller of Exports for the purposes of these regulations.

(2) The Controller and every Assistant Controller shall, in the performance of his duties, the exercise of his powers and the discharge of his functions under these regulations, be subject to the general direction and control of the Minister for Labour, Industry and Commerce.

Restriction of exportation of certain commodities. Schedule.

3. No commodity specified in the Schedule to these regulations shall be exported from Ceylon to any foreign country except under the authority of a licence granted by the Controller.

Application for licence.

4. Every applicant for a licence shall furnish to the Controller such particulars as the Controller may require in such from as may be provided by him for the purpose.

Power to require declarations as to ultimate destination of consignment.

5. Before the issue of a licence for the exportation of any consignment of any regulated commodity—

(*a*) the Controller may require the applicant for the licence to make a declaration as to the person for whom or the country for which such consignment is ultimately destined, and

(*b*) where the Controller has reasonable cause to suspect that the declaration so made is untrue in any material particular he may refuse a licence in respect of that consignment, and, where such consignment has been brought to the Customs premises for shipment, the Controller may—

(i) cause the consignment to be detained by the Principal Collector of Customs until the truth of the declaration is established to the satisfaction of the Controller; and

(ii) if the truth of the declaration is not established to his satisfaction, declare the consignment to be forfeited and certify to the Principal Collector that the consignment has been so declared by him to be forfeited, and upon the receipt of that certificate the Principal Collector of Customs shall dispose of the consignment in like manner as goods declared by him to be forfeited under the Customs Ordinance.

Cap. 185.

Licences.

6. (1) Every licence issued by the Controller—

(*a*) shall be in such form and subject to such terms and conditions as the Controller may determine; and

(*b*) shall, for the purposes of these regulations, be sufficient to authorize the person to whom the licence is granted or such agent of that person as may be designated in the licence, but no other person, to export any regulated commodity mentioned or described in the licence to such value or in such quantities as may be specified therein.

(2) The Controller may at any time amend or cancel any licence.

Proof of arrival of consignment at ultimate destination declared by exporter.

7. (1) After the exportation of a consignment of any regulated commodity—

(*a*) the Controller may require the exporter to produce satisfactory evidence that the consignment has reached the ultimate destination specified in the declaration made in respect of that consignment under regulation 5 or in any bill of lading or other shipping document relating to that consignment; and

(*b*) where such evidence is not produced, or is not satisfactory in the opinion of the Controller, the exporter shall forfeit a sum not exceeding either treble the value of that consignment or one thousand rupees, at the election of the Controller, unless the exporter proves that he took all reasonable steps to ensure that the ultimate destination of the consignment should be the person or country specified in the declaration relating to that consignment.

(2) The Controller may, in his discretion, refuse to issue a licence in respect of any consignment of any regulated commodity to any exporter who has failed to pay any sum of money forfeited under the preceeding paragraph of this regulation in respect of any previous consignment of any regulated commodity:

Provided that nothing in this paragraph shall affect or prejudice or be deemed or construed to affect or prejudice any other power of the Controller to refuse a licence in respect of any consignment of any regulated commodity.

Appeal against decisions or orders of Controller.

8. (1) The Controller shall forthwith communicate, in writing, to the applicant for a licence or the licensed exporter concerned, as the case may be—

(*a*) every decision refusing wholly or in part an application for a licence;

(*b*) every decision to amend or cancel a licence;

(*c*) every order for the detention or forfeiture of a consignment made under regulation 5; and

(*d*) every order of forfeiture made under regulation 7.

(2) Any applicant for a licence or any exporter who is dissatisfied with any decision or order communicated to him by the Controller under peragraph (1) may appeal from such decision or order to the Minister within a period of ten days reckoned from the date thereof.

(3) Before adjudicating on any appeal preferred under paragraph (2) of this regulation, the Minister shall consult the Financial Secretary.

(4) Any decision or order of the Controller under the regulations or, in case where an appeal has been preferred against any such decision or order, the order of the Minister on such appeal, shall for all purposes be final and conclusive and shall not be subject to review or called in question in any court of law.

Power to require information inspect documents.

9. Without prejudice to any special provision contained in any other defence regulation, the Controller may, for the purposes of these regulations, give to any person directions requiring him, within such time, in such manner and to such persons as may be specified in the directions, to furnish such information as may be so specified, and produce for inspection any relevant books, accounts, or other documents.

Penalty for giving false information.

10. Any person who, in furnishing any particulars under regulation 4 or any information under regulation 9, makes any statement which to his knowledge is untrue, shall be guilty of an offence and shall, on conviction after summary trial before a Magistrate, be liable to a fine not exceeding one thousand five hundred rupees or to imprisonment of either description for a term not exceeding six months, or to both such fine and imprisonment.

Construction. Cap. 185.

11. (1) The provisions of these regulations shall be read and construed as one with the Customs Ordinance and the Defence (Miscellaneous) Regulations; and for the purposes of the application of the Customs Ordinance any regulated commodity shall be deemed to be goods the exportation of which is restricted by Ordinance.

(2) The provisions of these regulations shall be in addition to, and not in derogation of, the provisions of any other written law relating to any regulated commodity and to the regulation or restriction of the exportation of any such commodity:

Provided, however, that where in any case any of these regulations is in conflit or inconsistent with any such other written law, the provisions of such regulation shall prevail.

12. The Schedule to these regulations may from time to time be amended or added to by Order of the Governor published in the *Gazette*.

Power to amend Schedule

13. In these regulations, unless the context otherwise requires— Interpretation.

"Controller" means the person appointed under regulation 2 to be or to act as the Controller of Exports, and includes any person appointed under that regulation to be or to act as an Assistant Controller of Exports;

"exportation," with its grammatical variations and cognate expressions, means the carrying or taking out of Ceylon, or causing to be carried or taken out of Ceylon, whether by sea or by air;

"foreign country" means any country not forming part of the British Empire;

"licence" means a licence issued by or on behalf of the Controller under these regulations;

"Principal Collector of Customs" includes any officer of Customs, authorized by the Principal Collector of Customs to act on his behalf;

"regulated commodity" means any commodity specified for the time being in the Schedule to these regulations.

14. The Defence (Control of Exports) Regulations, 1939, are hereby rescinded.

Schedule.

1. Tea.
2. Copra.
3. Coconut Oil.
4. Coconut Poonac.
5. Desiccated Coconut.
6. Rubber.

7. Coir Manufactures.
8. Amorphous Phosphorus.
9. Phosphoric Acid.

輸　入　管　理　令（假　譯）

（錫蘭政府官報號外一九三九年十月三十一日附第八五四一號よりの拔萃）

緊急（國防）法、一九三九年

帝國議會の一九三九年緊急權（國防）法第一章により總督に附與せられたる權能により、錫蘭政府の行政官により作製されたる國防規則は一九三九年參議會に於て緊急權（植民地防衛法）樞密院令により錫蘭に對し適用修正、擴張せらる

總督閣下の命により

總督秘書官

E・R・サードベリー

コロンボ、一九三九年十月三十日

規則

略稱　一、之等の規則は國防（輸入管理）規則として引用することを得。

輸入統制官及統制官補助者の任命　二、（1）總督は之等の規則の目的の爲何人をも輸入統制官又は輸入統制官補助者として其の姓名又は其の官職を示して任命することを得

（2）統制官及各統制官補助者は之等の規則による其の義務の遂行、其の權利の行使、其の職務の執行に際し勞働、工業、商業大臣の一般的指令及統制を受くべし

特定する物の權の輸入を禁止　三、（1）總督は官報に公表されたる命令により次の事項を爲すことを得

（a）該命令に列擧せる貨物の錫蘭への輸入を禁ずること

（b）該命令に列擧せる貨物の該表に規記せる地域又は地點より錫蘭への輸入を禁ずること

（2）（1）による命令は該命令又は其の後の命令に於て總督が指定するが如き免除及條件を附せらるべし

特定貨物の輸入を制限する權能

四、（1）總督は、統制官により又は之に代りて下附せられたる許可に據る場合を除き、該命令に列擧せらるべき如き貨物が附表に掲記せる地域又は地點より錫蘭へ輸入せらるべからざることを、官報に公表されたる命令により、規定することを得

（2）（1）による命令は該命令又は其の後の命令に於て總督が指定する如き免除及條件に從ふべし

許可

五、（1）凡て許可の申請者は統制官に對し該目的の爲必要なる形式により統制官が要求する細目を提出すべし

（2）總て許可は

（a）統制官が決定せる形式、條件に適ふべし

（b）之に特定せる期間有效なるべし

（ ）之等の規則の目的上、許可を下附せる者又は該許可に指定せる其の者の代理人に限り該許可に特定せる種類、價額又は品質の貨物を輸入することを認可するに十分なるものたるべし

（3）統制官は何時にても許可の修正又は取消を爲すことを得

（4）許可の申請に關する統制官の決定及許可の修正又は取消の爲の統制官の決定は總て統制官の署名及日附を附すべく、且直に其の時に應じ申請者又は免許を受けたる者に通達すべし、該申請者又は免許を受けたる者は、統制官の決定に不服なる場合は、決定の日より起算して十日以内の期間に於て所管大臣に訴願を爲すことを得

（5）前節（4）により提出せられたる訴願に對し判定を下す前に大臣は財政顧問に諮問するであらう

（6）本規則の前の諸條項に基く統制官の決定、又は斯る決定に對し訴願を提起する場合は斯かる訴願に關する所管大臣の命令は凡ゆる目的に對し最終的且終結的のものたるべく如何なる法廷に於ても覆審又は審理せらるべからず

情報を要求し記錄を檢閲する權能

六、統制官は、他の總ての保護規則に含まれたる總ての特殊の規定を侵害せざる限り、之等の規則の目的の爲何人に對しても指令を發し之に特定せる如き人に對し、之に特定せる如き時期、態樣により斯く特定せる如き情報を提供し、檢閲の爲適當なる書籍、記述乃至他の記錄の提出を請求することを得

虛僞の情報を提供せることに對する處罰

七、規則第五條に依り細目を又は規則第六條により情報を提供する場合に眞實ならざることを知り乍ら之が申告を爲す者は、法律に違反するものにして、治安判事の即決裁判後有罪の宣告により、一千五百ルピーを超えざる科料又は六月を超えざる期間の禁錮若くは斯かる科料と禁錮とを併せ科せらるべし

原產地證明書

八、稅關長は規則第三條（1）（b）により又は規則第四條（1）により命令に列擧せられたる何れの貨物も特定の地域又は地點より輸入せらるべしとの要求を拒否することを得但し斯かる要求が稅關長の要求する如き細目及形式を有する原產地證明書により證明せらるるときは此の限に非ず

解釋
Cap 185

九、（1）之等の規則の條項は稅關令及國防（雜種）規則と一體を爲すものとして讀解せらるべし稅關令の適用の爲には

（a）規則第三條により總督が發したる命令に列擧せられたる貨物は稅關令により輸入を禁止せられたる貨物と看做さるべし而して

（b）規則第四條により總督が發したる命令に列擧せられたる貨物は稅關令により輸入を制限せられたる貨物と看做さるべし

（2）之等の規則は總督が之により爲したる命令に列擧せられたる貨物の輸入に關する總ての成文法律の規定を追加するものたるべく之を廢除するものたるべからず

但し如何なる場合にも規則の何れか又は之により爲したる何れかの命令が他の斯かる成文法律と衝突し若くは矛盾することあるときは、諸規則又は命令の規定が優先すべきものとす

附表を補正する權能

一〇、之等の規則の附表は官報に發表されたる總督の命令により時々補正又は追加せらるべし

解釋

一一、之等の規則に於て——

「統制官」とは規則第二條により任命せられ輸入統制官として行動すべき人を指し、該規則により任命せられ輸入統制官補助者として行動すべき總ての人を含む

「貨物」とは各種又は各等級の物品、動物、物質又は財產を含む

「輸入」とは、文法的には種々の變形及同語根の表現を有するものなるが、海路、空路を問はず錫蘭へ輸入乃至招來すること又は錫蘭へ輸入乃至招來せしむることを意味す

「許可」とは規則第四條により統制官により又は之に代り發行せられたる許可證を指す

「稅關長」とは稅關長により之に代つて行動すべき權限を附與せられたる稅關の總ての官吏を含む

本法に於て附表とは當分の間之等の規則に依り效力を有する之等規則附屬の表を指す

表

一、大英帝國の一部を構成せざる總ての地域

二、カナダ

[Extract from the "Ceylon Government Gazette Extraordinary" No. 8,541 of October 31, 1939.]

THE EMERGENCY POWERS (DEFENCE) ACT, 1939.

DEFENCE regulations made by the Officer Administering the Government of Ceylon, by virtue of the powers vested in

the Governor by section 1 of the Emergency Powers (Defence) Act, 1939, of the Imperial Parliament, as adapted, modified and extended to Ceylon by the Emergency Powers (Colonial Defence) Order in Council, 1939.

By His Excellency's Command,
E. R. SUDBURY,
Secretary to the Governor.

Colombo, October 30, 1939.

REGULATIONS.

1. These regulations may be cited as the Defence (Control of Imports) Regulations. Short title.

2. (1) The Governor may appoint any person by name or by office to be or to act as the Controller of Imports or as an Assistant Controller of Imports for the purposes of these regulations. Appointment of Controller and Assistant Controllers of Imports.

(2) The Controller and every Assistant Controller shall, in the performance of his duties, the exercise of his powers and the discharge of his functions under the regulations, be subject to the general direction and control of the Minister for Labour, Industry and Commerce.

3. (1) The Governor may, by Order published in the *Gazette*— Power to prohibit importation of special goods.

(*a*) prohibit the importation into Ceylon of any goods specified in the Order;

(*b*) prohibit the importation into Ceylon of any goods specified in the Order from any territory or place mentioned or described in the Schedule.

(2) An Order under paragraph (1) shall be subject to such exemptions and conditions as may be prescribed by the Governor in that or any subsequent Order.

4. (1) The Governor may, by Order published in the *Gazette*, provide that, except under the authority of a licence granted by or on behalf of the Controller, such goods as may be specified in the Order shall not be imported into Ceylon from any territory or place mentioned or described in the Schedule, Power to restrict importation of specified goods.

(2) Any Order under paragraph (1) shall be subject to such exemptions and conditions as may be prescribed by the Governor in that or any subsequent Order.

5. (1) Every applicant for a licence shall furnish to the Controller such particulars to the Controller may require in such form as may be provided by him for the purpose. Licences

(2) Every licence.

(*a*) shall be in such form and subject to such terms and conditions as the Controller may determine;

(*b*) shall be valid for such period as may be specified therein;

(*c*) shall, for the purposes of these regulations, be sufficient to authorize the person to whom the licence is granted or such agent of that person as may be designated in the licence, but no other person, to import goods of such description and to such value or in such quantities as may be specified in the licence.

(3) The Controller may at any time amend or cancel any licence.

(4) Every decision of the Controller on any application for a licence, and every decision of the Controller to amend or cancel any licence, shall be signed and dated by him and shall forthwith be communicated to the applicant or licensee, as the case may be; and such applicant or licensee may, if dissatisfied with the decision of the Controller, appeal therefrom to the Minister within a period of ten days reckoned from the date of the decision.

(5) Before adjudicating on any appeal preferred under paragraph (4), the Minister shall consult the Financial Secretary.

(6) The decision of the Controller under the preceding provisions of this regulation or, in a case where an appeal has been preferred against any such decision, the order of the Minister on such appeal, shall for all purposes be final and conclusive and shall not be subject to review or called in question in any court of law.

6. Without prejudice to any special provision contained in any other defence regulation, the Controller may, for the purposes of these regulations, give to any person directions requiring him, within such time, in such manner and to such persons as may be specified in the directions, to furnish such information as may be so specified, and produce for inspection any relevant books, accounts, or other documents.

Power to require information and inspect documents.

7. Any person who, in furnishing any particulars under regulation 5 or any information under regulation 6, makes any statement which to his knowledge is untrue, shall be guilty of an offence and shall, on conviction after summary trial before a Magistrate, be liable to a fine not exceeding one thousand five hundred rupees or to imprisonment of either description for a term not exceeding six months, or to both such fine and imprisonment.

Penalty for giving false information.

8. The Principal Collector of Customs may refuse to admit any claim that any goods specified in an Order under regulation 3 (1) (*b*) or regulation 4 (1) are imported from any particular territory or place unless such claim is supported by a certificate of origin in such form and containing such particulars as he may require.

Certificates of origin.

9. (1) The provisions of these regulations shall be read and construed as one with the Customs Ordinance and the Defence (Miscellaneous) Regulations; and for the purposes of the application of the Customs Ordinance—

Construction. Cap. 185.

(*a*) goods specified in any Order made by the Governor under regulation 3 shall be deemed to be goods the importation of which is prohibited by Ordinance; and

(*b*) goods specified in any Order made by the Governor under regulation 4 shall be deemed to be goods the importation of which is restricted by Ordinance.

(2) The provisions of these regulations shall be in addition to, and not in derogation of, the provisions of any written law relating to the importation of any goods specified in any Order made by the Governor under these regulations:

Provided, however, that where in any case any of these regulations or any Order made thereunder is in conflict or inconsistent with any such other written law, the provisions of such regulation or Order shall prevail.

10. The Schedule to these regulations may from time to time be amended or added to by Order of the Governor published in the *Gazette*.

Power to amend Schedule.

Interpretation.

11. In these regulations—

"Controller" means the person appointed under regulation 2 to be or to act as the Controller of Imports, and includes any person appointed under that regulation to be or to act as an Assistant Controller of Imports;

"goods" includes any article, animal, substance or property whatsoever of any class or description;

"importation" with its grammatical variations and cognate expressions, means the importing or bringing into Ceylon, or causing to be imported or brought into Ceylon, whether by sea or by air;

"licence" means a licence issued by or on behalf of the Controller under regulation 4;

"Principal Collector of Customs" includes any officer of Customs authorized by the Principal Collector of Customs to act on his behalf;

"Schedule" means the Schedule to these regulations which is for the time being in force thereunder.

Schedule.

1. Any territory not forming part of the British Empire.
2. Canada.

輸入禁止品

▲輸入管理令細則（假譯）

（一九三九年十一月一日錫蘭政府官報附錄第八五四三號拔萃）

國防（輸入管理）條例

國防（輸入管理）條例第三號に依りて政府に與へられたる權限の効力に依り、錫蘭政府の行政官M・M・ウェーダーバンは本法を以て次の如き措置を取るものである。

（一）本法所掲の表に列擧されたる物品の錫蘭への輸入を禁止するが如き措置

（二）（一）により賦課されたる禁止よりの免除次の如し

（a）一九三九年十一月七日以前に原產國を船積されたることを稅關長に於て滿足するが如く證明せられたる品物

（b）錫蘭國防軍、錫蘭海軍義勇團を包含する錫蘭に於ける皇帝の陸海空軍の使用に供せらるる目的を有すと稅關長に於て滿足するが如く證明せられたる各種兵器

（c）關稅布告第二十一章の規定に依り發せられたる總督令に指定されたる領事館員に依り又は領事館員用として委託され又は輸入さるるが如き物品

（d）關稅布告第二十二章の規定に依り輸入稅支拂を免除されたるが如き兵器以外の物品

（e）第四十七章に規定されたる事情並に條件に依り無稅となるが如く要求されてゐる樣な物品

（f）關稅法の規定に依り旅行者の手荷物として免除さるるが如き物品

錫蘭總督行政官

M・M・ウェーダーバン

コロンボ一九三九年十一月一日

附表

輸入禁止品目

一、金　箔

二、花　火

三、シャムペン以外の沸騰性葡萄酒

四、左記の種類の火器

空氣銃、空氣旋條銃及空氣拳銃、拳銃、連發拳銃、旋條銃及騎兵銃

五、文房具見本

六、麥稈、草、蘭製マット及マッティング、（オーラ製のマット及マッティング以外のもの）

七、ベイ・ラム、オー・ドウ・コローニュ及ラヘンデル香水以外の香油

八、全部又は主として金屬製の玩具

九、銀及銀延板

一〇、金延板

[Extract from the "Ceylon Government Gazette Extraordinary" No. 8,543 of November 1, 1939.]

THE DEFENCE (CONTROL OF IMPORTS) REGULATIONS.

BY virtue of the powers vested in the Governor by regulation 3 of the Defence (Control of Imports) Regulations, I, Maxwell MacLagan Wedderburn, Officer Administering the Government of Ceylon, do by this Order.

(1) prohibit the importation into Ceylon of any of the goods specified in the Schedule hereto; and

(2) exempt from such prohibition—

(*a*) such of those goods as may be proved to the satisfaction of the Principal Collector of Customs to have been shipped from the country of origin before the seventh day of November, 1939;

(*b*) such firearms as may be proved to the satisfaction of the Principal Collector of Customs to be intended for the use of His Majesty's Naval, Military and Air Forces in Ceylon including the Ceylon Defence Force and the Ceylon Naval Volunteer Force;

(*c*) such of those goods as may be consigned to or imported by or for the use of consular officers named in any Order of the Governor issued under section 21 of the Customs Ordinance;

(*d*) such of those goods, other than firearms, as may be exempted from payment of import duties under section 22 of the Customs Ordinance;

(*e*) such of those goods as may be required by section 47 of the Customs Ordinance to be passed duty free in the circumstances and on the terms and conditions prescribed in that section; and

(*f*) such of those goods as are exempted as passengers' baggage within the meaning of the Customs Regulations.

M. M. WEDDERBURN,
Officer Administering the
Government of Ceylon.

Colombo, November 1, 1939.

SCHEDULE.

Goods the Importation of which is Prohibited.

1. Gold Leaf.
2. Fireworks.
3. Sparkling wines other than Champagne.

4. Firearms of the following description :—
   Air-guns, air rifles and air pistols, pistols, revolvers, rifles and carbines.
5. Stationery Compendiums.
6. Straw, grass and ruch mats and matting other than ola mats and matting.
7. Perfumed spirits, other than bay-rum, eau-de-cologne, and lavender water.
8. Toys made wholly or mainly of metal.
9. Silver and silver plateware.
10. Gold plate.

英帝國以外及びカナダよりの輸入禁止品

▲輸入管理令細則　(假譯)

(錫蘭政府官報號外一九三九年十一月一日第八五四三號抜萃)

國防(輸入管理)規則

國防(輸入管理)規則第三條による總督に與へられたる權能により錫蘭政府行政官たる予、M・M・ウエダーバーン(Maxwell Maclagan Wedderburn)は本令により左の如き措置を取るものである

(一)　第一表に列擧せる貨物を第二表に掲記せる領土或は地域より錫蘭へ輸入することを禁止すること

(二)　次の物は斯る禁止より免除される

(a)　稅關長が一九三九年十一月七日以前に原産地より積出されたることに付き確信しうるやう證明されたる如き貨物

(b)　稅關令第廿一章により發せられたる總督の命令に於て指定されたる領事官員に依り又は之の使用の爲に委託又は輸入せらるる如き貨物

(c)　稅關令第廿二章により輸入稅の支拂を免除せらるる如き貨物

(d)　稅關令第四十七章により本章に指定されたる事情、條件に於て無稅通過を要求せらるる如き貨物

(e)　稅關規則の規定に依り旅行者の荷物として免除せらるる如き貨物

(f)　稅關長が各場合の事情に於て合理的と思考する如き數量に於て個人又は其の家族の個人的使用又は消費用にして販賣の目的を有せざるものにして、郵便物として個人に依り輸入せらるる如き貨物

錫蘭政府行政官
M・M・ウエダーバーン

コロムボ　一九三九年十一月一日

第一表

品目表

一、穀物(米及豆を除く)
二、小麥粉
三、葛、タピオカ及サゴ椰子(ばらにて)
四、動物飼料
五、冷凍せる獸肉、鳥肉、狩獵鳥獸肉
六、羊肉(罐詰又は保存したるもの)
七、生きたる動物(食用のもの)
八、ビール、エール酒及黑ビール
九、ビスケット
一〇、バター
一一、葉子類
一二、サイダー
一三、ココア(調製せるもの)
一四、ココナツ(生のもの)
一五、コーヒー(燔きて挽きたるもの)
一六、コーヒー(燔きて挽かざるもの)
一七、糖果類
一八、クリーム
一九、カレー原料
二〇、卵
二一、魚、冷凍せるもの
二二、魚(Maldine 產)
二三、魚、保存されたるもの(罐詰を除く)
二四、生果物、(林檎及葡萄を除く)
二五、果實(ナツメ棕櫚の果實を除く)、乾したるもの又は砂糖以外のものに漬けたるもの
二六、ヂヤム、ヂエリー及マーマレイド
二七、落花生
二八、釀造用麥芽及ホップ
二九、動物性脂肪(ラード以外のもの)
三〇、葱
三一、鹽
三二、食料用種子
三三、藥味料
三四、ブランデイ以外の酒類
三五、角砂糖、棒砂糖(共に精製糖)
三六、椰子糖
三七、生及乾燥野菜
三八、Beedies
三九、葉卷煙草
四〇、嗅ぎ煙草
四一、精製煙草
四二、石炭
四三、チョーク
四四、土砂
四五、耐火粘土
四六、諸種の鑛及屑物
四七、枕木
四八、原棉
四九、屑棉
五〇、ファイバー
五一、採油用種子
五二、ベンゾイン・ゴム

五三、ダマル・ゴム
五四、樹　脂
五五、諸　種　の　蠟
五六、未精製動物油、〈ツト、獸脂
五七、精油以外の植物油、脂肪油、獸脂
五八、獸　皮
五九、ゴ　ム
六〇、籐
六一、象　牙
六二、諸種の肥料、〈鹽基性鑛滓、燐鑛石、石灰窒素、硝酸曹達〈智利硝石〉硫酸アンモニア、過燐酸石灰〉
六三、ビーディの葉
六四、菊醬（betel）の葉
六五、介　殼
六六、タールと松脂
六七、タンニン用樹皮
六八、ミイロバラム（Myrobalans）
六九、煉　瓦
七〇、タ　イ　ル
七一、パ　イ　プ
七二、衞生器具（陶磁器製水槽、浴槽を含む）
七三、板ガラス
七四、砥　石
七五、銑　鐵
七六、鐵鋼の條、竿、錠（ブリスター、ジヤンバー及工具用鋼を含む）
—仕上げられたるもの
七七、鐵及鋼—壓延せる山型を成せるもの、鎚、溝型を成せるもの、シエイプスアンドシエクション、工型を成せるもの、桁、梁、根太、柱—仕上げたるもの
七八、金屬を鍍せざる鐵板（仕上げたるもの）
七九、金屬を鍍したる鐵鋼板（仕上げざるもの）
八〇、錫を鍍したる鐵鋼板（仕上げざるもの）
八一、諸種の上塗せる各種鐵鋼板（金屬を鍍し又仕上げたるもの）
八二、及筒管—鍊鐵及鋼鐵製直徑八分ノ一吋より六吋のもの（仕上げたるもの）其の他
八三、管及筒—鍊鐵及鋼鐵製直徑八分ノ一吋より六吋のもの（仕上げられざるもの）
八四、管及筒—鍊鐵及鋼鐵其他の製品（仕上げたるもの及仕上げざるもの）
八五、管及筒—鑄鐵製（仕上げたるもの及仕上げざるもの）
八六、管及筒用具
八七、針金の柵材料（尖棘鐵條以外のもの）
八八、針金製品、ケーブル及ロープ（絕緣せる電話及電信ケーブル以外のもの）
八九、鋲及坐金
九〇、螺釘及止め螺旋
九一、金　庫
九二、鐵製衞生備品、水槽及浴槽を含む
九三、桶
九四、鎖
九五、電極（鐵製のもの）
九六、補强用の延展せる金屬及其他の材料—仕上げられざるもの
九七、アルミニユーム器物、輸出品包裝用箔を含む
九八、眞鍮及銅合金及其製品（釘及螺旋釘以外のもの）
九九、電極（鐵製に非るもの）
一〇〇、電　鍍　物
一〇一、ニツケル板
一〇二、鉛、（塊）
一〇三、鉛　（筒）
一〇四、鉛（薄板及輸出品包裝用箔）
一〇五、錫及錫製品
一〇六、亞鉛（塊、鑄塊、鑛滓餅、板）
一〇七、白色合金物、精鍊されざるもの
減摩用金屬
活　字　金
其　他
一〇八、印刷用活字
一〇九、双　物　類
一一〇、器具及道具及其部分品（工作機械を除く）—農業用のもの
一一一、器具、器械及裝置（電氣的以外のもの）
關節强直治療用又は教育用若くは調査用の裝置
其他—齒科、外科、內科、獸醫學用のもの
其他—數學用のもの
其他—肥料用のもの
其他—科學用のもの
一一二、電線及被覆電線
一一三、電　球
一一四、電信、電話器具及裝置（電池を除く）—無線以外のもの
一一五、電池及蓄電池（自動車用耐水器を除く）、乾電池以外のもの
一一六、汽罐及汽罐室設備
一一七、起重機、揚卸機、卷揚機
一一八、制御齒車及スウイツチ・ギア
一一九、起重機、交流發電機、發電機及勵磁機
一二〇、モーター
一二一、變　壓　器
一二二、磁氣發電機（燃燒裝置）
一二三、鑄造所及製作場用機械
一二四、機械用帶條
一二五、工作用具
一二六、茶用機械
一二七、原動機（電氣的に非るもの）
一二八、印刷及製本機械
一二九、織物機械
一三〇、ミシン
一三一、秤　量　器
一三二、木綿絲及撚絲
一三三、羊毛及毛絲製品、ベルリン・ブランケツト
一三四、混合材料のブランケツト
一三五、混合材料のハンケチ

一三六、綱、索、細引及大麻製撚絲
一三七、コイア製品
一三八、リンネル反物
一三九、帆布又はキヤンヴアス
一四〇、漁用網
一四一、チユート製品
一四二、關節强直治療又は教育用若くは調査用の化學製品
一四三、漂白材料、重硫酸曹達を含む
一四四、炭酸ガス
一四五、コールター生產物(他に揭げざるもの)
一四六、適滿俺酸加里
一四七、曹達
一四八、接合液
一四九、規那及規那調製品
一五〇、染料
一五一、ペイント及色料
一五二、蠟燭
一五三、石油(精製せるもの、其他)
一五四、石鹼
一五五、ワニス
一五六、馬鞍及馬具
一五七、吸取紙
一五八、文房具(罫線又はプリントせる用紙、プリントせる封筒、題字をプリントせるレター、ペーパー及紙裝の練習帳、備忘帳以外の筆記帳)
一五九、紙の表紙の練習帳
一六〇、骨牌
一六一、飛行機及部分品
一六二、鐵道車輛
一六三、貨物自動車、自動車、乘合自動車及トラクター以外の路面用車類
一六四、內海航海用の諸船
一六五、護謨タイヤー及チユーブ
一六六、ゴルフ及テニス用ボール
一六七、彈藥及爆發藥
一六八、義齒、義肢及義眼
一六九、バスケツト、バスケツト用品
一七〇、桶(樽類を組立てる一束の板及桶板を含む)
一七一、フエルト(屋根用)
一七二、ガスマントール
一七三、寶石及金銀細工用器具(金線、金絲(但し金銀板を含まず)を含む)
一七四、再生及模造石
一七五、安全マツチ
一七六、蓄音機及蓄音機用レコード
一七七、ペイント及繪具及繪畫用ブラシユ以外の繪畫用材料
一七八、運動競技用具(銃砲、彈藥及ゴムボールを除く)
一七九、食用外の動物類

第二表

領土及地域表

一、英領以外の全ての國
二、カナダ

[Extract from the "Ceylon Government Gazette Extraordinary" No. 8,543 of November 1, 1939.]

THE DEFENCE (CONTROL OF IMPORTS)

BY virtue of the powers vested in the Governor by regulation 3 of the Defence (Control of Imports) Regulations, I, Maxwell MacLagan Wedderburn, Officer Administering the Government of Ceylon, do by this Order—

(1) prohibit the importation into Ceylon of any of the goods specified in the First Schedule hereto from any territory or place mentioned or described in the Second Schedule hereto; and

(2) exempt from such prohibition—

(*a*) such of those goods as may be proved to the satisfaction of the Principal Collector of Customs to have been shipped from the country of origin before the seventh day of November, 1939;

(*b*) such of those goods as may be consigned to or imported by or for the use of consular officers named in any Order of the Governor issued under section 21 of the Customs Ordinance;

(*c*) such of those goods as may be exempted from payment of import duty under section 22 of the Customs Ordinance;

(*d*) such of those goods as may be required by section 47 of the Customs Ordinance to be passed duty free in the circumstaaces and on the terms and conditions prescribed in that section;

(*e*) such of those goods as are exompted as passengers' luggage within the meaning of the Customs Regulations;

(*f*) such of those goods as may be imported by individuals, through the post, for the personal use or consumption of such individuals or their families, and not for sale, in such quantities as the Principal Collector of Customs may consider reasonable in the circumstances of each case.

M. M. WEDDERBURN,
Officer Administering the
Government of Ceylon.

Colombo, November 1, 1939.

FIRST SCHEDULE.

List of Goods.

1. Grain, other than rice and beans.

2. Flour.
3. Arrowroot, tapioca and sago in bulk.
4. Feeding stuffs for animals.
5. Frozen meat, poultry and game.
6. Mutton, tinned er preserved.
7. Animals, living, for food.
8. Beer, ale and porter.
9. Biscuits.
10. Butter.
11. Cakes.
12. Cider.
13. Cocoa (prepared).
14. Coconuts, fresh.
15. Coffee, roasted, ground.
16. Coffe, roasted, not ground.
17. Confectionery.
18. Cream.
19. Curry stuffs.
20. Eggs.
21. Fish, frozen.
22. Fish, Maldive.
23. Fish, preserved (other than tinned).
24. Fruits, fresh, other than apples and grapes.
25. Fruits (other than dates) dried or preserved otherwise than in sugar.
26. Jams and jellies, marmalade.
27. Groundnuts.
28. Malt for brewing and hops.
29. Animal fats, other than lard.
30. Onions.
31. Salt.
32. Food seeds.
33. Spices.
34. Spirits, other than brandy.
35. Sugar, refined, in lumps and leaves.
36. Jaggery.
37. Vegetables, fresh or dried.
38. Beedies.
39. Cigars.
40. Snuff.
41. Tobacco, manufactured.
42. Coal.
43. Chalk.
44. Earth and sand.
45. Fire clay.
46. Ores and scrap of all descriptions.
47. Sleepers.
48. Cotton Raw.
49. Cotton, waste.
50. Fibre.
51. Oil seeds.
52. Gum Benjamin.
53. Gum-Dammar.
54. Lac.
55. Waxes, all kinds.
56. Animal oils, fats, and greases not refined.
57. Vegetable oils, fats and greases (other than essential).
58. Hides and skins.
59. Rubber.
60. Canes and rattans.
61. Ivory.
62. All manures other than.
    Basic Slag.
    Mineral Rock Phosphate.
    Calcium Cyanamide.
    Nitrate of Soda.
    Sulphate of Ammonia.
    Superphosphate.
63. Leaves, beedy.
64. Leaves, betel.
65. Shells.
66. Tar and pitch.
67. Bark for tanning.
68. Myrobalams.
69. Bricks.
70. Tiles.
71. Pipes.
72. Sanitary fittings including cisterns and baths, porcelain and chinaware.
73. Plate glass.
74. Grindstones.
75. Pig Iron.
76. Bars and Rods, slabs, including blister, jumper and tool steel—iron and steel, fabricated.
77. Iron and steel rolled angles, bulbs, channels, shapes and sections, H-iron, girders, tees, beams, joists, pillars—fabricated.
78. Plates and sheets, not coated, fabricated.
79. Plates and sheets, coated, galvanized, corrugated, not fabricated.
80. Plates and sheets, coated, tinned, not fabricated.
81. Plates and sheets, coated, all descriptions, fabricated.
82. Tubes and pipes—wrought iron and steel $\frac{1}{8}$ in. to 6 in. diameter—not fabricated.
83. Tubes and pipes—wrought iron and steel $\frac{1}{8}$ in. to 6 in. diameter, fabricated.

84. Tubes and pipes—wrought iron and steel, other: fabricated and not fabricated.
85. Tubes and pipes—cast iron, fabricated and not fabricated.
86. Fittings for tubes and pipes.
87. Wire fencing: other than barbed wire.
88. Wire manufactures: cables and ropes (other than insulated telephone and telegraph cable).
89. Rivets and washers.
90. Bolts and nuts.
91. Safes.
92. Sanitary fittings including cisterns and bath, iron.
93. Shoot runners.
94. Chains.
95. Electrodes, ferrous.
96. Expanded metal and other materials for reinforcement—not fabricated.
97. Aluminium ware including foil for packing produce for export.
98. Brass and alloys of copper and manufactures thereof other than nails and screws.
99. Electrodes, non ferrous.
100. Electroplate.
101. Nickel plate.
102. Lead: Pig.
103. Lead: Pipes.
104. Lead: Sheets and foil for packing produce for export.
105. Tin and manufactures of tin.
106. Zinc: blocks, ingots, cakes and slabs.
107. White Metal alloys, unwrought.
    Auti-friction metal.
    Type metal.
    Other.
108. Printing type.
100. Cutley.
110. Implements and tools and parts thereof (other than machine tools)—agricultural.
111. Instruments, appliances and apparatus (other than electrical):
    Apparatus for use in the campaign against anchylostomiasis or for educational purposes or for research work.
    Other—dental, surgical, medical and vetorinary.
    Other—mathematical.
    Other—optical.
    Other—scientific.
112. Electric wires and cables.

113. Electric lamp bulbs.
114. Electrical telegraph and telephone instruments and apparatus (except batteries)—other than wireless.
115. Electrical batteries and accumulators (except splash-proof for motor vehicles): other than dry cell batteries.
116. Boilers and boiler house plant.
117. Cranes, hoists and lifting machinery.
118. Control and switch gear.
119. Generators, alternators, dynamos and exciters.
120. Motors.
121. Transformers and converters.
122. Magnetos (Ignition).
123. Foundry and workshop machinery.
124. Machine belting.
125. Machine tools.
126. Tea machinery.
127. Prime movers, not electrical.
128. Printing and book-binding machinery.
129. Textile machinery.
130. Sewing machines.
131. Weighing machines.
132. Cotton yarn and twist.
133. Woollen and worsted manufactures:
    Berlin.
    Blankets.
134. Blankets of mixed materials.
135. Handkerchiefs of mixed materials.
136. Cordage, cables, ropes, and twine of hemp.
137. Coir manufactures.
138. Linen piece goods.
139. Sail cloth or canvas.
140. Fishing nets.
141. Jute manufactures.
142. Chemicals for use in the campaign against anchylostomiasis or for educational purposes or for research word.
143. Bleaching materials including sodium bisuphate.
144. Carbonic acid gas.
145. Coal tar products not elsewhere specified.
146. Potassium permanganate.
147. Soda.
148. Soldering fluid.
149. Quinine and quinine preparations.
150. Dyes and dye stuffs.
151. Paints and colours.
152. Candles.
153. Petroleum, refined: other.

154. Soap.
155. Varnish.
156. Saddlery and harness.
157. Paper, blotting.
158. Stationery (including ruled or printed forms, printed envelopes, letter papar with printed headings and manuscript books other than exercise books in paper covers and compendiums).
159. Exercise books in paper covers.
160. Playing cards.
161. Aircraft and parts.
162. Railway vehicles.
163. Road vehicles other than motor lorries, motor vans, motor omnibuses and tractors.
164. Ships and other vessels (for inland and harbour navigation.).
165. Rubber tyres and tubes.
166. Golf and tennis balls.
167. Ammunition and Explosives.
168. Artificial dentures, limbs and eyes.
169. Baskets and basket ware.
170. Casks (including shooks and staves).
171. Felt, roofing.
172. Gas mantles.
173. Jewellery and gold and silversmiths' wares (including gold wire and thread but not including silver and gold plate).
174. Reconstructed and imitation stones.
175. Matches, safety.
176. Graphone and phonograph records.
177. Painter's Materials other than paints and colours and painters' brushes.
178. Sports and athletic materials (other than firearms ammunition and rubber balls).
179. Animals not for food.

SECOND SCHEDULE.

List of Territories or Places.

1. Any territory or place not forming part of the British Empire.
2. Canada.

英帝國以外及カナダよりのライセンスを條件としての輸入制限品

▲輸入管理令細則（假譯）

（「錫蘭政府官報號外」一九三九年十一月一日第八五四三號よりの拔萃）

國防（輸入管理）規則

國防（輸入管理）規則第四條により總督に與へられたる權能により、錫蘭政府行政官たる予、M・M・ウェダーバーンは本令により左の如き措置を取るものである

（一）稅關長により又は之に代りて下附せられたる許可の權威によるものを除き、第一表に列擧せられたる貨物は第二表に掲記せる領土又は地域より錫蘭へ輸入せらるべからず。

（二）（一）により賦課せられたる制限よりの免除次の如し

（a）一九三九年十一月七日以前に原產地より積出されたること稅關長の確信しうるやう證明せられたる如き貨物

（b）稅關令第廿一章により發せられたる總督の命令に於て指定されたる領事館員に依り又は其の使用の爲に委託又は輸入せらるゝ如き貨物

（c）稅關令第廿二章により輸入稅の支拂を免除せらるる如き貨物

（d）稅關令第四十七章により本章に指定されたる事情、條件に於て無稅通過を要求せらるる如き貨物

（e）稅關規則の規定に依り旅行者の荷物として免除せらるる如き貨物

（f）稅關長が各場合の事情に於て合理的と思考する如き數量に於て個人又は其の家族の個人的使用又は消費の爲に而して販賣を目的とせざるものにして郵便物として個人に依り輸入せらるる如き貨物

錫蘭政府行政官

M・M・ウェダーバーン

コロンボ　一九三九年十一月一日

第一表

品目表

一、穀類—豆類
二、陶磁器
三、チーズ
四、珈琲（燒かざるもの、乾燥せざるもの）
五、魚罐詰
六、新鮮林檎及葡萄
七、棗（ナツメ棕櫚）
八、ギー（羊酪油）代用品
九、馬鈴薯
一〇、ブランデー
一一、シャンペン
一二、煙草（加工せざるもの）
一三、アスファルト
一四、金剛石
一五、木材（枕木を除く）
一六、肥料
燐鑛石、石灰、窯素、硝酸曹達（智利硝石）、硫酸アンモニア、過燐酸石灰
一七、陶磁器（衞生器用取付品を除く）
一八、板硝子以外の硝子及同製品

一九、セメント
二〇、鐵及鋼の條、竿、錠（クリスター、シャンバー、兵工用鋼を含む）―仕上げられざるもの
二一、鐵及鋼―壓延せる山型を成せるもの、鋲、溝型を成せるもの、シエイアスタンドンエクション、工型を成せるもの、桁、梁、根太、柱―仕上げざるもの
二二、鐵鋼板（金鍍を爲し又仕上げざるもの）
二三、金鍍波鐵板（仕上げざるもの）
二四、鐵　條　鋼
二五、鐵　釘
二六、工具及其の部分品（機械及農業用具を除く）
二七、寫眞器（印畫紙、乾板、フイルムを含む但活動寫眞用フイルムを除く）
二八、懷中時計及同部分品
二九、無線電信電話用品
三〇、乾　電　池
三一、電信電話用具以外の電氣器具並電池及蓄電池（自動車用電池を除く）
三二、冷藏庫並に冷藏機械
三三、タイプライター及同部分品
三四、晒　綿　布
三五、染　色　綿　布
三六、生　地　綿　布
三七、捺　染　綿　布
三八、以上に該當せざる綿製品
三九、交織綿布（重量に於て綿以外の材料五〇%を超えざるもの）
四〇、絹及繭子製品並びに同上交織品（四二番に該當する衣服を除く）
四一、人造絹並に之に類似の製品、交織品（四二番に該當する衣服を除く）
四二、絹、繭ネ、毛、綿製衣服
四三、長靴、短靴―護謨引スック製
四四、長靴、短靴―其の他
四五、革　　鞣
四六、底　　革
四七、雜革製品（ミーネ製品を除く）
四八、書記用紙（封筒、罫線なき書記用紙を含む）
四九、紙（印刷用紙、書簡用紙、包裝用紙、裏打紙、吸取紙、事業印書紙を除く）
五〇、厚さ〇・一五粍（普通の表紙等に用ひる）厚より薄くして強く、合せ紙、板紙
五一、紙及板紙製品
五二、電氣物自動車、貨物自動車、乘合自動車、トラクター
五三、各種自動車業用部分品及附屬品（瓦斯發電機及同附屬品を含む）
五四、雜貨（傘、飾扇、ビンを除く）
五五、蓄音機及同部分品、附屬品（レコードを除く）
五六、化粧品、化粧用粉末、化粧用品及化粧用製品に必要なる劑品（香水を除く）
五七、紙以外の敷用品
五八、金屬製玩具以外の玩具及室內遊戲用品
五九、洋　　傘

第二表

領土及地域表

一、英領以外の全ての國
二、カナダ

[Extract from the "Ceylon Government Gazette Extraordinary" No. 8,543 of November 1, 1939.]

THE DEFENCE (CONTROL OF IMPORTS) REGULATIONS.

BY virtue of the powers vested in the Governor by regulation 4 of the Defence (Control of Imports) Regulations, I, Maxwell MacLagan Wedderburn, Officer Administering the Government of Ceylon, do by this Order—

(1) direct that, except under the authority of a licence granted by or on behalf of the Controller of Imports, the goods specified in the First Schedule hereto shall not be imported into Ceylon from any territory or place mentioned or described in the Second Schedule hereto; and

(2) exempt from the restriction imposed by paragraph (1)—

(*a*) such of those goods as may be proved to the satisfaction of the Principal Collector of Customs to have been shipped from the country of origin before the seventh day of November, 1939;

(*b*) such of those goods as may be consigned to or imported by or for the use of consular officers named in any Order of the Governor issued under section 21 of the Customs Ordinance;

(*c*) such of those goods, as may be exempted from payment of import duty under section 22 of the Customs Ordinance;

(*d*) such of those goods as may be required by section 47 of the Customs Ordinance to be passed duty free in the circumstances and on the terms and conditions prescribed in that section;

(*e*) such of those goods as are exempted as passengers' luggage within the meaning of the Customs Regulations;

(*f*) such of those goods as may be imported by indiniduals through the post for the personal use or consumption of such indiyiduals or their families, and not for sale, in such quantities as the Principal Collector of Customs may consider reasonable in the circumstances of each case.

M. M. WEDDERBURN,
Officer Administering the
Government of Ceylon.

Colombo, November 1, 1939.

FIRST SCHEDULE.

List of Goods.

1. Grain: Beans.
2. Pig Products.
3. Cheese.
4. Coffee, not roasted and ground.
5. Fish, tinned.
6. Fresh Apples and Grapes.
7. Dates.
8. Substitutes for Ghee.
9. Potatoes.
10. Brandy.
11. Champagne.
12. Tobacco, unmanufactured.
13. Asphalt.
14. Diamonds.
15. Wood and timber other than sleepers.
16. Manures:

    Mineral Rock Phosphate.

    Calcium cynamide.

    Nitrate of soda.

    Sulphate of Ammonia.

    Superphosphate.
17. Chinaware and Porcelain ware other than sanitary fittings.
18. Glass and glassware other than plate glass.
19. Cement.
20. Iron and steel bars and rods, slabs, including blister, jumper and tool steel—not fabricated.
21. Iron and steel rolled angles, bulbs, channels, shapes and sections, H-irons, girders, tees, beams, joists, pillars—not fabricated.
22. Plates and sheets, not coated—not fabricated.
23. Plates and sheets coated—galvanized, flat, not fabricated.
24. Wire, fencing—Barbed.
25. Wire nails.
26. Implements and tools and parts thereof (other than machine and agricultural tools).
27. Photographic instruments, appliances and apparatus (including papers, plates and films other than cinematograph films).
28. Watches, complete and parts thereof.
29. Wireless goods and apparatus.
30. Dry Cell batteries.
31. Electrical goods and apparatus other than telegraph and telephone apparatus and electrical batteries and accumulators (other than splashproof batteries for motor cars).
32. Refrigerators and refrigerating machinery.
33. Typewriters and part.
34. Piece good of cotton, bleached.
35. Piece goods of cotton, dyed.
36. Piece goods of cotton, grey.
37. Piece goods of cotton, printed.
38. Cotton manufactures not specified above.
39. Piece goods of cotton mixed with less than 50 per cent. by weight of other material.
40. Silk and satin manufactures including any admixture thereof (other than apparel which falls under item 42).
41. Artificial silk, including manufactures and any admixture thereof (other than apparel which falls under item 42).
42. All apparel of silk, satin, wool or cotton.
43. Boots and shoes—Canvas rubber-soled.
44. Boots and shoes—Other.
45. Camphor.
46. Sulphur.
47. Patent medicines (other than quinine preparations).
48. Paper, writing (including envelopes writing pads without printed headings)
49. Paper, other than printing, writing, packing, wrapping, lining, blotting and tissue paper.
50. Millboard, straw-board, cardboard and pasteboard.
51. Manufactures of paper and cardboard.
52. Motor lorries, motor vans, motor omnibuses and tractors.
53. Spare parts and accessories for all motor vehicles including magnetos and accessories.
54. Haberdashery other than buttons, studs and pins.
55. Gramophones and phonographs, including parts and accessories other than records.
56. Cosmetics, powder and toilet requisites and articles used in the manufactures thereof (other than perfumed spirits).
57. Stationery other than paper.
58. Toys and parlour games other than metal toys.
59. Umbrellas.

SECOND SCHEDULE.

List of Territories or Places.

1. Any territory or place not forming part of the British Empire.
2. Canada.

輸入管理令細則の一部改正

錫蘭政府は十一月十日附官報を以て、兼に公布實施した輸入管理令細則を次の通り改正する旨告示した。右改正の主要點は左の如くである。

一、絕對輸入禁止品に關する細則中(二)の(a)の次に加奈陀及英帝國外よりする輸入禁止品に關する細則中(二)の(a)の次に夫れ々々新に左の一項を加ふ

(aa) 一九三九年十一月二日以前の契約を履行する爲原產國より出荷せることを輸入管理官に滿足に立證し得る商品

二、加奈陀及英帝國外よりの輸入品にしてライセンスによる輸入可能品に關する細則の品名表中

(イ) 一六號品名中 calcium cynamide を calcium cyanamide と修正すること

(ロ) 五二號品名の後に 52A. Machanically propelled road vehicles other than motor lorries, motor vans, motor omnibusses and tractors なる一項を挿入すること

(ハ) 五四號品名を削り其の場所に 54. Rubber tyres and tubes を挿入すること

右修正により前記(ハ)の五四號小間物類は自然無制限輸入品となり、又輸入禁止品であつた Road vehicles other than 云々の商品には Mechanically propelled なる文字を冠し前記(ハ)に挿入した結果其の解釋上、乘用自動車及オートバイはライセンスによる輸入可能品となり、完成自轉車及人力車等は無制限輸入品となつた。

三、加奈陀及英帝國外よりする輸入禁止品に關する細則品名表中

(イ) 四一號 Tabacco manufactured の後に cigarettes なる文字を挿入し同四一號の次に 41A. Tobacco manufactured: others なる一項を新に挿入すること

(ロ) 九七號アルミニューム製(酒を含む)、一六三號路上乘物及一六五號護謨タイヤー及チューブを削除すること

(ハ) 一一一號品名表尾 Other dental, surgical, medical and veterinary なる文字を削除すること

(ニ) 一四三號 sodium bisulphate を sodium bisulphite と修正すること

(ホ) 一五三號 Petroleum refined: other の次く than Kerosene oil, Motor Spirits and Lubricating Oil の文字を挿入すること

右により前記(ロ)のアルミニューム器及同箔、(ハ)の齒科、外科、獸醫科、警察用器具及(ニ)の商品中に含まれて居つた石油、ガソリン、機械油等は孰れも夫々無制限輸入品となつた次第である。

THE DEFENCE (CONTROL OF IMPORTS) REGULATIONS.

By virtue of the powers vested in the Governor by regulation 3 of the Defence (Control of Imports) Regulations, I, Maxwell MacLagan Wedderburn, Officer Administering the Government of Ceylon, do by this Order amend the Order made under the said regulation and published at page 1917 of Gazette Extraordinary No. 8,543 of November 1, 1939 by the insertion, immediately after paragraph (a) in clause (2) of that Order, of the following new paragraph :—

"(aa) Such of those goods as may be proved to the satisfaction of the Controller to have been shipped from the country of origin in pursuance of a contract entered into before the second day of November, 1939;"

M. M. WEDDERBURN,
Officer Administering the
Government of Ceylon.

Colombo, November 9, 1939.

"THE DEFENCE (CONTROL OF IMPORTS) REGULATIONS."

By virtue of the powers vested in the Governor by regulation 4 of the Defence (Control of Imports) Regulations, I, Maxwell MacLagan Wedderburn, Officer Administering the Government of Ceylon, do by this Order amend the First Schedule to the Order under the said regulation, published in Gazette Extraordinary No. 8,543 of November 1, 1939, as follows :—

(1) in item 16, by the substitution for the words "calcium cynamide," of the words "calcium cyanamide";

(2) by the insertion, immediately after item 52, of the following new item :—

"52A. Mechanically propelled road vehicles other than motor, lorries, motor vans, motor omnibuses and tractors";

and

(3) by the omission of item 54 and by the substitution of the following new item therefor :—

"54. Rubber tyres and tubes."

M. M. WEDDERBURN,
Officer Administering the
Government of Ceylon.

Colombo, November 9, 1939.

"THE DEFENCE (CONTROL OF IMPORTS) REGULATIONS."

By virtue of the powers vested in the Governor by regulation 3 of the Defence (Control of Imports) Regulations, I, Maxwell MacLagan Wedderburn, Officer Administering the Government of Ceylon, do by this Order amend the Order under the said regulation published at page 1918 of Gazette Extraordinary No. 8,543 of November 1, 1939, as follows :—

(1) in clause (2) of that Order, by the insertion, immediately after paragraph (a) of that clause, of the following new paragraph :—

"(aa) such of those goods as may be proved to the

satisfaction of the Controller to have been shipped from the country of origin in pursuance of a contract entered into before the second day of November, 1939";

(2) in the First Schedule to that Order—

(*a*) by the substitution, for the four items 38, 39, 40 and 41, of the five following new items:—

"38-Tobacco, manufactured: Beedies
39-Tobacco, manufactured: Cigars
40-Tobacco, manufactured: Snuff
41-Tobacco, manufactured: Cigarettes
41A-Tobacco, manufactured: Other."

(*b*) by the omission of the following items from that Schedule:—

"97. Aluminium ware including foil for packing produce for export.
163. Road vehicles other than motor lorries, motor vans, motor omnibuses and tractors.
165. Rubber tyres and tubes";

(*c*) by the omission from item 111, which relates to "Instruments, appliances and apparatus (other than electrical)," of that part of that item which is described as "Other-dental, surgical, medical and veterinary.";

(*d*) by the substitution in item 143, for the words "sodium bisulphate," of the words "sodium bisulphite"; and

(*e*) by the substitution in item 153, for the words "refined: other," of the words "refined, other than Kerosene oil, Motor Spirits and Lubricating Oil."

M. M. WEDDERBURN,
Officer Administering the
Government of Ceylon.

Colombo, November 9, 1939.

輸入管理令細則の改正

錫蘭政府は十一月一日附を以て輸入管理令細則を次の通り改正する旨を告示した。改正諸點は左の通りである。

1. 一定の地域(英帝國外及加領)よりする輸入品にして輸入ライセンスを要する商品に關する細則中の改正諸點

(一) 同細則(一)の(b)の次に左の五項を追加す(細則(一)とは本則適用除外規定なり)

(g) 錫蘭駐在官又は錫蘭居住者にして錫蘭に歸來するものの輸入する商品但し稅關長が適當と認めたる數量に限る

(h) 關稅法施行細則に從ひ再輸入するものなることを稅關長に立證したる商品

(i) 船舶代理店員又は同代理店員が業務用に供する目的を以て其の代理する船舶會社の所有する船にて輸入する商品但し稅關長が適當と認めたる數量に限る

(j) 商用旅客又は該代理店員又は其の家族として輸入する商品

(k) 副食總物(酒精飛、換氣綿布、染綿布及人繊布)輸入制度に依り稅關長より給付せられたるライセンスに據り一九三九年十二月三十一日以前に輸入する商品

(二) 本細則附屬品目(即ちライセンスを要する商品目)表中の改正部分

(a) 第二號商品の次に第二號Aとして新に Beer, ale, porter and all other malt liquors なる一項を挿入す(即ち麥酒が輸入禁止品よりライセンスによる輸入許可品となりたる次第なり)

(b) 第一六號、第二二號、第二七號、第三一號、第四二號及第五三號商品名を別紙官報記載の通り修正す

(c) 第五四號商品の次に第五四號Aとして新に Imitation Jewellery and haberdashery not included in item 42 なる一項を挿入す

二、一定の地域(英帝國外及加領)よりする輸入禁止品に關する細則中の改正諸點

(一ノ六) 同細則(二)の(aa)中の "before the second day" なる語句を "before, or an indent bearing a date prior to, the second day" と修正す(細則(二)とは本則適用除外規定なり)

(a) 同細則(二)の(f)の次に左の三項を追加す

(g) 前關稅ライセンスを要する輸入商品細則改正中(一)の(g)に同じ

(h) 同上(h)に同じ

(i) 同上(i)に同じ

(二) 本細則附屬品目(輸入禁止商品名)表中の改正部分

(a) 第五號商品名を frozen meat (other than pork), poultry and ame と修正す

(b) 第八號商品(beer, ale and porter)を削除す

(c) 第三三、三五、三四、五五、五七、五八、五九、六二、六七、六九、一〇〇、一一五、一一三、一三九、一六七及一七三の各號商品を夫々別紙官報記載の通り修正す

(d) 第一四九號商品(Quinine and quinine proparations)を削除す

三、繼續輸入禁止品に關する細則中の改正諸點

(一ノ六) 同細則(二)の(aa)中の "before the second day" なる語句を前項一(一)(イ)同樣に修正す(細則(二)とは本則適用除外規定なり)

(ロ) 同細則(二)の(f)の次に左の二項を追加す

(g) 前關稅地域的輸入禁止品細則改正中(一)の(g)に同じ

(h) 同上(h)に同じ

(二) 本細則附屬品目(繼續輸入禁止品名)表中の改正部分

(a) 第二、第七、第九の各號商品を夫々別紙記載の通り修正す

(b) 第一〇號商品(Gold plate)を削除す

尙改正品目中本邦輸入品に關係あるものを列擧すれば次の如くである。

(一) ライセンスに依る輸入許可品

2 A beer, ale, porter and all other malt liquors
(本改正前は地域的輸入禁止品なりしもの)
16 super-phosphate
29 wireless goods apparatus including batteries & accumulators
31 electric goods

42 all apparel of silk, satin, artifical silk, wool or cotton banians, hosiery, habderdashery and millinery

(11) 1 食用油脂よりの第六表生品

57 vegeta ble oils, fats and greases (other than essential oils, olive oil and substitutes of ghee)

72 sanitary fittings including cisterns and baths (porcelain, chinaware and earthernware)

115 electrical batteries and accumulators (except splash-proof for motor vehicles) other than dry cell batteries and wireless batteries and accumulators

139 sail cloth or canvas (linen)

(111) 香水類第六表生品

7 perfumed spirits (other than bay-rum, eau-de-cologne, lavender water and hair lotions)

December 11, 1939.

"THE DEFEFCE (CONTROL OF IMPORTS) REGULATIONS."

ORDER.

By virtue of the powers vested in me by regulation 4 of the Defence (Control of Imports) Regulations, I, Andrew Caldecott, Governor of Ceylon, do by this Order further amend the Order under the said regulation published at page 1919 of Gazette Extraordinary No. 8, 543 of November 1, 1939, as amended by the Order published in Gazette No. 8,548 of November 10, 1939, as follows:—

(1) in Clause 2 of that Order, by the insertion immediately after paragraph (f), of the following new paragraphs:—

"(g) such of those goods as may be imported by visitors, or residents returning to the Island, in such quantities as the Principal Collector of Customs may consider reasonable in the circumstances of each case; and

(h) such of those goods as are proved to the Principal Collector of Customs to be articles reimported in accordance with the Regulations made by the Principal Collector of Customs under Schedule A to the Customs Ordinance; and

(i) such of those goods as may be imported by the agents or the members of the staff of the agents of any shipping company, in vessels belonging to that company, for the use of such agents or staff and in such quantities as the Principal Collector of Customs may consider reasonable in the circumstances of each case; and

(j) such of those goods as may be imported as samples or patterns by commercial travellers or indenting agents; and

(k) such of those goods as may be imported before the thirty-first day of December, 1939, on a licence granted by the Principal Collector of Customs under the Ceylon Importation of Textiles (Quotas) Orders in Council, 1934 and 1936,";

(2) in the First Schedule to that Order—

(a) by the insertion, immediately after item 2, of the following new item:—

"(2A) Beer, ale, porter and all other malt liquors.";

(b) by the substitution, for items 16, 22, 29, 31, 42 and 53 respectively, of the following new items in the appropriate places:—

"16. Manures—
Mineral Rock Phosphate
Calcium Cyanamide
Nitrate or Soda
Muriate of Potash
Sulphate of Ammonia
Sulphate of Potash
Superphosphate
Sylvinite.

22. Plates and sheets, not coated-not fabricated, excluding sheets and circles declared to be imported for the purpose of manufacturing drums for the export of local produce.

29. Wireless goods and apparatus including batteries and accumulators.

31. Electrical goods and apparatus other than telegraph and telephone apparatus, electric batteries and accumulators, electric wires and cables and electric lighting accessories and fittings.

42. All apparel of silk, satin, artificial silk, wool or cotton, including cotton banians, hosiery, haberdashery and millinery.

53. Spare parts and accessories for all motor vehicles including magnetos and accumulators."

(c) by the insertion, immediately after item 54, of the following new item:—

"54A. Imitation Jewellery and haberdashery not included in item 42."

THE DEFENCE (CONTROL OF IMPORTS), REGULATIONS.

ORDER.

By virtue of the powers vested in me by regulation 3 of

the Defence (Control of Imports) Regulations, I, Andrew Caldecott, Governor of Ceylon, do by this Order further amend the Order under the said regulation published at page 1918 of Gazette Extraordinary No. 8,543 of November 1, 1939, as amended by the Order published in Gazette No. 8,548 of November 10, 1939, as follows:—

(1) in Clause 2 of that Order—

(a) by the substitution in paragraph (aa), for the words "before the second day," of the words "before, or an indent bearing a date prior to, the second day;"

(b) by the insertion immediately after paragraph (f), of the following new paragraphs—

"(g) such of those goods as may be imported by visitors, or residents returning to the Island, in such quantities as the Principal Collector of Customs may consider reasonable in the circumstances of each case; and

(h) such of those goods as are proved to the Principal Collector of Customs to be articles reimported in accordance with the Regulations made by the Principal Collector of Customs under Schedule A the Customs Ordinance; and

(i) such of those goods as may be imported by the agents or the members of the staff of the agents of any shipping company, in vessels belonging to that company, for the use of such agents or staff and in such quantities as the Principal Collector of Customs may consider reasonable in the circumstances of each case;"

(2) in the First Schedule to that Order—

(a) by the substitution, for item 5 of the following new item—

"5. Frozen meat (other than pork), poultry and game.;"

(b) by the ommission of item 8;

(c) by the substitution, for items 23, 25, 34, 35, 57, 58, 59, 62, 72, 95, 100, 115, 122, 139, 167 and 173, respectively, of the following new items in the appropriate places:—

"23. Fish preserved (other than dried, salted or tinned but including potted fish and jadi).

"25. Fruits (other than dates) dried or preserved otherwise than in sugar, syrup or spirits.

34. Spitits other than brandy, rectified spirits of wine and spirits denatured to the satisfaction of the Principal Collector of Customs.

55. Waxes of all kinds other than sealing wax.

57. Vegetable oils, fats and greases (other than essential oils, olive oil and substitutes for ghee).

58. Hides and skins, raw or salted.

59. Raw rubber.

62. All manures other than—
Basic Slag
Mineral Rock Phosphate
Calcium Cyanamide
Nitrate of Soda
Muriate of Potash
Sulphate of Ammonia
Sulphate of Potash
Superphosphate
Sylvinite.

72. Sanitary fittings including cisterns and baths (porcelain, chinaware and earthernware).

98. Brass and alloys of copper and manufactures thereof (other than nails and acrews) falling within the Customs classification Class III., Group D.

100. Electroplate including silverplated and goldplated ware but excluding wire, thread and imitation jewellery.

115. Electrical batteries and accumulators (except splashproof for motor vehicles) other than dry cell batteries and wireless batteriess and accumulators.

122. Magnetos (Ignition) other than for motor vehicles.

139. Sail cloth or canvas (linen).

167. Ammunition and explosives (other than fireworks including Chinese crackers).

173. Jewellery including silver, gold, silverplated and goldplated wire and thread but excluding imitation jewellery.";

(d) by the ommission of item 149.

A. CALDECOTT,
Governor.

Kandy, December 10, 1939.

THE DEFENCE (CONTROL OF IMPORTS) REGULATIONS.

ORDER.

By virtue of the powers vested in me by regulation 3 of the Defence (Control of Imports) Regulations, I, Andrew Caldecott, Governor of Ceylon, do by this Order further amend the Order under the said regulation published at page 1917 of Gazette Extraordinary No. 8,543 of November 1, 1939, as amended by the Order published in Gazette No. 8,548 of November 10, 1939, as follows:—

(1) in Caluse 2 of that Order—

(a) by the substitution in paragraph (aa), for the words "before the second day," of the words "before, or an indent bearing a date prior to the second day";

(b) by the insertion immediately after paragraph (f), of the following new paragraphs:—

"(g) such of those goods as may be imported by visitors, or residents returning to the Island, in such quantities as the Principal Collector of Customs may consider reasonable in the Circumstances of each case; and

(h) such of those goods as are proved to the Principal Collector of Customsto be articles reimported in accordance with the Regulations made by the Principal Collector of Customs under Schedule A to the Customs Ordinance.";

(2) in the Schedule to that Order—

(a) by the substitution, for items 2, 7, and 9 respectively, of the following new items in the appropriate place:—

"2. Firewokrs, including Chinese crackers.

7. Perfumed Spirits (other than bay-rum, eau-decologne, lavendar water and hair lotions).

9. Articles of solid silver or gold (other than jewellery, gold or silver wire, and gold or silver thread).";

(b) by the omission of item 10.

A. CALDECOTT,
Governor.

Kandy, December 10, 1939.

ビール其の他輸入稅引上

錫蘭政府は十一月一日からビールの一般稅率を一ガロンに付、一留比から一留比五十仙に引上げることに定め、即日實施した。

又それと同時に十月三十一日附官報告示を以て左の通り珈琲、酒類、煙草類等の輸入稅を引上げ、同じく十一月一日から之を實施した。

SCHEDULE

GOODS	Unit of quantity.	OLD TARIFF Prefer ential Rate Rs. c.	OLD TARIFF General Rate Rs. c.	AMENDED TARIFF Preferential Rate Rs. c.	AMENDED TARIFF General Rate Rs. c.
Beer, ale and porter, and all other malt liquors	per gallon	1.00	1.25	1.25	1.25
Coffee	per lh.	—	0.10	—	0.20
Spirits (not being sweetened or mixed with any articles so that the degree of strength thereof cannot be ascertained by Sykes' Hydrometer) for every gallon of the strength of proof by such hydrometer and so in proportion for any greater or less strength than the strength of proof and for any greater or less quanity than a gallon. Provided that in no case shall the duty be less tnan— Rs. 16.00 where the duty per proof gallon is Rs. 20.00 Rs. 21.00 where the duty per proof gallon is Rs. 25.00 Rs. 24.00 where the duty per proof gallon is Rs. 28.50					
Brandy in respect of which a certificate is produced to the satisfaction of the Collector of Customs that the spirit is produced from the juice of the grape and has been matured for not less than 5 years	per proof gallon	—	17.50	—	20.00

All other brandy	per proof gallon.	—	22.00	—	25.00
Gin	„ „ „	22.00	25.00	25.00	28.50
Rum	„ „ „	—	17.50	—	20.00
Whisky in respect of which a certificate is produced to the satisfaction of the Collector of Customs that the spirit has been matured for not less than 5 years	„ „ „	—	17.50	—	20.00
All other Whisky	„ „ „	—	22.00	—	25.00
Unenumerated (excluding spirits denatured to the satisfaction of the Principal Collector of Customs)	„ „ „	—	17.50	—	20.00
Other spirits, being sweetened or mixed so that the strength cannot be ascertained as aforesaid, namely—					
Liqueurs and Cordials	per imperial gallon.	—	18.00	—	30.00
Unenumerated	„ „ „	—	18.00	—	30.00
Wine—					
sparkling	per gallon.	—	6.00	—	12.00
Other—					
In wood	„ „	—	3.00	—	4.50
In bottle	„ „	—	3.50	—	5.00
Tobacco					
Manufactured—					
Beedies	per lb. of their gross weight.	2.00	2.30	2.50	3.00

Cigarettes—					
(i) Manufactured in the British Empire from Empire grown tobacco—					
(a) Sold wholesale at not more than Rs. 13 per lb. net	per lb.	5.00	—	7.00	—
(b) Sold wholesale at more than Rs. 13 per lb. net	„ „	6.00	—	8.00	
(ii) Manufactured in the British Empire from foreign tobacco—					
(a) Sold wholesale at not more than Rs. 13 per lb. net	„ „	5.50	—	7.50	
(b) Sold wholesale at more than Rs. 13 per lb. net	„ „	6.50	—	8.50	—
(iii) Manufactured in the British Empire from Empire-grown and foreign tobacco at rates intermediate between (i) and (ii) above according to the certified proportion of Empire and foreign leaf contact	„ „				
(iv) Manufactured in foreign countries	„ „	—	7.00	—	9.00
Cigars	„ „	4.00	4.75	6.00	6.75
Hooka & beedy tobacco	„ „	2.00	2.30	4.00	4.30
Snuff	„ „	3.00	3.50	5.00	5.50
Tobacco not elsewhere specified	„ „	4.00	4.75	6.00	6.74